

アジア研究所紀要

第四十三号

日系企業による南アジアを通じた中東・アフリカへの

グローバルバリューチェーン展開に関する一考察……………小森 正彦
国際的株式持ち合いと混合寡占市場……………高橋 知也
副大統領をめぐる政治—アフリカを中心として—……………鈴木 亨尚

米国の企業内大学とビジネススクールにおける“Being”教育:

—GEとハーバードビジネススクールの
リーダーシッププログラムに関する一考察—……………九門 大士
新疆ウイグル自治区少数民族教育と人材育成……………居来提・色依提
(ジュラエティ・セイテイ)

Success Factors of Participatory Irrigation Management:

Case of the Busao Communal Irrigation System

in Bohol, Philippines …………… Ieko KAKUTA (角田宇子)
中国における環境保護法の改正……………小林 熙直

2016年

亜細亜大学アジア研究所

アジア研究所紀要

は し が き

紀要第43号には、次の7本の論文が掲載されている。

小森正彦「日系企業による南アジアを通じた中東・アフリカへのグローバルバリューチェーン展開に関する一考察」、高橋知也「国際的株式持ち合いと混合寡占市場」、鈴木亨尚「副大統領をめぐる政治—アフリカを中心として—」、九門大士「米国の企業内大学とビジネススクールにおける“Being”教育」、居来提・色依提（ジュラエティ・セイテイ）「新疆ウイグル自治区少数民族教育と人材育成」、角田宇子「Successful Factors of Participatory Irrigation Management」、小林熙直「中国における環境保護法の改正」。各論文の要旨は以下の通りである。

小森論文

日系企業は南アジアを通じ、中東アフリカにグローバルバリューチェーンを展開している。鉱業や卸小売などの業種において、付加価値貿易が地域間で行われている。日本は製鉄や電子光学機械、建設機械、一般機械などで存在感が大きい。サービス業では、日系企業の高度な物流サービスが、現地での事業活動を支えている。ドバイでは日系の生活関連企業のサービスが、現地の富裕層に評判となっている。アフリカでは日本製で耐久性の高い中古車が、補修部品も含め人気である。インドは雇用創出のため製造業を振興しており、次の生産拠点として有望である。印僑と人的関係を構築できれば、中東アフリカに拡がる販売ネットワークの力を借りることも可能となろう。

高橋論文

中国自動車市場を念頭に置きながら、国有企業と外資系企業が競争する市場を本稿では考察している。Brander and Spencer 流の戦略的貿易政策と同一であるが、重要な拡張点としては第三国市場において自国企業及び外国企

業が供給する財と代替的な関係にある財を国営企業が供給している点である。さらに重要な点は cross ownership（株式持ち合い）を検討していることである。具体的には自国企業が外国企業の株式を保有している。ただし、その保有比率は50%未満のため、外国企業が自主的な経営権を保持しながら、利潤最大化を実現するように行動することを考えている。国際的な株式持ち合いは競争関係さらに政府の政策にどのような影響を与えるのかは重要な問題である。国際的な cross ownership（株式持ち合い）と混合寡占を結び付けた研究はあまり存在せず、しかも Brander and Spencer（1985）の戦略的貿易政策をさらに検討したものも存在しない。そこで本稿はこれら3要素を考慮に入れた分析となっている。第一の貢献は国営企業の存在は Brander-Spencer 流の戦略的貿易政策における輸出補助金を与えることが最適であるという結論に変更をもたらさなかった。ただし、自国の厚生を考えた場合、自国企業が外国企業の株式を保有することでの配当所得を考慮に入れない場合、自国企業による外国企業の株式保有比率の増大は輸出補助金を増大させるが、配当所得を考慮に入れた場合は輸出補助金を減少させる。つまり株式持ち合いは輸出補助金を低下させることが第二の本稿における貢献である。

鈴木論文

本稿は、民主主義との関連で、アフリカにおける副大統領という政治制度をめぐってなされる政治を検討することを目的としている。そのため、第1節ではデータを示し、分類を行う。第2～9節では、近年、副大統領をめぐる政治が、各国の政治において、特に重要な役割を果たしたと思われる8か国をナイジェリア、ザンビア、マラウイ、赤道ギニア、南スーダン、ブルンジ、南アフリカ、セネガルの順で検討する。そして、最後に、議論を整理する。なお、副大統領をめぐる政治を論ずるという特性上、以下の各節では、副大統領を直接論ずるだけでなく、各国政治を包括的に論ずることになる。

九門論文

米国の企業内大学やビジネススクールにおけるリーダーシップ教育において、従来は事実、理論やスキルなどを教育することが一般的であった。しかし、最近では、企業におけるマインドフルネス研修の導入や、従来型のMBA教育の改革が行われるなどより“Being（自分は何者かを知る）”ことに関する教育が重要視されるようになってきた。本研究は、米国において“Being”を深めるための教育について、コーポレートユニバーシティ（以下、企業内大学）を活用して早期から取り組んでいるGEクロトンビルと最近プログラム改革を行ったHBSのリーダーシッププログラムの事例研究を行い、教育プログラムの内容や実施方法などを明らかにすることを目的とする。

居来提・色依提（ジュラエティ・セイテイ）論文

中国は多民族国家で、全部で56の民族があり、漢族を除いて55の少数民族が存在する。従って、少数民族教育は我が国の教育の重要な構成部分であり、横方向の発展から56の民族の歴史的背景と発展過程が違うため、少数民族と民族地区の全体の教育水準は、依然として全国の平均教育水準より低いことは事実である。

新疆ウイグル自治区（略称新疆）も多民族地域で、その中で従来からの少数民族の数は13で新疆総人口の60%を占める。ある意味、新疆の発展は少数民族の教育水準に左右される。少数民族の教育水準は新疆の教育の質に依存する。よって新疆の人口構成の特徴からみれば、新疆の教育水準を必ず大きな力で発展させなければならないという事実を示している。これは直接、社会の安定、経済の発展と民族の団結などに関係する。

角田論文

The Philippines National Irrigation Administration (NIA) has promoted participatory irrigation management in Communal Irrigation Systems

(CISs) since the mid-1970s; however, CIS performance has generally been poor. Despite the unsuccessful CISs, the Busao CIS in Bohol Province, and its water users association (WUA), BATS Irrigator's Association (IA), is an exceptionally successful case. This paper examines the factors of the successful management of the Busao CIS and BATS IA, using the theories of common-pool resources proposed by Ostrom (1990) and Freeman (1989, 1992). The fundamental reason for the successful performance of the BATS IA is that it uses a distributional share system, which Freeman refers to as the very heart of an effective WUA. In the BATS IA, the irrigation service fee (ISF) is set as 10% of harvested rice, which is considered almost equivalent to the volume of water a member receives. Thus, water volumes received by each member are roughly proportionate to the share of system costs paid by each member. Additionally, the BATS IA conducted canal cementing in order to make irrigation water reach the end of the canal downstream, introducing external aids from the Embassy of Japan (EOJ) and the NIA. The IA water tender monitors and cleans the canals every day to avoid a water shortage. Consequently, the BATS IA can attain equal water distribution within the CIS. Moreover, the number of members on the Board of Directors selected from each barangay (village) is proportionate to the number of IA members of each barangay. As such, in the BATS IA, a member's share of cost is proportionate to his/her share of water and share of vote. Therefore, distributional share system exists in the BATS IA, and the sense of fairness is shared among IA members. In addition, the BATS IA has sophisticated irrigation management systems that fit the theories of Ostrom and Freeman. Therefore, the BATS IA has cooperative IA members that join IA activities and follow IA bylaws. Hence, it can have equal water distribution from the head to

tail portion. The operation and maintenance of the irrigation facilities is successfully implemented by the BATS IA. There are few conflicts, and the IA can attain 100% ISF collection. Further, since the BATS IA has the ability to negotiate with outsiders, such as the NIA, local government, and EOJ, the latter can assign IA with many projects and provide assistance. Consequently, the BATS IA can have stable and successful IA management for a long period.

小林論文

2015年1月、中国では25年ぶりに全面改正された環境保護法が施行された。改正法は立法機関において2年間に4度の慎重審議を経て批准、公布されているが、改正の要点は次の3点に集約できよう。すなわち、汚染責任者に対する罰則の強化、公益訴訟における主体の明確化および環境保護監督部門の職責の強化である。

本論文では、このような特徴をもつ改正法を以下の構成で紹介する。Ⅰ環境保護法の改正と主要課題、Ⅱ環境保護関連法規の強化。

充実した論文を執筆された執筆者および多忙な中で査読の労を取って頂いた先生方に心より感謝いたします。

2016年12月末日

アジア研究所所長

石川幸一

目 次

日系企業による南アジアを通じた中東・アフリカへの

グローバルバリューチェーン展開に関する

一考察……………小 森 正 彦 1

国際的株式持ち合いと混合寡占市場……………高 橋 知 也 27

副大統領をめぐる政治—アフリカを中心として—……………鈴木 亨 尚 45

米国の企業内大学とビジネススクールにおける

“Being” 教育……………九 門 大 士 133

新疆ウイグル自治区少数民族教育と人材育成……………居来提・色依提 157

(ジュラエティ・セイテイ)

Successful Factors of Participatory Irrigation

Management …………… Ieko KAKUTA (角田宇子) 179

中国における環境保護法の改正……………小 林 熙 直 223

日系企業による南アジアを通じた 中東・アフリカへのグローバルバリューチェーン 展開に関する一考察

小 森 正 彦

A Study of Global Value Chain Development by Japanese Firms through South Asia toward the Middle East and Africa

Masahiko KOMORI

はしがき

自動車や電気機械にみる如く、日系企業は ASEAN においてグローバルバリューチェーン（国際的な付加価値創出の連鎖網、以下 GVC と略）を構築してきた。次の事業展開先としては、南アジアや中東・アフリカが注目されている。インドやアフリカでは人口増が見込まれ、中東では富裕層が存在し、アフリカでも中間層が増えている。しかしこれら地域では、イスラム文化等、政治・経済・社会面で固有の特徴があり、日系企業は業務展開に苦労している。日本人としては、生活面でのハードシップも小さくない。

南アジア、中東・アフリカについて、GVC に関する先行研究を学術論文のデータベース（EBSCOhost 他）で調べると、GVC における新興国のアップグレード（高度化）を論じたものが散見される。Barnesa and Morris (2008) は、南アフリカの自動車産業が GVC とのリンクを強化しつつ発展したことを述べている。また Haakonsson (2009) は、ウガンダの製薬業界が、当初はインドのジェネリック薬を輸入していたものの、後に自国で製造

できるようになった過程を論じている。ただし全般に個別国に関する研究が中心で、分析の視座も経済・産業レベルに留まることが多い。総じて個別企業の事例研究は必ずしも十分になされていない。

一方民間企業はこの地域の成長性に多大な関心を抱いている。ロサンゼルスを本拠とする不動産調査会社、CBRE による2012年のグローバル小売業の出店状況調査では、ドバイの他、アブダビ、クウェート、リヤドが上位にランクしている。また AT カーニーによる2015年のグローバル小売業の出店状況調査では、カタール、アラブ首長国連邦（以下 UAE と略）、サウジアラビア、オマーン、クウェートが上位30位以内にランクしている（サブサハラアフリカではボツワナ、ナイジェリア、アンゴラが目撃都市として挙げられている）。

他方日本では、先行研究を学術論文のデータベース（JAIRO 他）でみる限り、当該地域が日本から遠いこともあり、民族的／社会文化的な研究を除けば、開発経済等の研究が中心的で、経営関連の研究はあまり見当たらない。一般書籍では、安積（2009）などが日系企業の西方展開の可能性を大胆に論じているが、データの裏付けは必ずしも十分ではない。

総じて当該地域には、発展段階の異なる多様な国が混在しており、単独の特定国を対象とした研究が多く、諸国間の「つながり方」を論じたものは乏しい。特に日本～インド～中東・アフリカ間の GVC 展開に着目した研究は見当たらないのが現状である。

第1節 研究の概要

上記を踏まえ、本稿では日系の南アジア、中東・アフリカ進出企業を主対象とし、GVC 展開の観点から分析を行う。バリューチェーンは Porter（1985）の提唱した「価値連鎖」の概念であるが、GVC（国際的な付加価値創出の連鎖網）は、国境を越えた付加価値創出網の「つながり方」を扱うものである。先進国の多国籍企業は、GVC 全体の管理や再構築に注力して

いる。GVC は「どこで付加価値を生み出すか」という、ビジネスモデルの問題とも関係している。

当研究では、まずマクロのデータにより付加価値の流れを概観した後、ミクロの企業調査を行った。具体的には、OECD による付加価値貿易¹ のデータベース (TiVA: Trade in Value Added) や、各社プレスリリース、IR 資料、ウェブサイト、各種報道等で特徴的な動きを把握した。また現地視察 (UAE、南アフリカ、ケニア、タンザニア他²) により、問題意識の醸成と状況確認を行った。

第2節 研究結果

1. 歴史的経緯

梅棹 (1990) は、西洋と東洋の間の地域を「中洋」(Medient) と呼んだ。西は欧州、東は日本他の高度な文明に挟まれた地帯である。このインドから中東に至る地域では、古来インド／ペルシャ／アラブ商人が交易を行ってきた。インドと東アフリカの間には季節風が吹き、紀元前から航路が存在した。インド商人はこれを利用し、中東・アフリカとの間で貿易を行った。その後英国は植民地支配を進め、プランテーション開拓、鉱山開発、鉄道敷設等のため、インド人をアフリカに強制移住させた。これらが印僑³ の源流である。

南アジアにはヒンズー教や仏教、イスラム教等が混在しているが、中東以

1 従来は一国内で生産した最終財の貿易が中心だったため、グロス (総額) の統計でも問題なかったが、GVC 展開により国際的な分業体制がとられ、複数国が生産に関与するようになった。このため産業連関表を元に、中間財取引を除くネットの付加価値ベースで貿易を計測するのが、付加価値貿易統計である。

2 2000.12ケニア、2012.11～12南アフリカ・ナミビア・ジンバブエ・タンザニア、2013.2～3南アフリカ・タンザニア・ドバイ、2013.6エチオピア・ドバイ、2013.7ナミビア・ジンバブエ・ボツワナ・タンザニア・ドバイを訪問した。

3 印僑とはインド以外に住むインド系住民 (Overseas Indian) をいう。アルセロールミタルのミタル CEO、ペプシコのヌーイ CEO、シティグループのバンディット元 CEO 等が著名である。

西はイスラム教の影響が強い。アフリカにはキリスト教や土着の宗教も分布している。英連邦加盟国が多く（インド、スリランカ、バングラデシュ、パキスタン、ケニア、タンザニア、南アフリカ他）、英語が通用する他、クリケットや紅茶といった生活文化面での共通要素も多い。

近年アフリカでは、中国が資源外交を展開している。資源権益を得るため、対象国に ODA（政府開発援助）を供与し、インフラ開発プロジェクトを組んで国営企業に資金を融通し、中国人労働者を投入して工事を進めるやり方である。これに対抗するため、インド政府はアフリカからの留学生受け入れを拡大している。在アフリカの印僑は、ビジネスのネットワークを拡げ、情報交換を密に行っている。

一方中東は、欧州と中印という大国の中間に位置し、立地面で優位性がある。なかでもドバイはペルシャ湾の入り口に位置し、天然の入り江に恵まれ、古くから中継貿易の拠点として栄えてきた。紛争やクーデター、戦争、テロ等が相次ぐ不安定地域において、ドバイの自由主義や政治的安定は貴重であった。ドバイ政府が石油資源の枯渇を見越し、経済の多角化を進めてきたことは先見の明である。1970～1980年代、僅かな石油収入を陸海空運のインフラ整備にあて、経済発展の呼び水とした。経営資源の不足を意識し、フリーゾーンを整備して外資を誘致し、不動産保有を自由化して外国人労働者を導入、さらに観光を振興して外国人観光客を呼び込み、今では GDP の 9 割超を石油以外で稼ぐようになった。いわゆる「場貸し」ビジネスである。「リーマンショック」後、ドバイ経済は外部依存度が高いため打撃を受けたが、最近では復活している。

2. 経済概況

地域では今後も人口が増加する見込みである。主要国の人口は、インド13億人、パキスタン1.8億人、バングラデシュ1.6億人、UAE 9千万人、タンザニア・南アフリカ各5千万人、ケニア4千万人、サウジアラビア3千万人

である（2014年、出所：世界銀行）。国連の中位推計では、2022年にインドの人口が14.2億人となり、中国を抜いて世界一となる見込みである。

2014年の名目 GDP は、インド2.1兆ドル、サウジアラビア7千億ドル、UAE 4千億ドル、南アフリカ3千億ドル（日本は4.6兆ドル）であった（2014年、出所：世界銀行）。PwC（2015）は2050年における GDP の世界シェアに関し、中国が20%、インドは14%となり米国を超えるると予測している。

一人当たり GDP では、石油収入の多い中東が高く（カタール9.7万ドル、UAE 4.4万ドル、サウジアラビア2.4万ドル）、南アジア（インド1.6千ドル、パキスタン1.3千ドル、バングラデシュ1.1千ドル）やアフリカ（南アフリカ6.5千ドル、ケニア1.4千ドル、タンザニア1.0千ドル）は低い（2014年、出所：世界銀行）。中東ではサウジアラビアの如く、居住者に所得税がかからず、光熱水道費の負担も小さい等、実質可処分所得が見かけ以上に大きいことがある。

日本企業のアジア展開では、進出先の FTA/EPA 網を利用し、国際分業を行う戦略が重視されている。インドは二国間の経済協力協定が11件（交渉中10件）・多国間協定が5件（交渉中4件）と多く⁴、世界の主要市場へのゲートウェイとなり得る（出所：JETRO、2016年3月現在）。このような状況下、インドに進出した日系企業は既に588社にのぼる⁵（出所：東洋経済新報社（2015））。このようにインドは既に広域の自由貿易圏の中に組み込まれ、南アジアにおける中心拠点を形成している。

⁴ これに比しパキスタンは二国間協定が3件・多国間協定が1件、スリランカは二国間協定が2件・多国間協定が1件のみ（バングラデシュはなし）である。一方中東はGCC（湾岸協力会議）を通じた枠組みのみ、またアフリカはEU・SADC（南部アフリカ開発共同体）間の枠組み程度に留まる。

⁵ 周辺他国への進出状況は、バングラデシュ23社、スリランカ20社、パキスタン20社、UAE 83社、サウジアラビア43社、南アフリカ66社、ケニア6社、タンザニア3社（日本の親会社ベース）となっている。

南アジアと中東・アフリカをつなぐ経済協力の枠組としては、IORA（環インド洋連合）がある。これは南アジア、中東・アフリカ諸国のみならず、東南アジアも参加する広域的なものである⁶。自由貿易や安全保障、防災等の分野での連携を志向している。

この地域では、印僑がビジネスを仲介している。Ministry of Overseas Indian Affairs によれば、印僑は世界に2800万人超がおり、世界中に分散している。中東・アフリカで分布が多いのは、サウジアラビア280万人、UAE 200万人、南アフリカ155万人等である（この他ケニア7万人、タンザニア5万人）⁷。南アフリカはインド系移民の歴史が長い。モーリシャスは人口の約7割がインド系住民で、アフリカの金融センターとなっている。

Dubai Indian Business Professional Council が印僑のビジネスを繋いでおり、「ドバイは世界で最も美しいインド人の街」だとも囁かれる。サウジアラビアでは、インド人をみたら医者か会計士だとされるほど、印僑の専門職が多い。アフリカの卸小売業でも、印僑のネットワークが重要な役割を果たしている。毎年世界各地で「在外インド人大会」があり、各界で活躍中の印僑が交流している。華僑は東南アジアに集中的に分布し、血縁やコネを重視する等閉鎖的な面があるが、印僑は世界中に分散し、メリットがあればオープンでビジネスライクに話し合えることが多い。

そのような人のつながりを支えているのが、航空などの運輸サービスである。特にエミレーツ航空はドバイをハブとし、南アジアやアフリカ各地を結ぶネットワークを築いている⁸。一方インドの出稼ぎ労働者は、エアイン

⁶ 加盟国は、インド、スリランカ、バングラデシュ、UAE、オマーン、イラン、イエメン、ケニア、タンザニア、モザンビーク、南アフリカ、モーリシャス、セーシェル、コモロ、マダガスカル、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、豪州である。

⁷ インド系住民は、非公式なものも含めると、アフリカ全土で200万人以上存在するとされる。この他印僑が多いのは、米国446万人、マレーシア215万人、英国183万人、スリランカ161万人、ミャンマー201万人、シンガポール70万人（日本2万人）である。

⁸ 主な行き先は、ムンバイ、ニューデリー、チェンナイ、ハイデラバード、バンガロール、コーチン、ティルヴァナンタプラム、カラチ、ダッカ、コロombo、ヨハネスブルグ、ケープタウン、ダーバン、ナイロビ、ダルエスサラーム、アディスアベバ等となっている。

ディアや、格安のフライドバイ航空等を利用している。ケララ州などインド南西部はイスラムが多く、中東とのビジネスも活発である。

3. 地域主要国間の付加価値貿易

TiVA は OECD の作成した付加価値貿易のデータベースだが、本来的に先進国が中心となっている。新興国のデータも増えてはいるが一部にとどまっており、南アジアではインドのみ、中東ではサウジアラビアのみ、サブサハラアフリカでは南アフリカのみである。以下では TiVA の1995年及び2011年における「各国最終需要における付加価値の源泉」のデータを用い、取引金額の大きい産業における、付加価値貿易の状況を概観する（第1図中、日本は日、インドは印、サウジアラビアはサウジ、南アフリカは南アと略、主な業種のみ抜粋）。

まず全産業では、付加価値貿易が特に新興国側で大幅に拡大し、相互の関係が強まっている。各国はインドを媒介として、相当の付加価値貿易を行っている。2011年において、日本、サウジアラビア、南アフリカは、インドに対し付加価値貿易で出超の状態にあり、インドが相応の市場規模に達していることが分かる。

このうち農林水産では、インドが主な付加価値提供国となっている。一方食品飲料では、付加価値の貿易は小規模に留まっている。鉱業では、産油国サウジアラビアと資源国南アフリカの寄与が大きくなっている。石油精製品、コークスでは、インドがインド洋における立地を活かし、石油精製基地の役目を果たしていることが窺える。製鉄等では資源国の南アフリカに加え、日本も高付加価値の鋼材等でインドに貢献している⁹。化学製品では、サウジ

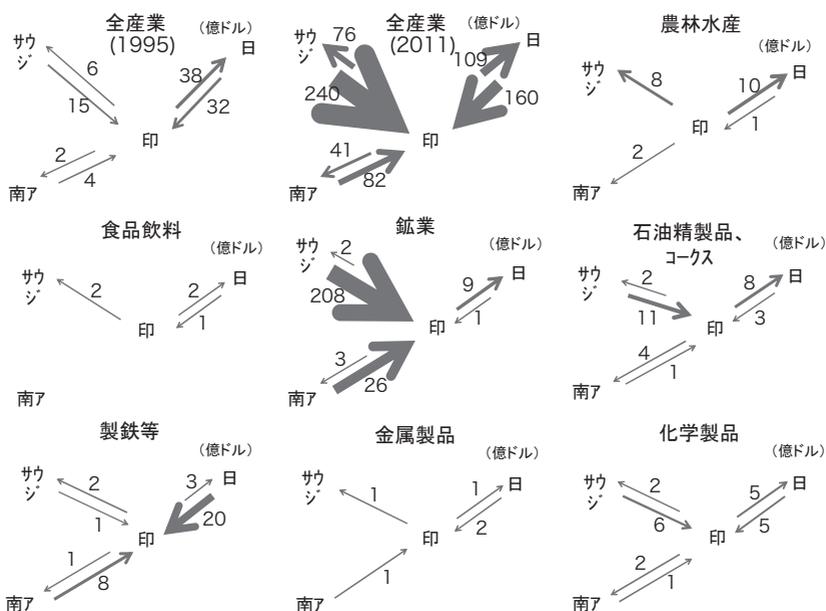
⁹ 日本でしか調達できない資材・部品が一部に存在する（メーカーが指定する場合もある）。例えば輸送機械では鋼材、鍛造部品、金具類、エンジン部品、電子部品など、電気機械では半導体、電子部品、特殊金属材・樹脂など、その他機械装置では鋼材、エンジン、特殊加工品などである。特に精密機械では、電子回路、高精密部品、特殊材料など、品質・納期や知財保護の観点から、現地調達が難しい場合もある。

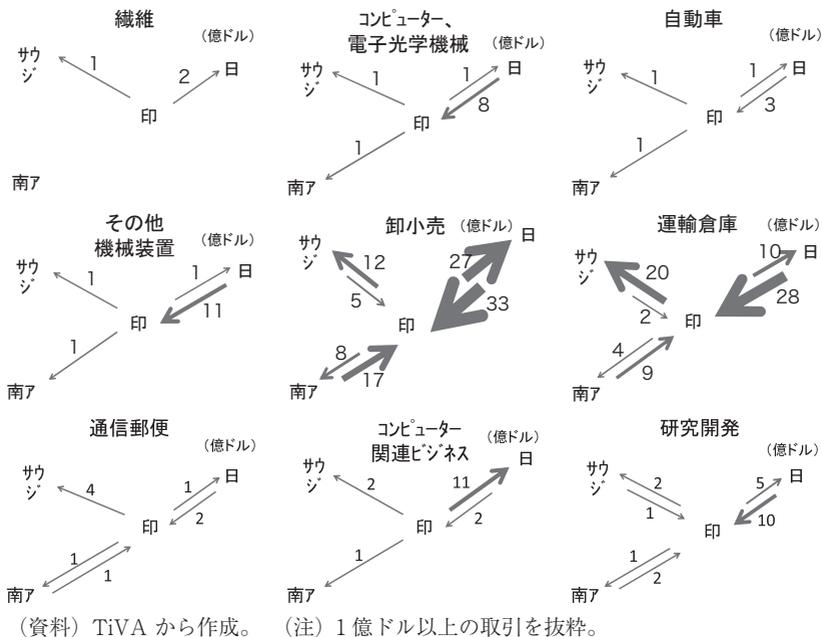
アラビアやインドも付加価値を提供している。

次に加工組立型製造業のうち、コンピューター、電子光学機械他では、日本が主な付加価値提供者となっている。自動車は新興国専用車の開発や現地生産が進んだためか、付加価値貿易は思ったほどではない。むしろ日本の存在感が大きく表れているのは、新興国で需要の大きい建設機械や一般機械等を含むその他機械装置となっている。

続いて非製造業をみると、卸小売では日印間の取引が大きい他、インドとサウジアラビア／南アフリカ間でも取引が行われており、インド系商人の活躍が窺える。運輸倉庫でも取引金額が大きく、日本やインドが陸海空運で多大な貢献を行っている。通信郵便では、インドがサウジアラビア他に付加価値を提供している。またコンピューター関連ビジネスでは、インドがIT関連のサービス業務で日本に貢献している。さらに研究開発では、日印間の取引が主となっている。

第1図 付加価値貿易





4. 南アジアを中東・アフリカへの媒介としている事例

以下では事例研究として、インドを中心とする南アジアを、中東・アフリカへの媒介としている日系企業のケースをみていく。

1) インド

インドは人口大国で、労賃も ASEAN に比べ低水準にあり、生産拠点として有望である。今後は中間層の増加により、国内市場が拡大する見込みで、日系企業の進出が相次いでいる。発展段階がアフリカに近いので、インド向けに開発した製品をそのままアフリカに輸出できる利点もある。

1970年代のインドでは旧式の無骨な大型自動車が多かったため、インド政府は国民車構想を掲げ、日系企業を誘致した。しかし第1表の如く、各社のインドに対する取り組み姿勢や「本気度」で差が付き、スズキが優位となっている。最近自動車各社はインド向けの車をアフリカにも輸出している。現

第1表 インド日系企業の事業展開状況

建設機械	
日立	タタ自動車と合併で現地ネットワークを活用し、油圧ショベルでは4割弱のシェアで国内首位、部品の現地調達でコストを削減、インド向けに開発した低価格機をアフターサービスも輸出。アフリカでの販路開拓には、タタグループを通じてアフリカのインド系代理店の協力を得、その販売網を活用。
コマツ	従来ダントツだったインドの建設現場で、また油圧ショベルはインドの建設機械大手L&T(ラーセン&トプロン)との折半出資会社で生産。しかし経営の意思決定に時間がかかるため合併を解消、テナンナイに新工場を設けて自社生産する体制を整備。これによりインドのインフラ需要(道路、鉄道など)を取り込むほか、中東・アフリカ市場も開拓する計画。なおインドでの販売・サービスには、L&Tのネットワークを借用。油圧ショベルについては、コマツが生産、L&Tが販売という、得意分野毎での分担体制を構築。なおアフリピンに人材開発センターを設け、サービス技術者を養成(同国人は英語が得意でサービス精神もあり、アフリカの鉱山開発現場でも活躍)。南アフリカには部品流通センターを設け、保守管理の教育訓練を実施。「レマニ」(Remanufacturing)ワークショップでは、技術者とワーカーが、古い建設機械を分解・再生することをし、製品構築やノウハウを学習。アフリカではインフラ需要が旺盛で、南アフリカの鉄、ボツワナのダイヤモンド、ナミビアのウランウムなど、鉱山開発も行われ、その需要を開拓する方針。
自動車	
スズキ	国産のマルチ用途車との合併で、実用的な小型車の生産を1980年代から開始(当時日系メーカーの進出は米国が中心でインド進出は例外)、工場の建設事件もあったが、果敢にインド市場に取り組み、圧倒的シェアで他社の追随し難い地位を確立。インドの中間層向けに開発した低価格小型車「アスター」(インドで70万円台)は、グジャラト州ムンダル港からアフリカにも輸出。同仕様でアフリカでも売ることができ、実際に販売は好調で、インドがアフリカ向けの製造拠点に。
ホンダ	ヒーローとの合併により二輪車を製造・販売してきたが、インド市場の拡大に伴い国内販売を強化したインドと、国外輸出を志向するヒーローの間で意見が食い違い、合併を解消(台湾でもホンダと合併を組んだ現地企業が、単独で海外進出を目指したが結局頓挫した経緯)。この間ホンダは現地調達率をほぼ100%に高め、グローバル視点としてインド工場から世界に輸出する体制を整備。新興国向けに低価格車「プリオ」を開発、アフリカにも輸出を開始。インドでは生産能力を増強するだけでなく、部品開発、物流、補修部品、アフターサービスなどを含め、総合的な取り組みを開始。
トヨタ	従来完成車を輸出しディーラー網を拓く方式でグローバル化を進めてきたが、インドではカスタムと汚職、労働者の無秩序さに苦戦。本格的に再参入するため、社内で実績ある生産・販売の人材を投入し、広大な工場を立ち上げ、販売・サービス体制を整備。インドで生産した低価格車「エテオス」を南アフリカにも輸出。
日産	インド市場参入し出遅れたが、新興国向けの「ダットサンGo」を投入し、テナンナイ工場を新設、中東・アフリカへの輸出拠点として位置づけ。
ヤマハ	低価格の二輪車をインドで開発・生産し、アフリカにも輸出。インドでは特約代理店のメンテナンスサービスを強化し、シェアで劣るパンジャブオートに対抗(二輪車が放散した際に、知識のある人材が関連部品を全部取り替えるより、特約代理店で維持補修すれば耐久性が大幅に向上することが訴求)。
その他機械装置	
日立製作所	自動車部品、コンプレッサーなど14か所の工場を有し、発電所からエレベーターまで広範な事業を展開。モディ政権の「Make in India」構想に協力する姿勢で、ムンバイで新技術の展示会を開くなど、技術力を政治家や企業経営者にアピール。ディーラー・ムンバイ間の高速鉄道は信号・通信システムを受注。東原敏昭社長は、「インドをアジア、中東・アフリカの生産ハブと位置付け、インドへの先行投資を進める方針」。
東芝	現地企業を買収し、送配電機器を増産、高電圧・大容量の変圧器も製造。成長市場のインド、中東市場に経営資源を集中、それ以外では工場閉鎖や人員削減を検討。
東芝機械	インドのプラスチック射出成型機メーカーを買収、生産設備を増強し、営業・サービス体制も整備。低価格機を投入、インドでの自動車軽量化需要を取り込み、中東市場にも拡販の計画。
日精	ペットボトル射出成型機の生産体制を再編、小型工場は高付加価値品に特化、上海工場を清算、インドに生産を集約化。倉庫を新設、中東・アフリカに直送して低コストを実現。金型もインドで生産し、世界の顧客へ直接納入する体制を整備。営業拠点をインド、ドバイ、南アフリカに置き、ナイジェリアでも販売。アフターサービスを強化、インド拠点で機械の保守点検を行うほか、インド人マネジャーをアフリカへ派遣し、補修部品を拡販。
アズビ	計測制御機器メーカー(旧山武)。工業用バルブをインドのメーカーからOEM調達、サウジアラビアへ送り、石油化学プラント向けのユニットを組み込み、ガス・液体の流量調整向けユニットは、大型で輸送コストを要するため、中東の近くでバルブを調達することによりコストを削減。中東ではUAE(ドバイ、アブダビ)に支店を有するほか、サウジアラビアでも現地企業と組み、ユニットの販売とアフターサービスを実施。
ニッロ	中国から医療機器の生産を移管、MSAや新設により工場・営業拠点をインド主要都市に設置。プネで人口腎臓を、アラハバードで注射筒や薬液瓶を生産、テナンナイの販売拠点、ニューデリー、コルカタの営業所で販売、コストを下げ、需要増のインドに加え、中東・アフリカへの輸出を計画。
コクヨ	子供用の多機能で文具を生産、中東・アフリカにも販売。学校を訪問し教員・生徒に商品を説明、指名買いを促進。
ITE	インド人技術者が来日創業したベンチャーで、再利用可能な保冷剤を開発し、母国の食品(野菜、牛乳など)輸送に貢献(廃棄が減少)。
運輸倉庫	
日本通運	インドの物流会社JTI Logistics(パンガロールなどインド南部でも物流網を保有)の株式51%を取得、日通の既存拠点と合わせ、インドにおける日系最大の輸送網を手に入。自動車や電機などで増加する物流需要を取り込む方針。部品工場を巡回して集荷する「ミルクラン」や、大型倉庫を建設し部品を一時的に貯蔵してJIT方式で供給する「バンダー・マネジメント・インベントリー」といった、高度な物流サービスも提供。川合正史会長は、人口増加で勝るインドは、物流需要でいずれ中国を上回るを予測。
日立物流	インドのフォワーディング会社Fujay Logisticsを買収、欧米・日系企業向けの受託を拡大していく方針。IT技術やビッグデータの蓄積を生かし、在庫削減やコスト低減のシミュレーションを提供。
山九	独資でインドに現地法人を設立。フォワーディング、倉庫、輸送、据付などを、インド全土と周辺国で迅速に行えるよう、事業所を整備。中国、東南アジアにもグループ企業があり、日本を経由しない国際輸送にも対応する方針。
川崎汽船	海陸一貫体制を整備、自動車向けにミルクランも実施。二輪専用トラックを開発し、一度に数十台を運搬。
高船	インドに合併会社を設立、現地で生産された自動車ほかの海上輸送を担当。
その他サービス	
電通	インドで子会社を設立したほか、ネット広告や国外・交通広告会社を買収、日系などの広告主からの受注拡大に注力。中東ではクリエイティブな人材が不足がちなため、インドからマーケティング人材を大規模に派遣。南アフリカでも広告会社を買収。

(資料) 各社プレスリリース、IR資料、ウェブサイト、各種報道から作成。

地では差別化のため、アフターサービスにも注力している。

建設機械業界は、日本国内の建設工事が先細りするため、グローバル展開に積極的である。日立建機はタタグループとの合併で販売網を広げ、インドで首位のシェアを得ている。一方コマツは合併を解消し、独自生産に切り替えている。なお建設・鉱山機械では、故障は即、低操業につながるため、メンテナンス、補修部品の供給・交換等、アフターサービスが重要となる。新興

国展開においても、これらがキャタピラー等競合他社に対する差別化要因となっている。

その他機械装置でも日系企業は独自の取り組みにより競争力を発揮しており、多くが「インドが生産拠点、中東・アフリカは販売市場」と明確に位置付けている。

一方物流企業は製造業の（ジャストインタイム方式による）部品調達や製品出荷、（現地企業には構築困難な）食品向けのコールドチェーン（低温物流網）など、日系企業のバリューチェーン展開を支援する重要な役割を担っている。日本通運や日立物流は、既に事業基盤を有す現地企業を買収し、その力を借りつつ、日本式のノウハウも伝授して業務を展開している。

その他サービス業では、従来電通の事業展開は日本中心で、海外展開やインターネット広告への対応に遅れをとっていたが、日本の広告市場が伸び悩む中、近年は海外で買収を活発に行っている。

なおホンダはバングラデシュにおいて、設備投資を抑えた簡易なノックダウン工場で、豊富な労働者を活用しつつ自動二輪を製造している。これはアフリカでも応用可能な手法と考えられる。続いてインドの先につながる市場を、中東、アフリカの順にみていく。

2) 中東

中東では、UAE やサウジアラビアが GVC 展開の窓口となっている¹⁰。

① UAE

UAE は 7 つの首長国から成る¹¹。このうち盟主アブダビは原油埋蔵量が

¹⁰ この他カタールは天然ガスの埋蔵量が多く収入が豊かで、インフラ整備が進み、埋立地で商業住居開発を行う The Pearl プロジェクトが進行し、2022年にはサッカー W 杯が予定され、商業施設も整備中である。ただし日系企業の現地法人は 8 社のみ（バーレーン同 13 社、クウェート同 5 社：東洋経済新報社（2015））に留まる。

¹¹ アブダビ、ドバイ、シャルジャ、アジュマン、カイワイン、フジャイラ、ハイマ。このうちシャルジャはドバイの東隣で通勤圏内にあり、インド系等出稼ぎ労働者の居住するベッドタウンとなっている。

多く、政治力もあるが、やや保守的な面がある。日系企業の進出はプラント関連等に留まり、現地法人はまだ少ない（第2表）。

第2表 日系アグビ進出企業

親会社	現地法人の事業内容	親会社	現地法人の事業内容
合同石油開発	原油開発・生産	日産	自動車卸売
7デカ	樹脂添加剤製造販売	丸紅	発電・造水
新日鐵住金	鋼板製造販売	三井物産	発電
千代田化工建設	産業用設備建設	住友商事	発電

(資料)東洋経済新報社(2015)から作成。

一方ドバイは経済開発面で傑出している。もともと石油収入に乏しく、早期から産業育成に注力してきた。運河を浚渫し、インフラを整備して中継貿易を発展させ、今では中東における金融のハブともなっている。2020年に中東・アフリカ初の万博が予定され、ショッピングモール等の商業開発が進んでいる。観光業にも注力し、「世界の7不思議」を模した“Falconcity”という商業・住宅開発が進んでいる。ドバイでは外国人は所得税が免除され、高い生活水準を享受できる。インド系の知識労働者が集まっており、専門的な業務を行っている。

ドバイに特徴的なのは「場貸し」ビジネスである。規制緩和でフリーゾーン（第3表）を設け、外国企業を誘致し、本国企業にビジネスノウハウを学習させるやり方である。

第3表 ドバイのフリーゾーン

フリーゾーン名	業種	フリーゾーン名	業種	フリーゾーン名	業種
Jebel Ali Free Zone	マルチ	Dubai Flower Centre	花卉	Dubai Silicon Oasis	電子
Jebel Ali Airport City	マルチ	Dubai Carpet City	絨毯	Dubai Internet City	IT
Dubai Airport Free Zone	マルチ	Dubai Maritime City	海運	Dubai Media City	メディア
Dubai Cars and Automotive Zone	自動車	Dubai Aid City	援助物資物流	International Media Production Zone	メディア
Dubai Auto Parts City	自動車部品	Dubai Healthcare City	医療	Dubai Techno Park	ハイテク
Heavy Equipment & Trucks	重機	Dubai Biotechnology and Research Park	バイオ	Mohammed Bin Rashid Technology Park	技術取引
Dubai Gold and Diamond Park	貴金属	Dubai Knowledge Village	エラーニング	Dubai Outsource Zone	ビジネス支援
Dubai Multi Commodities Centre	鉱物、穀物	Dubai International Academic City	高等教育	Dubai International Financial Centre	金融
Dubai Textile Market	繊維				

(資料)JETRO資料から作成。

UAEでは通常、外国資本の出資比率は最大49%までと定められているが、フリーゾーンでは外資100%でも会社を設立でき、現地人の雇用義務はなく、外国人労働者の活用や利益・配当の海外送金は自由で、法人税の減免措置も

用意されている。同国で初めて設置された経済特区ジュベルアリフリーゾーンでは、各種手続きのワンストップ化等、支援体制が整っている。同地に日系企業の多くが立地している。日本向けのインキュベーション施設もあり、新規事業を試せるようになっている。グローバル企業が多く、同地区進出企業の活動だけでドバイの GDP の約 4 分の 1、UAE の GDP の 1 割弱を占めると言われている。

交易都市としてのドバイならではのビジネスとして、中古車市場の Dubai Cars and Automobile Zone (DUCAMZ) がある。日本他から良質の中古車を輸入し、アフリカの右ハンドル諸国（ケニア、タンザニア、ウガンダ等）へ転売している。日本とのコネクションを持つインド人やパキスタン人も、ドバイで商売を行っている。アフリカの中古車販売業者としては、日本まで行かずとも近くのドバイで現物を確認しつつ仕入れができる。現地で中国車は“One-year Car”と呼ばれるが、日本車は耐久性が高く使用状態も良く、補修部品を確実に入手できるため人気である。アフリカでは日本の中古商用車が改造され、乗合用のミニバスとして使われている。また「フラワーセンター」は、ケニア・エチオピア他アフリカの花弁産業を、欧州・アジア市場につなぐ役割を果たしている。さらに「エイドシティ」は中東・アフリカ向け援助物資の物流拠点となっている。IT・バイオ他ハイテク関連のフリーゾーンもあり、インド系の技術者が貢献しているものと思われる。

他方「ナレッジビレッジ」は、人材育成の特区である。「インターナショナルアカデミックシティ」にはインドの大学の分校もあり、インド系の学生を育成し、現地産業の担い手として輩出している。

日系の主な進出企業は第 4 表の通りである。自動車（特に中古車）、その他機械装置、プラント関連、貿易・卸売といった業種が中心を占めている。簡易な製造を除くと、ほとんどが販売・サービス拠点である。多くはジュベルアリ他のフリーゾーンに入居している。

GVC 展開の観点から特徴的なのが、第 5 表上段の現地法人 3 社である。

第4表 日系ドバイ進出企業

親会社	現地法人の事業内容	親会社	現地法人の事業内容	親会社	現地法人の事業内容
日産	自動車卸売、中東地域統括	大隅工業	膜構造物、繊維製品販売	島津製作所	計測・医療機器販売・サービス
三菱自動車	自動車修飾部品販売	日立造船	海水電解装置	ニロ	医療用器具販売
川崎重工業	輸送用機器卸売	日揮	UAE内外の産業施設建設	日本光電	医療用電子機器販売
いすゞ自動車	補修部品販売・サービス	横河電機	計測・エネルギー	シスメックス	放射線測定器販売
デンソー	中東アフリカの部品販売・サービス	島島製作所	中東でのエンジニアリング・サービス	関西製作所	塗料製造販売
コセー	変速装置用部品販売	大林組	建設	東洋インキ	インク関連製品販売
日本特殊陶業	スパーワグ販売	日本通運	運輸	ケル	化学品販売
サンデン	自動車機器販売	三井倉庫	物流	資生堂	化粧品販売
豊田通商	自動車部品輸出入	郵船ロジスティクス	物流	住友商事	住友商事
3WM	中古自動車・部品販売	近鉄エクスプレス	航空・海上貨物取扱	伊藤忠商事	自動車輸入・卸販売
ブリヂストン	タイヤ販売、中東アフリカ統括	日新	海上・航空貨物取扱、倉庫・物流	伊藤忠商事	商品仕入販売、投資
住友ゴム工業	タイヤ販売	OCS	国際宅配便	三井物産	貿易、発電
コマツ	建設機械販売・サービス	ハナノック	中東地域統括・マーケティング	丸紅	発電
日立建機	建設機械販売・サービス	ソーニャ	電子機器の販売	丸九	発電
ダイキン工業	空調、部品販売・サービス	シャープ	家電・事務機器販売	川商アース	繊維、化学品の輸出入
富士通セネラル	空調販売	東芝	電気機器卸売、商業向けソリューション	坂和興業	食品輸出入
ホーチキ	火災検知器販売	キヤノン	機械卸売	貿易	貿易
三菱重工業	機械卸売	コカ-Cola	機材販売	リス	リス
三菱電機	昇降機販売・据付・保守	アラサー	機械卸売	情報堂	広告
荏原	ポンプ販売・アフターサービス	カオ計算機	電子機器卸売	スターツ	不動産仲介
神戸製鋼所	圧縮機アフターサービス	富士フイルム	デジタル販売・物流	アドソーシング	IT人材派遣
アネス岩田	塗装機器販売	ハイオニア	中東アフリカでの電気機器卸売	HS	旅行
森精機	工作機械販売・サービス	アルハイン	音響機器製造販売	グリー	SNS
マキタ	電動工具販売	JVCケンウッド	AV機器販売		
パナソニック	ホシノン機器販売	ヤマハ	楽器販売		

(資料) 東洋経済新報社(2015)から作成。(注) 現地法人は事業毎に複数存在する場合あり。

関西ペイントの河盛社長は「日系企業は品質さえ良ければ売れるはずと考えがちだが、上から目線の日本人に新興国で売れる塗料は開発できない」とし、現地人材を活用して事業を展開している。住友商事は卸売に留まらず、自ら鋼材の川上・川下に事業展開している。衣料プレス機のイツミは、ドバイで

第5表 在ドバイ日系企業の事業展開状況

現地法人	事業展開状況
関西ペイント	将来は全社売上高の9割を海外で稼ぐ目標。スズキの要請に応じインドに進出し、新興国ビジネスのノウハウを蓄積。現地社員を登用、開発・製造・営業までを任せ、「安価・中品質」を消費者に訴求。販売面でも、インド人が全国の販売店を管理、「豊作を祈り住宅を毎年塗り替える」といって現地需要を取り込み、効率よく確実に集金するシステムを構築。これに力を得、インド系移民の多いドバイや中東・アフリカでも、積極的に事業を展開。ドバイでは建設ラッシュや自動車販売増で需要が増えているため、現地の塗料販売会社と合弁で販売会社を設立。日本とドバイ・中東・アフリカで塗料を輸出して販売。
住友商事	ドバイに「コイルセンター」を設置。鋼板をユーザーのニーズに合わせて切断・加工し、必要に応じて在庫・出荷（鉄鋼メーカーとユーザー双方への情報拠点としても機能）。鋼材の川上・川下展開による「鉄板のローチェン」の進化を目指す。
イツミ	衣料プレス機の中国生産を停止し、ドバイに営業拠点を設け、日本から輸出。ドバイで南アジア、中東アフリカを管轄、南アジアのアパレル工場や、中東の高富裕層が長期滞在するホテル向けのクリーニング工場などに営業。
提携等	
ホンダ	ドバイの自動車販売会社トランスアフリカモーターズと提携。同社のケニアでの販売店を通じ、インドで生産した「プリオ」を東アフリカで販売。
日立製作所	独シエンスやスイスABBへの対抗上、海外の産業インフラ事業を、現地主導の運営に切替。地域責任者（リージョナルダイレクター）を、ドバイ（中東管轄）、デリー（インド管轄）、シンガポール、北京、ロンドン、ニューヨークの各支社に駐在させ、契約の決裁権を授与。政府関係者とネットワークを掛け、インフラプロジェクトの受注につなげ、現地対応を迅速に行う目的。これにより中東では、ドバイのジュメイラモールや水再生プラント、サウジアラビアの国営石油会社、サウジアラムコの石油化学プラントなどの受注に成功。なお中東支社の人員構成はインド人やフィリピン人が多い（民間給与で働くサウジアラビア人は僅か）。
イエローハット	中東では自動車販売の増加に伴い、タイヤやオイルなど消耗品の需要が拡大。ドバイの海運業チャラフグループとフランチャイズ契約を締結し、UAEで自動車用品店を出店（総合自動車用品店の出店はドバイで初）。その後サウジアラビアでも自動車販売業を営むアリッサグループとフランチャイズ契約を結び、リヤドに出店。店舗運営の指導を兼ね、家庭向けにゲーム機も販売。ガソリンスタンド併設の小売店も。
セブン&アイ	カリフォルニア大統領の孫、ザイト王子が代表者の運営会社と、セブンイレブンのフランチャイズ契約を締結。1号店はドバイで、ここから首長国に店舗を展開していく方針。
良品計画	ドバイ企業とライセンス契約を結び、店舗の運営を委託。ドバイモール店は中東の旗艦店という位置づけ。現地の富裕層は欧米ブランド品を既に所有していることが多く、無印良品の素材の確かさ、ムダのないシンプルデザインなどが新鮮な印象。インドでは現地小売企業と合弁事業を検討。
ヨック	UAEの流通企業と提携し、アブダビとドバイで多店舗展開。甘みずける地元菓子や、大味な米国の菓子と比べ、日本の菓子は素材を活かした繊細・上品な甘みで、酒を飲まずスイーツを好む現地富裕層に人気。ヨックモックは贈答用として、手工芸品の箱に詰めた豪華な詰め合わせも人気。日本の数倍の価格で売られており、中にはジョーカーズを金購入する人も。
山の手	ドバイの高級住宅地にあるベーカリーで、現地で珍しい菓子パンや調理パンを販売。オーナーは首長一族のアルムクーム氏。日本人のパン職人を雇い、日本式のしっとりしたパンを提供（子供向けに「ピロ・クステイ」や「トロロ」を模したパンも）。明るい店舗は清潔感にもある。イートインコーナーも。現地では女性だけでなくお茶会をする習慣があり、とても美しいデザートも。

(資料) 各社プレスリリース、IR資料、ウェブサイト、各種報道から作成。

南アジアと中東アフリカ向けの営業を行っている。

なお東洋経済新報社（2015）の現地法人リストは網羅的でなく、これ以外にも提携やフランチャイズ契約といった形で、現地に進出している日系企業がある（第5表下段）。ドバイのショッピングモールには、日系企業の店舗が多数入居している。ドバイモールには無印良品（良品計画）、ダイソー（大創産業）、ヨックモック、ロイズ（生チョコレート、ロイズコンフェクト）、ピアードパパ（シュークリーム、麦の穂）等が入居している。日本製品の質の高さ、品揃えの多さ、きめ細かな接客等を、アラブ・インド系の富裕層に訴求する「ショールーム」となっている。現地の富裕層は酒を飲まず甘党が多いが、糖尿病患者も多く、日本の上品な味わいが評判となっている。

②サウジアラビア

サウジアラビアは世界有数の原油埋蔵量を誇る。親米路線をとるが、イスラムの戒律には厳格で、ビジネスでは保守的な面が依然残っている。日系の主な進出企業は第6表の通りである。石油化学プラントや海水淡水化といったプロジェクトが進んでいる。製造業は素材型主体で、加工組立型は少なく、全般に販売・サービスが中心業務となっている。

第6表 日系サウジアラビア進出企業

親会社	現地法人の事業内容	親会社	現地法人の事業内容	親会社	現地法人の事業内容
サウディ石油化学	エフレン等石油化学	大和工業	鉄鋼製品製造・販売	日産自動車	自動車販売
日本サウジアラビア・カタール	メノール製造・販売	クボタ	鍛鋼製品製造・販売、メンテナンス	いすゞ自動車	商用車輸立・販売
住友化学	石化製品製造・販売、工業団地運営	新日鉄住金	大径鋼管製造・販売	トヨタ	カーゴ製造・販売
三菱インク	樹脂成形材料製造	住友商事	貿易、大径鋼管製造・販売	オカサ	自動車等リース
東洋インキ	ホリロレン製造・販売	三菱重工業エンブレサ	中東顧客向けアフターサービス	NEC	通信機器販売
サンエス	塩・用安定剤製造・販売	JVAワックスシステム	海底電力ケーブル製造・販売・施設工事	NECネットワークスアイ	通信設備建設工事
三井造船	化学プラント工事	三菱日立パワーシステムズ	環境システム	エニチケム	ペレ-閃速製鋼製造・販売
日揮	プラント設計・建設、サービス	三菱電機	重機・昇降機販売・据付・輸送	三菱商事	リース
千代田化工建設	産業用設備等の設計・建設	フナツク	エレベ-、エスカ-販売・据付・保守	みずほ銀行	投資・進出アドバイス
佐原	機械卸売	三菱重工業	エアコン製造・販売	丸紅	アラブ向け電力・水・蒸気供給
日立製作所	プラント機器メンテナンス	茶谷産業	エアコン製造・販売	住友倉庫	ラベウ社・中東における物流
サウジ	海水淡水化プラントメンテナンス	ダイワ工業	スバル製品製造・販売・サービス	山九	倉庫・物流、修理保全
東洋紡	RO膜システム製造・販売	日販製作所	熱交換機アフターサービス	近鉄エクスプレス	航空・海上フローティング、
アズビル	自動調音弁、計測制御用機器	横河電機	工業計器販売・サービス		通関・配達管理

（資料）東洋経済新報社（2015）から作成。（注）現地法人は事業毎に複数存在する場合あり。

3) アフリカ

アフリカは資源に恵まれたが、欧州列強の植民地となり、国境が人為的に分断されたため、紛争が長く続いた。所得水準が低く購買力に乏しく、生活環境も良くなく、攻略困難な市場とされてきた。しかし今後は人口増が見込

まれ、「ブラックダイヤモンド」と呼ばれる中間層も増えてきていることから、将来の市場として注目されている。日本からは遠いが、資源確保の観点からは重要であり、アフリカ開発会議（TICAD）等を通じ、パートナーシップ構築の努力が続いている。

インド系企業はアフリカで積極的に事業展開している。自動車のマヒンドラ&マヒンドラ、二輪車のバジャジオート、通信のバルティエアテル等は、東アフリカ各地で広告を見かける。自動車のタタモーターズ、通信のタタコミュニケーションズ、ソフトウェアのタタコンサルティングサービス等から成るタタ財閥は、東アフリカに多くの拠点をもち、南部アフリカでも事業展開している。日系企業としては、これらの企業と提携すれば、そのネットワーク力を借りることができる。

①南アフリカ

アフリカ、特にサブサハラへのゲートウェイとなりえるのは、まずは南アフリカであろう。白人が黒人を使役する風習が残り、貧富の差も激しいが、法制度やインフラ等の整備状況はアフリカ随一である。フリーウェイ網の整った自動車社会で、米国に似た雰囲気さえ感じられる。ダーバンは同国最大のコンテナ港である。ヨハネスブルグは安全上の問題が多いが、日系企業

第7表 日系南アフリカ進出企業

親会社	現地法人の事業内容	親会社	現地法人の事業内容	親会社	現地法人の事業内容
トヨタ自動車	自動車・エンジン製造・販売	住友化学	農業・殺虫剤・飼料添加物販売	アネスト岩田	塗装機器販売
日産自動車	車両・部品製造・販売	サユース	塩化アンモニウム製造・販売	タイケン工業	空調機器販売
マツダ	自動車・部品卸売	関西ペイント	塗料製造・販売	三菱電機	昇降機販売・据付・保守
スズキ	二・四輪車・船外機販売	三菱重工業	エンジン・環境	日精ASB機械	販売・サービス
いすゞ自動車	商用車・バス製造・販売	日本製紙	植林	ニプロ	医療用器具販売
UDFファス	トラック・バス製造・販売	北越紀州製紙	植林	武田薬品工業	医薬品卸売
テノー	電装品製造・販売	サザの夕	種苗卸売、研究開発	ロート製薬	医薬品販売
日本特殊陶業	スノーフラグ製造販売	高砂香料工業	香料・精油類輸出入・販売	HOYA	ビジュアル製品製造
トヨタ紡織	シート・内装品製造・販売	住友商事	鉄・マグネシウム生産、風力発電	花王	ビューティケア用品販売
豊田合成	安全システム製品製造	豊田通商	自動車卸売、鋼鉄加工	パナソニック	筆記具・文具販売
矢崎総業	ワイヤハーネス製造	NEC	通信、電子機器販売	タニタ	コルパホール、クラブ販売
住友電装	ワイヤハーネス製造販売	ソニー	電気機器卸売	川崎汽船	海運代理店
エフティ	手動変速装置用部品販売	キヤノン	電気機器卸売	近鉄エクスプレス	輸出入貨物取扱
日本ガイシ	排ガス浄化用セラミクス製造・販売	京セラ	複写機・プリンター販売・サービス	システムックス	代理店サポート
キャスター	触媒・コンバーター製造・販売	プラザ工業	機械卸売	伊藤忠商事	自動車関連の輸出入
アリスシステム	タイヤ製造・販売	カネ	印刷機器販売	トヨタ	部品販売
住友工業	アパレル製造・販売	理想科学工業	商業向けハード・ソリューション・保守	丸紅	ITシステム・ソリューション
コヤマ	建設、鉱山機械販売・サービス	東芝	工業計器、計測器販売	トヨタファイナンシャルサービス	自動車販売金融
日立建機	建設機械販売・サービス、統括会社	横河電機	分析計測機器販売	電通	広告
新日鐵住金	鋼板製造・販売	島津製作所	制御機器販売	ウィルソナーニング	企業内教育プログラム
新日本電工	製鋼用特殊金属製造	オムロン	電気音響・セキュリティ機器販売		販売
水島金属鉄	中低炭素クロム鋼製造	TOA	ホジニング機器販売		
三菱商事	クロム探照、クロム鋼製造・販売	トクワン			

(資料) 東洋経済新報社(2015)から作成。(注) 現地法人は事業毎に複数存在する場合あり。

の集まるビジネス拠点となっている。

日系の主な進出企業は第7表の通りで、日系各社が製造販売・サービスを展開している。

このうちトヨタ、日産、マツダ他は、南アフリカをサブサハラの生産・販売拠点として活用している。UDトラックス（旧日産ディーゼル）は、アフリカ向け大型トラックを南アフリカで組み立てている。関西ペイントはアフリカでも現地人材を活用して事業を展開している（第8表）。

第8表 在南アフリカ日系企業の事業展開状況

企業	事業展開状況
トヨタ	新国車「MVJ」を車台も含め基本構造から全面刷新。燃費や排ガス性能を高め、環境規制に対応する方針。
日産	インドで生産する新興国向けの「ダットサンGo」の販売を、南アフリカからサブサハラアフリカに拡大する方針。
マツダ	南アフリカでネットワークを持つ伊藤忠を、現地販売会社の株主として受け入れ、販売を強化。
スズキ	低価格小型車の生産を、インド内陸のハリヤナ州から、西海岸部のグジャラート州の工場に移し、アフリカへの輸出体制を強化。
関西ペイント	中東・アフリカで事業を拡大。南アフリカでは、現地の塗料大手を買収（買収に反対しファンドへの身売りを計画した現地人CEOを解雇。関西ペイントのマレーシア拠点にいたアフリカ経験の長いバキスタン人を南アフリカの社長として派遣）。日本とは商習慣が違うため日本人の駐在員は置かず、商品開発やマーケティングも現地社員に委任。ジンバブエの塗料大手を買収、周辺国への事業拡大にも注力。南アフリカで業務基盤を築き、東アフリカへの進出も企図。
住友ゴム工業	インドのタイヤメーカー、アポロタイヤから南アフリカの子会社を買収、「ダンロップ」ブランドのタイヤの製造販売権と工場を継承。成長が見込めるアフリカ市場での販売拡大につなげる方針。

（資料）各社プレスリリース、IR資料、ウェブサイト、各種報道から作成。

②東アフリカ

ケニアの一人当たり GDP は1358ドル（2014年、出所：世界銀行）で、ナイロビ郊外にある情報通信系産業団地には、IT 企業が集まり、「シリコンサバンナ」と呼ばれている。これをインド系の技術者が支えている。周辺にはインド人居住区があり、インド料理店も集まっている。

これに比べ日系企業の進出は第9表の如く僅かだが、ケニアは左側通行で右ハンドルが好まれるため、中古車や部品も販売されている。豊田通商は中古車販売の「豊通オートマートケニア」を設けた。現時点で中古車を買える層は、今後所得増により新車を買うことも期待できるため、アフターサービスを提供し、購買層を育成している。また中古車販売のウェブサイトを運営するカービューは、ユーザー支援のためナイロビにサービス拠点を設けた。表にはないが、日野自動車もケニアに販売・サービス拠点を設けた。さらに三菱ふそうも、大型トラックをケニア、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ

で販売している。

この他住友商事と伊藤忠丸紅鉄鋼は、サブサハラアフリカへの鉄鋼輸出のため、ケニアに駐在員を置き、印僑とも連絡を取り合いながら、鋼板加工設備建設等プロジェクト情報を収集している。アフリカ東岸沖では大規模なガス田が発見され、関連施設の建設が見込まれている。

第9表 日系ケニア進出企業

親会社	現地法人の事業内容	親会社	現地法人の事業内容
ホンダ	二輪車生産・販売	日清食品	即席麺製造・販売
豊田通商	自動車・部品、中古車販売	YKK	ファスナー加工・販売
カービュー	中古車情報ネットワーク	サンエス	塩化用安定剤輸入・販売

(資料)東洋経済新報社(2015)から作成。

第10表 日系タンザニア進出企業

親会社	現地法人の事業内容	親会社	現地法人の事業内容
GS2アサ	自動車用蓄電池製造・販売	住友化学	オレフィン製造・販売
パナソニック	乾電池・懐中電灯製造		農業研究開発・市場調査

(資料)東洋経済新報社(2015)から作成。

一方タンザニアは、一人当たりGDPが998ドル(2014年、出所：世界銀行)で、二輪車やトラック等は、インド(同1596ドル)製の低中級品が好まれている。エアテル他インド企業が多数進出している。ダルエスサラームには、インド系のコミュニティがある。

日系企業の進出は第10表の如く僅かだが、バッテリーや乾電池等、業務・生活上の必需品の製造・販売が行われている。防虫薬を練り込んだ蚊帳は、マラリア予防に寄与している。

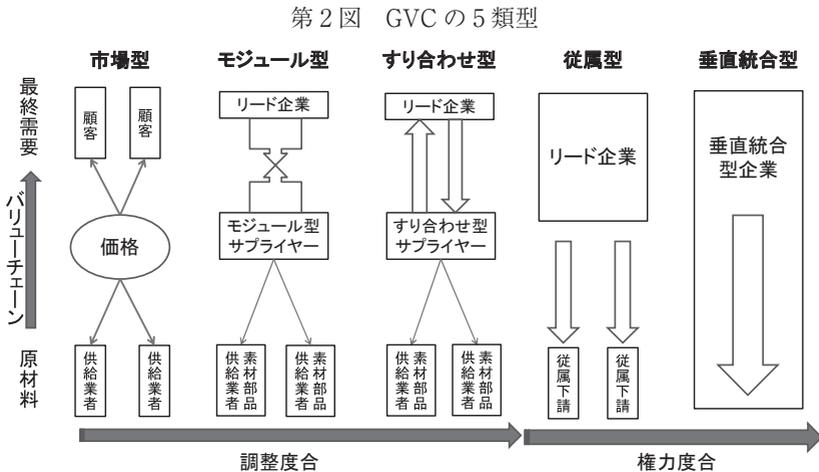
以上の他カネカは、合成繊維製のウィッグ(つけ毛)をマレーシアで生産し、アフリカで販売している。多様な製品を用意し、小売店や美容院を通じ販売する方法で、アフリカ中南部でシェア5割超という大ヒット商品となっている。手触りが柔らかく、着けたまま洗髪できる製品を開発、中国の廉価品と差別化し、アフリカ中でブランドを確立している。現地女性は縮毛が多く、たとえイスラム教徒であっても家の中でお洒落を楽しんでいる。同社はアフリカ女性の美容ニーズを充足している¹²。

¹² カネカはつけ毛で2015年一橋大学大学院国際企業戦略研究科の「ポーター賞」を受賞した。

第3節 考察

1. GVC の類型化について

GVC は第2図の如く、5つに類型化されている¹³。GVCに参加しているインド企業の調整方法は、価格を通じた「市場型」が多いと考えられる。地縁・血縁を重視する華僑と異なり、印僑はメリットがあればオープンな取引をする傾向がある。合理的・ビジネスライクで、メリットがあれば日本企業とも取引に応じる。市場原理に基づき価格で調整するやり方で、英語での交



(資料) Gereffi, Humphrey and Sturgeon (2005) から作成。

¹³ 「市場型」(Market) は、スペックを指定した上で、市場価格を通じ条件を調整するものである。また「モジュール型」(Modular) は、枠にはめ込めばすぐに組み立てられる(「ターンキー」)ように、部品を「モジュール」にまとめて提供するやり方である(パソコン等電気機械に多い)。これに対し「すり合わせ型」(Relational) は、売り手と買い手が信頼関係のもと密接に調整を行い、相互作用の中で必要な部品を仕上げていくやり方である(輸送機械等「インテグラル型」の産業に多く、豊田市のような産業集積地で成立しやすい)。一方「垂直統合型」(Hierarchy) は、工程を垂直統合した企業が、全てを担うやり方である。他方「従属型」(Captive) は、巨大なバイヤーが、中小のサプライヤーを支配・統制する形である。

渉にも長けている。

一方インドは周辺国と異なり、産業が相応に集積し国内で部品を調達できる。一部の優良な自動車部品メーカーの品質は、日欧の完成車メーカーでも購入できる水準に達している。現地中小企業にはまだ困難だが、タタモーターズ等財閥系の企業は、インドに進出したグローバルなリード企業に対し、「モジュール」を提供していく力も備えているものと思われる。ただし日本企業のように、リード企業とサプライヤーが、綿密な「すり合わせ」をしつつ製品開発を行うことはまだ一般的でない。他方ソフトウェア開発等、IT関連のアウトソーシング業務では、Fragmentation（工程分断）が進んでいるため、米国他のグローバル企業に業務の一部を「モジュール」として納入するITベンダーが多いと思われる。このようにインドでは「市場型」が多いものの、「モジュール型」も存在すると考えられる。

これに対し日系企業の場合、独資の海外子会社では本社が多くを判断する「垂直統合型」が多いが、一部では現地企業に裁量の余地を残す「従属型」（関西ペイント他）も見られる。既に事業基盤のある現地企業を買収した場合には、より自由度の高い「市場型」も存在する（日本通運、日立物流他）。なお新興国向けの低価格機種を現地で開発しているグローバルなメーカー（トヨタ、ホンダ、スズキ、日立建機、コマツ等）の下では、日本式の「すり合わせ型」の調整も行われていると推察される。

2. インドにおける生産の本格化

「世界の工場」と呼ばれた中国では、高齢化が進み、人件費が高騰している。外交面や、環境問題等社会面でも課題が多い。「チャイナ+1」により流出した企業を受け入れてきたASEANでも、タイ他では人手不足となっている。この点人口大国のインドは、生産拠点・市場として魅力的である。前述の如く世界主要国とFTA/EPAを締結しており、インドを通じ他の市場とつながることができる。

前述のように、古来インド商人は貿易や商売を得意としてきた。最近では IT 関連の受託業務も発展し、サービス経済化が一層進んだ。これに比べ製造業は必ずしも得意として来なかったが、最近では政府の熱心な産業育成策もあり、繊維や石油化学のみならず自動車産業も成長している。インドは将来世界最大の人口大国となる見込みである。モディ首相は“Make in India”を唱え、雇用吸収力のある製造業を強化する方針である。

経済産業省（2012）は、アジアの産業集積間の連結性（Connectivity）を高め、東南アジアと南アジアの GVC をつなぐ構想を提唱している。インドシナ半島では経済回廊の整備が進んでいる。日系の物流会社も進出し、製造業のロジスティクスを支えている。陸海空路を介して、ASEAN と南アジアがつながることが期待される。

世界の生産の中心地は、産業革命の起きた英国から、自動車で大量生産方式を確立した米国、ものづくりの日本、「世界の工場」中国、さらに「チャイナ+1」で ASEAN へと、徐々に西に移ってきた。タイやインドネシアには自動車産業が集積したが、人手不足で人件費が高騰し、インドシナ半島では「タイ+1」の動きが起きている。

次は「南アジアの時代」となる可能性がある。インドは今後も人口が増加するため、生産拠点として有望である。ただし電力・物流等インフラ面では課題が多い。地場企業が多く競争も激しく、日系企業にとっては厳しい戦場である。百戦錬磨のスズキやホンダといったグローバル企業でも苦勞している。インド市場では中間層の増加に伴う成長余地が大きく、日系企業は正面から本気で取り組む必要がある。インド企業との提携を模索する場合、現地は技術力やノウハウを必要としており、技術力のある日系企業は歓迎されている。

なお南アジアの先をみると、中東では労働を在住外国人に任せ、自らは働かない（手を汚さない）傾向がある。またアフリカの労働者は、細かい作業が不得意の場合もあるため、生産拠点の西遷は南アジアで行き止まりとなる

可能性がある。日系企業としては、南アジアが最後のチャンスということになる。

日系企業のインドでの生産を支えるのが、日系企業による物流である。現地の陸海空運は、インフラの不備や煩雑な手続きにより、非効率で即時性に乏しい。一方日本の物流業界は、国内の荷動きが先細りのため海外に商機を見出している。荷主企業がグローバル化しているため、日本を経由しない第三国間の物流にも対応しようとしている。インドでは自動車・電機各社の現地生産が活発化している。中東・アフリカへの輸出拠点として、今後も発展が見込まれる。これは陸海空の物流業者にも商機となる。日本通運他の物流企業は、日系メーカーのバリューチェーンを繋ぐ大事な役割を果たしている。食品関連では、現地企業には難しいコールドチェーン（低温物流網）を構築する力がある。丁寧な荷捌き、きめ細かな顧客ニーズへの対応は、日本企業が得意で、海外でも評価されている。在日インド人のベンチャー ITE（千代田区）は、再利用可能な保冷剤を開発し、暑く停電の多い現地で、野菜や牛乳の輸送用に提供し、食品の廃棄減に貢献している。

3. 中東・アフリカへの販売・サービス提供

中東は石油・ガスに恵まれ、富裕層が存在し、購買力が高い。アフリカも鉱物資源があり、中間層が増える見込みである。前述のように、両地域の労働力は細かな手作業には向かないが、市場としては有望である。インドで生産し、中東・アフリカで販売する形である。ASEAN と南アジアの連結性が強まれば、各種製造業の集積する ASEAN が、南アジアの背後から重要部品を供給する基地となることも考えられる。

インドは中東・アフリカに距離的に近いだけでなく、所得や生活水準が近いいため、インド向けに開発・生産した製品を、そのまま中東・アフリカで売ることができる。インド向けの電気製品は、電圧の変化や屋外での使用等、過酷な悪条件下での使用に耐える製品が多く、アフリカの環境に適している。

日本向けに比べ機能を減らし、低価格を達成した普及品は、現地のボリュームゾーン向けとして好適である。

一方日本の自動車は完成度が高く燃費もよい。低価格の小型車はインドで生産され、アフリカにも輸出されている。車検制度が整っているため、中古車でも塗装や機器類の程度が良く、補修部品も入手しやすく、ドバイを経てアフリカで活用されている。トラックや建設機械は、今や新興国が主な市場である。日本製品の耐久性（ハード）が、維持補修などのアフターサービス（ソフト）と相まって、日本・南アジア・中東・アフリカをつなぐ媒介として機能している。販売側は純正部品を提供し、維持補修サービスを充実させ、日本製品の丈夫で良質というブランドイメージを保っている。

他方日本の得意とする高質な製品・サービスは、中東の富裕層向きである。上流の婦人層は欧米のブランド品を既に所有していることが多く、日本独自の個性的なものを求めている。良質だが飾らずシンプルな無印良品に禅の精神（Zen）を見出している。ヨックモックの上品な菓子は贈答用に喜ばれている。山の手アトリエのパンはマダム層に歓迎されている。女性の労働は宗教的に制限されており、婦人層は時間に余裕があるため、美食やファッション、エステ等の需要が大きい。日系企業の GVC 展開により、現地での製品・サービスのオプション（選択肢）が増え、人々の生活が豊かになっている。

4. 差別化要因としてのサービス活動

所謂「スマイルカーブ」に示されるように、製品開発やサービス活動は、生産活動以上に付加価値が高い傾向がある。日本のラーメンや調理パン・菓子パン、クッキー、シュークリーム等は、日本で改変・高度化され、独自の「小麦粉文化」に昇華している。

きめ細やかな日本式の接客サービスも、中東の夫人層の心を「わしづかみ」にしている。富裕層の子弟は、海外旅行や留学等で目が肥えており、日

本式のサービスを正当に評価でき、高い対価を払える人々である。この層を感動させることができれば、SNS等で口コミの輪が広がっていく。

サービス活動は、日系企業の GVC 展開において、高付加価値化の重要な要素である。モノの安さでは新興国に勝てないが、丁寧なサービスを組み合わせることにより、国際競争力を高めることができる。

5. 日系企業による GVC 展開上の課題

「華僑」や「印僑」に比べ、「和僑」という言葉は一般的でない。教育水準が高く勤勉で、親切心もある日本人が世界各地に散らばり、ものづくりやおもてなしの業務に精励しているが、存在感やネットワーク力が華僑・印僑ほどではない。

南アジア、中東・アフリカでは、印僑が既にビジネス上のネットワークを形成している。日立建機やコマツのように、まずインドに進出し現地企業と協力関係を構築すれば、あとはタタ他のインド系企業が中東・アフリカに販売してくれる可能性もある。何はともあれ、南アジアに足掛かりを築くことだろう。

ただし特にサービス業では参入障壁が低いことが多く、中国での事例の如くビジネスモデルを真似され、将来の競合を招く可能性もある。この点合弁事業は現地の力を借りられる反面一定のリスクを伴い、日立建機やホンダの如く独資の方が意思決定を迅速に行い自由に活動できる面がある。インド企業と意見があまりに食い違う場合は、出資割合の再検討が必要となるかも知れない。

日本人にとっては、南アジア、中東・アフリカへの GVC 展開に際し、生活面のハードシッが盲点となり得る。いずれも難しい市場で、腰を据えて本気で取り組む必要があるが、日系企業では特に若手の駐在希望が少ない。実際問題として、子供が小さければ家族帯同での赴任は難しい。進出を支援する業務関連サービスや、現地での長期滞在における衣食住を支える生活関

連サービスは、日系企業の業務展開を支える重要な要素となる。多様な日系企業が現地に進出すれば、この点を総体的に補完し合える。

南アジア、中東・アフリカは、日本と習慣の異なる難しい市場である。従来の如く全て日本人が決める（垂直統合型）のではなく、関西ペイントのように現地人を登用し、権限委譲により自由裁量を与え、活躍してもらう形（従属型）や、買収先の現地企業のネットワーク力を借りる形（市場型）が適しているだろう。

おわりに

査読者の方には、有益なコメントを頂戴した。ここに記し、感謝を申し上げます。

参考文献

- ATKearney (2015), "Global Retail Development Index," ATKearney.
- Barnesa, J. and Morris, M. (2008), "Staying alive in the global automotive industry: what can developing economies learn from South Africa about linking into global automotive value chains," *The European Journal of Development Research* 20(1).
- CBRE (2012), "How global is the business of retail," CBRE.
- Gereffi, G., Humphrey, J. and Sturgeon, T. (2005), "The governance of global value chains," *Review of International Political Economy* 12(1).
- Haakonsson, S. (2009), "Learning by importing in global value chains: upgrading and South-South strategies in the Ugandan pharmaceutical industry," *Development Southern Africa* 26(3).
- Porter, M. (1985), *Competitive Advantage*, Free Press. [土岐坤他訳『競争優位の戦略』ダイヤモンド社。]
- PwC (2015) *The World in 2050*, PwC.

安積敏政（2009）、『激動するアジア経営戦略』日刊工業出版社。

梅棹忠夫（1990）、『中洋の国ぐに』中央公論社。

経済産業省（2012）、『通商白書』経済産業省。

後藤康浩（2014）、『ネクストアジア』日本経済新聞出版社。

東洋経済新報社（2015）、『海外進出企業総覧』東洋経済新報社。

国際的株式持ち合いと混合寡占市場

高橋 知也

International Cross-Ownership and Mixed Oligopoly

Tomoya TAKAHASHI

「はしがき」

中国自動車市場を念頭に置きながら、国営企業と外資系企業が競争する市場を本稿では考察する。本稿は公企業と私企業が共存し、競争するいわゆる「混合寡占市場」の分析となっている。基本的なセッティングは Brander and Spencer 流の戦略的貿易政策と同一であるが、重要な拡張点としては第三国市場において自国企業及び外国企業が供給する財と代替的な関係にある財を国営企業が供給している点である。中国市場で考えるならば、外資系企業が輸出という形態であるが自動車を中国市場に輸出し、中国国内市場でも外資系企業の自動車と代替的な関係にある自動車が国営企業によって供給されている状態である。さらに重要な点は cross ownership (株式持ち合い) を検討していることである。具体的には自国企業が外国企業の株式を保有しているが、その保有比率は50%未満のため、外国企業が自主的な経営権を保持しながら、利潤最大化を実現するように行動することを考えている。国際的な株式持ち合いの問題はルノーが日産自動車の株式を約43%保有している状況において日産自動車とルノーは中国市場で競合関係にある。このような国際的な株式持ち合いは競争関係さらに政府の政策にどのような影響を与えるのかは重要な問題である。国際的な cross ownership (株式持ち合い) と混合

寡占を結び付けた研究はあまり存在せず、しかも Brander and Spencer (1985) の戦略的貿易政策をさらに検討したのも存在しない。そこで本稿はこれら 3 要素を考慮に入れた分析となっている。

1. はじめに

企業の国際化の進展は企業形態の在り方に多くの変化をもたらしている。日本企業は輸出から海外現地生産へと変化させる中で当初は現地法人をゼロから設立し、本社の完全子会社として運営するグリーンフィールド投資型のケースが多かった。しかし、競争環境が変化する中でこのタイプの海外進出形態は減少し、現在は進出先の企業やすでに現地法人を設立している外国企業に対して M&A を行い、進出する形態が主流となっている。

特に中国市場に進出する企業は日本企業を含め、中国政府による規制等の存在もあり、中国系企業との合弁形態が多い。中国の自動車産業はも例外ではなく、非常に複雑な合弁形態をとっている。その詳細を述べる前に中国の自動車産業の現状について簡単に説明する。表 1 が示すように 2016 年の 8 月

表 1 国別ブランド乗用車販売シェア (工場出荷台数)

2016年1月から8月累計

	販売台数 (万台)	販売シェア (%)	前年同期比 (%)
中国系企業	609.86	42.23	16.04
日本系企業	227.61	15.76	14.33
ドイツ系企業	284.34	19.69	11.96
米国系企業	175.51	12.15	13.59
韓国系企業	104.35	7.23	5
フランス系企業	38	2.63	-15.93

出典：『MARKLINES』 <https://www.marklines.com/ja/statistics/flashsales/salesfigchina2016>

までの累積販売台数を見ても韓国系及びフランス系企業を除くと対前年度期に比べ10%を超える販売量の増加となっている。2015年度の自動車の販売台数（乗用車、商用車）は約2,460万台¹であり、7年連続で世界一の規模となっており、しかも前年度に比べ約4.7%の増大となっている。2000万台の北米市場を上回る規模のため、日本企業だけでなく、欧米企業にとって成長性が見込まれる市場として注目されている。

中国の自動車市場は欧米市場に比べ、極めて特殊な形態である。外資系企業が中国の自動車市場に参入する場合、中国企業との合弁という形態でのみ可能である。しかも合弁形態も複雑で特殊であり、ひとつの中国企業グループが複数の外資系の自動車メーカー合弁形態を採用しており、他の国ではあまり見ることができない。中国において最初に設立された自動車メーカーである第一汽車について見るならば、国有企業でありながら、日本のトヨタ自動車及びマツダと合弁事業を展開する一方でドイツのフォルクスワーゲンとの合弁事業も展開しており、各合弁事業がそれぞれ別企業で自動車を生産そして販売している。また、外資系の合弁事業とは別に一汽轎車、天津一汽夏利、一汽海馬、一汽吉林といった第一汽車のグループ企業は自主ブランドの自動車を販売している。² これらの自主ブランドの多くは日本企業をはじめとして欧米企業の技術に依存している。

第一汽車以外の主要な自動車メーカーとしては上海汽車、東風汽車、長安汽車、奇瑞汽車があり、上海汽車、東風汽車は国有企業であり、上海汽車はゼネラルモーターズ及びフォルクスワーゲンとの合弁事業を行っており、東風汽車は日産、ホンダ、プジョー、起亜と合弁事業を展開している。このように中国市場における自動車関連事業は複雑な資本関係が存在している。³

1 MARKLINES『自動車販売台数速報 中国 2015年』のデータに依拠している。

2 三井物産戦略研究所『中国自動車産業の課題と展望』2014年8月に依拠している。

3 表1において「日本系企業」という形で系をつけているのは中国へ進出している日本企業の出資比率が50%までに制限され、しかも日本企業をはじめとする外資系企業は中国企業との提携は2企業までに制限される一方、既に説明しているように中国企業は外資系企業との提携数は無制限となっている。そのため複雑な資本関係を前提としているので“系”というあいまいな表現を用いている。

このような中国市場ばかりでなく、世界の新興国の市場においては国営企業と外資系企業が併存し、しかも合弁事業という形態を採用しているために資本関係も複雑となっている。⁴そこで本稿は国営企業と私企業が共存し、競争するいわゆる「混合寡占市場」を前提として、私企業間において資本関係が存在する cross ownership (株式持ち合い) を導入しているのが第一の特徴となっている。これは中国市場のような国有企業と私企業が合弁形態という資本関係とは異なるが、私企業間の株式持ち合いが中国の国有企業との競争関係にどのような影響を与えるのかは興味深い問題である。旧来の合弁事業の研究は Svejnar and Smith (1984) に代表されるように協力ゲームを用いて Nash の交渉解で合弁事業にかかわる企業の利潤を考える研究が少なからずあった。しかし、中国の自動車市場を見ても日本企業は中国企業との合弁事業を展開しながら、中国企業と明確に競争関係にあり、旧来の議論は当てはまらず、本稿のような株式持ち合いの中での寡占市場を考えたほうがより現実的であると考えられる。

混合寡占市場の研究は国営企業を含めた公企業を持つ日本やヨーロッパ圏においては非常に盛んであり、国営企業の民営化政策の是非についての現実面における動向と付随する形で理論的な研究が盛んにおこなわれている。国営企業の目的関数としては社会的厚生を最大化であり、本稿においても同じ目的関数を採用している。

国営企業の民営化問題の分析のパイオニアとしては De Fraja and Delbono (1989) が存在する。彼らは企業数の増大とともに国営企業の優位性が失われ、社会的厚生を最大化の観点から利潤最大化を目的とする私企業の形態が望ましいことを示し、民営化問題に理論的根拠を与えた。彼らの研究を端緒とする研究の方向性の中ではいわゆる「半官半民」という部分民営化の問題は考察さ

⁴ 以下の分析では中国企業を語る場合は“国有企業”と呼び、本稿の分析の公企業は国営企業とする。経済学では公企業という表現が一般的であるが、100%国が株式を保有している企業に限定して考えているのであえてこのような表現とする。

れていなかった。中国市場の国有企業を考えた場合、外資系企業との合併は半官半民の状態であり、部分民営化と見なされるとも考えられる。しかし、本体の親会社は完全な国有状態であり、本稿ではそれを前提として分析している。

ところで部分民営化の分析の始まりは Matsumura (1998) が存在し、その市場構造は私企業と公企業の2企業から構成されている混合寡占を考え、公企業は政府と民間が株式を保有する状態であり、目的関数は De Fraja and Delbono (1989) とは異なり、社会的厚生と公企業の利潤の加重平均で表されている。このような目的関数のもとで部分民営化について考察している。

本稿の第二の特徴としては Brander and Spencer (1985) の戦略的貿易政策のセッティングの中で混合寡占市場を分析している点である。彼らの分析は自国企業と外国企業が第三国市場に輸出する状態を考え、第三国市場には国内企業は存在せず、自国企業と外国企業は輸出のみを行っている。自国企業に対しては自国政府が自国の厚生を最大化するように輸出補助金を与えている。自国政府と両企業間のゲームとなっており、第1段階で政府が輸出補助金を与え、第2段階で両企業がクールノーの仮定に基づき生産量を決定している。この論文の重要な貢献は政府の輸出補助金によってクールノー・ナッシュ均衡が自国企業をリーダーとするシュタッケルベルグ均衡と同一となることを示したことである。彼らの分析はその後、様々な拡張が行われた。本稿も基本的なセッティングは Brander and Spencer と同一であるが、重要な拡張点としては第三国市場において自国企業及び外国企業が供給する財と代替的な関係にある財を国营企業が供給している点である。第三国市場を中国市場と考えるならば、外資系企業が輸出という形態であるが自動車を中国市場に輸出し、外資系企業の自動車と代替的な関係にある自動車を国有企業が供給している状態である。さらに重要な点はこのような混合寡占市場における戦略的貿易政策の分析に cross ownership (株式持ち合い) を導入し、政策効果を分析していることである。具体的には自国企業が外国企業

の株式を保有しているが、その保有比率は50%未満である。50%を上回る状態は自国企業が外国企業の経営権を保有している状態となり、外国企業は自国企業のコントロール下に入ることとなる。本稿はこのような状態を考えず、外国企業が自主的な経営権を保有しながら、利潤最大化を実現するように行動することを考えている。国際的な株式持ち合いの現実面の例としてはルノーによる日産自動車の株式保有があげられる。ルノーは日産自動車の株式を約43%保有している。そして日産自動車とルノーは中国市場で競合関係にあり、さらに中国の国営企業と競争する混合寡占市場となっている。このような国際的な株式持ち合いは競争関係さらに政府の政策にどのような影響を与えるのかは重要な問題である。

本稿との関連性のある研究について検討すると、混合寡占市場を国際貿易に拡張したものとしては Fjell and Pal (1996) が存在し、これは De Fraja and Delbono (1989) に自国市場に輸出する外国企業を導入し、公企業の民営化が公企業の生産量の減少をもたらし、外国企業を生産量を増大させ、そして産業全体の生産量の低下につながることを示している。ただし、貿易政策については考察していない。Pal and White (1998) は外国企業を導入した混合寡占市場において政府が公企業の民営化と最適補助金及び最適関税水準の同時決定を考慮に入れた分析を行っている。

国際的な cross ownership (株式持ち合い) を分析したものとしては石川他 (2011) が存在する。彼らは自国市場において国内の2企業が同質的な財を供給している状況を考えている。外国企業は国内企業が供給する財と代替的な財を供給し、この外国企業は国内企業のうち1企業の株式を保有している。しかも実質的経営権を持つ株式保有を前提としている。このもとで自国政府は国内企業に対して生産補助金を与える一方で外国企業に対して輸入関税を課している。この中で自国政府による外国企業の輸入関税政策は国内の外国企業と資本関係のない企業の生産量を減少させることを示している。また、Jain and Pal (2012) は混合寡占市場における株式持ち合いが最適な民営

化に与える影響を分析している。彼らは国営企業の民営化の水準が十分に高い状態では株式持ち合いは民間企業にとって利潤の増大をもたらすことを示している。

国際的な cross ownership (株式持ち合い) と混合寡占を結び付けた研究はあまり存在せず、しかも Brander and Spencer (1985) の戦略的貿易政策をさらに検討したのも存在しない。そこで本稿はこれら 3 要素を考慮に入れた分析となっている。

以下の分析は第 2 節において国営企業ではない私企業が第三国市場に存在するケースを考え、自国企業が外国企業の株式を保有するケースを考える。これは第 3 節の混合寡占市場の前提となる基本モデルとなる。第 3 節において第三国市場において国営企業が存在する混合寡占市場における国際的な cross ownership (株式持ち合い) を検討する。第 4 節では自国政府の目的関数が異なる場合の政策効果について検討する。第 5 節が結論である。

2. 基本モデル

自国企業 (h) と外国企業 (f) は第三国市場に同質的な財を輸出しており、第三国市場には不完全代替的な財を供給する企業が存在し、本節においては私企業を仮定しているが次節においては国営企業を仮定している。自国企業は外国企業の株式を保有しており、その水準を k とし、 $0 < k < 0.5$ を満たしており、外生的に与えられている。外国企業の株式取得のコストは過去のある時点にけるサックコストと考え、現時点における自国企業の行動に影響を与えないと仮定する。 $0 < k < 0.5$ は自国企業は外国企業の経営権を保有しておらず、自国企業は外国企業の生産量決定に直接影響を与えることがなく、事後的に外国企業の利潤の一部を配当という形で受け取ることとなる。

自国政府は自国企業に対して自国の総余剰を最大化するように輸出補助金 (あるいは輸出税) s を与える。この補助金が与えられたもとで、自国企業、外国企業、第三国の国内企業がクールノーの仮定に基づき、各企業は生産量

を同時決定する。

第三国市場での自国企業と外国企業の逆需要関数は

$$p = 1 - x - y - \gamma z \quad (1)$$

である。 p は第三国市場における x, y 財の価格であり、 x は自国企業の供給量であり、 y は外国企業の供給量であり、自国企業と外国企業が供給する財は同質的である。 z は第三国市場の国内企業 (d) の供給量であり、第三国市場の企業が供給する財はすでに説明したように自国企業と外国企業が供給する財と同質的ではないが代替的な財であり、その指標が γ であり、 $0 < \gamma < 1$ を満たしている。(1) において財価格の切片が 1 となっているのは Tirole (1988) において採用されているものであり、分析を容易にするための重要な仮定である。この仮定を置くことで各企業の生産量は $0 < x < 1, 0 < y < 1, 0 < z < 1$ を満たさなければならず、自国政府の輸出補助金も $0 \leq s < 1$ となる。⁵ ところで、 k, s, γ について以下のような仮定を置く。

$$\text{仮定： } s < \frac{1}{2} \quad s < k \quad s(1 + \gamma) < 1 \quad (2)$$

第三国市場の民間企業が供給する財の逆需要関数は

$$q = 1 - z - \gamma(x + y) \quad (3)$$

であり、自国企業と外国企業の財と第三国市場の企業が供給する財との代替性の指標は (1) と同一であることを仮定している。自国企業、外国企業、第三国の国内企業はいずれも同じ技術を保有し、費用関数は同一であり、限界費用が一定の c とする。また、固定費用は存在しない。一般性を失うことなく費用関数についての仮定として $c = 0$ とする。自国企業の目的関数は自国企業の利潤と外国企業の利潤の一部（株式保有比率）から構成され、(1) の需要関数を代入すると以下の通りである。

⁵ 輸出税の場合は $-1 < s < 0$ となる。

自国企業の目的関数：

$$\pi_h = (1-x-y-\gamma z)x + sx + k(1-x-y-\gamma z)y \quad (4)$$

k は既に説明したように自国企業の株式保有比率であり、外国企業は利潤の全てを配当としていることを仮定している。外国企業の利潤 (π_f) は (1) の需要関数を代入すると、

$$\pi_f = (1-x-y-\gamma z)y \quad (5)$$

となり、第三国の国内企業の利潤は通常の利潤最大化企業なので (3) の需要関数を代入すると、

$$\pi_d = [1-z-\gamma(x+y)]z \quad (6)$$

となる。自国企業、外国企業、第三国市場の国内企業そして自国政府間のゲームの構造は第一段階では自国政府が輸出補助金を与えるか、輸出税を課す。第二段階では自国企業、外国企業、第三国の国内企業がクールノー仮定に基づき、各企業がそれぞれの目的関数を最大化するように生産量を決定する。通常の手続きに従い、バクワードインダクションでこのゲームを解くことになる。したがって、第二段階より解くことになり、(4), (5), (6) の各企業の利潤最大化条件を考え、一階条件を求め、解くことにより各企業の実産量は以下の通りである。

$$\begin{aligned} x^* &= \frac{(\gamma-2)[k-1-s(\gamma+2)]}{(\gamma^2-2)(k-2)+2} & y^* &= \frac{(1-2s)+(1-\gamma)+s\gamma^2}{(\gamma^2-2)(k-2)+2} \\ z^* &= \frac{(2-k)(1-\gamma)+(1-\gamma s)}{(\gamma^2-2)(k-2)+2} \end{aligned} \quad (7)$$

(2) の仮定より、(7) の各企業の実産量はいずれも非負である。自国企業の外国企業の株式保有率の上昇の上昇が各企業に与える影響は (7) を株式保有比率で偏微分することにより求まる。

$$\frac{\partial x}{\partial k} = \frac{\gamma - 2}{(\gamma^2 - 2)(k - 2) + 2} - \frac{(\gamma^2 - 2)(\gamma - 2)[k - 1 - s(\gamma + 2)]}{[(\gamma^2 - 2)(k - 2) + 2]^2} \quad (8)$$

$$\frac{\partial y}{\partial k} = \frac{(\gamma^2 - 2)[(\gamma - 1) + (2s - 1) - s\gamma^2]}{[(\gamma^2 - 2)(k - 2) + 2]^2} > 0 \quad (9)$$

$$\frac{\partial z}{\partial k} = \frac{\gamma - 1}{(\gamma^2 - 2)(k - 2) + 2} + \frac{(2 - \gamma^2)[(2 - k)(1 - \gamma) + (1 - \gamma s)]}{[(\gamma^2 - 2)(k - 2) + 2]^2} \quad (10)$$

自国企業の株式保有相手先である外国企業の生産量は (9) が示すように自国企業の株式保有比率が高まるにつれ、増大する。一方、自国企業にとって外国企業の株式保有比率の上昇が自らの生産量に与える影響は (8) では不明であるが γ を限りなく 0 に近づけたケースと 1 に近づけたケースを計算するといずれも $\partial x / \partial k < 0$ となり、これより自国企業の株式保有比率の増加は自らの生産量を減少させる。この結果は次のように考えることができる。自国企業は自らが生産量を拡大しようとすることは外国企業の生産量を低下させ、利潤を減少させることになる。これは外国企業の株式保有に伴う配当の低下を意味するので、株式保有比率が高まるほどその影響を考慮に入れ、自らの生産量を低下させるインセンティブが働くことになる。逆に外国企業はこれを読み込んで生産量を拡大させようとする。第三国の国内企業が生産量に与える影響は (10) が示すように不明であるが、代替性の指標である γ を考えるならば、 $\gamma = 1$ とするならば (10) の右辺の第 1 項がゼロとなり、 $1 - s/6 - k > 0$ となる。国内企業の財が自国企業及び外国企業の財と同質的な状況を表し、このもとでは自国企業による外国企業の株式保有比率の上昇は自国企業の生産が抑制されることを読み込んで第三国の国内企業は生産量を拡大する。 $\gamma = 0$ のケースは第三国市場の国内企業の財は自国企業及び外国企業の財と代替性が存在しない異質な財であり、しかも市場が区分か

れるので自国企業による外国企業の株式保有比率の増大は何ら影響を受けないことになる。一般的には自国企業が生産を抑制することを読み込んで第三国の国内企業は生産量を拡大すると考えられる。

次に自国政府による輸出補助金政策の効果は (7) より容易に求められ、

$$\frac{\partial x}{\partial s} > 0 \quad \frac{\partial y}{\partial s} < 0 \quad \frac{\partial z}{\partial s} < 0$$

となる。この結果は予想できる結果である。

次に第一段階の自国政府による政策を考える。自国の厚生 (W) は自国企業の利潤から補助金 (あるは輸出税) を除いたものである。したがって、

$$W = (1-x-y-\gamma z)x + k(1-x-y-\gamma z)y$$

となる。上式に (7) を代入すると、自国の厚生は自国政府の補助金の関数としてあらわすことができ、以下の通りとなる。

$$W = \frac{[(2s-1) + (\gamma-1) - s\gamma^2][s(1-k)(\gamma^2-2) + (\gamma-1) + (2s-1)]}{[(\gamma^2-2)(k-2) + 2]^2} \quad (11)$$

(11) の分子を見ると仮定の (2) より $s < \frac{1}{2}$ なので第 1 項は負となる。第 2

項も仮定の (2) の $s < \frac{1}{2}$ より負となり、分子は正となり、(11) は非負となる。

(11) より自国政府は自国の厚生を最大化するように s を決定するので補助金水準 s による自国の厚生の一階条件を求めることになる。一階条件より自国の厚生最大化する s が求まり、以下の通りとなる。

$$s^* = \frac{(\gamma-2)(k\gamma^2 - 2k + 2)}{2[(6-4k)(\gamma+1)(\gamma-1) + (k-1)\gamma^4 - 2]} > 0 \quad (12)$$

s^* が正であるので自国厚生を最大化する政策は輸出補助金政策となる。

3. 国営企業と戦略的貿易政策

第2節において第三国市場の国内企業は通常の利潤最大化を目的とする企業を仮定していた。しかし、アジア市場、特に中国市場を考えた場合、国営企業の存在を前提としたほうがより現実的となる。第2節と同様に国営企業が供給する財は自国企業及び外国企業が供給する財と代替的な関係にある。したがって、国営企業の需要関数は(3)と同一となる。国営企業の目的関数は De Fraja and Delbono (1989) が仮定するように企業の利潤と第三国の消費者余剰の和と仮定する。したがって、第三国市場の国営企業の目的関数 (Π_d) は

$$\Pi_d = \left[1 - z - \gamma(x + y)\right]z + \frac{z^2}{2} \quad (13)$$

となる。(13)の右辺の第2項が消費者余剰となる。(3)のような切片が1の逆需要関数を仮定することで単純な形であらわすことができる。

自国企業と外国企業及び第三国市場の国営企業間のゲームは第一段階において自国政府が自国の厚生を最大化するように輸出補助金あるいは輸出税のいずれかを決定する。第二段階において各企業はクールノー・ナッシュ均衡に基づき生産量を決定する。このゲームもバックワードインダクションで解くことになるので、第2段階の各企業の実生産量の決定から考える。自国企業と外国企業に関する仮定は第2節と同様であるので、(4), (5), (13)の一階条件を導出し、各企業の均衡の実生産量を求めると、以下の通りである。

$$\begin{aligned} x^{**} &= \frac{(k-1)(1-\gamma) + s(\gamma^2 - 2) - k\gamma}{(k-2)(1-\gamma^2) - 1} & y^{**} &= \frac{(1-\gamma)[s(1+\gamma) - 1]}{(k-2)(1-\gamma^2) - 1} \\ z^{**} &= \frac{(k-1) + 2(\gamma-1) + (s-k)\gamma}{(k-2)(1-\gamma^2) - 1} \end{aligned} \quad (14)$$

次に第2節でも検討したように自国企業による外国企業の株式保有率の上昇が各企業の実生産量に与える影響は(14)を株式保有比率で偏微分すること

により求まる。

$$\frac{\partial x}{\partial k} = \frac{(\gamma^2 - 1)[(k-1)(1-\gamma) + s(\gamma^2 - 2) - k\gamma]}{[(k-2)(1-\gamma^2) - 1]^2} + \frac{1-\gamma}{(k-2)(1-\gamma^2) - 1} \quad (15)$$

$$\frac{\partial y}{\partial k} = \frac{(\gamma^2 - 1)(1-\gamma)[s(1+\gamma) - 1]}{[(k-2)(1-\gamma^2) - 1]^2} > 0 \quad (16)$$

$$\frac{\partial z}{\partial k} = \frac{(\gamma^2 - 1)[(k-1) + 2(\gamma-1) + (s-k)\gamma]}{[(k-2)(1-\gamma^2) - 1]^2} + \frac{1-\gamma}{(k-2)(1-\gamma^2) - 1} \quad (17)$$

(15),(17) の正負判別は不明である。(15),(17) の右辺の第1項は正であるが第2項は負であり、大小関係に依存する。自国企業による外国企業の株式保有比率の上昇が自国企業の生産量に与える影響が不明の理由は次のように考えることができる。外国企業の株式保有比率を増大させた場合、自国企業の生産量の拡大は外国企業の生産量の減少をもたらし、外国企業の利潤の減少につながる。これは自国企業の生産量の増大による利潤の増大効果を外国企業の利潤の減少による自国企業への配当の減少によって打ち消される可能性を示している。そのため、外国企業の株式保有比率の増大が自国企業の生産量に与える影響は不明となる。自国企業による外国企業の株式保有比率の上昇が第三国の国営企業の生産量に与える影響が不明なのは自国企業と外国企業が供給する財との代替性に依存するからである。代替性が低い場合、つまり $\gamma \rightarrow 0$ を考えると、(17) は正となるが、代替性が高い場合、つまり $\gamma \rightarrow 1$ を考え、 $\gamma \rightarrow 1$ のケースを考えると、(17) はゼロとなる。代替性の γ に依存することを考えると (17) の第三国の国営企業への影響は不明となる。

次に自国政府が与える輸出補助金の影響について簡単に考察する。これは自国企業及び外国企業への影響は Brander-Spencer と同一となり、自国政府の輸出補助金は自国企業の生産量を拡大し、外国企業の生産量を減少させ

る。第三国の国営企業への影響は以下の通りであり、国営企業の生産量を減少させることとなる。

$$\frac{\partial z}{\partial s} = \frac{\gamma}{(k-2)(1-\gamma^2)-1} < 0$$

次に自国政府による補助金政策の決定について考える。自国政府の目的関数は第2節と同様であり、第2節と同様に(14)を代入して整理すると以下の通りとなる。

$$W = \frac{(1-\gamma)[s(1+\gamma)-1][s(1-k)(\gamma+1)(\gamma-1)+(\gamma-s-1)]}{[(k-2)(1+\gamma)(1-\gamma)-1]^2} \quad (18)$$

(18)は非負であり、(18)を最大化するように輸出補助金(あるいは輸出税)を設定することとなり、1階条件を求める。一階条件より自国の厚生最大化する s が求まり、以下の通りとなる。

$$s^{**} = \frac{k(1-\gamma^2)-1}{2(1+\gamma)[(k-1)(1-\gamma^2)-1]} > 0 \quad (19)$$

(19)より自国の厚生を最大化する政策は輸出補助金政策となる。

命題1 第三国市場における企業のタイプ(民間企業あるいは国営企業)に関係なく、自国企業による外国企業の株式保有比率に依存することなく、自国政府による最適な政策は輸出補助金政策である。

4. 自国の厚生が異なる場合の戦略的貿易政策

第2節及び第3節では自国の厚生は自国企業の補助金額を除いた利潤と外国企業の配当所得から構成されている。しかし、外国企業の配当所得が外国政府の規制等により自国への流入が不可能な状況やあるいは自国政府が自国

内の企業の生産活動を重視する⁶ ために外国企業からの配当所得を考慮に入れないことを仮定すると、自国の厚生を自国企業の補助金額を除いた利潤と考えるならば以下の通りとなる。

$$W = (1 - x - y - \gamma z)x \quad (20)$$

(20) の自国の目的関数を前提として第3節の第三国市場において国営企業が存在するケースを考える。第3節と同様に自国企業、外国企業、第三国の国内企業である国営企業の生産量を求めると、(14) と同一となる。これを(20) に代入し、自国の厚生を求めると、

$$W = \frac{(1 - \gamma)[s(1 + \gamma) - 1][(1 - k)(\gamma - 1) + s(\gamma^2 - 2)]}{[(k - 2)(1 + \gamma)(1 - \gamma) - 1]^2} \quad (21)$$

となる。(21) は非負であり、(21) を最大化するように輸出補助金（あるいは輸出税）を設定することとなり、1階条件を求める。一階条件より自国の厚生を最大化する s^{***} が求まり、以下の通りとなる。

$$s^{***} = \frac{(k - 1)(\gamma^2 - 1) - 1}{2(\gamma + 1)(\gamma^2 - 2)} > 0 \quad (22)$$

(22) の分母は負であり、分子においては $(k - 1)(\gamma^2 - 1) < 1$ なので負となり、(22) は正であるので輸出補助金が自国政府にとって最適な政策となる。

自国政府の目的関数が異なっても輸出補助金政策は第3節と変わらないことになるが、自国企業による外国企業への株式保有比率が輸出補助金に与える影響は異なる。(19) と (22) を自国企業の株式保有比率 k で偏微分すると、

$$\frac{\partial s^{**}}{\partial k} = \frac{-(\gamma - 1)^2(\gamma + 1)}{2(k - k\gamma^2 + \gamma^2 - 2)^2} < 0 \quad (23)$$

⁶ 本稿では分析の対象外であるが、自国企業の実産量の拡大は自国労働者の雇用の拡大につながるため自国の生産活動による利潤を重視していると考えられる。

$$\frac{\partial s^{***}}{\partial k} = \frac{\gamma - 1}{2(\gamma^2 - 2)} > 0 \quad (24)$$

となる。(23)の自国の厚生に外国企業の利潤が含まれるケースでは自国企業による外国企業の株式保有率の増大は外国企業の利潤が自国の厚生に含まれる比率の増大を意味する。そのため輸出補助金の増大は自国企業の利潤増大と外国企業の利潤の減少を意味するので、自国の厚生を考慮に入れると自国政府は輸出補助金を低下させることを考える。

一方、(24)の自国の厚生が自国企業の利潤のみでは自国企業は外国企業の株式保有比率の増加は(15)によると自国企業の生産量が減少するか否かは不明であるが、自らの生産量を抑制する傾向がある。このため、自国政府は自国企業の生産量を増大させ、自国の厚生(自国企業の利潤)を高めようとして輸出補助金を増大させると考えられる。

命題 2 自国企業による外国企業の株式保有比率の増大は外国企業の利潤を考慮に入れた自国の厚生の場合、輸出補助金を減少させるが、自国企業の利潤のみの自国の厚生では輸出補助金を増大させる。

5. 結論

本稿は中国の自動車産業を念頭に置き、国営企業が存在する市場において自国企業と外国企業の株式持ち合いが戦略的貿易政策に与える影響を分析している。自国企業と外国企業が第三国市場に輸出する設定のもとで第三国市場に代替的な財を供給する企業が存在し、その企業が国営企業のケースを考察している。しかも自国企業が外国企業の株式を保有する国際間の株式持ち合いの設定を加えている。第一の発見は国営企業の存在は Brander-Spencer 流の戦略的貿易政策における輸出補助金を与えることが最適であるという結論に変更をもたらさなかったことである。ただし、自国の厚生を考えた場合、

自国企業が外国企業の株式を保有することでの配当所得を考慮に入れない場合、自国企業による外国企業の株式保有比率の増大は輸出補助金を増大させるが、配当所得を考慮に入れた場合には輸出補助金を減少させる。株式持ち合いが輸出補助金を低下させることは第二の本稿における貢献である。

最後に本稿に残された問題を考えるならば、中国の自動車産業を念頭に置く場合、さらに複雑な株式持ち合いを考慮すべきである。具体的には第三国市場つまり中国市場の国営企業が自国企業あるいは外国企業の株式を保有しているケースや国営企業の部分民営化に伴い、その株式を自国企業あるいは外国企業が保有しているケースなど株式持ち合いが与える影響の分析はまだ十分ではないと考えられるのでこれは今後の課題としたい。

参考文献

- Brander, J. A. and Spencer, B. J. (1985). "Export subsidies and international market share rivalry," *Journal of International Economics*, vol. 18 (1-2), 83-100.
- de Fraja, G. and Delbono, F. (1989), "Alternative Strategies of a Public Enterprise in Oligopoly," *Oxford Economic Papers*, vol. 41 (2), 302-11.
- Fjell, K. and Pal, D. (1996), "A mixed oligopoly in the presence of foreign private firms," *Canadian Journal of Economics* 29, 737-743.
- Ishikawa, J, Sugita, Y. and Zhao, L. (2011), "Commercial Policy and Foreign Ownership," *Review of International Economics*, 19 (2), 300-312
- Jain, R. and Pal, R. (2012), "Mixed duopoly, cross-ownership and partial privatization," *Journal of Economics*, 107, 45-70
- Matsumura, T. (1998), "Partial Privatization in Mixed Duopoly," *Journal of Public Economics*, vol.70, 473-483.
- Pal, D. and White, M. D. (1998), "Mixed Oligopoly, Privatization, and

- Strategic Trade Policy," *Southern Economic Journal*, 65 (2), 264-281.
- Svejnár, J and Smith, S.C. (1984), "The Economics of Joint Ventures in Less Developed Countries," *The Quarterly Journal of Economics*, vol. 99 (1), 149-167.
- Tirole, J. (1988), "The Theory of Industrial Organization," MIT Press Books, The MIT Press.

副大統領をめぐる政治
—アフリカを中心として—

鈴木 亨 尚

Politics of Vice President: Focusing on Africa

Yukihisa SUZUKI

目次

はじめに

第1節 データと分類

第2節 ナイジェリア

第3節 ザンビア

第4節 マラウイ

第5節 赤道ギニア

第6節 南スーダン

第7節 ブルンジ

第8節 南アフリカ

第9節 セネガル

おわりに

はじめに

近年、サハラ以南アフリカ（以下、「アフリカ」と記述）の民主化は若干後退しているといわれている。フリーダム・ハウスのスコアを用いて、アフリカの民主化が始まったとされる1990年より少し前からの動向をみてみたい。

同スコアは政治的権利と市民的自由の平均であり、これが1～2.5を「自由」、3～5を「部分的に自由」、5.5～7を「自由ではない」としている。これを表1に示した。我々はこの「自由」を民主主義と同義だと考えている。表1に示されていない年のデータも含めて検討すると、2005年頃を転換点として、以降、民主化の後退が続いていることがわかる。

表1 アフリカの民主化

	自由	部分的に自由	自由ではない
1985年	4% (2か国)	28% (13か国)	68% (31か国)
1990年	8% (4か国)	32% (15か国)	60% (28か国)
1995年	19% (9か国)	39% (19か国)	42% (20か国)
2000年	19% (9か国)	50% (24か国)	31% (15か国)
2005年	23% (11か国)	48% (23か国)	29% (14か国)
2010年	19% (9か国)	46% (22か国)	35% (17か国)
2015年	18% (9か国)	41% (20か国)	41% (20か国)

(出所) Freedom House, *Freedom in the World 2016 Anxious Dictators, Wavering Democracies: Global Freedom Under Pressure*, 2016, pp.20-24 など各年の *Freedom in the World* に基づいて、筆者が作成。

ダイヤモンド (Larry Diamond) は、2つの有力な傾向が支配的な立場をめぐって争うことにより、これは生じており、その1つは権力が集中した大統領を中心とするエスニックな結び付きに基づき、シンボリックで情緒的な紐帯を引き付けるパトロン・クライアント関係であり、他の1つは1990年以降高まった民主主義的な感情・原則・制度である、と述べている。政治制度はこのインフォーマルな制度とフォーマルな制度を含むものとなっている。ダイヤモンドは、2008年の時点で、「ゆっくりと、自由、参加、アカウントビリティ、透明性という規範を持つ民主主義が、国家と市民社会の双方で、新しく、より活力のある組織の全般的形態になりつつある」と述べているが、

2016年の時点で、我々は、2005年以降、インフォーマルな制度が若干勢力を回復したと考えている⁽¹⁾。

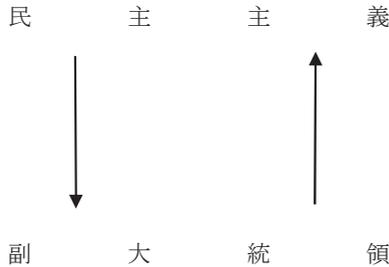
ダイヤモンドは上記のような大統領を「ビッグ・マン (big man)」と呼んでいる。これは、本来、アフリカ社会において、パトロン・クライアント関係に基づいて支配を行う国王などの支配者を表す概念であった。20世紀半ばの独立後、各国はフォーマルには近代国家を戴いたが、インフォーマルには、大統領をビッグ・マンとするパトロン・クライアント関係が構築され、1970～80年代の一党制の時代には、このような関係が特に強固であった。そこに、国内外の圧力により、民主化が生じ、具体的には、一党制から複数政党制に移行した⁽²⁾。表1にあるように、1990年代前半に、アフリカ諸国は民主化した。しかし、これにより、ビッグ・マンが政治の舞台から退場したわけではなかった。多くの場合、一党制の下の大統領は、複数政党制選挙を勝ち抜き、大統領の座を維持した。そのような中には、ベナンのケレク (Mathieu Kérékou) 元大統領のように、民主主義の理念を内面化したと思われる人物も出てきたが、その多くは、引き続きビッグ・マンとして振る舞おうとした⁽³⁾。

複数政党制の導入だけではこのような大統領の権力を十分に抑制できていないとの判断から、アフリカ諸国の多くで、大統領の多選制限が導入された⁽⁴⁾。また、半大統領制が導入されたり、副大統領職が置かれたりする国もあった。ビッグ・マンとしての大統領は、特に、No.2の存在を嫌い、副大統領職の設置を阻止しようとし、設置されている場合には、この実質的権限を小さくしようとした。あるいは、大統領は、この制度を表面上遵守する一方、自分の息子や子飼いの人物を副大統領にするなどインフォーマルなネットワークの維持・拡大にこれを利用する場合もあった。

本稿の分析枠組みは図1のようになる。副大統領という制度は民主主義の一部を構成するが、民主主義全体の改善は副大統領という制度の改善をもたらさず、副大統領という制度の改善は民主主義全体の改善をもたらさず。一方、

民主主義全体の悪化は副大統領という制度の悪化をもたらし、副大統領という制度の悪化は民主主義全体の悪化をもたらす。

図1 民主主義と副大統領



(出所) 筆者が作成。

本稿は、民主主義との関連で、アフリカにおける副大統領という政治制度をめぐってなされる政治を検討することを目的としている。そのため、第1節ではデータを示し、分類を行う。第2～9節では、近年、副大統領をめぐる政治が、各国の政治において、特に重要な役割を果たしたと思われる8か国をナイジェリア、ザンビア、マラウイ、赤道ギニア、南スーダン、ブルンジ、南アフリカ、セネガルの順で検討する。そして、最後に、議論を整理する。なお、分析の対象は2016年9月末までとする。また、副大統領をめぐる政治を論ずるという特性上、以下の各節では、副大統領を直接論ずるだけでなく、各国政治を包括的に論ずることになる。

注

- (1) Larry Diamond, "The Rule of Law Versus the Big Man," *Journal of Democracy*, Vol19, No.2, April 2008, p.138.
- (2) *Ibid.*, pp.138-149.
- (3) 鈴木亨尚「アフリカにおける民主化のオータナティブー革命としての民主化―」（『国際政治』125号、2000年）61～78頁；鈴木亨尚「大統領の多選制限をめぐる政治―ア

フリカを中心として」(『アジア研究所紀要』第42号、2016年)85～86頁; Charles Fombad and Mathaniel A. Inegbedion, “Presidential Term Limits and Their Impact on Constitutionalism in Africa,” in Charles Fombad and Christina Murray, eds., *Fostering Constitutionalism in Africa* (Pretoria: Pretoria University Law Press, 2010), p.6. ケレクはクーデタを成功させ、1972年に大統領に就任、複数政党制移行後の1991年の大統領選挙で敗れるが、1996年と2001年の選挙で当選し、2006年まで大統領を務めた。ベナンでは、大統領は三選禁止だったが、2011年の選挙前、憲法を改正して、大統領に留まる可能性を問われ、ケレクは「もしあなたが権力から去らなければ、権力があなたから去るだろう」と答え、その可能性を明確に否定した。

(4) 鈴木亨尚「大統領の多選制限をめぐる政治」、69～126頁。

第1節 データと分類

1. 概説

分析の対象となる国を特定していこう。まず、アフリカには49か国あるが、紛争中のソマリアは対象外とし、48か国となる。次に、この48か国中、憲法上、大統領を置いているのは君主制のレソトとスワジランドを除いた46か国である。さらに、この46か国中、憲法上、副大統領を置いているのは23か国である。ただし、ガボン、憲法上、副大統領を置いているが、2009年に大統領に就任したアリ・ボンゴ (Ali Bongo Ondimba) が副大統領職の廃止を表明、以降、これを置いておらず、しかも、同国は半大統領制であり、必ずしも副大統領職を必要としない。そこで、本稿ではガボンを除いた22か国を分析の中心とする⁽¹⁾。

これら22か国の政治制度は大統領制、半大統領制、議院内閣制、議院大統領制、首相公選制の5つに分類される。大統領制とは「執政府の長が国家元首であり、議会以外がその選出をなし、その存続に関する権限を議会が有しない政治制度」をいう。半大統領制 (semi-presidentialism) とは、エルジー (Robert Elgie) に従い、「国民に選出された固定任期の大統領と、議会に対して連帯して責任を負う首相と内閣が憲法に含まれる政治制度」をいう⁽²⁾。

議院内閣制とは「執政府の長が国家元首ではなく、議会がその選出をなし、議会がその存続に関する権限を有する政治制度」をいう。議院大統領制とは「執政府の長が国家元首であり、その選出と存続の双方ないし一方に議会が関与する権限を有する政治制度」をいう。首相公選制 (elected prime-ministerial government) とは首相ないし大統領と呼ばれる「政府の長が国民によって選出されるが、内閣とともに、議会の多数派の信任に従属する」政治制度をいう⁽³⁾。

アフリカには、大統領制が21か国、うち、副大統領を置くのが14か国、半大統領制が18か国、うち、副大統領を置くのが2か国、議院内閣制が4か国、このうち、大統領を置くのが2か国で、この大統領は名目大統領である⁽⁴⁾。議院大統領制は4か国、うち、副大統領を置くのが3か国、首相公選制はガンビアだけで、副大統領を置いている。半大統領制の副大統領を置く割合が低いのは副大統領制という制度自体が大統領の権限を制約するからである。表2はアフリカ諸国を政治制度と副大統領の存否で分類し、そのグループの民主主義の程度をフリーダム・ハウスのスコア (2015暦年が分析の対象) を用いて示している。副大統領を置く22か国のスコアの平均は4.1、副大統領

表2 政治制度と民主主義

	副大統領を置く国 (平均4.1)	副大統領を置かない国 (平均4.6)
大統領制 (平均4.5)	平均 (4.5)、ブルンジ (6.5)、コモロ (3.5)、赤道ギニア (7)、ガーナ (1.5)、ケニア (4)、リベリア (3.5)、マラウイ (3)、ナイジェリア (4.5)、セーシェル (3)、シエラレオネ (3)、南スーダン (6.5)、スーダン (7)、ウガンダ (5.5)、ザンビア (3.5)、ジンバブエ (5)	平均 (4.8)、ベナン (2)、中央アフリカ (7)、コートジボワール (4)、ジブチ (5.5)、ギニア (5)、ギニア・ビザウ (5)

半大統領制 (平均4.1)	平均(2.8)、ナミビア(2)、タンザニア(3.5)	平均(4.3)、ブルキナファソ(3.5)、カメルーン(6)、カーボ・ヴェルデ(1)、チャド(6.5)、コンゴ共和国(5.5)、コンゴ民主共和国(6)、ガボン(5.5)、マダガスカル(3.5)、マリ(4.5)、モーリタニア(5.5)、モザンビーク(4)、ニジェール(3.5)、ルワンダ(6)、サントメ・プリンシペ(2)、セネガル(2)、トーゴ(4)
議院内閣制 (平均4.3)	平均(1.5)、モーリシャス(1.5)	平均(5.2)、エチオピア(6.5)、レソト(3)、スワジランド(6)
議院大統領制 (平均4.4)	平均(3.5)、アンゴラ(6)、ボツワナ(2.5)、南アフリカ(2)	平均(7)、エリトリア(7)
首相公選制 (平均6.5)	平均(6.5)、ガンビア(6.5)	
その他(平均7)	ソマリア(7)	

(出所) Freedom House, *Freedom in the World 2016 Anxious Dictators, Wavering Democracies: Global Freedom Under Pressure*, 2016, pp.20-24; <http://semipresidentialism.com/?p=1053> (2016年8月14日にダウンロード) などに基づいて、筆者が作成。

を置かない26か国の平均は4.6であり、副大統領という政治制度は民主主義を促進する効果を持つ可能性を示している。なお、5つの政治制度の中で、半大統領制が最も良いデータで、民主主義を促進する効果がある可能性を示している。これについては別稿で検討したい。

次に、副大統領を置く22か国の各々が、憲法上、副大統領を置いた年のフリーダム・ハウスのスコアと2015年のスコアを比較する。これは表3に示した。表3から、第1に、副大統領を置いた第1のピークが1960年代から1970年代初頭であることがわかる。イギリスの植民地であった国々は、当初、議

院内閣制をとっていたが、この時期に大統領制に移行し、これに伴い、副大統領職が設置された。第2に、この第2のピークは直近の10年ほどであることがわかる。1990年代前半を中心とした複数政党制への移行だけでは、民主主義の進展は十分ではなく、その結果として、この動きは生じたのだろう。第3に、副大統領を置いた年のスコアの平均は4.4、2015年のスコアの平均は4.1であり、0.3改善している。しかし、22か国の半数程度は1990年代初頭の民主化以前に副大統領を置いており、改善がみられるのは当然といえる。そこで、さらに、2005年（南スーダンが独立した2011年）から2015年の10年間の変化について、副大統領を置いている22か国と置いていない26か国を比較する。副大統領を置いている22か国の2005年の平均は3.9、2015年の平均は4.1で、0.2悪化している。一方、副大統領を置いていない26か国の2005年の平均は4.3、2015年の平均は4.6で、0.3悪化している⁽⁵⁾。理論上、副大統領職の設置は大統領の権力を抑制し、民主化を促進するはずだが、アフリカの現実はそのようになってはいない。

表3 副大統領の民主主義に対する効果

国(副大統領を置いた年)	副大統領を置いた年のスコア	2015年のスコア	差
リベリア(1847年)	6	3.5	-2.5
ウガンダ(1962年)	7	5.5	-1.5
ナイジェリア(1963年)	5	4.5	-0.5
ケニア(1964年)	4.5	4	-0.5
ザンビア(1964年)	5	3.5	-1.5
タンザニア(1965年)	6	3.5	-2.5
ボツワナ(1966年)	3.5	2.5	-1.0
スーダン(1969年)	6	7	1
ガンビア(1970年)	2	6.5	4.5

シエラネオ (1971年)	4.5	3	-1.5
ガーナ (1979年)	4	1.5	-2.5
ジンバブエ (1987年)	5.5	5	-0.5
モーリシャス (1991年)	1.5	1.5	0
マラウイ (1994年)	2.5	3	0.5
セーシェル (1996年)	3	3	0
南アフリカ (1996年)	1.5	2	0.5
コモロ (2001年)	5	3.5	-1.5
ブルンジ (2005年)	4	6.5	2.5
アンゴラ (2010年)	5.5	6	0.5
赤道ギニア (2011年)	7	7	0
南スーダン (2011年)	5.5	6.5	1.0
ナミビア (2014年)	2	2	0
平均	4.4	4.1	-0.3

(出所) Freedom House, *Freedom in the World 2016 Anxious Dictators, Wavering Democracies: Global Freedom Under Pressure*, 2016, pp.20-24 など各年の *Freedom in the World* などに基づいて、筆者が作成。

(注) *Freedom in the World* の最初の刊行は1973年なので、それ以前に副大統領を置いた国の「副大統領を置いた年のスコア」は1973年版が分析する1972年のものである。「差」のマイナスは改善を、プラスは悪化を示す。

2. 副大統領の権限

アメリカの初代、したがって、世界で初の副大統領アダムズ (John Adams) は副大統領職を「これまでに人類が作り出した、ないしは、想像した最も重要ではない職務」と言った⁶⁾。これは今日のアフリカにおいても同様である。

表4 副大統領の権限

政治制度	国	副大統領の権限
大統領制 (15か国)	ブルンジ (2人)	「共和国大統領は、その権限の行使において、2人の副大統領に補佐される。第一副大統領は政治行政部門の調整を担う。第二副大統領は経済社会部門の調整を担う」(第122条)
	コモロ (3人)	「…連合副大統領は省庁に対する責務を与えられ得る。…副大統領は彼の出身島のさまざまな省庁の活動を調整し、同島の行政府による決定の合法性を監視する」(第15条)
	赤道ギニア	「共和国副大統領、首相、政府の諸員は、法に対する彼ら各々の個人的責務に影響を与えることなく、彼らの運営に関して、法、共和国大統領、代議院、上院に対し、連帯して責任を負う」(第50条1項)
	ガーナ	「ガーナ副大統領は本憲法ないし大統領により彼に付与された権限を行使する」(第60条1項)
	ケニア	「副大統領は大統領の第一の補佐であり、大統領の権限の行使において、大統領の代理をする」(第147条1項) 「副大統領は本憲法により付与された権限と大統領が付与した大統領のその他の権限を行使する」(第147条2項)
	リベリア	「副大統領は、大統領の権限の行使において、大統領を補佐する。…彼は閣議や政府のその他の会議に出席し、大統領が付与した、ないし、適切だとみなした権限を行使する。…」(第51条)
	マラウイ (2人)	「…両者は大統領を補佐し、本憲法ないし法律、及び、大統領により、第一副大統領ないし第二副大統領に付与された権限を各々行使する」(第79条)
	ナイジェリア	「大統領は、自身の判断で、連邦政府の副大統領や大臣に政府のあらゆる省庁の行政を含む連邦政府のあらゆる業務に関して責務を付与し得る」(第148条1項)

	セーシェル	「セーシェル副大統領は本憲法、法律、あるいは、大統領により副大統領に付与された権限を行使する」(第66A条1項) 「大統領は副大統領に1つ以上の省庁の政治的責務を付与し得る」(第66A条2項)
	シエラレオネ	「シエラレオネ共和国副大統領は、大統領の行政権の行使において、大統領の第一の補佐である」(第54条1項)
	南スーダン	「副大統領は…(d) 大統領により彼ないし彼女に付与されたその他の権能を行使する」(第105条)
	スーダン(2人)	「副大統領は共和国大統領により彼に付与されたその他の権能を有している」(第63条1項(f)・同条2項(e))
	ウガンダ	「副大統領は、…大統領、あるいは、本憲法により、彼ないし彼女に付与されたその他の権限を行使する」(第108条3項)
	ザンビア	「副大統領は、(a) 大統領により副大統領に付与された権限を行使する…」(第112条2項)
	ジンバブエ(2人)	「副大統領は、大統領の権限の行使において、彼ないし彼女を補佐し、大統領が彼らに付与した省庁、法律に関する行政を含むその他の権限を行使する」(第99条)
半大統領制 (2か国)	ナミビア	「副大統領は、大統領の意向に従い、尽力する」(第28条2A項(a)) 「副大統領は、大統領に求められた彼ないし彼女の任務の遂行において、大統領の代理をし、これを補佐し、これに助言する…」(第28条2A項(b))
	タンザニア	「副大統領は連合共和国全般の全問題に関して大統領の第一の補佐であり、特に、a. 連合問題の日常的な実施に関する検討を行う上で、大統領を補佐する、b. 大統領により彼に付与された全任務を遂行する…」(第47条1項)
議院内閣制 (1か国)	モーリシャス	「副大統領は…大統領により彼に付与された権限を行使する」(第29条2項)

議院大統領制 (3か国)	アンゴラ	「副大統領は、大統領の行政権の行使において、共和国大統領の副官である」(第131条1項)
	ボツワナ	「副大統領は、大統領の行政権の行使において、大統領の第一の補佐であり、大統領の指針に基づいて、大統領が付与した(政府のいずれかの省庁の行政を含む)ボツワナ政府の業務に責任を負う」(第49条)
	南アフリカ	「副大統領は、政府の権限の行使において、大統領を補佐する」(第91条5項) 「大統領は副大統領と大臣を任命し、彼らに権限を付与する…」(同条2項)
首相公選制 (1か国)	ガンビア	「ガンビア副大統領は、大統領の行政権の行使において、大統領の第一の補佐であり、本憲法ないし大統領により彼ないし彼女に付与されたその他の権限を行使する」(第70条1項)

(出所) 各国の憲法などに基づいて、筆者が作成。

副大統領の主要な権限は2つある。第1の、そして、最も重要な権限は大統領の全般的な補佐である。第2の権限は憲法ないし大統領によって付与された特定の分野に関する権限である。この中には、特定の省庁の行政を担い得ることを憲法上明記している場合がある。第1点だけを規定しているのは2か国(シエラレオネ、アンゴラ)、第2点だけを規定しているのは9か国(コモロ、ガーナ、ナイジェリア、セーシェル、南スーダン、スーダン、ウガンダ、ザンビア、モーリシャス)、第1点と第2点をともに規定しているのは10か国(ブルンジ、ケニア、リベリア、マラウイ、ジンバブエ、ナミビア、タンザニア、ボツワナ、南アフリカ、ガンビア)、第1点と第2点ともに規定していないのは1か国(赤道ギニア)である。副大統領の権限はこのように分類されるが、第1点と第2点をともに規定している10か国を含めて、副大統領の行政に関する権限や実際の影響力は一般的に大きくはない。にも拘わらず、それが置かれているのは政治に関する機能を持つからだろう。な

お、副大統領の権限の大きさとこの後検討するランニング・メイト方式など副大統領に関わるその他の制度との間に明確な相関はない。

3. ランニング・メイト方式

ランニング・メイト方式とは「大統領候補、ないし、その所属政党が、立候補の届け出前に、副大統領候補を指名し、副大統領候補の名前が大統領候補の名前と同じ選挙名簿に記載され、一般に、大統領候補の当選が副大統領候補の当選とみなされる政治制度」をいう。

しかし、アフリカで初めて採用されたランニング・メイト方式は上記の定義とは若干異なるものであった。その大統領選挙は、1847年、独立直後のリベリアで行われた。それは当時アメリカで行われていた制度と同様で、有権者は大統領候補の中から1人に1票を投じ、副大統領候補の中から1人に1票を投じるというものであった。その結果、1847年10月、初代大統領にロバーツ（Joseph Jenkins Roberts）、初代副大統領にブランダー（Nathaniel Brander）が当選し、1848年1月、両者は就任した。ロバーツはアフリカ初の大統領であり、ブランダーはアフリカ初の副大統領である。このように、アフリカの大統領制や副大統領職という政治制度は、ラテンアメリカやフランスを経由してではなく、アメリカから直接入ってきている。なお、上記のようなかつてのアメリカやリベリアのような制度は、今日、フィリピンの1987年憲法で採用されている。

上記の定義のようなランニング・メイト方式がアフリカで初めて採用されたのは同じリベリアの1984年憲法である。同第51条は「副大統領は、大統領の権限の行使において、大統領を補佐する。副大統領は大統領と同じ名簿に基づいて選出され、大統領と同じ任期を務める」と規定している。

表5 ランニング・メイト方式と民主主義（2015年）

ランニング・メイト方式を採用している国				ランニング・メイト方式を採用していない国	
国	副大統領の採用年	ランニング・メイト方式の採用年	フリーダム・ハウスのスコア	国	フリーダム・ハウスのスコア
コモロ	2001	2001	3.5	ブルンジ	6.5
ガーナ	1979	1992	1.5	赤道ギニア	7
ケニア	1964	2010	4	南スーダン	6.5
リベリア	1847	1984	3.5	スーダン	7
マラウイ	1994	1994	3	ウガンダ	5.5
ナイジェリア	1963	1999	4.5	ナミビア	2
セーシェル	1996	1996	3	モーリシャス	1.5
シエラレオネ	1971	1991	3	アンゴラ	6
ザンビア	1964	2016	3.5	ボツワナ	2.5
ジンバブエ	1987	2013	5	南アフリカ	2
タンザニア	1965	1995	3.5	ガンビア	6.5
平均	—	—	3.5	平均	4.8

（出所）Freedom House, *Freedom in the World 2016 Anxious Dictators, Wavering Democracies: Global Freedom Under Pressure*, 2016, pp.20-24 などに基づいて、筆者が作成。

表5に示したように、憲法上、副大統領職を置いている22か国のうち、半数の11か国がランニング・メイト方式を採用している。しかも、そのうち、3か国は2010年代の採用であり、現在、1990年代のアフリカの民主化の時代に次いで、ランニング・メイト方式採用がブームとなっている。

副大統領という政治制度は大統領の権力の抑制という観点に基づくものであるが、ランニング・メイト方式は、さらに、国民が副大統領に正当性を付与するという意味を持つものである。特に、大統領の死亡などにより、副大統領が大統領に昇格する場合に、これは重要である。また、同方式は国民融和という観点も持つ。

また、表5に示したように、ランニング・メイト方式を採用する11か国のフリーダム・ハウスのスコアの平均は3.5、採用していない11か国の平均は4.8であり、ランニング・メイト方式と民主主義との親和性は高い。特に、大統領制を採用する15か国において、同方式採用の10か国のスコアの平均は3.5、採用していない5か国の平均は6.5であり、その差はより大きい。

それでは、副大統領職の設置と異なり、ランニング・メイト方式は民主主義を促進するのだろうか。これを検討するために、表6に示したように、同方式採用前後のスコアの変化をみていこう。それによれば、ランニング・メ

表6 ランニング・メイト方式採用前後のフリーダム・ハウスのスコアの変化

国	ランニング・メイト方式採用の10年前	ランニング・メイト方式の採用の年	ランニング・メイト方式採用の10年後	10年前と採用年の差	採用年と10年後の差
コモロ	3.5	5	3.5	1.5	-1.5
ガーナ	5.5	5	2.5	-0.5	-2.5
ケニア	5.5	3.5	4	-2	0.5
リベリア	4.5	5.5	6.5	1	1
マラウイ	6.5	2.5	4	-4	1.5
ナイジェリア	5.5	3.5	4.5	-2	1
セーシェル	6	3	3	-3	0
シエラレオネ	5	5.5	4.5	0.5	-1
ジンバブエ	6	5.5	5	-0.5	-0.5
タンザニア	6	5	3.5	-1	-1.5
平均	5.4	4.4	4.1	-1.0	-0.3

(出所) Freedom House, *Freedom in the World 2016 Anxious Dictators, Wavering Democracies: Global Freedom Under Pressure*, 2016, pp.20-24 など各年の *Freedom in the World* などに基づいて、筆者が作成。

(注) ケニアとジンバブエの「ランニング・メイト方式採用の10年後」は最新の2015年のものである。ザンビアは「ランニング・メイト方式の採用の年」と「ランニング・メイト方式採用の10年後」のデータがないので、この分析から外した。「差」のマイナスは改善を、プラスは悪化を示す。

イト方式を採用する国は、全般的に、アフリカの中では民主主義の程度が高い国である。世界全体及びアフリカ全体が民主主義の停滞ないし若干の後退にある中で、そのような国々が同方式を採用することにより、民主化をより一層進めたといえるだろう。したがって、同様の状況にあるその他の国々がランニング・メイト方式を採用することは同様の結果を招く可能性が高いだろう。一方、大統領制を採用し、副大統領職を置くが、ランニング・メイト方式は採用していないブルンジなど5か国が同方式を近い将来採用する可能性は低いと思われる。

ランニング・メイト方式を採用するか否かは副大統領という政治制度の更なる分類の鍵となっている。表7に示したように、ランニング・メイト方式を採用している11か国では国民が副大統領を選出しているので、大統領には副大統領を解任する権限はない。そして、同方式をとる11か国では、大統領が欠けた場合、副大統領が大統領に就任する。一方、大統領が副大統領を任命する制度下では、大統領は、一般的に、副大統領を解任する権限を持つ。また、大統領が欠けた場合、副大統領が大統領に就任するという制度を持つ国と、大統領代行に就任し、大統領選挙が実施されるという制度を持つ国に分かれる。大統領選挙が実施される場合、副大統領は有力な大統領候補となる。

副大統領を置く22か国のうち、5か国では首相も置いている。大統領制の下で、首相を置いている赤道ギニアとウガンダでは、特に、副大統領の行政上の権限は小さい。また、半大統領制の下で、副大統領を置く制度は例外的である。これに関し、ナミビアの1990年憲法（2014年最終改正）第32条3A項は「大統領は、副大統領の任命において、ナミビア国民の民族的特徴のバランスが反映される必要性に対して適宜配慮する」と、タンザニアの1977年憲法（1995年最終改正）第47条3項は「連合共和国の大統領が連合共和国の一方の出身である場合、副大統領は連合の他方の出身者とするという原則に基づいて、副大統領候補は指名される」と規定している。この二者はメイン

表7 副大統領という制度の分類

政治制度	国	選出方法		大統領による解任	大統領が欠けた場合		首相
		ランニング・メイト	大統領による任命		大統領に就任	大統領代行に就任	
大統領制 (15か国)	ブルンジ(2人)		○	○		国民議会議長	
	コモロ(3人)	○			○		
	赤道ギニア		○	○	○		○
	ガーナ	○			○		
	ケニア	○			○		
	リベリア	○			○		
	マラウイ(2人)	○(第一)	○(第二)		○(第一)		
	ナイジェリア	○			○		
	セーシェル	○			○		
	シエラレオネ	○			○		
	南スーダン		○	○		○	
	スーダン(2人)		○			○(第一副大統領を含む大統領評議会)	
	ウガンダ		○	○	○		○
	ザンビア	○			○		
ジンバブエ(2人)	○			○(第一)			
半大統領制 (2か国)	ナミビア		○	○	○		○
	タンザニア	○			○		○
議院内閣制 (1か国)	モーリシャス		議会による任命	議会による解任		○	○
議院大統領制 (3か国)	アンゴラ		○	○	○		
	ボツワナ		○	○	○		
	南アフリカ		○	○		○	
首相公選制 (1か国)	ガンビア		○	○	○		

(出所) 筆者が作成。

ランド（旧タンガニーカ）とザンジバルである。さらに、議院内閣制をとるモーリシャスは名目大統領の下に副大統領を置くという特殊な制度となっている。

4. 副大統領のその他の政治的機能

副大統領の政治的機能には、上記のランニング・メイト方式における正当性の強化以外に、2つあり、いくつかの国で発現している。第1に、大統領の後継者の補充という機能である。南アフリカ、ナイジェリア、ザンビア、マラウイでは、実際、現職の副大統領や大統領代行が大統領に就任している。また、赤道ギニアでは大統領の息子が副大統領に就任し、セネガルでは同様の試みが失敗している。第2に、国民融和という機能である。これはナイジェリア、ザンビア、ブルンジ、南スーダンのような多民族国家でみられるもので、このうち、ブルンジと南スーダンでは大規模な紛争の後に、明確な意図に基づいて、これが制度化された。

注

- (1) 以下、ガボン「副大統領を置かない国」に含めて議論する。コートジボワールでは、2016年7月23日、国民議会で憲法改正案が可決され、同年10月30日、憲法改正に関する国民投票が予定されている。この中には副大統領職の設置が含まれている。<http://news.trust.org/item/20160722195102-q1q8j> 2016年8月23日にダウンロード。
- (2) http://semipresidentialism.com/?page_id=2 2016年8月14日にダウンロード。
- (3) Matthew Sϕberg Shugart, "Semi-Presidential System: Dual Executive and Mixed Authority Patterns," *French Politics*, Vol.3, 2005, p.326.
- (4) <http://semipresidentialism.com/?p=1053> 2016年8月14日にダウンロード。
- (5) <http://freedomhouse.org/report-types/freedom-world> 2016年8月16日にダウンロード。
- (6) <http://whitehouse.gov/1600/presidents/johnadams> 2015年11月3日にダウンロード。

第2節 ナイジェリア

アフリカで、副大統領という制度が最初に注目されたのはナイジェリアだったと我々は考えている。植民地時代に、イギリスが南北をほぼ分離し、異なる取り扱いをしたため、独立以後のナイジェリアは南北間の対立を抱え続けていた。これはキリスト教徒とイスラム教徒の対立とも認識された。そこで、1999年憲法制定時に、大統領の南北輪番制が検討されたが、採用はされなかった。一方、当時の与党「人民民主党（Peoples Democratic Party, PDP、以下、「PDP」と記述）」は党綱領に「我が党は我が国の権力分有の基本原則として地政学的バランス化の促進を図る」という目標を示し、その戦略として、「与党としてのPDPは政府と我が党のあらゆるレベルの政治権力の分有のためにゾーン化と輪番制という原則を採用する」と定めている。ゾーンとは南北という区分と36州という区分の間にある6つの行政区分（南東部、南南部、南西部、北東部、北央部、北西部）をさす。これ以降、ゾーンに関してはともかく、南北の輪番制は野党を含む暗黙の了解となった⁽¹⁾。

ナイジェリアの1999年憲法は南北間の対立を前提として多様な工夫が図られている。第133条及び第134条は、大統領候補が当選する条件の1つとして、「彼は連邦のすべての州の少なくとも3分の2及び連邦の首都アブジャの各々の選挙で投票の4分の1を下回らない」と定めている。第135条2項は、大統領の任期が4年であること、第137条1項は「これに先立ついずれかの2度の選挙で大統領に選出された者は大統領選挙への立候補資格を有しない」と、連続か否かを問わず、三選禁止を規定している。また、同第9条2項は「この憲法の第8条に関わる法案を除いて、この憲法の改正のための議会の法案は、その提案が当該議院の総議員の3分の2の多数の投票によって支持され、すべての州の総議員の3分の2による全州議会議員総会の決議により承認されなければ、議会のいずれの院においても可決され得ない」と規定している。第141条は「連邦に副大統領を置く。この章のこの部のこれに先立つ条項に関連するいかなる選挙においても、大統領選挙の候補者は、

同じ政党から別の人物を副大統領候補として指名しなければ、立候補の届け出が有効になされたとはみなされず、彼を指名した候補者が大統領に選出されれば、その候補者は副大統領に選出されたとみなされる」と規定している。大統領は副大統領を解任できず、第143条により、一定の条件に基づいて、議会が両者の各々を解任し得る。第144条1項は、「大統領または副大統領は以下の場合に職務を停止する。a.閣議の全構成員の3分の2の多数による決議により、大統領または副大統領は同職の権限を行使できないと宣言される。b.本条4項に基づいて設置された医療調査団による必要とされる医学的検査の後、同団から上下両院議長への書面の提出により、宣言は確定される」と述べ、2項以降で、その詳細を規定している。また、第146条1項は、「死亡、辞任、弾劾、永続的な無能力、あるいは、この憲法の第143条に従ったその他の理由での大統領の解任により、大統領が欠けた場合、副大統領が大統領を務める」と、同3項は、「死亡、辞任、弾劾、永続的な無能力、あるいは、この憲法の第143条ないし第144条に従った解任、本条1項に従った大統領職への就任、その他の理由により、副大統領が欠けた場合、大統領は新たな副大統領を指名し、議会の両院の承認を得て、これを任命する」と規定している。第148条1項は、「大統領は、自身の判断で、連邦政府の副大統領や大臣に政府のあらゆる省庁の行政を含む連邦政府のあらゆる業務に関して、責務を付与し得る」と規定している。

ナイジェリアで、2期を満了した大統領は1999～2007年を任期とする南部のキリスト教徒オバサンジョ（Olusegun Obasanjo）だけである。オバサンジョは1976年のクーデタ後に大統領を務めた軍人であり、1979年に同国を民政に復帰させた⁽²⁾。2003年の大統領選挙時、南北輪番制が問題となった。北部のPDP 党員は、党綱領を根拠に、北部出身者が大統領候補でなければならないと主張した。これに対し、オバサンジョは、南北輪番制は憲法上の規定ではなく、党綱領の規定も現職大統領の再選まで否定するものではないと主張した。これは妥当な判断だと我々は考えている⁽³⁾。

2期目途中の2005年に、オバサンジョは政治改革会議を組織した。そのメンバーの大半は政府による任命であった。そこで、大統領の三選を認める新憲法案が配布された。政府は否定したが、憲法改正の困難さ・容易さを把握する目的で、政府が配布したと疑われた。その後、政府は議会に「1999年憲法改正に関する共同委員会」を設置すべきと発議した。同委員会は憲法第137条1項を改正し、多選制限規定を削除すべきと勧告した⁽⁴⁾。

有力な政治家の多くは憲法改正に反対した。この中には、2015年の大統領選挙で当選したブハリ (Muhammadu Buhari) 元最高軍事評議会議長 (在勤期間1983～85年)、ババンギダ (Ibrahim Babangida) 元大統領 (同1985～93年)、現職の副大統領アブバカル (Atiku Abubakar、同1999～2007年) が含まれていた。この三者はいずれも北部出身のイスラム教徒である。ナイジェリアでは、激しい民族対立への対処として、大統領を南部と北部の出身者のローテーションとするだけでなく、大統領と副大統領を南部と北部の組み合わせにすることも暗黙の了解としていた。オバサンジョは南部出身であり、この下で副大統領を務めていたアブバカルは、自身が2007年の大統領選挙における PDP の候補者だと考えていた。アブバカルは、2006年4月7日、新聞『パンチ (Punch)』で、上下両院議員及び国民に対し、法案に反対するよう求めた。アブバカルを含めた北部出身者は、大統領の三選がオバサンジョの権力を継続するだけでなく、デリケートな地政学的均衡をゆがめ、その結果、北部の大統領輩出を不可能にすると考えた⁽⁵⁾。

2006年4月11日、大統領の三選規定を含む憲法改正法案が上院に提出された。改正案は116の項目に及んだ。直近の議会選挙は2003年に行われており、大統領の所属政党である PDP は、上院で69.7%、代議院で61.9%の議席を獲得した。法案に対する賛成派・反対派からの各議員に対する激しい働きかけの末、同年5月16日、上院で、法案全体が否決された。また、同日のより早い時点で、代議院は大統領の任期に関する条項を否決した⁽⁶⁾。

憲法改正に失敗したオバサンジョは北部カツイーナ州知事でイスラム教徒

のヤラドゥア（Umaru Musa Yar'Adua）を後継者に指名し、ヤラドゥアは2006年12月のPDPの党大会で正式に党の大統領候補に指名された。オバサンジョが政治的実績に乏しいヤラドゥアを後継者に指名したのはヤラドゥアを傀儡にし、実権を手放さないためと考えられた。2007年4月の大統領選挙で、ヤラドゥアは69.0%（24,638,063票）を獲得し、当選した。ブハリ（全ナイジェリア人民党 [All Nigeria People's Party, ANPP]）は18.66%（6,605,299票）で2位、アブバカル（行動会議 [Action Congress, AC]）は7.45%（2,637,848票）で3位となった⁷⁾。ナイジェリアの事例は、南北間の地域対立や個人的利害に大きく影響されているが、これらを含めて、政治社会が活発であり、これが制度の破壊を阻止したことを示している。同年5月、ヤラドゥアが大統領に就任、副大統領には南部出身のキリスト教徒ジョナサン（Goodluck Ebele Jonathan）バイエルサ州知事が就任した。

表8 2011年の大統領選挙の結果

地域	有権者登録数	投票率	有効投票数	ブハリの得票 (得票率)	ジョナサンの得票 (得票率)
北西部	19,803,689	54.5%	10,800,075	6,453,437(59.8%)	3,395,724(31.4%)
北中部	11,627,490	47.7%	5,547,150	1,744,575(31.4%)	3,376,570(60.9%)
北東部	10,749,059	54.2%	5,826,645	3,624,919(62.2%)	1,832,622(31.5%)
南西部	14,296,163	32.3%	4,613,712	321,609(7.0%)	2,786,417(60.4%)
南南部	9,474,427	67.0%	6,351,116	49,978(0.8%)	6,118,608(96.3%)
南東部	7,577,212	66.9%	5,072,321	20,335(0.4%)	4,985,246(98.3%)
北部	42,180,238	52.6%	22,173,870	11,822,931(53.3%)	8,604,916(38.8%)
南部	31,347,802	52.0%	16,290,593	391,922(2.4%)	13,890,271(85.3%)
全国	73,528,040	52.3%	38,464,463	12,214,853(31.8%)	22,495,187(58.5%)

(出所) <http://nigerianmuse.com/20110419040622zg/sections/general-articles/details-of-2011-presidential-election-results-in-nigeria> (2016年2月29日ダウンロード) に基づいて筆者が作成。

(注) データ上の制約により、投票率は投票総数ではなく、有効投票数を有権者登録数で割ったものである。

2009年11月、ヤラドゥアはサウジアラビア訪問中に重病を発症、同地で入院し、治療を続けた。これを受けて、2010年2月、上下両院はジョナサン副大統領の大統領代行就任を求める決議を採択し、ジョナサンは大統領代行に就任した。その後、ヤラドゥアは帰国したが、公の場に姿を見せないまま、同年5月5日死亡、同月6日、憲法第146条の規定に基づき、ジョナサンが大統領に就任した。ジョナサンは名前のおり幸運な人物だといわれている。1999年にバイエルサ州副知事に就任したジョナサンは、当時の州知事がロンドンでのマナー・ロンダリングの容疑で逮捕されたことを受けて、2005年12月に同州知事に就任した。そして、PDPの大統領候補となったヤラドゥアの下で、同党の副大統領候補となった。そして、2007年5月、副大統領に就任、2010年2月、大統領代行に就任、同年5月、大統領に就任した。2011年4月の大統領選挙ではジョナサン（PDP）が当選、2位はブハリ（進歩変革会議 [Congress for Progressive Change, CPC]）だった。アフリカでは、現職大統領が選挙で敗れることはほとんどないので、ジョナサンの当選は順当なところである。進歩変革会議の副大統領候補は南西部オゲン州出身の牧師バカレ（Tunde Bakare）だった。ジョナサンの立候補に対しても、北部のPDP 党員は2003年選挙時と同様に北部出身者が立候補すべきと主張し、ジョナサンはこれを退けた。その結果、1999年からの15年間のうち、13年間は南部出身者が大統領を務めることになった。ブハリはPDPの候補者が南部出身だった2003年と2011年の選挙では北部票を集め、30%台となった。2010年、

表9 1999年以降の大統領と副大統領（カッコ内は出身ゾーン）

時期	1999～2003	2003～07	2007～10	2010～11	2011～15	2015～
大統領	オバサンジョ (南西部)	オバサンジョ (南西部)	ヤラドゥア (北西部)	ジョナサン (南南部)	ジョナサン (南南部)	ブハリ (北西部)
副大統領	アブカバル (北東部)	アブカバル (北東部)	ジョナサン (南南部)	サンボ (北西部)	サンボ (北西部)	オシンバジョ (南西部)

(出所) 筆者が作成。

ジョナサンの大統領就任と同時に、サンボ（Namadi Sambo）カドナ州知事（イスラム教徒）が副大統領に就任、2011年4月、ジョナサンの下、副大統領候補になり、同年5月、副大統領に就任した⁽⁸⁾。

2015年3月28～29日に行われた大統領選挙（投票率43.7%）で、プハリ（全進歩会議 [All Progressive Congress, APC]）が54.0%（15,424,921票）を獲得し、当選した。先に示したように、憲法第137条1項は大統領選挙で2度当選したものの立候補を禁止しているため、ジョナサンには立候補資格があり、実際、PDP から立候補した。ジョナサンの得票率は45.0%（12,853,162票）だった。野党側は、PDP に対抗するため、進歩変革会議、全ナイジェリア人民党、行動会議を合併し、全進歩会議を結成した。一方、PDP では、ジョナサンを支持する主流派とこれを批判する反主流派の対立が強まり、ババンギダとアブカバルは PDP を離党し、全進歩会議に入党、オバサンジョは選挙直前の2015年2月にプハリ支持を表明した⁽⁹⁾。同時に上下両院の選挙も行われ、代議院（定数360）では、全進歩会議が225議席、PDP 125議席、上院（定数109）では、全進歩会議が60議席、PDP 49議席となった。これらにより、政党間の政権交代が初めて実現した⁽¹⁰⁾。

表10 2015年の大統領選挙の結果

地域	有権者登録数	投票総数	投票率	有効投票数	プハリの得票 (得票率)	ジョナサンの得票 (得票率)
北西部	17,570,066	8,747,921	49.7%	8,505,577	7,115,199(83.6%)	1,339,709(15.8%)
北中央部	10,507,028	4,286,850	40.8%	4,159,083	2,411,013(58.0%)	1,715,818(41.3%)
北東部	8,933,630	3,783,920	42.4%	3,672,348	2,848,678(77.6%)	796,588(21.7%)
南西部	13,484,620	4,539,447	33.7%	4,362,572	2,433,193(55.8%)	1,821,416(41.8%)
南南部	9,413,630	5,258,597	55.9%	5,168,330	418,590(8.1%)	4,714,725(91.2%)
南東部	7,513,031	2,815,348	37.5%	2,719,654	198,248(7.0%)	2,464,906(87.6%)
北部	37,010,724	16,818,691	45.4%	16,337,008	12,378,890(75.8%)	3,852,115(23.6%)
南部	30,411,281	12,613,392	41.8%	12,250,556	3,050,031(24.2%)	9,001,047(71.4%)
全国	67,422,005	29,432,083	43.7%	28,587,564	15,424,921(54.0%)	12,853,162(45.0%)

(出所) Independent National Electoral Commission, *2015 Presidential Election March 28, 2015 Summary of Results* に基づいて筆者が作成。

アフリカで現職大統領が選挙で敗れるのはまれである。これが起きたのは上記のようにブハリが前回よりも強くなったこと以上にジョナサンが弱くなったからである。これとの関連で、一般に、ジョナサンによるボコ・ハラム対策の失敗とブハリのこの分野での成功への期待がブハリの当選の最大の要因とされているが、これは第2の要因と考えるべきだろう。最大の要因は、ジョナサン政権が経済政策に失敗しながら、汚職にまみれていると国民が認識したことにある。具体的には、ナイジェリアは、産油国でありながら、石油製品が不足し、そのため、停電が日常的に起こり、富裕層が発電機を装備するまでになっていた。前回と比較しながら、2015年の選挙の特徴をみていこう。第1に、有権者登録数が約600万人、有効投票数が約1,000万人、ジョナサンの得票が約960万票減少している。第2に、これと関連するが、特に、南東部で約240万、南南部で約120万の有効投票の減少が生じ、ジョナサンは南東部で約250万票、南南部で約140万票減らしている。ジョナサンは、経済政策の失敗により、地盤である両ゾーンの住民の多くから見限られてしまったと思われる。その結果、ジョナサンは南東部で票を半減させ、南南部で4分の3に減らした。これがジョナサンの最大の敗因である。第3に、南西部の住民の一部は、棄権ではなく、ジョナサンからブハリへの投票の変更を選択した。南西部は、6つのゾーンのうち唯一、有効投票が大きくは減少していない。一方、ブハリの得票は約310万票増加し、ジョナサンの得票は約100万票減少した。南西部は、南部だが、イスラム教徒が過半数を占めるゾーンでもあり、これが南東部・南南部の住民との投票行動の差異をもたらしたと考えられる。また、南西部出身のキリスト教徒オシンバジョ（Yemi Osinbajo）元ラゴス州司法大臣兼検事総長が副大統領候補であるということもこのような行動を導く上で重要であったと思われる⁽¹¹⁾。

第4に、北部でも、北部全体で約580万票、北西部が約230万票、北東部が約220万票、北中部が約140万票の有効投票の減少が生じた。この最大の要因はボコ・ハラムのテロであると考えられる。そもそも、選挙は同年2月14日

に予定されていたが、ボコ・ハラムのテロによる治安の悪化などの理由で、3月28日に延期された。延期はジョナサンの大統領としての資質をそれまでも増して疑わせるものとなった。2014年12月のアフロパロメーターの調査では投票先としてジョナサン39%、ブハリ38%とわずか1%ではあるが、ジョナサンがリードしていたのである。延期後の2月17日、ボコ・ハラムは選挙の妨害を宣言した。北部のうち、北東部のボルノ州で約70万票、同バウチ州で約60万票、北西部のカドナ州で約90万票、同カノ州で約50万票の有効投票が減少した。北東部ではブハリもジョナサンも票を減らしているの、ボコ・ハラムの影響が大きいと思われる。一方、北中部で、ジョナサンの票の減少幅は有効投票の減少幅を超え、ブハリの票は増えているので、前回ジョナサンに投票した人の一部はブハリに投票を換えたり、棄権したりしたと思われる。北中部は、北部だが、少数民族を中心とし、その東部ではイスラム教徒が半数を割る。また、彼らは北部最大のエスニック集団であるハウサ人に対して一定の反感を抱いている。このような複雑なアイデンティティの下、彼らはアイデンティティに基づいた支持・投票をするのではなく、争点投票をしている可能性がある。前回の選挙では、ナイジャー州を除くすべての州（5州）と首都アブジャで、ジョナサンが1位だったのに対し、2015年の選挙では、コギ州とナサラワ州を除くすべての州（4州）と首都アブジャで、ブハリが1位となった。これはジョナサンの経済政策に対する批判とブハリのボコ・ハラム対策への期待に基づいていると思われる。これらの結果、前回の選挙で、憲法の求める「3分の2以上の州と首都アブジャでの4分の1以上の得票率」を満たしたのはジョナサンだけであったが、2015年の選挙ではブハリとジョナサンがこの基準を満たした。ブハリの基準突破は、ここまで検討したように、南西部と北中部の結果に依存している。同年5月、ブハリは大統領に就任した⁽¹²⁾。

今後の予測を若干しておこう。第1に、ブハリは、大統領を2期8年務めることを希望しているだろうが、74歳（2016年9月末現在）と高齢であ

表11 4分の1以上の得票率の州（当選基準は24以上の州とアブジャ）

候補 年	2011年	2015年
ジョナサン	32州（北部15州、南部17州）、 アブジャ	25州（北部8州、南部17州）、 アブジャ
ブハリ	16州（北部16州、南部0州）、 アブジャ	26州（北部19州、南部7州）、 アブジャ

（出所）筆者が作成。州は全国で36、北部が19、南部が17。

り、1期目ないし再選された場合の2期目の途中で、職務不能などにより、副大統領が大統領代行、大統領に就任する可能性がある。これはヤラドゥアとジョナサンに生じた状況と同じであり、再び、南部出身の人物が大統領を長く務める可能性がある。第2に、北部の方が南部よりも人口が多いので、各党は北部出身者を大統領候補にすることを好むかもしれない。ナイジェリアにおいて、人口は政治的にナイーブな問題であり、2006年の国勢調査が最新である。これによれば、全人口は約1.4億人であり、北部は約7,500万人（約53.5%）、南部が約6,500万人（約46.5%）で、約1,000万人（約7%）の差がある⁽¹³⁾。一般的に、イスラム教徒の人口増加率はキリスト教徒のそれよりも高く、北部により多い貧困者のそれは富裕者のそれより高いので、この格差は現在拡大している可能性が高いと思われる。第3に、2019年の大統領選挙及びそれ以降の選挙でも、これまで同様、南北輪番制をめぐる問題が生じるとと思われる。全進歩会議が南北輪番制を受け入れるならば、ブハリの後任の大統領候補は南部出身者ということになり、その最有力候補はオシンバジョ（ないし、その後に就任する副大統領）となる。先にPDP以外の政党も南北輪番制を受け入れたと論じた。しかし、現職の大統領が南部出身者だった2003年からの4度の大統領選挙で、主要野党が、南北輪番制を考慮することなく、北部出身者を大統領候補にただけだったのかもしれない。今後の検討を要するであろう。PDPの北部の党員は、4度続けて南部出身者が大統領

候補になっていることに強い不満を持ち、これが2015年選挙前の有力党員の離党の要因の1つになった。PDPの綱領は、「与党としてのPDP」が輪番制を採用すると述べているので、2019年の選挙で、野党としてのPDPにはこれは適用されないとか、あるいは、2015年の選挙で、自党の候補者は南部出身のジョナサンだったので、2019年の選挙では北部出身者が候補になるべきだとの主張が出るかもしれない。第4に、短中期的には、このような問題が生じるかもしれないが、中長期的には、ナイジェリアの大統領選挙に関する制度は国民融和を促進する可能性がある。なぜならば、各政党は、南北いずれを拠点とし、いずれの出身者を大統領候補としようとも、他方から副大統領候補を出すことが合理的であり、この勢力の力を借りないことには当選できないからである。

注

- (1) 島田周平「ボコハラムの過激化の軌跡」(『アフリカレポート』No.52、2014年) 52頁; Peoples Democratic Party, *The Manifesto of the Peoples Democratic Party*; 玉井隆「2015年ナイジェリア選挙—政権交代の背景とブハリ次期大統領の課題—」(『アフリカレポート』No.53、2015年) 25~26頁。
- (2) Charles Fombad and Mathaniel A. Inegbedion, *op. cit.*, p.11.
- (3) 島田周平「ボコハラムの過激化の軌跡」、52頁。
- (4) Charles Fombad and Mathaniel A. Inegbedion, *op. cit.* pp.9-10.
- (5) *Ibid.*, pp.9-11.
- (6) *Ibid.*, pp.9-10; Peter M. Lewis, "Rules and Rents in Nigeria's National Assembly," in Joel D. Barkan, ed., *Legislative Power in Emerging African Democracies* (Boulder: Lynne Rienner Publishers, 2009), pp.177-204; <http://africanelections.tripod.com/ng.html> 2015年5月2日にダウンロード。
- (7) <http://africanelections.tripod.com/ng.html> 2015年5月2日にダウンロード。
- (8) 島田周平「ボコハラムの過激化の軌跡」、53頁; <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nigeria/data.html>; <http://africanelections.tripod.com/ng.html>; <http://nigerianmuse.com/20110419040622zg/sections/general-articles/details-of-2011-presidential-election-results-in-nigeria> すべて2016年2月29日ダウンロード。

- (9) ただし、オバサンジョの行動を南西部におけるブハリの勝利の大きな要因と考えるのはならない。2014年12月のアフロバロメーター調査で、南西部の投票先はブハリ46%、ジョナサン19%となっていた。オバサンジョが勝ち馬に乗ったと考えるべきだろう。*Afrobarometer, Nigeria Haeds for Closest Election on Record (Dispatch No.11)*, 27 January 2015, p.15.
- (10) 玉井隆「2015年ナイジェリア選挙」、25～28頁;Independent National Electoral Commission, *2015 Presidential Election March 28, 2015 Summary of Results*; http://inecnigeria.org/?page_id=31; <http://africanelections.tripod.com/ng.html>; http://asahi.com/articles/AHA21_52NSH2LUHB1012.html すべて2016年3月3日にダウンロード。
- (11) 同上;*Ibid.*
- (12) 同上;*Ibid.*
- (13) <http://population.gov.ng> 2016年2月24日にダウンロード。

第3節 ザンビア

ザンビアでは現職大統領が2度死亡しており、この局面で、副大統領職及びこれをめぐる制度の重要性が強く認識されることになった。ただし、1度目の事例は別稿で検討済みなので、概略を説明するに留めたい。1度目の事例では、2008年8月、ムワナワサ (Levy Mwanawasa, MMD [(Movement for Multiparty Democracy)]) が病死し、同年10月の大統領選挙で、バンダ (Rupiah Banda, MMD) 大統領代行が当選した。これは、大統領が死亡した場合、副大統領が大統領代行を務め、大統領の残りの任期に関し、大統領選挙を行うという制度において、副大統領を務めているということが所属政党で候補者に指名され、大統領選挙で大統領に当選する可能性が高いことを示す事例となっている⁽¹⁾。

2014～15年に2度目の事例が生じ、2016年に大統領や副大統領に関する制度変更を含む憲法改正がなされた。これらを検討する前に、改正前の大統領や副大統領に関する憲法の規定をみていこう。まず、大統領に関してである。1991年憲法 (2009年最終改正) 第35条1項は「…大統領の任期はすべて5年とする」と、同2項は「この憲法ないしその他のあらゆる法律に含

まれる対立する規定に拘わらず、大統領として二選された者は大統領選挙への立候補資格を有しない」と規定している。これは、通常の大統領選挙と異なり、過去に遡及すると解釈された。また、同第34条3項(b)は「彼の両親が共に出生あるいは血統によりザンビア国民であること」と規定している。これは、第35条2項とともに、1996年の改正で規定されたものである。これにより、両親がマラウイ人で、大統領に六選されていたカウンダ(Kenneth D. Kaunda, UNIP [United National Independence Party])前大統領(当時)は大統領選挙への立候補資格を失い、UNIPは1996年の大統領選挙・国民議会選挙をボイコットした⁽²⁾。

次いで、大統領が欠けた場合に関し、第38条1項は「大統領の死亡ないし辞任、あるいは、第36条、第37条、第88条に基づく彼の職務停止を理由として、大統領が欠けた場合、欠けた日から90日以内に、第34条に従って、大統領選挙が実施される」、同2項は「大統領が欠けた場合、第34条に従って大統領に選出された者が就任するまで、副大統領が大統領の権限を行使する。副大統領も欠けている場合、あるいは、副大統領が、心身の故障で、副大統領の権限を行使できない場合、内閣によって選出された内閣の一員が、同様に、大統領の権限を行使する」、同3項は「2項に基づいて大統領の権限を行使する副大統領、あるいは、場合に応じて、内閣の一員は国民議会を解散できず、内閣の助言なしには、大統領によってなされたいかなる任命も取り消せない」と規定している。

さらに、副大統領に関し、第45条1項は「共和国副大統領職を置く」、同条2項は「副大統領は、大統領により、国民議会議員の中から任命される」、同条3項は「この憲法の規定に従い、副大統領は、何れかの大統領就任により、同職を辞任しなければならない」、同条4条は「この憲法ないしその他の法律により規定された副大統領の権限に加え、副大統領は大統領によって彼に付与された権限を行使する」と規定している。なお、第64条(a)は、国民議会議員選挙への立候補資格のうち、国籍に関し、「彼はザンビア国民

である」と規定している。すなわち、国民議会議員から任命される副大統領は、大統領と異なり、「彼の両親が共に出生あるいは血統によりザンビア国民であること」を要件としていない。

次いで、2度目の事例である。2011年の大統領選挙で、サタ（Michael Sata, PF [Patriotic Front]）が42.24%を獲得し、35.63%を獲得したバンダなどを退け、当選した。そのサタは、2014年10月28日、療養先のロンドンで病死し、同日、スコット（Guy Scott）副大統領が大統領代行に就任した。第1の事例で検討したように、大統領が死亡した場合、一般的に、副大統領は後継の大統領の有力候補者の1人になる。しかし、白人で、移民の家系であるスコットはザンビア国民ではあるが、「彼の両親が共に出生あるいは血統によりザンビア国民であること」という大統領選挙への立候補資格を有していない。これがその後の混乱の原因である。サタは1937年生まれで、就任時72歳ないし73歳（誕生日を公表していなかった）だったので、当初から、後継者が話題となっていた。同年8月28日、重大な病にあると報じられていたサタはカビンバ（Wynter Kabimba）を司法大臣から解任し、合わせて、PF委員長として、カビンバを幹事長から解任した。そして、サタは後任の司法大臣とPF幹事長にルング（Edger C.Lungu）国防大臣を任命した。これはルングが後継者だと国民に知らしめようとしたものだと思われる。さらに、同年10月24日の建国50周年を待たず、同月19日、治療のため、ロンドンに向け出国するサタは大統領代理にルングを任命した。サタの希望は、遅くとも死亡時には、国民に理解されたと思われる⁽³⁾。

2014年夏頃、サタの権力基盤は大きく2つに分かれていた。1つは、自身が所属する民族で、北東部4州（コッパーベルト州、北部州、ルアプラ州、ムチンガ州）を中心に居住するベンバ人、特に、自らの親族である。このグループには、サタのおじであるチクワンダ（alexander Chikwanda）財務大臣、甥であるムワンバ（Godfrey Bwalya Mwamba）前国防大臣、娘婿のシチンガ（Robert Sichinga）商工大臣、甥のサンパ（Miles Sampa）商工副大

臣、息子のムレンガ・サタ (Mulenga Sata) ルサカ (首都) 市長、親族ではないルングやムウィラ (Davies Mwila) 前国防副大臣などが含まれ、ルングがこのベンバ・グループの大統領候補だと考えられていた。他の1つは、「カルテル (Cartel)」と呼ばれる、マタニ (Rajan Mahtani) ファイナンスバンク社長、ムメンベ (Fred M'menbe) ポスト社長、スコット、カビンバを中心とする非ベンバ人のグループである。彼らはサタに資金や情報を提供してきたと思われる。このグループの大統領候補はカビンバだと考えられていた。この後、両グループ間で、PF の大統領候補をめざす激しい争いが展開されたが、同年11月30日、PF 党大会で、ルングが党委員長と大統領候補に選出された⁽⁴⁾。

2014年12月17～21日、大統領選挙への立候補の届け出があり、ルング、ヒチレマ UPND (United Party for National Development) 委員長、ムンバ (Nevers Mumba) MMD 委員長 (2003～04年にムワナワサ大統領の下で副大統領) など11人が立候補した。MMD でも、候補者選出をめぐる対立が生じ、バンダ元大統領はルング支持を表明した。2015年1月20日、選挙は実施され、ルングが48.84% (807,925票)、ヒチレマが47.16% (780,168票) を獲得し、わずか1.7% (27,757票) 差でルングが当選した。この選挙の特徴は以下4点である。第1に、投票率が32.36%と低かった。これは補欠選挙であったこと、激しい降雨がみられたことによる。第2に、2006年、08年、11年の選挙が、基本的に、3党からの3人の候補者の争いだったのに対し、2015年の選挙はルングとヒチレマという2人の候補者の争いとなった。前回、バンダに投票した人の2割程度がルングを支持し、8割程度がヒチレマを支持したようである。第3に、ルングはPF が従来から強かった北東部4州とルサカ州と、バンダの支持を得たことにより、MMD が強かった東部州と北西部州で大半の票を獲得した。一方、南部州が地盤のヒチレマは、西部州と中央州で得票率を大幅に増やし、東部州とコッパーベルト州で20%台の票を獲得した。第4に、ルングが苦戦した理由は上記の党内の混乱に加え、経済の不調

があったと思われる。銅価格の低下により、ザンビアの経済成長率は2010年の10%台から2013・14年の6%台に低下していた⁽⁵⁾。

第2の事例についてまとめておこう。スコットは副大統領でありながら、大統領選挙への立候補資格を有しないという特殊な立場にあった。それは、見方を変えれば、副大統領の機能の1つである調整を担いやすいということになる。しかし、スコットは、PF党内で対立する2派の1つであるカルテルの中心として、ベンバ・グループと対立、ルングの大統領選挙への立候補を阻止し、ベンバ・グループのサンパを自派で担ごうとしたが失敗した。そして、この過程で、国政、党内政治を大きく混乱させることになった。その結果、2014年12月、カビンバはPFを離党し、「虹の党 (Rainbow Party)」を設立、2015年7月、ムワンバはPFを離党し、UPNDに入党、2016年1月、サンパはPFを離党し、DF (Democratic Front) を設立、PFの勢力は若干衰えることになった。

ルングは2015年1月25日大統領に就任、2月12日にすべての閣僚を任命し終えた。副大統領にはウィナ (Inonge Wina) が任命され、チクワンダが財務大臣に留任、ムウィラが内務大臣となった。また、ムレンガ・サタが大統領府副大臣に任命された。さらに、同年10月6日、ウィナは副大統領に加えて、国家計画大臣を兼務することになった⁽⁶⁾。

2015年から2016年にかけて、憲法改正のプロセスが進行した。憲法改正に関し、1991年憲法第79条2項b号は「本条3項に従い、この憲法ないし1991年ザンビア憲法法の改正のための法案は、少なくとも国民議会の総議員の3分の2によって第二読会と第三読会で賛成されなければ、成立しない」と規定している。さらに、同条3項は「この憲法の第3章ないし本条の改正のための法案は、国民議会における法案の第一読会の前に、大統領選挙及び議会選挙を目的として有権者として登録された者の50%以上による、改正するか否かの国民投票に付されなければ、成立しない」と規定している。これは、第3章 (基本的人権及び個人の自由の保護) 改正による人権侵害及び憲法改

正要件の緩和の先行実施による権力乱用を防止するために、手続きをより厳格にし、さらに、国民投票の最低投票率の設定をも行ったものである。

2015年11月25日、国民議会は、2つの「ザンビア憲法（改正）法案（Constitution of Zambia（Amendment） Act）」の第二読会で、法案の1つを賛成106、反対36、棄権4で、他の1つを賛成109、反対35、棄権2で、与党のPFだけでなく、野党のMMDなどの賛成も得て、3分の2の多数で可決した。さらに、同年12月11日、同法案の第三読会で、法案の1つを賛成111、反対37で、他の1つを賛成110、反対38で、3分の2の多数で可決した。2016年1月5日、ルングがこれらに署名した⁷⁾。人権等に関しては、総選挙が実施される同年8月11日に国民投票を行い、同意の可否を問うことになっている。大統領に関する規定からみていこう。大統領選挙への立候補資格に関し、1991年憲法（2009年最終改正）第34条3項は、「彼はザンビア国民である」（a号）、「彼の両親が共に出生あるいは血統によりザンビア国民であること」（b号）と規定していたが、2016年憲法第100条1項（a）は、同人が「出生あるいは血統によりザンビア国民であること」と規定している。先に示したように、1991年憲法の規定は、1996年の改正で規定されたものである。これにより、カウ نداは大統領への立候補資格を失った。改正を主導したのはチルバ（Frederick Chiluba）大統領であった⁸⁾。人の移動が比較的頻繁なアフリカ諸国において、親の国籍までも立候補の要件とするのはそもそも無理があったと思われる。2015年選挙においても、ムレンガ・サタの母親が生まれながらのザンビア国民ではないとの噂が流布された。このような当人の属性に直接関わらない要件が取り除かれたのは適切だと思われる。

第47条1項は「大統領選挙は、相対多数選挙制度の下、直接選挙で実施される。この際、勝者は、第101条に従って、有効投票の50%以上を獲得しなければならない」と、第101条2項は「選挙管理官は、選挙中、有効投票の50%以上を獲得した大統領候補を当選者と宣言する」と規定している。また、同条3項は「もし、最初の投票で、誰も有効投票の50%以上を獲得しなけれ

ば、第2回投票が最初の投票から37日以内に実際される。この際、(a) 大統領選挙に立候補した大統領候補のうち、最初の投票で、最も多くの有効投票を獲得した大統領候補と2番目に多くこれを獲得した候補、あるいは、(b) 最初の投票で、同数の最も多くの有効投票を獲得した候補のみが候補となる」と規定している。さらに、同条8項は「第二回投票で、有効投票の相対多数を獲得した大統領候補が大統領と宣言される」と規定している。すなわち、二回投票制が採用された。第10条1項により、大統領の任期は5年、同条3項により、三選禁止である。

副大統領に関しては、第110条1項は「共和国副大統領を置く。彼は、大統領選挙で、大統領候補のランニング・メイトとなる」と、同条3項は「副大統領の選出は大統領の選出と同時にされる。すなわち、大統領候補への投票は副大統領候補への投票でもある。もし、大統領候補が選出されれば、そのランニング・メイトが選出されたとみなされる」と規定している。すなわち、ランニング・メイト方式が採用された。第111条1項は「副大統領の任期は5年である」と、同条3項は「副大統領を2期務めた者はランニング・メイトに選出され得ない」と規定している。また、同条4項は、「副大統領は、死亡、辞任、第81条、第107条、第108条による職務停止、大統領就任により、欠員となる。この場合、同条5項により、大統領は別の者を副大統領に任命し、国民議会の3分の2の多数による決議で、国民議会による承認を得なければならない」と規定している。さらに、第106条5項(a)は「第81条が適用される場合を除いて、大統領が欠けた場合、副大統領が直ちに大統領に就任する」と規定している。なお、同条6項より、残りの期間が3年以上の場合に、これは1期にカウントされる。第111条6項により、副大統領の残りの期間も同様である。

副大統領の権限に関し、第112条2項は「副大統領は、(a) 大統領により副大統領に付与された権限を行使する、(b) 本憲法が規定する期間、大統領の権限を行使する、(c) 第106条5項の規定により、大統領に就任する」と

規定している。

2016年8月11日、2016年改正憲法に基づいて、大統領選挙と国民議会選挙及び憲法改正に関する国民投票が行われた。大統領選挙では、今回も、ルングとヒチレマが有力候補であった。PFの副大統領候補はウィナ副大統領（西部州）、UPNDの副大統領候補はムワンバである。PFはウィナが現職の副大統領であるところから、地理的考慮はほとんどされていない。一方、UPNDは南部州を中心とした国の南西部を地盤とした政党であるが、これまで弱かった北部州を中心とする北西部を地盤とするPF内の対立から離脱し、入党したムワンバを副大統領候補にすることにより北東部での票の獲得を期待した。さらに、スコット、サンバもヒチレマを支持した。

同年8月15日、ザンビア選挙管理委員会がルングの当選を宣言した^④。2015年の選挙と比較しながら、これをみていこう。まず、表12は有権者数、

表12 2015年・2016年大統領選挙の有権者数・投票総数・投票率

	2015年大統領選挙			2016年大統領選挙		
	有権者数	投票総数	投票率	有権者数	投票総数	投票率
中央州	483,788	128,420	26.54%	642,127	329,691	51.34%
コッパーベルト州	845,439	280,777	33.21%	1,034,548	553,804	53.53%
東部州	600,098	136,106	22.68%	775,889	393,699	50.74%
ルアブラ州	408,790	98,382	24.07%	510,467	258,306	50.60%
ルサカ州	796,686	293,201	36.80%	1,119,318	634,554	56.69%
ムチンガ州	269,139	71,447	26.55%	349,231	196,302	56.21%
北部州	434,478	122,744	28.25%	557,225	298,751	53.61%
北西部州	315,588	120,508	38.19%	400,575	245,476	61.28%
南部州	617,461	302,341	48.97%	810,077	585,343	72.26%
西部州	394,617	117,736	29.84%	498,915	285,579	57.24%
全国	5,166,084	1,671,662	32.36%	6,698,372	3,781,505	56.45%

(出所) http://elections.org.zm/results/2015_presidential_election; http://elections.org.zm/general_election_2016.php 2016年8月28日にダウンロード。

投票総数、投票率を示している。ここからわかるのは、まず、北東部5州（コッパーベルト州、東部州、ルアプラ州、ムチンガ州、北部州）の有権者（約323万人）は国全体の約48%を占めることである。そこから、政党は北東部を地盤とし、大統領候補を北東部出身者とし、副大統領候補を南西部出身者とするを好むと思われる。一方、ヒチレマの地盤である南部州、西部州、北西部州の人々は、投票率を高めることにより、この弱点を補おうとしているようである⁽¹⁰⁾。

次に、表13を用いながら、選挙結果を検討していく。憲法改正により、2016年選挙の当選要件は相対1位だけでなく、有効投票の50%が加わった。ルングはこれをぎりぎりで満たした。各州の票の割合は、ヒチレマが南西部3州で圧倒的、ルングがコッパーベルト州を除く北東部の州で圧倒的であつ

表13 2015年・2016年大統領選挙の結果（割合）

	2015年大統領選挙		2016年大統領選挙	
	ルング	ヒチレマ	ルング	ヒチレマ
中央州	42.09%	53.06%	43.13%	59.37%
コッパーベルト州	72.58%	23.97%	63.59%	34.91%
東部州	65.79%	25.21%	78.88%	16.43%
ルアプラ州	83.56%	10.79%	81.91%	14.30%
ルサカ州	61.65%	35.88%	60.21%	38.80%
ムチンガ州	81.11%	10.53%	83.34%	13.47%
北部州	77.51%	17.52%	74.91%	21.80%
北西部州	11.14%	85.81%	12.01%	86.77%
南部州	6.99%	90.86%	7.46%	91.75%
西部州	15.70%	80.52%	16.65%	81.60%
全国	48.84%	47.16%	50.35%	47.63%

(出所) http://elections.org.zm/results/2015_presidential_election; http://elections.org.zm/general_election_2016.php 2016年8月28日にダウンロード。

た。2015年選挙と比較して、ヒチレマは中央州、コッパーベルト州、ルアプラ州、ムチンガ州、北部州で3～11%程度票を増やしているが、この多くは、ムワンバを副大統領候補とした効果だと思われる。

表14では、結果を実数でみている。2015年の選挙は補欠選挙だったので投票率が低く、2016年の選挙では、ルングもヒチレマも100万票程度増えている。また、今回の選挙では、大票田であり、浮動票も比較的多いルサカ州やコッパーベルト州が当落に大きな役割を果たしたが、この傾向は今後一層強まりそうである。

国民議会選挙は、PF が80議席、UPND が58議席、その他の政党が4議席、無所属が14議席を獲得し、PF が過半数を制した。また、憲法改正の国民投票は「ザンビア憲法の第3部に含まれる人権規定を強化し、同第79条を改め

表14 2015年・2016年大統領選挙の結果（実数）

	2015年大統領選挙		2016年大統領選挙	
	ルング	ヒチレマ	ルング	ヒチレマ
中央州	53,462	68,074	138,517	177,854
コッパーベルト州	201,852	66,666	345,275	189,562
東部州	88,408	33,882	299,249	62,321
ルアプラ州	81,289	10,493	205,770	35,929
ルサカ州	178,977	104,178	375,760	242,172
ムチンガ州	57,291	7,440	159,345	25,761
北部州	94,169	21,287	218,938	63,719
北西部州	13,275	102,292	28,859	208,414
南部州	20,937	272,182	42,909	527,893
西部州	18,265	93,674	46,255	226,722
全国	807,925	780,168	1,860,877	1,760,347

(出所) http://elections.org.zm/results/2015_presidential_election; http://elections.org.zm/general_election_2016.php 2016年8月28日にダウンロード。

る憲法改正にあなたは賛成しますか」と問い、「賛成」ないし「反対」に投票するよう求めた。承認の要件は、投票率が50%を超え、賛成が有効投票の50%を超えることであった。同年8月19日、ザンビア選挙管理委員会は、賛成は71.08%となったものの、投票率が44.44%で、人権などに係る憲法改正案は承認されなかったと発表した⁽¹¹⁾。

2016年8月19日、UPNDは、有効投票の50%を超える票を獲得していないことを理由として、憲法裁判所にルングの当選無効の申し立てを提起したが、同年9月5日、憲法裁判所はこれを退けた。これにより、同月13日、ルングは大統領に、ウィナは副大統領に就任した⁽¹²⁾。

注

- (1) 鈴木亨尚「ザンビアにおける民主主義と選挙—サタ現大統領に注目して—」(『アジア研究所紀要』2014年) 1～42頁。
- (2) 遠藤貢「[「民主化」から民主化へ?—「民主化」後ザンビアの政治過程と政治実践をめぐって—」(『アジア経済』第46巻第11・12号、2005年) 18～19頁。
- (3) この時期の *Times of Zambia*, *Zambia Daily Mail*, *The Post* などザンビア国内の主要新聞の報道。
- (4) 同上; 山地秀樹「サタ大統領逝去から大統領補欠選挙までの内政」在ザンビア日本大使館、2016年2月16日; 鈴木亨尚「ザンビアにおける民主主義と選挙」、41～42頁。
- (5) http://elections.org.zm/results/2015_presidential_election; <http://zambianwatchdog.com/lungu-faction-says-they-have-fired-guy-scott-as-pf-veep> 2016年5月5日にダウンロード。
- (6) <http://agritech-expo.com/lungunc>; <http://lusakatimes.com/2015/10/06/president-lungu-appoints-new-ministers-for-newly-created-ministers> とともに2016年5月6日にダウンロード。
- (7) <http://parliament.go.zm/node/4827>; <http://lusakatimes.com/2015/11/25/constitution-bills-go-through>; <http://daily-mail.co.zm/?p=50926>; <http://tiozambia.com/15723-2> すべて2016年9月19日にダウンロード。
- (8) Government of Zambia, *Constitution of Zambia (Amendment) Act*, 5th January, 2016, p.40; 遠藤貢「[「民主化」から民主化へ?」、18～19頁; 鈴木亨尚「大統領の多選制限をめぐる政治」、92頁。

- (9) <http://ecz-news.com/news/edgar-chagwa-lungu-is-president-of-zambia> 2016年8月26日にダウンロード。
- (10) 2011年総選挙までに関しては、以下を参照。鈴木亨尚「ザンビアにおける民主主義と選挙」、1～42頁；鈴木亨尚「MMD 政権期のザンビアにおける政治—MMD の凋落とPFの台頭—」（『実践女子大学人間社会学部紀要』第10集、2014年）123～137頁。
- (11) http://elections.org.zm/results/2016_national_assembly_elections; http://elections.org.zm/results/2016_referendum とともに2016年8月28日にダウンロード。
- (12) <http://dailymail.co.uk/wires/afp/article-3749415/Zambia-opposition-challenges-Lungu-s-win-court.html>; <http://janes.com/article/63463/constitutional-court-s-rejection-of-election-petition-paves-way-for-zambian-president-s-inauguration-full-term-to-face-policy-challenges> とともに2016年9月7日にダウンロード。

第4節 マラウイ

1994年憲法（2010年最終改正）第83条1項は「大統領の任期は…5年とする」と、同3項は「大統領、第一副大統領、第二副大統領は連続して2期まで各々の職を務めることができる…」と規定している。同第79条は「第一副大統領と、第80条5項に従い、第二副大統領を置く。…両者は大統領を補佐し、本憲法ないし法律、及び、大統領により、第一副大統領ないし第二副大統領に付与された各々の権限を行使する」と規定している。すなわち、マラウイでは、制度上、2人の副大統領を置き得る。同第80条3項は「すべての大統領候補は、その立候補の時点で、選出された場合に第一副大統領になる者を公表しなければならない」と、同条4項は「第一副大統領は大統領と同時に選出される。第一副大統領候補の氏名は、彼を指名した大統領候補の氏名とともに、同じ投票用紙に記載される」と規定している。すなわち、マラウイでは、ランニング・メイト方式が採用され、第一大統領がその対象となる。同条5項は「大統領が国益上望ましいと考える場合、彼ないし彼女は第二副大統領を任命することができる…。大統領が政党の支援を得て選出された場合、彼ないし彼女はその政党に所属する者を第二副大統領に任命することはできない」と規定している。なお、第一副大統領に関して、所属政党に

ついでの規定は存在しない。

同第87条1項は「大統領が無能力で、同職の権能を行使できない時は、いつでも、大統領が、その任期内において、その権限を再開できるまで、第一副大統領が大統領代行を務める」と規定し、同条2項は、その手続きとして、医師団による書面での宣言、同書への第一副大統領及び過半数の大臣の署名、同書の第一副大統領から国民議会議長への回付が必要であると規定している。同第83条4項は「大統領が欠けた場合は、いつでも、第一副大統領が、その任期の残りの期間のために、同職に就任し、その任期の残りの期間のために、別の者を第一副大統領に任命する」と規定している。また、同第84条は「第一副大統領が死亡ないし辞任した場合、あるいは、第87条に従って、第一副大統領の12か月以上の無能力により、同職が欠けた場合、大統領によって任命された者により、その任期の残りの期間のために、欠員が補充される」と規定している。さらに、同第86条3項は「大統領は第二副大統領を解任する権限を有する」と規定しているが、大統領には第一副大統領を解任する権限はない。大統領が第一副大統領を辞めさせたい場合、国民議会に働きかけ、憲法第86条の規定により弾劾させるほかはない。同条1項は「大統領ないし第一副大統領は、各々、弾劾の告発を受け、これを宣言された場合、各々の職から解任される」と、同条2項(b)と(c)は、弾劾の告発と宣言には、各々、国民議会の3分の2の多数の賛成が必要であるとしている。また、同項(a)は、弾劾の告発と宣言は憲法ないし法律の重大な違反を根拠とする場合にのみ適用されると規定している。

このように、第一副大統領は、第二副大統領と異なり、制度上、非常に重要である。第一副大統領は、大統領が欠けた場合、大統領に就任する一方、大統領に解任されることはない。これは、選挙で大統領候補のランニング・メイトになることにより、国民によって選出されているからである。

1994年のいわゆる「民主化選挙」で、それまで28年間大統領を務めてきたカムズ・バンダ(Hastings Kamuzu Banda, MCP [Malawi Congress

Party、マラウイ会議党]などを破り、ムルジ (Bakili Muluzi, UDF [United Democratic Front、統一民主戦線]) が当選した。ムルジは憲法を改正し、2004年の大統領選挙で三選をめざそうとしたが、失敗し、後継者にムタリカ (Bingu wa Mutharika) 経済計画・開発大臣を指名した。ムタリカは、同年5月、大統領選挙で、35.97%を獲得、28.22%のテンボ (John Tembo, MCP)、25.16%のチャクアンバ (Gwandangulube Chakuamba, Mgwrizano Coalition) らを抑えて当選した。その後、ムタリカは党委員長のムルジと対立し、2005年2月、離党、DPP (Democratic Progressive Party、民主進歩党) を設立した。2009年5月、ムタリカは、UDF と選挙協力をしたテンボ (MCP) などを破り、再選された。この選挙におけるムタリカのランニング・メイトはバンダ (Joice Hilda Banda) 外務・国際協力大臣であり、ムタリカの大統領就任に伴い、バンダは第一副大統領に就任した⁽¹⁾。

2010年12月、DPP は、党の利益に反した行動があったとして、バンダ第一副総裁とカチャレ (Khumbo Kachale) 第二副総裁を副総裁から解任し、両者を党から除名した。この時、ムタリカはバンダを第一副大統領からも解任した。ムタリカは閣議への欠席を理由としたが、これに反対する人々は弟のピーター・ムタリカ (Peter Mutharika) 教育・科学・技術大臣を第一副大統領に就任させるためだと主張した。バンダは解任無効の確認を高等裁判所に求め、同裁判所はこれを違憲・無効とした。しかし、これ以降、バンダは閣議への出席やその他の公的な活動ができなくなり、2011年6月、バンダは、第一副大統領に留まったまま、カチャレらとともにPP (People's Party、人民党) を設立した。また、同年8月、一部の党員が党大会での投票による選出を求めたにも拘わらず、ムタリカ総裁の指名に基づき、DPP の国家統治評議会はピーター・ムタリカを2014年の大統領選挙の公認候補に決定した。2005年の結党以来、同党は1度も党大会を開催しておらず、ムタリカがすべての人事を決定していた。さらに、政府は、野党設立を理由として、バンダの弾劾手続きの開始を決定するとともに、裁判所にバンダの解任を宣言する

よう要請した。このような中、2012年4月5日、ムタリカは病死した。この少し前、バンダはムタリカと1年以上話をしていないと述べていた⁽²⁾。

ムタリカの死亡という情報は2012年4月5日中には国内外に広まり、6日には、ロイター、BBCなどが死亡を報じたが、国内のメディアは病気だと報じた。マラウイ政府が死亡を公表したのは7日のことである。この間、憲法の規定に反し、ピーター・ムタリカ外務・国際協力大臣が大統領就任を画策しているのではないかという噂が広まった⁽³⁾。

下記で検討するように、結果としては、2012年4月7日、バンダは大統領に就任した。そして、同年6月、シンギニ（Elton Singini）元高等裁判所判事を委員長とする、クーデタ疑惑に関する「ムタリカ大統領の死亡に関する調査委員会」が組織され、2013年3月、「故ムタリカ大統領の死亡の状況と彼の死後の政治的移行に関する調査委員会報告書」がバンダに提出された。この調査は大統領の毒味役やハウスキーパーにインタビューするなど詳細なものとなっている。主にこれに依拠して、事態を再構成していこう⁽⁴⁾。

ムタリカは、4月5日午前11時10分頃、首都リロングウェの大統領官邸で、心臓の病気を発症し、救急車でカムズ中央病院に向かったが、道中で死亡した。同病院到着は11時25分頃で、蘇生措置がとられたが効果はなかった。5日午後2時半頃、ピーター・ムタリカ、ゴンドウェ（Goodall Gondwe）エネルギー・鉱業大臣（DPP 第一副総裁）、ムサカ（Bright Msaka）大統領・内閣府次官が、同病院内で、医師団からムタリカの死亡を知らされ、彼の後継者問題に関するの議論を開始した。この時点で、ムサカが、バンダの大統領就任の不適格の確認を求める裁判所への申請に言及した。また、三者は治安関係者との会合や翌日の閣議開催に合意した。さらに、病院内のゴンドウェのいない状況で、ピーター・ムタリカがムサカに、軍が権力を掌握するのは良い考えではないかと尋ね、ムサカは良い考えではないと答えた。ムサカが委員会に述べている。ムサカはこのようなピーター・ムタリカの発言に不満を持ち、病院内にいたオディロ（Henry Odillo）軍最高司令官に会い、

軍が大統領継承に関する憲法の規定を理解し、憲法を遵守する意思を持っていることを確認し、これに満足した。これに対し、ピーター・ムタリカは、いかなる時点においても、ムサカとこのような話をしたことはない、これを否定した。5日午後、ムサカはムベンデラ（Maxon Mbendera）検事総長に会い、大統領が病気で回復の見込みはないとを告げ、今後に関し、法律的意见を求めた。同日午後6時頃、ムベンデラはムサカに、大統領が無能力の場合、憲法第87条の規定に従い、副大統領であるバンダが大統領代行に就任することになると告げた⁽⁵⁾。

5日正午過ぎには、ムタリカの罹病と搬送が噂となった。「ゾディアック・ラジオ」などマラウイの民間メディアはカムズ中央病院前から生放送を行い、政府・DPPの重鎮だけでなく、ムタリカの夫人であるカリスタ・ムタリカ（Callista Mutharika）元観光・野生保護・文化大臣などムタリカの家族も病院を訪れたことを伝えた。メディアは、当初、搬送された人物がムタリカだとは断言していなかったが、午後遅くには、民間ラジオやソーシャル・メディアはムタリカが搬送されたと断言した。5日午後、メディアは、カリスタ・ムタリカ、ピーター・ムタリカ、大統領の娘を含む見舞客が病院を去ったことと、ムタリカを空港まで搬送するであろう大統領官邸の救急車が遺体搬出出口前に待機していたことを根拠に、ムタリカの死亡の可能性を伝えるようになった。なお、この後、メディア関係者は治安部隊によって病院の敷地から退去させられたため、その後、具体的な報道はなかった⁽⁶⁾。

5日夜、ピーター・ムタリカ、ゴンドウェ、ムサカのリーダーシップの下、三者及びDPPの重鎮は大統領の死を隠匿しようとし、南アフリカからドクターヘリを呼び、大統領の遺体をピリ（Daniel Phiri）という偽名で、医療器具を装着し、生きている者として、南アフリカに運ばせようとした。しかし、パイロットは、遺体を搬送する権限を有していないことを理由に、飛行を拒否し、マラウイ政府と南アフリカ政府の協議がなされることになった。マラウイは南アフリカ政府に検死と死体防腐処理のために遺体を南アフ

リカに搬送する必要があると説明した。これに対し、南アフリカ外務省経由で、ズマ南アフリカ大統領が遺体搬送を許可した。すなわち、南アフリカ政府はムタリカの死亡を5日深夜に知ったのである。一方、マラウイ政府は、5日午後8時、マラウイ国営テレビと同ラジオで、大統領が病気となり、治療のため、南アフリカに移動中であるとのプレス・リリースを発表した。調査委員会に対し、大統領報道官は、プレス・リリース案はムサカを通じて大統領・内閣府から出され、報道官がわずかな修正を加えたものであると証言したが、ムサカはこれを否定した。ムタリカの遺体は、6日午前5時頃、南アフリカの病院の霊安室に到着した。すなわち、南アフリカ側は、当初から、ムタリカが死亡しているという事実に基づいて行動した。6日朝、マラウイの国内紙のうち「デイリー・タイムズ」だけがムタリカの病気と南アフリカでの治療について報じた。それは、ゴンドウェの「彼は非常に良い状態ではないが、彼の健康は現在改善していると聞いている」との発言を掲載している⁽⁷⁾。

報告書の概要を続ける。5日夜、ピーター・ムタリカ宅で、同氏、ゴンドウェ、ムサカが大統領継承問題を話し合うために会合を行った。要請に基づき、オディロとムキト（Peter Mukhito）警察庁長官も同席した。ムサカは、調査委員会に、ピーター・ムタリカがオディロとムキトに危機下にある政府を支持するか否かを質問したので、両者が答える前に、ムサカ自身が、両者は憲法に従うと答えたと述べた。さらに、ゴンドウェは、ゴンドウェらの計画が国民から支持されず、暴力が続発するという状況が生じた場合、軍が権力を掌握するよう要請したが、オディロはこれを明確に拒否した。5日夕、大統領・内閣府は、ムサカの指示に基づいて、6日午前9時の会議に参集するよう全大臣・副大臣に電話で連絡した⁽⁸⁾。

6日朝までには、ムタリカ死亡の噂が広まった。6日午前、ムルジが記者会見を行い、現職大統領が職務を執行できない場合の権力の継承は憲法が明確に規定している指摘し、政府に憲法秩序の尊重を要求した。同日午前、バ

ンダはオディロに電話をし、軍が憲法を遵守することを確認した。その後、オディロはバンダ宅を訪問、バンダの同意を得て、午後には警護のために軍人2人を同宅に派遣した。同日午後、バンダは記者会見を行い、これはゾディアック・ラジオなどの民間ラジオで放送されたが、国営放送は放送しなかった。同会見で、バンダは、ムタリカが病気であり、自身は南アフリカ政府高官と接触し、ムタリカの現状について情報提供を受けているとし、さらに、ムタリカは無能力であり、憲法の規定が適用されるだろうと述べた⁹⁾。

一方、6日朝、ゴンドウエ宅で、ゴンドウエ、チウメ (Ephraim Mganda Chiume) 法務・憲法大臣、ムベンデラが会談し、ムベンデラは、バンダが大統領を継承する適切な人物であると助言した。にもかかわらず、三者は、バンダが自身の政党を設立したので、バンダが実質上の副大統領ではないとの裁判所の解釈を獲得する方法を議論した。そして、三者は、バンダの無資格を確認した上で、憲法第85条の規定により、大臣が互選で大統領代行を選出するとの考えを得た。6日午前の会議の冒頭、ムサカは、大統領ないし副大統領によって招集・主宰されたものではないので、これは閣議ではなく、閣僚懇談会であることを明示した。以降、ゴンドウエが会議を主宰した。会議で、大統領の死亡は報告されず、大統領は無能力であるとして、議論がなされた。同会議は、大統領によって提起された、バンダの副大統領としての無資格の確認を求める裁判が係争中であることを念頭に、バンダの大統領就任を阻止するために、チウメとムベンデラが中心となって、高等裁判所の決定を得、その後、ムタリカを大統領代行に選出することを決定した。また、6日午後5時に閣僚懇談会が再び開催された。同会議で、ゴンドウエは、チウメの意見に基づき、裁判所への申請書類の作成にはまだ時間が必要であり、裁判所の決定が得られる前に、ムタリカを大統領代行に選出すべきではないと述べた。ゴンドウエは、会議の途中で退席し、駐マラウイ・アメリカ大使と会談、同大使は、バンダが大統領に就任すべきことは明白であるとゴンドウエに述べた。ゴンドウエの退席後、同会議では、ペーター・ムタリカを大

統領代行に選出するという提案がなされたが、賛成派と反対派が激しく対立し、決定には至らなかった。その後、同会議は、裁判所が申請書類を受領すれば、閣議を召集し、憲法第85条に基づき、大統領代行と副大統領代行を選出することで合意した。チウメは7日朝に裁判所に申請書類が提出され、同日午前9時に大統領代行と副大統領代行が選出され、その後、大統領の死亡が発表されると司法・憲法省職員に述べた。そして、同会議は、マラウイ国民が7日に起きることに心の準備ができるよう、状況の一部を早めに公表することで合意した⁽¹⁰⁾。

公表する声明案の作成はカリアティ (Patricia Kaliati) 情報・公民教育大臣、ムッサ (Henry Mussa) 地方自治・地域開発大臣、カリラニ (Jean Kalirani) 保健大臣、ダウシ (Nicholas Dausi) 大統領・内閣府副大臣、ナクンワ (Kondwani Nakhumwa) 外務・国際協力副大臣に委ねられた。作成にはムサカ、ムフラ (Necton Mhura) 大統領・内閣府副次官、ンタタ (Allan Ntata) 大統領法律顧問が加わった。そして、作成された声明案は閣僚懇談会に出席していた大臣に示された。大臣達はこれを承認し、声明を作成した大臣チームに公表を指示した。上記5人の大臣にカウ ندا (Symon Vuwa Kaunda) スポーツ・青年開発・福祉大臣が加わり、この6人が6日真夜中近くのマラウイ国営テレビの放送に出演した。この声明はマラウイ政府の名で出されており、「尊敬すべきバンダ自身の、政府に敵対する政党を設立するという行動は大統領継承の適格性を失わせるものである。この点で、ムルジ前大統領によってなされ、尊敬すべきバンダ自身によって共鳴された継承に関する声明は状況の真の性格を欺いている。既に声明を出したように、大統領の状態に関する情報は後日国民に提供されるであろう」と述べている⁽¹¹⁾。

7日午前、マラウイ法曹協会 (Malawi Law Society) は、これが憲法秩序を侵害するとし、非常に強い言葉で警告する声明を発表した。7日の国内紙のうち、「マラウイ・ニュース」はムタリカの死亡を伝えた。7日早朝、ムベンデラはチウメに電話をし、憲法の規定は明確であり、裁判所への申請

を強いるのであれば、辞任するとチウメに伝えた。チウメはムベンデラの憲法解釈に同意し、両者は裁判所に申請しないことに合意した。そして、チウメはゴンドエに裁判所に申請しないよう助言した。7日午前8時、政府を代表してムサカが、国营ラジオで、ムタリカが6日南アフリカで死亡したと発表した。同日午前11頃、バンダは副大統領官邸で記者会見を行い、ムタリカは南アフリカの病院到着前に死亡宣言がなされていたと国民に伝えた。同日午後2時、バンダが招集・主宰した閣議が開かれた。ピーター・ムタリカは喪中を理由に欠席した。病気等の理由で欠席した2人を除き、その他の大臣は出席した。出席した大臣はすべて副大統領に対する支持を誓約し、バンダの大統領継承に異議を唱えた以前の決定を取り消し、裁判所への申請の撤回を決定した。その後、閣議は、同日午後、バンダの大統領就任式を実施することを決定した。同日午後4時、国民議会議事堂で、高等裁判所長官が主催するバンダの大統領就任式典があり、バンダは大統領に就任した。そして、就任後の記者会見で、バンダは国民に上記委員会の設置を発表したのである⁽¹²⁾。

ムタリカの死に関するメディアの報道、軍の介入に関するオディロの拒絶、マラウイ政府がムタリカの死亡を公表しないならば、南アフリカ政府が公表するというズマ南アフリカ大統領の要求、裁判所の命令を求めないという法務大臣と検事総長の決定などが政府に陰謀を終わらせることになったと思われる。6日の会議は、招集権者だがその時点で実際には死亡していたムタリカも、この時点で、大統領代行ないし大統領であるはずのバンダも出席しておらず、手続きに瑕疵があるものと思われる。だが、7日の閣議は、ここでこの決定を認めた上で、これを取り消した。2013年3月、同報告書でこれに関与したとされたピーター・ムタリカを含む11人は、国家反逆罪の容疑で、逮捕・起訴された⁽¹³⁾。

しかし、判決前の2014年5月、次の大統領選挙が実施された。そのの結果は表15のとおりである。ピーター・ムタリカが当選し、同月、大統領に就任

した。副大統領にはチリマ前エアテル・マラウイ（Airtel Malawi [携帯電話会社]) CEO が就任した。なお、アツペレ・ムルジはムルジ元大統領の息子である⁽¹⁴⁾。

表15 2014年5月の大統領選挙

大統領候補	副大統領候補	所属政党	獲得票数	獲得率
ピーター・ムタリカ (Peter Mutharika)	チリマ (Saulos Chilima)	DPP	1,904,399	36.4%
チャクウェラ (Lazarus Chakwera)	ムソウオヤ (Richard Msowoya)	MCP	1,455,880	27.8%
バンダ (Joyce Banda)	グウェングエ (Sosten Gwengwe)	PP	1,056,236	20.2%
アツペレ・ムルジ (Atupele Muluzi)	チャポラ (Godfrey Chapola)	UDF	717,224	13.7%

(出所) 在マラウイ日本大使館『マラウイ月報 (2014年2月)』; http://mec.org.mw/pages/2014_Tripartie_Elections.html 2016年5月13日にダウンロード。

大統領就任後の2014年6月、憲法第91条2項の規定（「大統領職にある者は、任期中、あらゆる犯罪行為に関して、いかなる裁判所にも起訴されない」）により、政府はピーター・ムタリカに対する上記訴訟を取り下げた。政府は、合わせて、同事件で起訴されていたカリアティら「真夜中の6人」らに対しても訴訟を取り下げた。カリアティらは、同事件はPPによる政治的陰謀だと主張した。また、ピーター・ムタリカも、同年9月、同事件はPP政権の陰謀であると主張した⁽¹⁵⁾。

注

(1) 鈴木亨尚「大統領の多選制限をめぐる政治」、94～95頁; <http://africanelections.tripod.com/mw.html> 2016年5月11日にダウンロード。

(2) <http://nation.co.ke/News/africa/Family+affair+as+Mutharika+brother+set+to+rn+ui>

- n+2014+/-/1066/1212260/-/gdfqo0/-; <http://osisa.org/law/blog/malawis-vice-presidential-mystery>; <http://www.malawidemocratic.com/politics/first-lady-is-not-vice-president-malawi-government>; <http://bbc.com/news/world-africa-17636393>; <http://freedomhouse.org/report/freedom-world/2012/malawi>; <http://freedomihouse.org/report/freedom-world/2013/malawi> すべて2016年5月16日にダウンロード。
- (3) <http://theguardian.com/world/2012/apr/07/malawi-conforms-president-mutharika-death>; <http://reuters.com/article/us-malawi-president-idUSBRE83504E20120406>; <http://bbc.com/news/world-africa-17636393>; <http://osisa.org/law/blog/malawis-vice-presidential-mystery>; <http://aljazeera.com/news/africa/2012/04/20124773013110727.html>; <http://nyasatimes.com/2012/04/22/henry-musssa-sorry-for-coup-plot>; <http://economist.com/blogs/baobab/2012/05/malawi>; <http://zambiareports.com/2014/07/01/happened-malawis-president-died-office> すべて2016年5月16日にダウンロード。
- (4) Commission of Inquiry into the Death of the President Ngwazi Professor Bingu wa Mutharika, *Report of the Commission of Inquiry into Circumstance of the Death of the Late President Ngwazi Prof. Bingu wa Mutharika and into the Political Transition Following His Death*, 31st January 2013.
- (5) *Ibid.*; <http://africaresearchinstitute.org/blog/a-gang-of-three-the-midnight-six-and-the-death-of-daniel-phili-anatomy-of-an-alleged-coup-attempt-in-malawi-2>; <http://faceofmalawi.com/2012/04/law-society-of-malawi-demands-prosecution-of-civilian-coup-plotters>; <http://africareview.com/Special-Reports/How-Malawi-flew-dead-body-to-south-africa/-/979182/1720882/-/mu60h8z/-/index.html> すべて2016年5月23日にダウンロード。
- (6) *Ibid.*
- (7) *Ibid.*
- (8) *Ibid.*
- (9) Commission of Inquiry into the Death of the President Ngwazi Professor Bingu wa Mutharika, *op. cit.*
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*
- (12) *Ibid.*
- (13) <http://africaresearchinstitute.org/blog/a-gang-of-three-the-midnight-six-and-the-death-of-daniel-phili-anatomy-of-an-alleged-coup-attempt-in-malawi-2>; <http://faceofmalawi.com/2012/04/law-society-of-malawi-demands-prosecution-of-civilian-coup-plotters>;

<http://africareview.com/Special-Reports/How-Malawi-flew-dead-body-to-south-africa/-/979182/1720882/-/mu60h8z/-/index.html> すべて2016年5月23日にダウンロード。

(14) 在マラウイ日本国大使館『マラウイ月報 (2014年2月)』;http://mec.org.mw/pages/2014_Tripartie_Elections.html 2016年5月13日にダウンロード。

(15) <http://nyasatimes.com/tag/midnight-six>; <http://Nyasatimes.com/2012/04/22/henry-mussa-sorry-for-coup-polt> 2016年5月22日にダウンロード。

第5節 赤道ギニア

赤道ギニアは、豊富な石油収入により、1人当たり国民総所得（GNI）が7,790ドル（2015年）の上位中所得国である。一方、フリーダム・ハウスによれば、2015年の自由の程度は、全195か国中、下から11番目であり、2015年の国連開発計画（UNDP）の人間開発指数（HDI）は全188か国中138番である⁽¹⁾。

ンゲマ（Teodoro Obiang Nguema Mbasogo）大統領は、1979年8月3日、クーデタで政権を掌握、1982年に大統領に就任、2009年に五選、現在、アフリカで最も長く執政府の長を務めている。1991年憲法（1995年改正）第34条1項は「共和国大統領は7年を任期として選出され、再選され得る」と規定していた。また、同第103条は「共和国大統領は、自分自身の発議、ないしは、人民議会の議員の4分の3の多数によって採択された提案に基づいて、この基本法のいかなる改正案も国民投票に付託し得る」と規定していた。

2011年3月24日、ンゲマは憲法改正に関する勧告を表明するため、合法政党の代表者を招集した。次いで、同年5月9日、憲法改正案を作成するため、人民議会内に「国家委員会」を設置する大統領令を発令した。さらに、同月12日、ンゲマは同委員会委員に憲法改正に関する指針を手交した。同委員会は、同月30日、ンゲマに憲法改正案を提出した。7月14日、人民議会の特別議会が招集され、翌日、憲法改正案は可決された。2008年の人民議会選挙で、大統領の所属政党「赤道ギニア民主党（Partido Democrático de Guinea Equatorial, PDGE）」を中核とする政党連合「PDGE 同盟」は全100議席中99

議席（PDGE は89議席）を獲得しており、これは容易であった。同年11月13日、国民投票が行われ、同月16日、政府は投票率91%、賛成97.7%で、憲法改正案が承認されたと発表した⁽²⁾。

1991年憲法（2011年最終改正）は、まず、第36条1項で「共和国大統領は7年を任期として選出され、再選され得る」と、1991年憲法（1995年改正）第34条1項の規定を残した後、同2項で「共和国大統領の任期は連続2期までに制限され、1期置かなければ、3期目に立候補できない」と規定している。

次に、大統領の立候補資格要件の一部として、1991年憲法（1995年改正）第33条（f）は「40歳以上75歳以下であること」と規定していたが、1991年憲法（2011年最終改正）第35条（f）は「40歳以上であること」と規定している。ングマは1942年6月生まれなので、憲法改正の時点で69歳であり、この改正がなければ、次の大統領選挙には立候補できるが、次の次の大統領選挙には立候補できなかった。

また、1991年憲法（2011年最終改正）第41条（f）は「共和国大統領は共和国副大統領1人（al Vice-Presidente de la Republica）を任意に任免できる。共和国副大統領は共和国大統領と同じ政党に所属しなければならない」と規定し、新たに副大統領職を置いた。また、後段の規定により、マラウイで起きたような混乱は回避される。

さらに、大統領が欠けた場合に関し、1991年憲法（1995年改正）第43条1項は「共和国大統領の権限は以下によって終了する。a. 辞任、b. 任期満了、c. 心身の故障、d. 死亡」と規定し、1991年憲法（2011年最終改正）第45条1項はこれを継承した。一方、1995年改正同2項は「a、c、dの理由で大統領が欠けた場合、組織を主宰する国民議会議長、首相、最高裁判所長官、憲法評議会会長に任命された委員1人によって構成される組織が国家の暫定的な運営を担う」と規定していたのに対し、2011年改正同2項は「a、c、dの理由で大統領が欠けた場合、共和国副大統領が共和国大統領の権限を担う」

と、同3項は「欠員から24時間以内に、前任の共和国大統領の任期を満了するために、共和国の新大統領は国民議会議員団、上院議員団、最高裁判所全判事、憲法裁判所全判事によって構成される参列者団の前で憲法遵守を宣誓し、大統領に就任する」と規定している。すなわち、1995年改正憲法においては、国民議会議長が主宰する会議が大統領代行の役割を果たし、大統領選挙が実施される。この際、首相や国民議会議長が有力な後継者候補になり得るが、ある具体的な人物が確実に大統領になり得る制度ではない。これに対し、2011年改正憲法下においては、大統領が欠けた場合、副大統領は確実に大統領になる。なお、副大統領だけに関し、その権能等を定めた規定はなく、第46条が「共和国大統領は、政治・行政の権限の行使のため、共和国副大統領、首相、政府のその他の諸員から構成される閣議を主宰する」、第50条1項が「共和国副大統領、首相、政府の諸員は…行政に関し、法、共和国大統領、及び、上下両院に対し、連帯して責任を負う」と規定するのみである。

このような憲法改正の目的は、第1に、ンゲマの大統領在任期間を延ばすことだと思われる。大統領の任期は7年なので、改正憲法下で、最長、ンゲマの任期は2030年まで、在任期間は51年、この時、ンゲマは88歳である。そして、それは、第2に、大統領職をンゲマから、当時、農業・森林大臣を務めていた息子のテオドロ・ンゲマ・オビアン・マンガ (Teodoro Nguema Obiang Mangué) に確実に継承することだと思われる。それは、ンゲマが勇退し、2030年ないし2023年の大統領選挙にオビアンが立候補する場合だけでなく、ンゲマが現職大統領のまま死亡し、この時点で、副大統領となっているオビアンが後継の大統領に就任する場合も想定しているものと思われる。

2012年5月、ンゲマは、第一副大統領にイグナシオ・ミラム・タング (Ignacio Milam Tang) 首相を、第二副大統領にオビアン農業・森林大臣を任命した⁽³⁾。オビアンは1969年6月生まれなので、憲法改正の時点で、41歳であった。なお、前述したように、憲法上、副大統領は1人なので、オビアンは、制度上、第二副大統領という名称の國務大臣との位置付けになると

思われる。すなわち、ンゲマは、憲法改正後、直ちに、オビアンを憲法上の副大統領にはしなかったが、あえて、憲法上の規定ではない、第二副大統領を設置し、オビアンを任命することにより、オビアンが後継者であることを国民に明確に印象づけようとした。

2016年4月24日、大統領選挙があり、ンゲマが93.7%を獲得し、1.5%を獲得したベンガ（Avelino Mocache Benga）ら6人を破り、当選した。投票率は92.9%であった。同年6月22日、ンゲマはオビアンを副大統領に任命した⁽⁴⁾。これにより、ンゲマらにとっての憲法改正の目的は達成されたと考えられる。

注

- (1) <http://wdi.worldbank.org/table/1.1>; http://freedomhouse.org/sites/default/files/FH_FITW_Report_2016.pdf; [http://file:///C:/Users/YUKIHISASUZUKI/Downloads/HumanDevelopmentReport_EN%20\(2\).pdf](http://file:///C:/Users/YUKIHISASUZUKI/Downloads/HumanDevelopmentReport_EN%20(2).pdf) すべて2016年9月14日にダウンロード。
- (2) <http://www.egjustice.org/print/post/constitutional-reform> 2015年2月3日にダウンロード。
- (3) <http://africanelections.tripod.com/gq.html>; http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eq_guinea/data.html ともに2015年3月21日にダウンロード。
- (4) <http://reuters.com/article/us-equatorial-election-idUSKCN0XP2QM>; <http://fr.africanews.com/2016/06/22/guinea-equatoriale-teodorin-obiang-promu-ler-vice-president-de-la-republique> ともに2016年6月22日にダウンロード。

第6節 南スーダン

2005年7月30日、ジョン・ガラシ（John Garang de bior）スーダン第一副大統領（兼南部スーダン大統領兼 SPLM（Sudan People's Liberation Movement、スーダン人民解放運動）議長兼 SPLA（Sudan People's Liberation Army、スーダン人民解放軍、以下、SPLM と SPLA を合わせて、「SPLM」と記述）最高司令官）がヘリコプター事故により死亡した。後任には、サルヴァ・キール（Salva Kiir Mayardit）南部スーダン副大統領兼 SPLM 副議

長兼 SPLA 参謀長が就任した。また、同年10月23日、南部スーダンの閣僚名簿が発表され、リエック・マチャル（Riek Machar）が南部スーダン政府の副大統領に任命された⁽¹⁾。

2010年4月、南部スーダン政府の大統領選挙で、キールが92.99%を獲得し、当選、南部スーダン議会選挙（定数170）では SPLM が160議席を獲得した⁽²⁾。ガランとマチャル、その後、キールとマチャルは SPLM 主流派（トリット派）と SPLM 反主流派（ナシル派）の指導者として長く対立してきた。南スーダン紛争は、当初は、このような指導者間の対立を主な原因としていた。しかし、主要政治家が所属民族を煽動・動員することにより、その対立が民族紛争と解釈されるようになったのも間違いだとはいえない。ガランやキールなど主流派の多くはディンカ人で、キールなど反主流派の多くはヌエル人である。長い紛争、特に、2度の「ボルの虐殺」の結果、ディンカ人とヌエル人之间には強い不信感があり、これが、紛争が繰り返されたり、突発的な衝突が大規模な紛争につながったりする原因となっている⁽³⁾。

2011年7月9日に独立を達成した南スーダンの2011年暫定憲法は、南部スーダン議会により、2005年南部スーダン暫定憲法を改正するという形式で採択された。2011年暫定憲法（2013年改正）第95条は「南スーダン共和国に、大統領、副大統領、大臣、副大臣によって構成される国行政府（National Executive）を設置する」と規定している。同第97条2項は「現職の南部スーダン政府大統領が南スーダン共和国大統領となる」と規定している。同第100条1項は「南スーダン共和国大統領の任期は5年である」と規定する一方、同条2項は「上記1項に拘わらず、移行期間において、南スーダン共和国大統領の任期は2011年7月9日からの4年間である」と規定する。同憲法は大統領の多選制限を規定していない。同第102条2項は「共和国大統領が欠けた場合、欠員発生の日から60日以内に国家選挙管理委員会によって実施される選挙まで、その地位は副大統領によって務められる」と規定している。同第104条1項は「国民議会の全議員の3分の2の多数による承認を条件と

して、副大統領は大統領によって任命される」、同2項は「副大統領は大統領、あるいは、国民議会の全議員の3分の2の多数による不信任決議によって解任され得る。いかなる理由によろうとも、副大統領が欠けた場合、大統領は後任を任命する」と規定している。同第105条は「副大統領は次の権限を行使する。(a) 大統領が国内にいない時、大統領の代理を務めること、(b) 内閣の一員であること、(c) 安全保障会議の一員であること、(d) 大統領によって彼ないし彼女に付与されたその他の権能を行使すること」と規定している。同第106条は「次の場合のいずれにおいても、副大統領は欠員となる。(a) この憲法の第105条2項の規定に従った解任、(b) 大統領による書面での辞任要求の受諾、(c) 医療委員会によって国民議会に提出された公式の医療報告書に基づいた心身の故障、(d) 死亡」と規定している。

2013年7月23日、キールは、汚職問題を名目に、大統領として、マシアルを含む閣僚全員を、SPLM 議長として、アムム (Pagan Amum) SPLM 書記長を解任し、同年8月25日、副大統領と SPLM 書記長の後任にワニ (James Wani Igga) 国立法府議長を任命し、マシアルを副大統領に再任しなかった。同年12月6日、マシアルなど前閣僚が記者会見を行い、キールに対し SPLM 政治局会議の開催を要求するとともに、12月14日に、ジュバのガラン廟で市民集会を開催することを発表した。これに対し、その後、SPLM 事務局は12月14日に党大会を開催すると発表した。そして、14日の党大会で、キールは、大統領を批判する勢力は1991年に SPLM に反旗を翻し、「ボルの虐殺」を行ったと述べ、マシアルらを非難した。これに対して、マシアルは「キールの演説は敵意に満ち、政治対話の余地を持たない」と述べ、キールの対話と和解の精神の欠如を理由として、支持者とともに大会から退場した。大会は15日まで行われた⁽⁴⁾。

15日、党大会会場周辺では銃声が繰り返し響くなど、緊張が高まっていた。キールはマリアル・チャノン (Marial Chanuon) 大統領警護隊司令官に同隊の武装解除を命じた。同隊はキール、マシアルなどの私兵の集合体であり、

マシャルのクーデタを懸念しての武装解除であった。同日夜、ヌエル人兵士だけに対して武装解除がなされ、同兵士が反発、ジュバの同隊兵舎で、大統領警護隊のヌエル人兵士とディンカ人兵士の間で銃撃戦が発生した。同日中には、ジュバの SPLA 本部でも銃撃戦が発生、16日も銃撃戦は続いた。同日昼過ぎ、大統領警護隊のキール派兵士は、マシャル派兵士を同隊兵舎から追い出し、ジュバ市内で、一般市民を含むヌエル人を殺害し、法に基づかない拘束をし、彼らから強奪を行った。さらに、キール派兵士はマシャル邸を破壊し、主要なヌエル人政治家宅に砲撃を加えた。16日夜7時のテレビ・ニュースで、キールはヌエル人兵士の行動をマシャルによるクーデタの試みであると非難した。しかし、この時点で、マシャル派はクーデタでしばしば行われるメディアの占領や政権掌握の発表を行ってはいなかった。我々は15日の銃撃戦は突発的出来事であり、計画的・組織的なクーデタではなかったと考える。それをキールがマシャルを首謀者にするクーデタと述べるという罣をかけ、マシャルも、これが罣とわかってはいたが、自身に近い兵士を見捨てる訳にはいかなかったということではないかと思われる。政府軍によるヌエル人に対する暴行は18日まで続き、約2万人が国連施設に避難した。4日間の死者は数千人に上ると推測される⁽⁵⁾。

15日夜、マシャルはジュバを脱出した。17日、SPLA はマシャル邸を戦車で破壊し、主要なヌエル人政治家宅に砲撃を加え、17日以降、アムムら11人がクーデタの容疑で逮捕された。18日、マシャルは、戦闘開始後初めて、インタビューを受け、クーデタを否定し、「政府軍がヌエル人を標的に殺戮を行い、民族対立を煽動している」と述べた。マシャルは、その後、キール政権打倒を目標に、「スーダン人民解放運動反対派 (Sudan People's Liberation Movement in Opposition, SPLM-IO、以下、「SPLM-IO」と記述)」を組織した⁽⁶⁾。

その後、戦火は地方に拡大、特に、ヌエルの居住地である上ナイル地方の3州の州都 (ジョングレイ州のボル、ユニティ州のベンティウ、上ナイル州

のマラカル)は2013年12月17日以降、一端、SPLM-IOに支配されるが、その後、SPLAが奪還しと、攻防が続いた。さらに、2014年4月後半までには、中央エクアトリア州、西エクアトリア州、西バハル・エル・ガザル州でSPLMの兵士の一部が離脱し、その多くがSPLM-IOに合流した。なお、これら3州はヌエル人の地盤ではなく、西バハル・エル・ガザル州はディンカ人の地盤を一部である。同年2月、オドンギ(Tulio Odongi) SPLM院内総務は、国民議会で、最大でSPLA兵士の70%がSPLAを離反し、SPLM-IOに合流したことを認めた⁽⁷⁾。

スーダンの周辺国(ジブチ、エチオピア、ケニア、ソマリア、スーダン、ウガンダ、エリトリア [1993年加盟]、南スーダン [2011年加盟])で構成された「政府間開発機構(Inter-Governmental Authority on Development, IGAD、以下、「IGAD」と記述)」が仲介して、1993年に始まったスーダン政府とSPLMとの和平交渉にはSPLM主流派(トリット派)とSPLM反主流派(ナシル派)が参加していた⁽⁸⁾。そして、南スーダン独立後の両派の紛争の仲介も主にIGADが担った。

2014年5月11日、キールは、5月9日に停戦合意を締結し、エチオピアから帰国したジュバ空港で、和解プロセスのために、2015年に予定されていた大統領選挙を2年間延期すると発表した。キールは、合わせて、選挙を延期するよう強いられたとアメリカを非難した。憲法第100条2項は「南スーダン共和国大統領の任期は2011年7月9日からの4年間である」と規定しているので、大統領の任期は2015年7月8日までである。実際、政府は6月下旬の選挙実施を想定していた。一方、2015年前半に和平合意は存在しなかったが、南スーダン政府は、それまでの交渉内容を尊重し、大統領などの任期を延長する意図を持っていた。もっとも、任期の延長は大統領や議員にとっても望ましいものだった。憲法改正の要件は、同第199条により、「熟慮のため、少なくとも1か月前までに改正案が提出された後、国立法府の両院の各々で、その総議員の3分の2により、提案された改正案が承認されなければ、憲法

は改正されない」となっている。大統領による憲法改正案の提出から5週間後の2015年3月24日、「2015年憲法改正法案」は可決され、大統領及びその他の選挙で選出された者の任期は3年間延長された。議決の方法は、憲法の規定に従わず、両院合同会議により、定数302人、出席者270人中264人の賛成で可決された。賛成した264人はすべて SPLM の所属で、欠席した者のうち、21人はマシヤルの支持者である。また、大統領は任期の2年延長を提案したが、議会の修正で、3年の延長となった⁹⁾。

スーダン政府と SPLM-IO は、IGAD の仲介の下、2014年1月4日に交渉を開始、2014年1月23日、同5月9日、同11月9日、2015年1月23日、同8月17日と停戦合意に5回調印したが、前4回は数日以内に破られ、戦闘が再開された。2015年8月17日、マシヤル SPLM-IO 議長、アムム「スーダン人民解放運動-前拘留者 (Sudan People's Liberation Movement-Former Detainees, SPLM-FD、以下、「SPLM-FD」と記述)」代表らによって署名された「南スーダン共和国における紛争解決に関する合意 (以下、「合意」と記述)」は、(1) 合意に対する署名から90日 (前移行期間) 以内に、30か月の移行期間が始まる、(2) この協定を実施するために、移行期間には、「暫定国民統一政府 (Transitional Government of National Unity, TGoNU、以下、「TGoNU」と記述)」を設置する、(3) 移行期間における選挙実施まで、現職の大統領、副大統領、州知事の任期は延長される、(4) 移行期間終了前60日以内に、TGoNU は民主的に選出された政府を樹立するために選挙を実施する、(5) TGoNU の行政府のエグゼクティブ (Executive) の権力分有の割合は、南スーダン政府が53%、SPLM-IO が33%、SPLM-FD が7%、その他の政党が7%である、(6) TGoNU の行政府のエグゼクティブは大統領、第一副大統領、副大統領、大臣、副大臣によって構成され、閣議は大統領、第一副大統領、副大統領、大臣によって構成される、(7) 大統領が第一副大統領、副大統領、大臣、副大臣を任命する、(8) 第一副大統領は SPLM-IO によって選出され、この協定に示された改革の実施を監視し、副官とし

て、大統領を補佐する。また、第一副大統領は「南部スーダン国家防衛軍（South Sudan National Defence Forces, NDFSS、以下、「NDFSS」と記述）」設立まで SPLM-IO 最高司令官を務め、その後、大統領が一時的に欠けた場合、NDFSS 最高司令官代理を務める。移行期間中に第一副大統領職が欠けた場合、後任は SPLM-IO の指導部により指名される。第一副大統領の継承者は移行期間の終了まで同職を務める。第一副大統領職は、恒久憲法で別途決定されなければ、移行期間の終了時に廃止される、(9) 現職の副大統領は副大統領を務め、第一副大統領の権能と対立しない限り、大統領によって付与された権能を行使する、(10) この合意に対する署名から30日以内に、大統領警護隊、その他の警護隊、共同統合警察を除き、ジュバのあらゆる部隊は首都の中心から25km以上離れるよう移動を開始し、90日以内に終了する、(11) 暫定国民議会は、移行期間の最初の6か月以内に、恒久憲法の作成過程に関する立法を行う。移行期間の開始から18か月以内に、恒久憲法が制定される、と規定している。ただし、キールは、署名前に国民との対話が必要であると15日間の猶予を求め、16項目の留保を付けた上で、8月26日に署名した。なお、「合意」自体は憲法との関係を明示していない。一方、2015年10月に憲法改正がなされているので、「合意」の発効後も、憲法は効力を有している。また、「合意」の主体は南スーダン政府と同国内のアクターなので、これは条約ではない。これらから、「合意」は国内法体系で憲法に次ぐ重要性を持つ法だと解釈するのが妥当だろう⁽¹⁰⁾。

「合意」によれば、TGoNU は2015年11月に樹立されるはずだったが、手続きは遅れた。2016年2月9日、キールはマシャルを第一副大統領に任命、同年4月26日、マシャルはジュバに戻り、第一副大統領に就任した。これに伴い、ワニは副大統領になった。また、同月30日、キールは暫定国民統合内閣を発表した。合計30人の閣僚のうち、10人はマシャルによって選ばれたマシャル派である。これにより、TGoNU が樹立された⁽¹¹⁾。

しかしながら、2016年7月8日、再び、キール派とマシャル派の軍事衝突

が生じた。大統領公邸でのキールとマシャルの会談中、その周辺で起きた銃撃戦の小競り合いが追撃砲の応酬にエスカレートした。その後も、戦闘は続き、7月中旬、マシャルはジュバを脱出した。これに対し、7月21日、キールは、マシャルに、7月23日昼までにジュバに戻るよう要求した。しかし、マシャルは戻らなかった。その結果、7月25日、キールはマシャルを第一副大統領から解任し、同月26日、後任に、SPLM-IO が選出したデン（Taban Deng Gai）前鉱業大臣を任命した。マシャルはこれを不法だとしている。「合意」には第一副大統領解任に関する明文の規定はないが、SPLM-IO が解任の決定をなし、大統領が解任すると解釈される。今回、SPLM-IO は、マシャルを同議長から解任した上で、第一副大統領の解任決定、及び、デンの第一副大統領就任決定の手続きを行っているので、形式上、問題はないと思われる。さらに、同年8月2日、キールはマシャル派の閣僚6人を解任した⁽¹²⁾。

この時期、マシャルは、外務勢力による介入があれば、ジュバに戻ると表明していた。2016年7月16日、翌日からの AU 首脳会議のために、アフリカ諸国の首脳などがルワンダの首都キガリに集合していた機会を利用して、初の「IGAD プラス」首脳会議が開催された。これは IGAD 加盟の8か国にアフリカの5地域を代表するチャド（デビー AU 議長）、ルワンダ、南アフリカ、ナイジェリア、アルジェリア、国連（潘基文事務総長）、AU 委員会（ドラミニ・ズマ [Nkosazana Clarice Dlamini Zuma] 委員長）などの代表を加えたものである。ここで発表されたコミュニケは、戦闘をしている部隊を切り離し、主要な施設、文民、ジュバの平穏を保護するための「地域防護部隊（Regional Protection Force）」の派遣を含む修正された任務により、UNMISS を拡大するよう安保理に要請している⁽¹³⁾。

2016年7月17～18日には第27回 AU 首脳会議が開催され、同会議の「決定及び宣言」には「南スーダン情勢に関する決定」が含まれている。これは「首脳会議は南スーダン情勢に関する IGAD プラス首脳会議のコミュニケ、特に、…戦闘をしている部隊を切り離し、主要な施設や文民を保護し、

ジュバを武装解除するための「地域防護部隊」の派遣を含む修正された任務により、UNMISS を拡大するよう求める安保理への要請に関し、支持する」と述べている。この文章により、地域防護部隊が平和強制を行う「介入旅団 (Intervention Brigade)」であることは明白である。なお、これまでに唯一出されている介入旅団を含む「国連コンゴ民主共和国安定化ミッション (MONUSCO)」に関する安保理決議2098は、その12項で、その任務を「国連の要員、施設、設備、装備の保護の確保」を含む「文民保護」と「介入旅団による武装集団の無力化」などとしている。南スーダン政府が、この時点で、これを介入旅団だと認識していたことは間違いない。だからこそ、同月20日、スーダン政府主導でこの派遣に反対するデモがジュバで起きたのである⁽¹⁴⁾。

次いで、同年8月5日、第2回「IGAD プラス」首脳会議が開催された。ここで発表されたコミュニケは、(1)「地域防護部隊」の派遣を含むよう UNMISS の任務を緊急に拡大するよう国連安保理に要請し、(2) (ア) 地域防護部隊の派遣を原則的に了承し、(イ) その構成、任務などは TGoNU と派遣国により合意されなければならない、(ウ) SPLM/A-IO の指導部の交代は純粋な国内問題であり、IGAD は TGoNU の現在の構成と協働すべきである、との南スーダン政府の立場に留意した。すなわち、南スーダンが条件付きで地域防護部隊の派遣を認め、IGAD プラスは言外にマチャルの排除を容認した⁽¹⁵⁾。

2016年8月12日、安保理が決議2304を採択した。決議案はアメリカが作成した。南スーダン政府はこれに反対したが、安保理では11か国が賛成、中国、ロシアなど4か国が棄権した。決議は、IGAD プラスの2つのコミュニケと AU の決定に留意したうえで、安保理が、(1) UNMISS の任期を2016年12月15日まで延長し、(2) UNMISS が2016年12月15日までの当初期間のために設置される「地域防護部隊」を含むことを決定する。同部隊は永続的な停戦の達成に対する支援を含むジュバ及ぶその周辺における安全な環境の提供に責任を負う、(3) (ア) ジュバ内部での、ジュバの外への、及び、ジュ

バ周辺での安全で自由な移動のための条件を促進し、(イ) 空港及びジュバ市民の福祉に不可欠なジュバの主要な設備を保護し、(ウ) 国連の避難民保護区域、その他の国連施設、国連要員、国内外の人道支援者、市民に対する攻撃を現にし、あるいは、信頼できる情報に基づき、その準備をしているいかなるアクターにも速やかに、効果的に対処するために、地域防護部隊に必要なあらゆる措置を講ずる権利を授ける、(4) 4,000人の地域防護部隊を含め、UNMISS の兵力を最大で1万7,000人に増強することを決定する、(5) TGoNU が地域防護部隊を含む UNMISS の活動を妨害した場合、添付の決議案の規定した措置を含む適切な措置を検討する、と述べている。決議案は武器禁輸などの経済制裁について規定している。また、上記のアクターには南スーダン政府も含まれ、南スーダン政府は決議後にもこの増強に反対を表明した⁽¹⁶⁾。しかし、同年8月15日、キールは暫定国民議会での演説で、地域防護部隊の受け入れを表明、同年9月4日、南スーダン政府はジュバを訪問していた安保理使節団に対し、地域防護部隊派遣への同意を表明した。南スーダンは、反対し続けることにより、武器禁輸措置の発動がなされるのを恐れたものと思われる⁽¹⁷⁾。

注

- (1) 栗本英世「ジョン・ガランにおける「個人支配」の研究」(佐藤章編『統治者と国家—アフリカの個人支配再考—』アジア経済研究所、2007年) 166頁;栗本英世「戦後スーダンの政治的動態—包括的平和協定の調停から1年3ヵ月を経て—」(『海外事情』第54巻第4号、2006年) 83頁)。
- (2) <http://africanelections.tripod.com/ssd.html> 2016年1月31日にダウンロード。
- (3) 1度目は、1991年、上ナイル地方(今日の上ナイル州、ユニティ州、ジョングレイ州)を拠点とする SPLM 反主流派のマチャルが南下し、ジョン・ガランの出身地で、SPLM 主流派が拠点の1つとする、今日のジョングレイ州のボルなどで、非戦闘員を一方的に攻撃し、2週間約2,000人が殺害した。これはディンカ人のヌエル人に対する怒りと恐怖の源泉となった。2度目は、2014年、内戦中に、ボルの UNMISS (United Nations Mission in the Republic of South Sudan) 基地内で起きた。これは、200人以上

- のディンカ人武装勢力による基地内の避難民保護施設にいたヌエル人に対する大規模な殺害である。PKO と銃撃戦となり、犯人 3 人を含む 53 人が死亡した。武装集団はヌエル人の印である額の 6 本の切り込みでヌエル人を特定し、これを殺傷し、これがない場合、避難民に対してディンカ語で所属エスニック・グループを尋ね、避難民がディンカ語で返事をしなければ殺傷した。栗本英世「南部スーダンにおける草の根平和構築の限界と可能性」(小田博志・関雄二編『平和の人類学』法律文化社、2014年) 34～35頁;United Nations Mission in the Republic of South Sudan, *Attacks on Civilians in Bentiu and Bor April 2014*, 9 January 2015, p.1 and pp.18-24.
- (4) 村上裕公『緊急報告 南スーダン情勢:悪化する治安と人道の危機』;Small Arms Survey, *Timeline of Recent Intra-Southern Conflict*, June 2014, pp.1-5;村橋勲「戦火の一年—南スーダンにおける内戦と平和の行方—」(日本ナイル・エチオピア学会編『JANES ニュースレター』NO.22, 2015年) 25～26頁;<http://sudantribune.com/spip.php?article49181> 2016年2月6日にダウンロード。
- (5) 村上裕公、前掲書;Small Arms Survey, *op. cit.*, p.5;村橋勲、前掲論文、23～27頁。
- (6) 村上裕公、前掲書;村橋勲、前掲論文、27頁。
- (7) 村橋勲、前掲論文、28～30頁;<http://sudantribune.com/spip.php?article50004> 2016年2月8日にダウンロード。
- (8) 栗本英世「IGADによる平和調停—概観と分析」(日本国際問題研究所編『サブサハラ・アフリカにおける地域間協力の可能性と動向』2014年) 49頁。
- (9) Small Arms Survey, *op. cit.*, p.20; <http://www.sudantribune.com/spip.php?article54378>; <http://voanews.com/content/south-sudan-elections-delayed-3years-president-national-assembly-terms-extended/2692636.html> とともに2016年2月14日にダウンロード。
- (10) IGAD, *Agreement on the Resolution of the Conflict in the Republic of South Sudan*, 17 August 2015, pp.3-19;村橋勲、前掲論文、32頁;http://mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page24_000478.html 2016年2月14日にダウンロード。
- (11) 片岡貞治「2016年の南スーダン—再出発?」(『アフリカ』2016年夏号、2016年) 30～35頁;<http://nation.co.ke/news/Africa/South-Sudan-Salva-Kiir-names-Riek-Machar-voce-president/-/1066/3073806/-/1162of3z/-/index.html> 2016年2月15日にダウンロード。
- (12) 『朝日新聞』2016年7月11日;同、2016年7月27日;同、2016年8月5日;<http://Aljazeera.com/news/2016/07/south-sudan-salva-kiir-replaces-riek-machar-160725200925673.html>; <http://aljazeera.com/news/2016/07/riek-machar-appointment-sud> (an-vp-illegal-160727134752409.html) とともに2016年9月2日にダウンロード。
- (13) <http://aljazeera.com/news/2016/07/riek-machar-appointment-sudan-vp-illegal-160727>

134752409.html 2016年9月2日にダウンロード;IGAD Plus, *Communique of the Heads of State and Government of the IGAD Plus on the Situation in South Sudan*, 16th July 2016.

- (14) African Union, *Decisions and Declarations*, 17-18 July 2016; Security Council of United Nations, Resolution 2098, 28 March 2013; <http://foxnews.com/world/2016/07/20/south-sudan-government-backs-protest-against-foreign-troops.html> 2016年9月5日にダウンロード。
- (15) IGAD Plus, *Communique of the Second IGAD Plus Extra-Ordinary Summit on the Situation in the Republic of South Sudan*, 5th August 2016.
- (16) Security Council of United Nations, *Resolution 2304*, 12 August 2016; http://nytimes.com/2016/08/13/world/Africa/united-nations-mission-south-sudan.html?_r=0 2016年9月5日にダウンロード。
- (17) <http://africanews.com/2016/08/15/south-sudan-kiir-syas-he-s-not-opposing-un-over-troops-plan>; <http://reuters.com/article/us-southsudan-security-un-idUSKCN11A107> ともに2016年9月22日にダウンロード。

第7節 ブルンジ

ブルンジは1990年代に多数派フツ人と少数派ツチ人の間の紛争を経験し、2000年に「ブルンジのためのアルーシャ平和和解協定 (Arusha Peace and Reconciliation Agreement for Brundi、以下、「アルーシャ協定」と記述)」を締結、2001年に暫定政府を発足させた。アルーシャ協定は権力分有 (パワーシェアリング) を規定していた。権力分有とは「おもなエスニック集団が揃って政府に代表を送り政策決定に携わること」である⁽¹⁾。2003年、暫定政府はアルーシャ協定に参加していなかったフツ系最大の武装勢力である CNDD-FDD (Conseil National pour la Défense de la Democratie-Forces pour la Défense de la Democratie、民主主義防衛国民会議・民主主義防衛軍) と停戦合意を締結し、ンクルンジザ (Pierre Nkurunziza) 同議長が⁽²⁾入閣した。

アルーシャ協定「第2議定書 民主主義とグッド・ガバナンス」は、第7

条1項(c)で、「移行期間に実施される初代大統領選出の選挙において、大統領は、下記の第20条10項で規定されるように、間接選挙で選出されなければならない」と、同条3項で、「彼女ないし彼の任期は5年で、1度だけ再選され得る。何人も2期を超えて大統領を務めることはできない」と、第20条10項で、「ポスト移行期の初代大統領は、両院合同会議で、その投票の3分の2の多数で選出されなければならない」と規定している。副大統領に関しては、第7条4項で、「共和国大統領は、彼女ないし彼の権限の行使において、2人の副大統領に補佐される。大統領は副大統領候補者の名簿を議会に送付し、国民議会と上院は各々その議員の過半数でこれを承認する。その後、彼らは共和国大統領によって任命される。共和国大統領は副大統領を罷免し得る。彼らは異なるエスニック・グループと政党に所属しなければならない」と規定している。また、同条5項は「共和国大統領は、2人の副大統領と協議の後、政府のメンバーを任免する」と規定している。

2005年2月、国民投票で92.02%の賛成を得て、憲法が承認された。憲法は、前文で、「2000年8月28日に署名されたアルーシャ平和和解協定と停戦協定に従って、平和、和解、国民の統一という理念に対する我々の信念を再確認する」と述べた上で、第96条で、「共和国大統領は普通・直接選挙で選出される。その任期は5年で、1度だけ再選され得る」と規定している。ただし、同15編「ポスト移行期の特別規定」に含まれる第302条は「例外的に、ポスト移行期の初代大統領は、両院合同会議で、議員の3分の2の多数により選出される。もしこの多数が最初の2度の投票で得られないならば、いずれかの候補者が議員の3分の2の投票を得るまで、直ちに、更なる投票が続けられる」と規定している⁽³⁾。第122条は「共和国大統領は、権限の行使において、2人の副大統領に補佐される。第一副大統領は政治行政部門の調整を担う。第二副大統領は経済社会部門の調整を担う」と、第123条は「国民議会と上院の議員の過半数でそれらが各々候補者を承認した後、副大統領は共和国大統領によって任命される。彼らは議員の中から選出される。彼らは共和

国大統領により罷免され得る」と、第124条1項は「副大統領は異なるエスニック・グループと政党に所属しなければならない」と、第128条は「辞任、死亡、あるいは、その他の理由による共和国副大統領の権限の明確な中断による欠員の場合、その前任者と同じエスニシティと同じ政党に所属する共和国の新しい副大統領が、取って代わられる副大統領の権限の明確な中断から30日以内に、同じ手続きに従って任命される」と規定している。なお、第121条は「共和国大統領の不在ないし一時的な無能力の場合、第一副大統領が日常業務に関する行政を担い、これも欠けている場合、第二副大統領がこれを担う。辞任、死亡、あるいは、その他の理由による彼の権限の明確な中断による欠員の場合、代理は国民議会議長によって担われ、後者自身がこれらの権限の行使を不可能ならば、共和国副大統領と政府によって共同で担われる。共和国副大統領と政府による共同での付託に基づき、憲法裁判所により欠員が宣言される。代理は新政府を組織できない。共和国副大統領と政府は辞任したとみなされ、新政府の発足まで、日常業務の遂行を担うのみである。憲法裁判所によって宣言された不可抗力の場合を除いて、共和国の新大統領の選出のための投票は欠員の宣言から1か月以上3か月以内の期間に行われる」と、第125条は「第一副大統領は共和国大統領の付託に基づき、特定の議題に関し、閣議を主宰する。第一副大統領が不可能な場合、大統領は第二副大統領にこれを付託する」と規定しており、第一副大統領が第二副大統領の上位に立つ。

2010年6月の大統領選挙は全野党のボイコットの下で行われ、ンクルンジザが91.60%を獲得し、当選した。同年7月23日の国民議会選挙は、ほとんどの野党のボイコットの下で行われ、CNDD-FDDが81議席、UPRONAが17議席、FRODEBU ニャクリ派（FRODEBU-Nyakuri）が5議席、その他が3議席を獲得した（計106議席）。同月28日の上院選挙もほとんどの野党のボイコットの下で行われ、CNDD-FDDが32議席、UPRONAが2議席、その他が7議席を獲得した（計41議席）⁽⁴⁾。

2014年初頭、ンクルンジザは大統領の三選を可能にする憲法改正の準備を開始した。すなわち、ンクルンジザ及びCNDD-FDDは、この時点では、ンクルンジザの三選は違憲であり、三選のためには憲法改正が必要であると認識していたのである。憲法は、改正に関して、まず、第297条で、「憲法改正の発議は、政府と協議をした共和国大統領、国民議会と上院を構成する議員の絶対多数により各々決定する国民議会及び上院の各々に属する」と規定している。次に、同第298条は「共和国大統領は憲法改正案を国民投票に付託することができる」と規定している。一方で、同第300条は「憲法改正に関する大統領提出法案及び議員提出法案は国民議会を構成する議員の5分の4の多数及び上院を構成する議員の3分の2の多数で採択される」と規定している。

CNDD-FDDと連立政権を構成していたUPRONA所属のブソコザ（Bernard Busokoza）第一副大統領は、憲法改正はアルーシャ協定に反するとンクルンジザに再考を促したが、ンクルンジザは、2014年2月、ブソコザを罷免した。これを受けて、UPRONAは同党の3人の閣僚を辞任させた⁽⁵⁾。同月、ンクルンジザはブソコザの後任の第一副大統領にバゾンバンザ（Prosper Bazombanza, UPRONA）を任命した。ンクルンジザは、その後、議員の逮捕や脅迫などにより、UPRONAを含む野党を弱体化させた上で、憲法改正案を国民議会に提出したが、同年3月21日、国民議会はこれを否決した。それは大統領の三選を容認するとともに、フツ人とツチ人に割り当てられていた2人の副大統領に代わり、強力な首相を設置するものとなっていた。この時点で、CNDD-FDDは国民議会の全106議席中81議席を有しており、賛成は84票で、憲法の規定に1票だけ不足した。UPRONA及びFRODEBUニャクリ派はボイコットしたので、3票は少数民族トゥウ（Twa）によるものと考えられる。否決の直後、ンドゥウィマナ（Edouard Nduwimana）内務大臣は国民投票実施に言及したが、議会の否決後に、国民投票を行うわけにもいかず、ンクルンジザは憲法解釈を変更し、現行憲法

で大統領選挙への立候補をめざすこととなった⁽⁶⁾。

ンクルンジザの大統領選挙への立候補に対する反対運動が起こる中、2015年4月25日、CNDD-FDDは同年6月26日に予定される大統領選挙の候補者にンクルンジザを指名したと発表した。立候補の根拠は、憲法第96条が二選に制限しているのは直接選挙で選出された大統領を対象とするのであり、一方、ンクルンジザの2005年の当選は間接選挙で、ンクルンジザは大統領を更に1期務めることができるというものである。これに対して、野党や市民は、首都ブジュンブラで、「違憲」や「三選反対」と書かれたプラカードを持ってデモを行い、これらを叫んだ。このような反対勢力にはCNDD-FDDの反主流派も含まれていた⁽⁷⁾。

2015年4月30日、憲法裁判所の裁判官が招集され、ンクルンジザが大統領選挙への立候補資格を有していないとの結論を得た。この時点で、7人の裁判官のうち、少数（2人か3人）がンクルンジザを支持した。翌日決定文書に署名する予定で、裁判官は帰宅したが、同日夜から脅迫を受けるようになった。そのため、5月1日、生命の危機を感じた2人の裁判官が新たに立候補要件を満たすとの考えを表明、立候補を認める決定文書に署名することを決めた。この時点で、ニンパガリツエ（Sylvere Nimpagaritse）副長官は国外への避難を決意した。ニンパガリツエは4日ルワンダに避難した上で、同月7日、メディアに対し、政府からの圧力により、違憲の判断が合憲の判断に歪められたが、自身はこれを良しとせず、判断を示す文書への署名を拒んだことを明らかにした。憲法裁判所は5日CNDD-FDDの主張を認める判断を示した⁽⁸⁾。

このようなブルンジの状況を「体制からのクーデタ」と呼ぶことにしよう。ンクルンジザの行為は憲法秩序を破壊するものであった。このような混乱に対して、軍の一部がクーデタを試みた。ンクルンジザがタンザニア滞在中の5月13日、ニヨンバレ（Godefroid Niyombare）元軍参謀本部長（2009～13年）がラジオでンクルンジザの失脚と国民和解を推進するための暫定委員会

の設立を宣言した。その後、クーデタ軍と政府軍の戦闘が起き、5月15日、クーデタ軍がラジオでクーデタの失敗を宣言した後、ンクルンジザは帰国した⁽⁹⁾。

このような動向に対して、5月29日、「選挙管理委員会（Commission Electorale Nationale Indépendant, CENI）」の5人の委員のうち、副委員長と1人の委員が、6月中旬には、ンタヴォハニユマ（Pie Ntavyohanyuma）国民議会議長が、6月25日には、ルフイキリ（Gervais Rufyikiri）第二副大統領が国外に避難した。このうち、ンタヴォハニユマはンクルンジザの大統領選挙への立候補に反対したため生命の危険を感じたと述べている⁽¹⁰⁾。

ルフイキリは、2015年4月、CNDD-FDDの党大会で、ンクルンジザの大統領選挙への立候補に反対を表明した後、命の危険を感じるようになったと述べている。また、ルフイキリは6月25日付けでンクルンジザに宛てた手紙を同日メディアに公表したが、この中でも、来る大統領選挙への立候補は三選禁止を規定するアルーシャ協定と憲法に違反し、これがブルンジの政治社会を危機に陥らせているとし、再考を求めた⁽¹¹⁾。

大統領選挙は、当初、2015年6月26日に設定されていたが、上記の政治的混乱により延期され、7月21日となった。国連をはじめ国際社会は、野党の参加が可能な環境を整えるため、より長い延期をブルンジ政府に求めていた。ほとんどの野党のボイコットの下で行われた選挙戦は、首都ブジュンブラの中心部の至る所に兵士が配置され、デモができず、民間のすべてのテレビ・ラジオが閉鎖される中で行われた。4月以降、選挙戦終了の時期までに、警察隊などとの衝突で100人以上が死亡し、約15万人が国外に避難した⁽¹²⁾。同選挙では、ンクルンジザが69.41%を獲得し、当選した。ンクルンジザ以外の7人の候補者のうち、3人は立候補を公式に撤回し、2位はルワサ（Agathon Rwasa）元将軍の18.99%であった⁽¹³⁾。2015年8月、ンクルンジザはルフイキリの後任の第二副大統領にブトレ（Joseph Butore, CNDD-FDD）を任命した⁽¹⁴⁾。

ンクルンジザが大統領に再選されても、ブルンジの治安は改善しなかった。2015年8～9月にかけて、3人の将軍が各々銃撃され、うち2人（元国家情報局長官と前国軍参謀長）が死亡した。これは、反政府勢力が高い戦闘能力を有していること、及び、その一部が治安部隊からの離脱者である可能性が高いことを示している。また、人権団体の代表者も襲撃され、重傷を負った。同年10月13日、ブジュンブラでの銃撃戦で国連要員を含む市民9人、警察官2人が死亡した。同月15日、潘基文国連事務総長はこれを非難、即時の調査を要求した。国連は国連要員・施設への攻撃に強い対応をとるのを通例とする。同年11月12日、安保理は決議2248を採択し、(1)法の支配、人権、国際人道法を尊重して、適宜、その領土の安全を確保し、国民を保護するブルンジ政府の一義的な責任を強調し、(2)その言動が暴力の永続化の原因となり、平和的解決の追求を阻害するブルンジのすべてのアクターに対する追加措置を検討する意図があることを表明し、(3)ブルンジにおける国連の将来のプレゼンスに関する選択肢の提示を含む最新の情報の提供を15日以内に行うよう事務総長に要請した。しかし、その後も、ブルンジ政府の強硬な姿勢は続き、多くの死傷者が出た。12月11日、ブジュンブラで、武装集団が軍施設3か所を攻撃、軍が反撃し、警察と軍が反体制派の拠点を捜索、居合わせた者を引きずり出して殺害した。これにより、武装集団79人と兵士8人が死亡した。このような状況に対して、アメリカ政府は、11月23日、人権侵害などを理由として内務大臣など4人に対し資産凍結と渡航禁止の経済制裁を課し、12月13日、自国民に対し、ブルンジからの出国を勧告した⁽¹⁵⁾。

2015年12月1日、安保理決議2248に基づく文書が事務総長から安保理に提出され、選択肢1（文民の保護などを任務とする国連憲章第7章に基づく多面的統合平和維持活動）と選択肢2（完全に自律的な統合された特別政治ミッション）を提示し、選択肢2はアフリカ主導の平和維持活動とセットであり、選択肢1から2への移行も可能であるとした。これに対応して、同月17日、AU 平和安全保障委員会（Peace and Security Council）は軍人、

警察官、文民からなる当初期間最大5,000人の「ブルンジ・アフリカ予防保護ミッション（African Prevention and Protection Mission in Burundi, MAPROBU）」の当初期間6か月（更新可能）の派遣を決定した。その任務は、（1）治安状況の悪化を予防し、現地での進展を監視・報告する、（2）派遣の能力と範囲内で、切迫した脅威の下にある市民の保護に資し、（3）国内対話の実現のために必要な条件の創造に資し、（4）民兵やその他の非合法的集団の武装解除や政治活動家やその他のアクターの保護を含むブルンジの諸団体が結んだ合意の実施を促進することなどである。また、同委員会は、ブルンジ政府に対し、コミュニケ採択後4日以内に、MAPROBUの受け入れとこれに対する全面的な協力を確認するよう求めた。そして、同委員会は、平和安全保障委員会設立議定書第7条3項（「加盟国は、AU憲法に従った平和安全保障委員会の決定を是認し、実施することに同意する」）を根拠として、これが加盟国の義務であるとした⁽¹⁶⁾。

しかし、本当のルールは以下のとおりである。平和安全保障委員会設立議定書第7条1項は「AU委員会委員長と連携して、平和安全保障委員会は、…e. AU憲法第4条（h）に従い、連合を代表して、関連する条約や国際機関により規定されている憂慮すべき事態、すなわち、戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪に関して、加盟国への軍事介入を首脳会議に勧告する…」と規定している。そして、アフリカ連合憲法（Constitutive Act of the African Union, 2001）第4条は「連合は次の原則に従って機能する。…（h）憂慮すべき事態、すなわち、戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪に関する首脳会議の決定に従った、加盟国に軍事介入する連合の権利…」と規定している。その意志決定は、同第7条1項により、「首脳会議はその決定をコンセンサスで行う。これに失敗した場合、連合加盟国の3分の2の多数でこれを行う…」となっている。同年12月30日、ンクルンジザは受け入れを拒否し、政府の同意なしに派遣すれば、それは同国に対する攻撃とみなされ、ブルンジはAU部隊と戦うだろうと述べた。2016年1月末、AU首脳会議は、ブル

ンジの同意のない状況において、AU 部隊の派遣はしないと決定した。これが実現すれば、AU にとって初の加盟国の同意のない軍事介入であり、ブルンジの状況はこれを行うほどひどいものではないと首脳の間多くは考えたものと思われる。AU がこのような対応をとるであろうことをブルンジ政府は織り込んでいたと思われる。しかし、重要なのは、ブルンジには問題があると国際社会に発見されてしまったことである。アフリカのビッグ・マン、より広くいえば、権威主義体制は国際社会に対して脆弱である。国際社会は、中長期的には、ンクルンジザ体制の継続を許容しないであろう。また、AU は安保理との緊密な連携の下で政策を打ち出している。ブルンジが AU の提案を拒絶すれば、より正当性と強制力の高い安保理が登場することになる⁽¹⁷⁾。

2016年7月29日、安保理は決議2303を採択した。同第13項は「安全保障理事会は、…治安情勢を監視し、人権侵害を監視する上で国連人権高等弁務官事務所を支援するために、当初期間1年で、ブルンジに「国連警察隊（United Nations police officers component）」を設置するよう事務総長に要請する」と規定し、同第14項は隊員の上限が228人であり、ブジュンブラを含む全国各地に派遣するとしている。AU が派遣しようとしたものより規模は小さく、派遣要員も警察官に限定されたが、安保理はブルンジに関与の拠点を設けることに成功した。一方、ブルンジ政府はこれまでと同様に人権抑圧を行うことはできないだろう⁽¹⁸⁾。

注

- (1) 中村正志『パワーシェアリング 多民族国家マレーシアの経験』東京大学出版会、2016年、1頁。
- (2) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brundi_data.html#01 2015年7月7日にダウンロード; 武内進一「言明された和解、実践された和解—ルワンダとブルンジ—」(佐藤章編『和解過程下の国家と政治—アフリカ・中東の事例から—』アジア経済研究所、2013年) 58頁。
- (3) <http://africanelections.tripod.com/bi.html> 2015年6月29日にダウンロード; 武内進一、

前掲論文、39頁。

- (4) <http://africanelections.tripod.com/bi.html>; http://africanelections.tripod.com/indirect.html#BI_2010Senate とともに2015年6月29日にダウンロード。
- (5) 片岡貞治「ブルンジ：ンクルンジザ大統領の三選出馬とクーデター未遂」(『アフリカ』Vol.55、夏号、2015年) 17、20頁。
- (6) 同上、17、20頁; <http://uk.reuters.com/article/2014/03/21/uk-burundi-politics-idUKBREA2K1MO20140321>; <http://reliefweb.int/report/burundi/burundi-parliament-rejects-disputed-draft-constitution> とともに2015年7月6日にダウンロード。
- (7) 片岡貞治「ブルンジ」、17頁。
- (8) 同上、17、20頁; <http://www.theeastafrica.co.ke/news/Exiled-Burundian-judge-Sylvere-Nimpagaritse-speaks-out/2558/2706202/j3371vz/index.html>; <http://www.theguardian.com/world/2015/may/05/senior-burundi-judge-flees-rather-than-approve-presidents-candidacy> とともに2015年7月9日にダウンロード。
- (9) 片岡貞治「ブルンジ」、19頁。
- (10) <http://www.presstv.ir/Detail/2015/05/30/413539/Burundi-election-Nkurunziza-Ndironk-Ndabahagame-ICG-HRW>; <http://pulse.com.gh/news/trouble-in-burundi-national-assembly-speaker-pie-ntavyohanyuma-flees-to-belgium-id3908137.html> とともに2015年7月23日にダウンロード。
- (11) <http://bbc.com/news/world-africa-33267428>; <http://bujanews.wordpress.com/2015/06/25/lettre-du-deuxieme-vice-president-de-la-republique-gervais-rufyikiri-au-dictateur-nkurunziza> とともに2015年7月6日にダウンロード。
- (12) 『朝日新聞』2015年7月21日。
- (13) <http://www.aljazeera.com/news/2015/07/burundi-president-nkurunziza-wins-disputed-election-150724140417364.html>; <http://www.theguardian.com/world/2015/jul/24/burundi-pierre-nkurunziza-wins-third-term-in-disputed-election> とともに2015年7月28日にダウンロード。
- (14) <http://burundidaily.net/2016/08/15/joseph-butore-2eme-vice-president-leconomie-burundaise-va-mieux-que-les-autres-economies-de-la-region> 2016年9月12日にダウンロード。
- (15) UN Daily News, 3 August, 4 August, 17 August and 11 December, 2015; Security Council of United Nations, *Resolution 2248 (2015)*, 12 November 2015.
- (16) Ban Ki-moon, *Letter dated 1 December 2015 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council*, 1 December 2015. Peace and Security Council

of the African Union, *Communiqué of the 565th meeting of the PSC on the situation in Brundi*, 17 December 2015; African Union, *Protocol Relating to the Establishment of the Peace and Security Council*, 2002.

(17) African Union, *Protocol Relating to the Establishment of the Peace and Security Council*; African Union, *Constitutive Act of the African Union*, 2001; <http://blooming.com/news/articles/2-15-12-30/burundi-president-says-country-will-resist-african-union-troops>; <http://aljazeera.com/news/2016/01/african-union-decides-peacekeepers-burundi-160131102052278.html> とともに2016年9月1日にダウンロード。

(18) Security Council of United Nations, Resolution 2303 (2016), 29 July 2016.

第8節 南アフリカ

南アフリカの政治制度はルイス (W. Arthur Lewis) とルイスの業績を基礎としたレイプハルト (Arend Lijphart) の影響を受けている。両者の議論は議院内閣制を前提としているが、それでは国家元首がいなくなってしまう。そこで、南アフリカは、行政府の長が国家元首でもある議院大統領制を採用したと思われる⁽¹⁾。

移行期に対応する暫定憲法 (1993年12月22日制定、1994年4月27日施行) は権力分有型の政治体制を示していたが、1996年憲法は、ANC に意向で、権力分有的な要素を大幅に弱めている。1996年憲法 (2012年最終改正) 第42条は、議会が国民議会と州評議会から構成されると規定している。同第49条は両院の議員の任期を5年と規定しているが、同第50条1項により、大統領は選挙から3年を経過していれば国民議会を解散することができる。次に、大統領に関して、同第83条は「大統領は国家元首であり、国行政府の長である」と、同第86条1項は「選挙後の第1会期で、及び、欠員を満たす必要がある時はいつでも、国民議会は国民議会議員の中から大統領を選出する」と規定している。同第87条は「大統領に選出された場合、国民議会議員の地位は停止される…」と、同第88条は「大統領の任期は2期を超えてはならない」と規定している。同第90条1項は「大統領が、外遊の時、または、その

他の点で、大統領の職責を果たすことができない時、あるいは、大統領を欠いた時、公職にある者が下記の順位で大統領職を代行する；a 副大統領、b 大統領に指名された大臣、c 内閣のその他の大臣に指名された大臣、d 国民議会がその他の議員を指名するまでの議長」と規定している。同条4項により、その任期は国民議会の総選挙後に新たに選出される大統領が就任するまでである。すなわち、大統領は国家元首で、議会によって選出され、選出後、下院には不信任決議権はないが、大統領には下院の解散権がある。これは議院大統領制である。

副大統領に関して、憲法は、第91条1項で、「内閣は内閣の長としての大統領、副大統領（Deputy President）、大臣によって構成される」と、同条2項で、「大統領は副大統領と大臣を任命し、彼らに権限を付与する。また、

表16 南アフリカの選挙結果

	1994年4月		1996年6月		2004年4月		2009年4月		2014年5月	
	議席数	得票率								
ANC	252	62.6	266	66.4	279	69.7	264	65.9	249	62.2
民主連合(DA)	7	1.7	38	9.6	50	12.4	67	16.7	89	22.2
人民会議(COPE)	-	-	-	-	-	-	30	7.4	3	0.7
インカタ自由党	43	10.5	34	8.6	28	7.0	18	4.6	10	2.4
経済的解放の闘士(EFF)	-	-	-	-	-	-	-	-	25	6.4
南アフリカ再建党	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0.3
新国民党(NNP)	82	20.4	28	6.9	7	1.7	-	-	-	-
その他	16	4.8	34	8.5	36	9.2	21	5.4	22	5.9
有効投票数	19,533,498		15,977,142		15,612,667		17,919,966		18,402,497	
投票率(%)	86.9		89.3		76.7		77.3		73.4	

(出所) 伊藤正彦「南アフリカ：第2次ズマ政権の要、ラマポーザ氏の過去と展望」
 (『国際金融』1261号、2014年) 74頁、図表1「国民議会選挙結果の推移」
 に基づいて筆者が作成。

(注) 定数はどれも400議席。各党の名称は2014年選挙時のもの。NNP は2005年にANCに合流、COPEは2008年にANCから分裂した。

大統領は彼らを罷免し得る」と規定している。また、同条3項は、「大統領は国民議会議員の中から副大統領を選出しなければならない」と規定し、同条5項は、「副大統領は、政府の権限の行使において、大統領を補佐する」と規定している。さらに、同第92条1項は、「副大統領と大臣は大統領によって彼らに付与された行政の権限に責任を負う」と、同条2項は、「内閣の構成員は、権限の行使と職責の遂行に関し、議会に対して、集団的・個別的に責任を負っている」と規定している。

1997年12月、ANC (African National Congress、アフリカ民族会議) の党大会でムベキ (Thabo Mbeki) 第一副大統領がマンデラ (Nelson Rolihlahla Mandela) の後任の議長 (President) に、ズマ (Jacob Zuma) 全国議長 (National Chairperson) が副議長 (Deputy President) に、モトランテ (Kgalema Motlanthe) NUM (全国鉱山労働者組合) 書記長が書記長に就任した。これ以降、国家においても、大統領職の実質的権限はマンデラからムベキに委譲された⁽²⁾。

1999年6月の総選挙で、ANCは国民議会の6割強の議席を獲得した。引退を表明していたマンデラは同選挙に立候補しなかった。国民議会はムベキを大統領に選出し、それ以前と同様、ANCとインカタ自由党の連立政権が発足した。ムベキはズマを副大統領に任命した。2004年の総選挙後、インカタ自由党が政権を離脱、ANCの単独政権となった⁽³⁾。

2005年6月、ムベキはズマを副大統領から罷免し、その後、両者は激しく対立した。ムベキは罷免の理由を明言しなかったが、ズマの汚職疑惑を嫌ったと思われる。2007年12月のANC党大会で、ズマ副議長は反ムベキ派を結集し、議長選挙でムベキに勝利 (2,329票対1,505票) し、議長に就任した。2008年9月、ANC全国執行委員会はムベキに対して大統領辞任要求を決議、ムベキは大統領を辞任した。大統領代行にはモトランテ副大統領が就任した。ムベキは新自由主義経済を志向する非ポピュリストだったが、ポピュリストに支持されて議長に就任した。一方、ズマは自身がポピュリストであり、ポ

ピュリストに支持されて議長に就任した。レコタ前国防大臣らムベキの側近の多くは ANC を離党し、2008年12月、「人民会議（Congress of the People, COPE）」を結成したが、ムベキ自身は ANC に留まった。人民会議や民主連合は、2009年の総選挙時、ズマの大統領としての適格性を問い、大統領の公選制の導入を主張した。しかし、2009年の総選挙後、ズマが大統領に選出された⁽⁴⁾。

表17 南アフリカの副大統領、ANC 議長、大統領

人名	副大統領	ANC 議長	大統領
マンデラ	－	1991～1997年	1994～1999年
ムベキ	1994～99年	1997～2007年	1999～2008年
モトランテ	2005～08年、09～14年	－	2008～2009年(代行)
ズマ	1999～2005年	2007年～現在	2009年～現在
ラマポーザ	2014年～現在	－	－

(出所) 筆者が作成。

(注) 上記以外に、ムベキ大統領の下で、ムランボ＝ングクカ（Phumzile Mlambo-Ngcuka）が2005～08年に、モトランテ大統領代行の下で、ムベテ（Beleka Mbete）が2008～09年に副大統領を務めている。

2012年11月、ANC は、翌月の党大会に向けて、各州で、党六役の指名を行った。ズマ大統領（ANC議長）の地元クワズールー・ナタール州では、ズマが849票を獲得し、議長に指名された。対抗のモトランテ副大統領（副議長）はわずか5票であった。副議長にはラマポーザ（Cyril Ramaphusa）が指名された⁽⁵⁾。同年12月、ANC の党大会が開催され、議長選では、ズマが2,983票対991票でモトランテを破り、当選、副議長選では、ズマ陣営が擁立したラマポーザが3,018票を獲得し、当選した⁽⁶⁾。

ラマポーザは、1991年6月、マンデラ議長の下、ANC 書記長に就任し、マンデラの後継者と考えられていた。しかし、1994年、マンデラは副大統領

にムベキを任命し、ラマポーザは制憲議会議長に就任した。これはウィニ・マンデラ (Nomzamo Zaniele Winnifred Mandera、マンデラ大統領の元夫人) の反感をかっただためであると思われる⁽⁷⁾。ラマポーザは、制憲議会が新憲法を可決すると、制憲議会議長と ANC 書記長を辞任して、マンデラの勧めに応じて、1996年5月、政府主導で設立された投資会社「新アフリカ投資株式会社 (New African Investments Limited, NAIL)」の副会長に就任、1998年5月、財界が作った「黒人経済力強化 (BEE) 委員会」の初代委員長に就任した。そして、2001年、自らの投資会社を設立、2004年に「シャンドウカ (母語のヴェンダ語で変革)」に改称した⁽⁸⁾。

2014年の総選挙では、「経済的解放の闘士 (Economic Freedom Fighters, EFF)」が25議席を獲得した。これは ANC を除名されたマレマ (Julius Malema) 元 ANC 青年同盟議長が率いており、鉱山の国有化や補償金の支払いなしでの土地収用などを公約していた⁽⁹⁾。

南アフリカは議院大統領制であり、国民議会が大統領を選出する。したがって、一般的には、第一党が過半数を制しているならば、そのトップ (委員長・議長など) が大統領に選出される。ズマの ANC 議長の任期は2017年までである。2014年の総選挙で ANC は62.15%を獲得、過半数 (400議席中249議席) を制しており、2019年に予定される次期総選挙でも過半数を制する可能性が高い。そのため、2017年に ANC 議長に就任する人物が2019年に大統領に就任する可能性が高い。現在、最も有力とされているのは2014年5月に副大統領に就任したラマポーザである。実際、1994年以降、すべての大統領が副大統領を経て就任している⁽¹⁰⁾。しかし、ズマは2017年の ANC 党大会で前妻であるドラミニ・ズマ AU 委員会委員長を支持する可能性があり、ラマポーザの大統領就任が確実なわけではない⁽¹¹⁾。

注

(1) 峯陽一『現代アフリカと開発経済学 市場経済の荒波のなかで』日本評論社、1991年、

- 31～42頁。
- (2) 平野克己「総論：「アフリカン・ルネサンス」が意味するもの」（平野克己編『新生国家南アフリカの衝撃』アジア経済研究所、1999年）19、28頁。
 - (3) 峯陽一「紛争処理における多極共存型統治モデルの可能性－南アフリカ共和国の事例から」（峯陽一・畑中幸子編『憎悪から和解へ 地域紛争を考える』京都大学学術出版会、2000年）138頁；平野克己「ムベキ新政権 陣容と課題」（『アフリカレポート』No.29、1999年）30～32頁。
 - (4) 牧野久美子「ジェイコブ・ズマを南アフリカ大統領にした2つの選挙」（『アフリカレポート』No.49、2009年）28～31頁；津山直子「南アフリカ与党 ANC、民主化15年後の転機」（『アフリカレポート』No.49、2009年）36頁。
 - (5) 在南アフリカ大使館『南ア月報（2012年11月）』、2012年。
 - (6) 在南アフリカ大使館『南ア月報（2012年12月）』、2013年；伊藤正彦「南アフリカ：第2次ズマ政権の要、ラマポーザ氏の過去と展望」（『国際金融』1261号、2014年）78頁。
 - (7) 平野克己「総論」、28頁；津山直子、前掲論文、35頁。
 - (8) 伊藤正彦、前掲論文、76頁。
 - (9) 牧野久美子「南アフリカ2014年総選挙と第2次ズマ政権発足」（『アフリカレポート』No.52、2014年）42頁。
 - (10) 峯陽一『南アフリカ 「虹の国」への歩み』岩波書店、1996年、235～236頁；内藤康司「2014年南アフリカ総選挙結果とズマ第二次政権の発足」（アフリカ協会編『月刊アフリカニュース』No.16、2014年7月15日）1～4頁。
 - (11) 伊藤正彦、前掲論文、80頁。

第9節 セネガル

セネガルでは、2001年憲法の2009年改正で、副大統領職が設置された。2001年憲法（2009年改正）第26条2～5項は「彼（大統領）は、国民議会議長と上院議長との協議の後、彼の任期を超えない期間、彼が任命した副大統領に補佐され得る。彼は、同様の手続きで、副大統領を罷免し得る。副大統領は、任命の時点で、第28条に規定された全条件を満たしているものとする。彼は序列第2位を占める。彼は第38条に規定された条件を満たす」と規定している。この時点の憲法（2001年憲法の2008年改正）の憲法改正に関する条文は下に示すものと同じである。セネガルでは、憲法改正が頻繁に行われて

いるが、近年の改正のうち、国民投票が実施されたのは2001年と2016年のもののみであり、2009年改正を含むその他の改正は国民議会のみでなされている。2009年の改正の際、副大統領職の設置は大きな論争にはならなかった⁽¹⁾。

副大統領に関して、さらに、2001年憲法（2009年改正）をみていこう。第39条は「辞任、確定的な無能力、死亡の場合、共和国大統領は上院議長によって代行される。彼は第31条により規定された期間に大統領選挙を実施する。上院議長が上記の何れかの場合、国民議会議長が代行を担う。先の条項によって規定された規則は代行者すべてに適用される。理由の如何を問わず、代替者は第28条により規定された条件を満たさなければならない」と規定し、副大統領は大統領を代行しない。また、同第50条1項は「共和国大統領は第42、46、47、49、51、52、72、73、87、89、90条に規定された権限を除く一定の権限を大統領令で副大統領、首相、あるいは、政府のその他の諸員に付託できる」と規定している。

2011年6月11日、政府は憲法改正法案を6月23日に国民議会に提出することを閣議決定し、ワッド（Abdoulaye Wade, PDS [Parti Démocratique Sénégalais]）大統領はPDSに協力を要請した。法案はランニング・メイト方式による大統領選挙、大統領選挙第1回投票の当選基準の得票率の50%から25%への引き下げを主な内容としていた。そして、この副大統領は、大統領が無能力ないし死亡の場合に大統領職を継承することになっていた。これは大きな論争を招いた。セネガルの文脈においては、副大統領職の設置ではなく、大統領とともに副大統領を選出することが問題なのである。それは、ワッドが息子であるカリム・ワッド（Karim Wade）国際協力・地域開発大臣を副大統領候補とし、副大統領として選出されることにより、彼が国民から正当性を得たとし、将来、彼に大統領職を継承しようとしていると国民の多くが考えたからである。憲法改正に関し、2001年憲法（2009年改正）第103条は「憲法改正の発議権は共和国大統領と国民議会議員の各々にある。首相は共和国大統領に憲法改正を提案することができる。憲法改正案は、第

71条の手続きに従って、国民議会で採択されなければならない。改正は国民投票の承認により確定する。しかしながら、共和国大統領が改正案を国民議会に提出すると決定した時、それは国民投票にかけられない。この場合、改正案が投票の5分の3の多数を集めた場合のみ、それは承認される。第65条と第77条は憲法に適用できない。国家の共和政体は改正の対象とならない」と規定している。政府は憲法改正を国民投票にかけず、国民議会で手続きを終えることを選択した。これは、直近の2007年国民議会選挙で大統領の与党「ソピ2007連合 (Sopi 2007 Coalition、「ソピ」はウォロフ語で「変革」の意)」が全150議席中131議席(約87%)を獲得していたからである⁽²⁾。

当時のセネガルでは、汚職を含めた官民の癒着の結果、一部の経済人が利益を貪っていると国民の多くが考えており、その象徴的な人物がカリム・ウッドだったので、カリム・ウッドが近い将来大統領になる憲法改正に国民の多くは強い反感を持った。そして、このような試みに対して、市民社会は基本的に非暴力的に対応した。電力不足により、首都ダカールが3日連続で停電していた2011年1月16日、ジャーナリストであるバロ (Fadel Barro) と彼の薄暗いアパートを訪ねていたヒップホップ・グループ「クルギ (Keur Gui)」のファウ・マラッド (Fou Malade) とチャット (Thait) によって設立された「ヤナマル (Y'en a Marre、もううんざりだ)」が反ウッド運動の中心であった。これらは「ウッド出て行け (Wade Dégage)」、「ヤナマル」、「独裁反対 (Non à la monarchie)」と横断幕に書き、これらを叫んで、デモを行った。同年6月23日に憲法改正法案が国民議会に提出され、同日議決されることになると、同月21日、市民団体「人権擁護のためのアフリカ会議 (Rancontre africaine pour la défense des droits de l'homme, RADDHO)」のティン (Alioune Tine) 会長とディエイ (Cheikh Bamba Dièye) サンルイ (Saint-Louis) 市長 (社会主義・民主主義戦線/歓喜連合 [Front pour le socialisme et la démocratie/Benno Jubël]) が記者会見を行い、政党、労働組合、市民団体、個人に対し、「私の憲法に触るな (Touche pas

à ma constitution)」をスローガンに、6月23日に議事堂前で行う抗議活動への参加を呼びかけた。これに呼応して、6月23日、議事堂前などで、野党やヤナマールなどの市民団体が参加した大規模なデモが行われた。その一部で、デモ隊は低強度の暴力の行使という戦略をとり、治安部隊に投石をし、古タイヤや木っ端を燃やして幹線道路を封鎖した。これに対し、治安部隊はデモ隊を排除する通常の戦略である催涙ガスで応酬、さらに、その一部で、デモ隊と治安部隊が激しく衝突し、数百人が負傷し、1,000人以上が逮捕された。ティンやディエイらデモ隊を組織した者は、これらが欧米のメディアを引き付け、国際世論が自分たちの側に付くことを承知していた。実際、これを受けて、同日、ワッドは憲法改正法案の国民議会への提出を撤回した。このような動きは、「アラブの春」の影響を受けていたと考えられる³⁾。

6月23日、15以上の野党や市民団体などにより、その連合体として、「6月23日運動 (Mouvement du 23 juin, M23)」が組織された。これには、2012年の大統領選挙に立候補することになるサル (Macky Sall, Alliance pour la République [APR]、以下、「APR」と記述) 元首相 (第1回投票の得票率26.58%で2位、以下、同様)、ニアス (Moustapha Niasse, AFP [Alliance des Forces du Progrès]) 元首相 (13.20%で3位)、ディエン (Ousmane Tanor Dieng, PS [Parti socialiste]) 元大統領府大臣 (11.30%で4位)、セック (Idrissa Seck, Rewmi) 元首相 (7.86%で5位)、ディエイ (1.93%で6位)、フォール (Ibrahima Fall, Taxaw Temm movement, 1.81%で7位) らが参加していた。なお、セネガル国内では、ワッドは憲法の大統領の三選禁止規定も改正しようとしていると考えられていたが、これは正しくない。ワッドは2000年の大統領選挙で初当選、2007年に二選、2012年に当選すれば三選だが、大統領の三選禁止を規定した憲法改正は2001年であり、ワットの2012年の大統領選挙への立候補は憲法上何ら問題なかったのである。2001年憲法第26条1項は「共和国大統領の任期は5年で、1度だけ再選され得る」と、第8章「経過規定」に含まれる第104条は「現職の共和国大統領はその任期終

了までその任務を続ける。本憲法のその他すべての規定は彼に適用される」と規定している。同条前段により、ワッドの任期が5年ではなく、7年であるとの解釈で、多くの論者は一致しているが、後段に関しては、意見が分かれている。一部の者は、「すべて」の中に第26条1項の「1度だけ再選され得る」も含まれ、ワッドは2012年の大統領選挙への立候補資格を有しないと解釈した。これに対し、他の一部の者は、法の規定は不遡及で、2000年の当選はこの憲法のいう1回には数えられないので、ワッドは2012年の大統領選挙への立候補資格を有するというものである。2012年1月、後者の解釈により、憲法院は、ワッドが大統領選挙への立候補資格を有するとの判断を示した。なお、この改正で、大統領の任期を7年から5年に短縮したので、2007年の次の大統領選挙が2012年なのである⁽⁴⁾。

このように、これが合憲なのは明白である。問われたのは、本来、それではなく、ワッドの大統領としての資質である。2007年選挙後の同年12月、ワッド自身が、憲法の三選禁止規定に反するので、次の大統領選挙には立候補できないと明言した。にもかかわらず、2011年5月、ワッドは、ウォロフ語で、「私は言った言葉を飲み込むことができる (Maa waxoon waxeet)」と述べて、2012年の大統領選挙への立候補を表明した。ワッドは、2009年3月の地方選挙で、カリム・ワッドを首都ダカールの市長にし、これによって大統領の後継者の地位を確立させ、2012年の大統領選挙にカリム・ワッドを立候補させるつもりだったと思われる。しかし、野党が政党連合「セネガルを強化するための団結 (Benno Siggil Senegaal, BSS、以下、「BSS」と記述)」を組織し、善戦、カリム・ワットはダカールの市議会議員には当選したが、野党が過半数を制したために、市長にはなれなかった。そこで、ワッドは、同年5月、カリム・ワッドを国際協力・地域開発大臣に任命し、さらに、同年6月、憲法を改正し、副大統領職を設置したのである。そして、2012年に再び憲法を改正し、ランニング・メイト方式の下、自身が大統領候補、カリム・ワッドが副大統領候補として立候補するとの方向転換を図ったものと思

われる⁽⁵⁾。

ワッドの憲法改正の試みを失敗させた後、M23はワッドの大統領選挙への立候補阻止や選挙でのワッドの敗北をめざすことになった。この時のスローガンは「私の投票用紙が私の武器だ (ma carte mon arme)」や「多くの投票を (Juni Juni votes)」だった。特に、2012年1月、大統領選挙告示の1週間前に憲法院がワッドの立候補資格を認めると、セネガル中で大規模な抗議運動が起きた。それからの5日間で、抗議運動に関連する死者は6人に上った。しかし、ワッドは立候補を撤回しなかった。また、M23内からは上記の6人を含む9人が大統領選挙に立候補することになり、BSSはニアスとディエンに分裂した。2012年2月の大統領選挙第1回投票では、ワッドが34.81%、サルが26.58%だったが、13.20%を獲得し、第3位になったニアスなどすべての落選者がサルに対する支持を表明し、ARPを含む政党連合「希望のための団結 (Benno Bokk Yakaar, BBY、以下、「BBY」と記述)」を組織した。同年3月の第2回投票では、サルが65.80%、ワッドが34.20%で、サルが当選した。ワッドは敗北を受け入れ、投票終了の数時間後にはサルに祝福の電話をかけた。また、同年6月の国民議会選挙では、BBYが全150議席中119議席を獲得した⁽⁶⁾。

サル大統領の下、2012年の憲法改正により、上院と副大統領職が廃止された。この結果、副大統領になった者は1人もいなかった。

注

- (1) Leila Demarest, *Staging a "Revolution": The 2011-2012 Electoral Protests in Senegal (CRPD Working Paper No.20)*, 2015, p.10.
- (2) エル・ハジ・ムボッチ「セネガルの2012年大統領選挙の背景と展開」(『アフリカ』Vol.52、夏号、2012年) 20~21頁; 真島一郎「西アフリカと東アジア—映しあう破局と主権の鏡」(日本平和学会2015年秋期研究集会、2015年11月28日); Leila Demarest, *Staging a "Revolution": The 2011-2012 Electoral Protests in Senegal (CRPD Working Paper No.20)*, 2015, p.3, 5 and 10; <http://rebelmusic.com/#!music/rebel-music/feature/>

fed-up; <http://africanelections.tripod.com/sn.html>; <http://origins.asu.edu/article/yen-marre-were-fed-senegal-season-discontent> すべて2016年7月16日にダウンロード。

- (3) Catherine Lena Kelly, *op. cit.*, pp.127-128; エル・ハジ・ムボッチ、前掲論文、20～21頁; 真島一郎、前掲論文; Leila Demarest, *op. cit.*, p.3, 5, 13 and pp.15-16; <http://rebelmusic.com/#lmusic/rebel-music/feature/fed-up>; <http://theguardian.com/world/2012/jan/30/senegal-president-run-third-term>; <http://origins.asu.edu/article/yen-marre-were-fed-senegal-season-discontent> すべて2016年7月16日にダウンロード。
- (4) *Ibid.*; 同上。
- (5) Catherine Lena Kelly, *op. cit.*, pp.126-127.
- (6) *Ibid.*, p.121 and pp.128-129; Leila Demarest, *op. cit.*, p.16; <http://africanelections.tripod.com/sn.html>; <http://rebelmusic.com/#lmusic/rebel-music/feature/fed-up> とともに2016年7月16日にダウンロード

おわりに

アフリカにおける副大統領をめぐる政治、さらに、ビッグ・マンをめぐる政治を整理していこう。第1に、ナイジェリアやザンビアにみられるように、ランニング・メイト方式が採用されることにより、多様な民族構成の国において、国民融和が進展する可能性が示唆された。これはケニアにおいても同様である。

第2に、マラウイの事例にみられるように、政治制度が安定ではなく、混乱を引き起こる場合がある。マラウイの場合、副大統領の所属政党を大統領の所属政党と同じとすると予め憲法に規定しておけば、現実には起きたような混乱は生じなかった。しかし、それが望ましいことなのかは別の問題である。世界各国の政治制度を研究するとともに、自国に適した政治制度を選択していく必要がある。

第3に、ブルンジのように、権力分有という観点から、副大統領という制度が採用されることがあるが、これが民主主義や安定をもたらすとは限らない。逆に、それは既存の権力構造を固定化し、ビッグ・マンの温存に奉仕するかもしれない。そもそも、権力分有は民主主義のための手段であって、民

主主義そのものではない。

第4に、南スーダンやブルンジにみられるように、ビッグ・マンは国際社会に対して脆弱である。このような国に関しては、国際社会が問題の存在を発見することが重要であるが、その発現に、一大臣ではなく、副大統領が中心的な役割を果たしていることが、メディアや国連などの国際社会の関心を引く上で重要な役割を果たす。

第5に、ビッグ・マンの横暴を阻止することが必ずしも民主化をもたらすわけではないことに留意する必要がある。たとえば、セネガルにおける市民社会と政治社会の行動はウッドに代えてサルという新たなビッグ・マンをもたらすことになったのかもしれない。

米国の企業内大学とビジネススクールに
おける“Being”教育：
－GEとハーバードビジネススクールの
リーダーシッププログラムに関する一考察－

九 門 大 士

“The Education of “Being” in Corporate
Universities and Business Schools in the U.S.
－ An Analysis of the Leadership Program
in GE Crotonville and Harvard Business School －”

Takashi KUMON

はしがき

ハーバードビジネススクール（以下、HBS）のダタール（Datar）とガーヴィン（Garvin）は、リーダー育成において教える際の必要な要素を、“Knowing”、“Doing”、“Being”の3つで説明している¹。

本稿では、米国における“Being”に関する教育について、コーポレートユニバーシティ（以下、企業内大学）とビジネススクールをそれぞれ代表するGEクロトンビルとHBSのリーダーシッププログラムの事例研究を行うことを目的とする。これは、リーダーシップ教育の中で、より“Being”に関する教育の重要性が高まっているのではという問題意識に基づくものである。“Being”については、本稿では「自分が何者かを知ること」と定義する

¹ Srikanth M. Datar, David A. Garvin. “The Changing MBA Marketplace and Approaches to MBA Curriculum Redesign” Presentation at AACSB International.

が、文中に出てくる、「セルフ・アウェアネス（自己認識）」、「自分を知ること」「価値観・信念」なども広い意味で同義とする。

第1節では、企業内大学の代表とされる GE クロトンビルでの人材育成プログラムのミッションと内容を概観した上で、GE の人材育成の根底に流れる理念や価値観である「自分を知ること」がいかにリーダー人材育成の枠組みに取り入れられているかについて論じる。

米国では職業人は企業内大学や企業内研修以外に、MBA プログラムやエグゼクティブプログラムなど大学や外部機関でリーダーシップやマネジメントを学ぶことも多いため、第2節ではビジネススクールにおけるプログラムに対する批判や変革の背景要因を分析した上で、ハーバードビジネススクールにおいていかに変革が行われ、プログラムがどう変化したかについて事例分析を行う。

第1節 企業内大学（コーポレートユニバーシティ）

米国の企業内大学² は1950年代に始まる。マイスターは、企業内大学とは「ビジネス上のニーズを満たす教育手段すべてを統合・企画・開発・実施する戦略的な中核機関」と定義している。さらに、米国の企業内大学は、「自社の社員に知識を授けるだけにとどまらず、バリューチェーンのメンバー（顧客、サプライヤー、流通企業、パートナー企業など）をも対象に発展してきた」とも述べている³。

² マイスター（2002）40～41ページ。マイスターは米国で企業内大学が設立される要因として次の5つを挙げている。第1：「知識の陳腐化への対応」、第2：「学習内容と戦略目標との整合化」、第3：業界内で「求職者に選ばれる企業」となること、第4：「リーダー層の拡充」、第5：「全教育活動の統合ブランド化」

³ 大嶋淳俊（2008）（引用元：ジュニーC. マイスター「アメリカ企業内大学：その変容と進化」『ダイヤモンドハーバードビジネスレビュー』2002年12月号、ダイヤモンド社、39ページ）

1. GE (ゼネラル・エレクトリック)「ジョン・F・ウェルチ・リーダーシップ開発研究所 (クロトンビル)」

(1) クロトンビルの概要

GE は世界初の企業内大学として、1956年に GE から分社した組織のマネジメント習得の経営研修所をニューヨーク州クロトンビルに創設した。

当初は幹部育成を中心に行っていたが、1981年にジャック・ウェルチが CEO に就任した際によりリーダーシップに焦点を当てたプログラム内容に改革した。その後、クロトンビルの正式名称は「ジョン・F・ウェルチ・リーダーシップ開発研究所」と命名された⁴。

(2) クロトンビルのミッション

ダイヤモンドハーバードビジネスレビュー2002年12月号では、クロトンビルのミッションは、新しいスキルのトレーニングではなく、自社の価値観などを社員に伝えること、企業と人を結びつけていけるリーダーの育成と述べられている。クロトンビルが管理者としてのマネジャーを育てる場ではなく、リーダーを育成する場であるために、知識教育よりも、むしろ価値観の教育に重点が置かれていると締めくくっている⁵。

この教育の前提になるのが、GE ビリーフス (旧: GE グロースバリュー⁶) である。これは、「お客様に選ばれる存在であり続ける」「より速く、だからシンプルに」「試すことで学び、勝利につなげる」「信頼して任せ、互いに高

4 安淵 (2014) 114ページ。

5 「企業内大学白書: リーダーシップ・バリューの時代」『ダイヤモンドハーバードビジネスレビュー』2002年12月号、ダイヤモンド社、108ページ、114ページ。

6 GE グロースバリュー (価値観) は「外部志向」、「明確で分かりやすい思考」、「想像力と勇気」、「包容力」、「専門性」の5つの価値観であったが、ビジネスの外部環境や働き方が変化する中、2014年に GE ビリーフス (信念) に変更された。

め合う」「どんな環境でも価値にこだわる」の5つのキーワードである。これらは人事評価でも3段階で評価され、GEの社員はこれらを体現することを求められる⁷。

下記に述べるクロトンビルのプログラムはこうした企業の価値観や信念に基づいて行われているものである。

(3) プログラムの内容

GEの研修はクロトンビルリーダーシップ、ファンクショナルスキル、ビジネスナレッジの3つに大別される。ファンクショナルスキルは職種別研修で、財務、人事など各分野で必要なスキルを磨くための研修である。ビジネスナレッジは、GEの各事業部門で働く社員各々の事業、商品、サービスなどの知識習得を目的とした研修だ。これら研修は、eラーニングでの受講、または世界各地の拠点や各エリアの拠点などで開催される⁸。

これら2つの研修とは大きく異なるのが、クロトンビルリーダーシップ研修である。この研修は原則として世界中から選抜された社員のみがクロトンビルにある研修施設に招待されるものだ。

ここでは基本的にクロトンビルにおける研修について扱う。クロトンビルのリーダーシップ研修には大きく分けて2つの種類がある。1つはまだ管理職になっていないリーダー候補を対象にした初級プログラムで、もう1つは役員を含むマネジャー以上の管理職を対象にした上級プログラムだ(表1)。クロトンビルでの研修は全部で16段階あるが、ここでは初級プログラムの一部と上級プログラムについて概観する⁹。

7 山崎良平、田中深一郎「ものづくりの未来を変える GEの破壊力」『日経ビジネス』2014年12月22日号、日経BP社、39～40ページ。

8 安淵(2014)114～116ページ。

9 マギー(2009)185ページ。

表1 GE クロトンビルにおけるリーダーシップ研修

	コース名	カリキュラム内容	主な研修名	研修期間等
ジュニアコース	リーダーシップエッセンシャル・コース	・各職場から選抜された、入社数年以内の若手対象	・プレゼンテーションの技術 ・様々な国籍の事業の担当者とチームでうまく活動する方法 ・財務分析の手法	・1週間 ・年間16回開催
	ニューマネジャー・デベロプメント・コース	・各職場から選抜された、マネージャー昇格者等を対象	・意思決定の方法 ・良いビジネス事例の学習 ・部下の評価の仕方	
シニアコース	マネジャー・デベロプメント・コース(MDC)	・マネジャーが対象 ・シニアコースの講師の約90%はCEOも含めた社内幹部	・ビジネスのコンセプト、アプリケーション、プロセスなどビジネスの基本 ・経営戦略の立案方法 ・国際的チームの管理	・3週間 ・年間6回開催 ・80名前後の参加
	ビジネス・マネジメント・コース(BMC)	・現役役員を対象	・アクション・ラーニングと呼ぶ実践形式のケーススタディを実施。 ・グループごとに例えば「電子商取引」「インターネットビジネス」といったGEが今注目しているテーマが与えられる。 ・受講者は海外にも行って世界中の企業や専門家に取材、分析、提案書作成を行う。 ・研修プログラムの最後には、GEの最高幹部30人にプレゼンテーションを行う。現実にGEの経営に生かせるような提言を求められる。	・3週間 ・MDC修了から約4年後に受講 ・年3回開催 ・60名程度の参加者
	エグゼクティブ・デベロプメント・コース(EDC)	・上級役員を対象(上位300名)	・GE文化に関連する大きな課題を与えられ、解決策を提示 ・前半1週間は海外で情報収集、後半2週間はテーマについて自分自身の経験を話し合う。	・3週間 ・年1回開催 ・40名程度の参加者

出所：マギー（2009）184～187ページ、日経ビジネス2000年1月17日号34ページ、平野（2004）19～20ページ、「女性リーダーを創出する国際拠点の形成」H22年度成果報告書、お茶の水女子大学リーダーシップ養成教育研究センター33ページなどを基に筆者作成

マギー（2009）や日経ビジネス2000年1月17日号の記事によると、プログ

10 マギー（2009）185～187ページ。西頭恒明、山崎良平「リーダーの育て方」『日経ビジネス』2000年1月17日号、日経BP社、34ページ。

ラムの内容は以下の通りである¹⁰。育成プログラムの中で主に20代の若手社員を対象にしているのが「リーダーシップ・エッセンシャル（リーダーシップの基礎）」というコースだ。1週間でリーダーシップの基礎知識を身に付ける。具体的にはプレゼンテーションの技術、様々な国籍の事業の担当者とチームで協働する方法などを学ぶ。

次はマネジャー昇格者を対象にした「ニューマネジャー・デベロプメント」というコースだ。GE 社内で高い評価を受けた20代半ばから30代初めの社員が送り込まれる。意思決定の方法や、良いビジネス事例の学習に加えて、部下の評価の仕方などを学ぶ。

「マネジャー・デベロプメント（MDC）」というコースから上級プログラムに入り、CEO 自身も直接講義を行う。このコースは主にマネジャーやマネジャー経験者が対象で、3週間の研修を受ける。研修内容には、GE が現在抱えている課題の解決手法を考えるプログラムも加わる。

上級プログラムの2番目は世界中のGEの現役役員を対象にした「ビジネスマネジメント（BMC）」という3週間のコースである。ここで最も重視しているのは「アクションラーニング」である。GE が抱える課題をテーマにし現実の解決方法を探るプロジェクト活動だ。具体的にはリーダーのあり方やGEのおかれている競争環境、組織の変革、企業人としての倫理などを学ぶ。そして最後にウェルチをはじめGEの最高幹部30人の前でプロジェクトの結果を報告する。

最上位のプログラムが上級役員を対象にした「エグゼクティブ・デベロプメント（EDC）」コースである。ダイヤモンドハーバードビジネスレビュー2002年12月号によると、本コースでは、外部講師を呼ぶことなくすべてGEの上級経営幹部が講師を務める。「どのようなコーポレート・ガバナンスが求められるのか」などGEが現在抱えるより大きな課題をテーマにアクションラーニングが行われる。前半の1週間は海外で情報収集のインタビューを実施、後半の2週間は課題テーマについて自分自身の経験を話し合う。その

際には、上級役員が自分の人生経験など個人的内容についても参加者と共有するという¹¹。

(4) 自分を知ることの必要性

クロトンビルのミッションでも述べたように、クロトンビルの研修はGEの企業理念ともいえる GE ビリーフス（信念）の上に成り立っているものである。それを体現するリーダーシップを発揮するには、社員一人ひとりに「自分が何者かを知る（Being）」ことが求められる。GE では人材育成の根本にこうした考え方がある。

元 GE クロトンビルアジアパシフィックのマネジャーとして経営幹部育成プログラムを企画開発し、クロトンビルにて研修を実施してきた田口力氏は、ジャック・ウェルチ GE 前会長は引退時にメディアから「あなたはなぜ20世紀最高の経営者と言われるようになったのですか」と質問された際に、“Self-awareness”とだけ答えたと言っている¹²。

自分を知ることの重要性を端的に表した言葉である。自分を知ることの重要性について、GE では CEO 自らが強調しており、ジェフリー・イメルト現 CEO は毎週土曜日の午前中を使って1週間の自分の行動を振り返っているという¹³。

田口はビジネスパーソンの方の今後の成長にとって重要なことは自分の価値観を知ることだと強調している。人の意思決定はその人の価値観に基づいている。その意思決定をする際の理由となる価値観を認識することで自分の判断や行動をコントロールできるようになると述べている¹⁴。

11 「企業内大学白書：リーダーシップ・バリューの時代」、ダイヤモンドハーバードビジネスレビュー2002年12月号、p113～114、ダイヤモンド社。

12 田口（2014）54ページ。

13 田口（2015）36ページ。

14 田口（2014）34～35ページ。

田口は自分を知ることについて、さらに「自分が認識している自分」と「他人が認識している自分」の2つがあると論じる。それを理解するためのヒントとして、「ジョハリの窓」がある（図1）。他人とのコミュニケーションにおいてよく用いられるモデルで、自己について、開放の窓、盲点の窓、秘密の窓、未知の窓の4つがあると示される。この中の「公開された自己」（開放の窓）は自他ともに認識している部分である。世界で最も多く利用されている心理検査ツールである MBTI のデータによれば、優れたリーダーたちに共通する点として、「公開された自己」の部分を継続的に大

図1 ジョハリの窓

		自分は知っている	自分は知らない
他人は知っている	I	開放の窓 「公開された自己」 (open self)	盲点の窓 「自分は気がついていないが、 他人からは見られている自己」 (blind self)
	III	秘密の窓 「隠された自己」 (hidden self)	未知の窓 「誰からもまだ 知られていない自己」 (unknown self)
他人は知らない			

出所：田口（2014）、60ページ。

15 同書56ページ。

きくする努力を続けていたことが挙げられている¹⁵。

GE では、リーダーは自分を知ることが様々な形で求められ、それを鍛えられる場があるということであるが、GE 全体の中で日本人がグローバルに活躍する際にも非常に重要なポイントとなっている。

安淵聖司 GE キャピタル元社長兼 CEO はハーバードビジネススクール留学中に教授が生徒の発言に対して、「そういう発言をするあなたは、そもそも誰で、どういう立ち位置からどの意見を言っているのか？」という質問をした際に驚いたと当時のことを回想している。グローバルな舞台では自分とは違う人たちと接することになり、だからこそ「自分とは何か」を強く認識しておく必要があるということである。ゆるぎない軸、価値基準があるかどうか、信念、大事にしていることは何かなどを明確に表現できるようにしておく必要があると語っている¹⁶。

日本 GE では、「J-Leap」という研修が行われていた¹⁷。これは、自分の強みや弱みを知った上で、3～6ヵ月程度のプロジェクトマネジメントを経験させ、1年後に再度、自分の強みや弱みをレビューするという、長期に渡る研修だ。対象となるのは、役員昇進が視野に入ったトップ層のリーダーで、研修の目的は、「自分の軸」をつくることだ。

プロジェクト実施中には、1ヵ月に一度、人事役員のコーチングがある。ここでは「意思決定するときに何を最も重視しているか」について掘り下げたり、日本の絵や音楽が西洋のものとはどう違うかについて話して日本人としてのアイデンティティを考え直したり、といった様々な角度からのセッションが組まれている。

2011年当時、日本 GE で人事部門を統括していた方は、「このプログラムは日本人向けに開発した」と述べている。日本人の場合には「自分を出す強さ」が欠けていることが多いというのが社内的な課題感としてあった、とい

¹⁶ 安淵（2014）220ページ。

¹⁷ 2012年時点での情報である。

うのである。グローバル企業においては、社内間でもインド法人や中国法人を相手に交渉し、予算を獲得し、主張を通さなければならない場面が多々ある。日本人はそうした議論において負けてしまうことが多いのだという。

研修では、自分を振り返り、抛り所を確認したあとは、自分の見せ方、伝え方も磨いていく。ここでは、「自分が社長になった」と仮定して就任演説をする、といったセッションもある。「自分が何者かを知る」ことや「自分を出す」ことを苦手とする日本人にその弱点を克服させるためのプログラムでもある¹⁸。

(5) クロトンビルにおける新たな流れ

クロトンビルにおけるリーダー研修にも新しい流れが出てきている。GEは2006年からリーダーシップ・イノベーション・アンド・グロース (LIG) という新たなリーダー研修を導入した¹⁹。1回につき、6つの事業部門から約80人が参加する。その特徴は、業務上同じチームに属する幹部全員が1週間クロトンビルに集まり、研修を受ける点にある。これまでのクロトンビルにおける研修はいずれも個人を対象にしていたが、組織が伸びなければ長期的な成長は望めないということでチームメンバー全員が寝食を共にするスタイルとなった。講義内容はリーダーシップに関する講義から実践的な内容まで幅広く、最終日にはイメルトの前で事業成長のための実行計画をチームごとに発表する²⁰。

日本 GE の熊谷昭彦社長は最近、クロトンビルで重視されているのがコーチングであると語る。部下から相談をされたときに、様々な質問をして解決

¹⁸ 九門 (2012) 68~70ページ。

¹⁹ プロケッシュ (2009) 28~29ページ。

LIGは2008年9月に終了し、後継プログラムは2009年に開始されるとされている。

²⁰ 山川龍雄、伊藤暢人、山崎良平「トヨタとGE」『日経ビジネス』2008年1月7日号、日経BP社、26~29ページ。

策を本人に気づかせるスタイルだ。以前は、カリスマ性を持つリーダー人材を早期選抜して特別な教育を受けさせていたが、今は将来の若者たちをリードできるようリーダー層をできるだけ増やすように変化したと述べる。今は圧倒的にチームワーク重視で、チーム内で議論する際も全員が主張できるようにし、誰かが話す際にはその人の話をきちんと聞くというスタイルが重要とされる²¹。

こうした流れを見ると、日本企業もチームワークが強みと言われるが、熊谷は、強い個があって、その集まりがチームであり、チームの中には常にお互いが言いたいことを言い合うようなコンストラクティブ・コンフリクトが必要と CEO のイメルトは強調していると言及している²²。

前提として「強い個があって」という点が挙げられており、それなしに会社の方針に全員で従うことがチームワークではないということだ。この意味では、まず先に述べたような“Being（自分が何者かを知る）”を深めて個を確立する必要がある。

さらには、クロトンビルの研修プログラムにも心の知能指数（EQ）やストレス・マネジメントと共にマインドフルネスが取り入れられようになった。ジョン・カバット・ジンは、マインドフルネスを「特別な形、つまり意図的に、今の瞬間に、評価や判断とは無縁の形で注意を払うこと」と定義する²³。また、日本マインドフルネス学会によると、マインドフルネスは、「今、この瞬間の体験に意図的に意識を向け、評価をせずに、とらわれない状態で、ただ観ること」と定義されている²⁴。

デジタル時代になり、SNS やインターネットなどに囲まれて生活や仕事

21 大竹剛（2016年1月15日）「企業内研修の頂点、GEクロトンビルが変わった」『日経ビジネスオンライン』

22 同誌

23 タン（2016）51ページ。

24 日本マインドフルネス学会（<http://mindfulness.jp.net/concept.html>）（2016年9月19日アクセス）

をすることが増えたため、目の前のことに集中する能力が一層注目されるようになってきている。田口によると、マインドフルネスは「セルフ・アウェアネス（自己認識）」を高める第一歩であり、このようなリーダーであることが、「変革型」や「サーバント型」などタイプ分けされることの多いリーダーシップスタイルの前提として存在する²⁵。

マインドフルネスをベースとした研修は、GE 以外のグローバル企業でも実施されるようになってきている。その先駆けとなったのがグーグルである。元グーグルのエンジニアのチャディ・メン・タンは2007年に「サーチ・インサイド・ユアセルフ（SIY）」というマインドフルネス、EQ と神経科学を融合させたプログラムを開発した。タンはその後、マーク・レサーやフィリップ・ゴールドインらと共に非営利法人としてサーチインサイドユアセルフ・リーダーシップ研究所（SIYLI）を設立し、社外や米国外にも研修の提供を始めた。2016年9月時点で SIY のプログラムは、グーグル社内のみならず SAP、リンクトインなど多くのグローバル企業や UC バークレーなど大学でも導入されている²⁶。

SIY は、マインドフルネスに基づく新しいプログラムで心の知能指数（エモーショナルインテリジェンス）における「5つの要素」（自己認識・自己制御・モチベーション・共感・コミュニケーション）に着目した「心と思考力」を科学的アプローチで強化するプログラムである²⁷。効果としては、ストレス軽減、集中力向上、パフォーマンスの向上などが挙げられる。SIY は2日間のコアプログラムとプラス4週間のフォローアッププログラムで構成

²⁵ 田口（2015）23～25ページ。

²⁶ サーチインサイドユアセルフ・リーダーシップ研究所（<http://searchinsideyourself.com.au/>）（2016年9月19日アクセス）サーチインサイドユアセルフ・リーダーシップ研究所（SIYLI）は、数千人にも及ぶ様々な業界の経営幹部、起業家、経営者や専門家と協力してきた世界的に認知された研修機関である。

²⁷ MiLI（<http://mindful-leadership.jp/siy/>）（2016年9月19日アクセス）

²⁸ タン（2016）35ページ。

されている²⁸。

第2節 ビジネススクール

米国において経営学修士（MBA）は、ビジネスパーソンがキャリアチェンジをしたり、将来的に企業の中堅幹部として活躍するための代表的な資格とされている。学部の新卒者や若手の社会人のみならず、現職の中堅幹部が学位を取得するために通うケースもみられる²⁹。米国では職業人は企業内大学や企業内研修以外に、MBA プログラムやエグゼクティブプログラムなど大学や外部機関でリーダーシップやマネジメントを学ぶことも多いため、第2節ではビジネススクールにおけるプログラムを概観し、その変革の必要性や実際の事例について分析する。

1. MBA 教育に対する批判

MBA のプログラム変革の必要性は、主に2000年代に入って提唱されてきた。ミンツバーグは、「アート（＝直感）」「クラフト（＝経験）」「サイエンス（＝分析）」の3つの要素がバランスがとれている時にマネジメントが成功するとし、現在の MBA 教育はケースメソッドなどを含めサイエンスに偏重しているためマネジメント実務を歪めていると批判している。具体的には MBA 教育は、1）経験を軽んじ、分析を偏重している、2）アートの面でも弱く、直観、ビジョン、創造性などアートに関連するものについては十分になされていないと述べている³⁰。

また、ミンツバーグは、同書において「マネジメント」と「リーダーシップ」を同義語として用いており、ここでは MBA でなされるマネジメント教育はいわゆるリーダーシップ教育とほぼ同義と考える。

その上で、成功するマネジメントスタイルとして、この3つが様々な形で

²⁹ 江原（2000）115ページ。

³⁰ ミンツバーグ（2006）124～127ページ。

組み合わせさせた3つのスタイルを提示している。1つは「ビジョン型」で主にアート重視だが、クラフトの経験に土台を置きつつある程度サイエンスの分析にも支えられている。これは成功している起業家の間で特に良くみられるとされる。次に、「問題解決型」で主にクラフトとサイエンスを組み合わせたスタイルである。最後は、「関与型」で、このスタイルをとるマネジャーは人間重視でコーチングやファシリテーションを重んじる傾向にあるとしている³¹。

ミンツバーグは、新たな MBA 教育を提案している。IMPM プログラム（国際マネジメント実務修士課程）と呼ばれるプログラムで、主に企業から派遣される中間管理職を対象にしている。IMPM では、2週間のモジュールを5回行い、計16か月で修了証書が出る。それぞれのモジュールは5つの国（英国、カナダ、インド、日本、フランス）で行われる。ミンツバーグは、IMPM を従来の業務機能ではなくマインドセットを中心とするプログラムとして設計し、各国では、プログラムのベースとなる5つのマインドセット（省察、分析、世間知、協働、行動）を取り上げている。具体的には、第1モジュールは「自己のマネジメント（省察のマインドセット）」、第2モジュールは「組織のマネジメント（分析のマインドセット）」、第3モジュールは「文脈のマネジメント（世間知のマインドセット）」、第4モジュールは「人間関係のマネジメント（協働のマインドセット）」、第5モジュールは「変革のマネジメント（行動のマインドセット）」である³²。

ここでは、それぞれのモジュールの詳細の説明は割愛するが、第1モジュールは自分自身や自分の仕事を振り返ることで自分の思考、行動、マネジメント手法を理解するとされる。冒頭での野外活動、演劇ワークショップ、精神性に関するセッションとして宗教施設への巡礼などの現実の体験もある。普段多忙なマネジャー達が2週間もの時間をとって様々な活動を通じて自己

³¹ 同書124～127ページ。

³² 同書352～361ページ。

の省察を行うことで、このモジュールで人生が変わったと語る参加者はとても多いという³³。

このような MBA に対する批判がある中、ビジネススクールの代表格であるハーバードビジネススクールの変革事例を考察する。

2. ハーバードビジネススクール

(1) ハーバードビジネススクールにおける変革

ハーバードビジネススクール（以下、HBS）はハーバード大学に1908年に設立されたビジネススクールである。2年制フルタイムの大学院と、数日から計3年のものまで約80のプログラムからなる企業幹部向けの教育を提供している。MBA は一学年で約930名、全体で約1850名が在籍する³⁴。

HBS の授業は基本的に「ケース・メソッド」と呼ばれる手法で行われる。「ケース・メソッド」は、HBS で1900年代初頭から開発・改良されてきた実践的な経営教育の方法である。その特徴は、学生と教授が、現実の経営事例を教材にして議論を行いながら、自分が現実にもその状況にいたらどうするかを考える訓練を積み重ねることで経営スキルを修得するという点にある³⁵。また、HBS ではすべての授業でケースを用いて教授が学生の議論をファシリテートしながら進める授業を行っているのも大きな特徴だ。

こうした HBS のプログラムが変わる転換点となった年が2008年である。第1の転換点は、HBS が100周年を迎え、記念イベントのテーマの1つが「未来の MBA 教育のあり方を考える」となり、そのためのタスクフォースが組まれたことだ。HBS の教授陣は、世界のビジネススクールの過去10年の応募数、実際の入学率、学費などのデータを集めて分析し、企業経営者な

³³ 同書382～384ページ。

³⁴ 山崎（2016）11、13ページ。

³⁵ オンデマンド出版「Bookpark」（https://www.bookpark.ne.jp/harvard/about_case.asp）（2016年9月24日アクセス）

どにも MBA 教育の価値と欠点についてインタビューを実施した。その結果、世界的にどのビジネススクールも現状の教育を変える必要があるという認識を共有していることがわかった³⁶。HBS の教授であるダタール (Datar) とガーヴィン (Garvin) は、HBS のプログラム変革が必要な要因として、米国内のフルタイム MBA 入学生数の減少傾向、米国外の MBA プログラムなどとの競合、マネジメント・リーダーシップスキルが効果的に教育されていないことなど5つを挙げている³⁷。

第2の転換点は、これまでの自分たちの教育に対する深い自省があったことだ。2008年に発生した世界金融危機の震源地となった米国の金融業界には、数多くの HBS の卒業生が働いていた。そのため、HBS は本当に世界をよい方向に変えるリーダーを育成できていたのかという問いに対し、深い自省がなされることとなった³⁸。

これを受けて、ダタール (Datar)、ガーヴィン (Garvin)、クレン (Cullen) らは、HBS がリーダーやアントレプレナーを育成したいのであれば、“Knowing (知識)”、“Doing (実践)”、“Being (自分が何者かを知ること)”の3つの要素の中で何を教えるか検討し、全体のバランスを調整する必要があると述べた³⁹。以下にその内容を要約する。

Knowing (知識) については、どのような事実、フレームワーク、理論を教えるかについて再検討することが求められる。具体例として、産業構造を決定する力、資本利益率の意味と測定、マーケティングにおける 4P などが挙げられる。

³⁶ 山崎 (2016) 23ページ。

³⁷ Srikant M. Datar, David A. Garvin. “The Changing MBA Marketplace and Approaches to MBA Curriculum Redesign” Presentation at AACSB International.

³⁸ 山崎 (2016) 25ページ。

³⁹ Srikant M. Datar, David A. Garvin, Patrick G. Cullen. (2010), pp. 7.

Doing（実践）については、経営を実践する際の核心部分となるスキル、能力、技術などである。例としてチームメンバーとして課題を実行すること、プロジェクトを遂行すること、人事考課（パフォーマンスレビュー）を実施すること、効果的なプレゼンテーションを行うこと、製品の営業などがある。

Being（自分が何者かを知ること）に関しては、マネジャーの世界観やプロフェッショナルとしてのアイデンティティを形作る価値観や信念ということである。例を挙げると、誠実さ、正直さ、公平さ、個人の強みと弱みの自覚、組織の目的や目標などを体現する行いなどである。

その上で、プログラムで教える際には、従来以上に“Doing”と“Being”にフォーカスすべきと提言している。つまり、“Doing”がなければ、“Knowing”にはほとんど価値がなく、“Doing”も“Being”に基づいた自己への気づきや価値観・信念の反映がなければ方向性を見失ってしまうということである⁴⁰。

そして、この方針は実際の教育現場にも導入され、大規模な教育カリキュラムの変革が行われた。この変革をリードしたのが、2010年にHBS10代目の学長に就任したニティン・ノーリア学長である。ノーリア学長はインド出身でHBS初の非北米出身の学長であった。彼は学長就任後、すぐに教授やスタッフとのミーティングを重ね、教育カリキュラムのイノベーションなど5つの優先事項を掲げた。そして、翌年の2011年9月入学者から“Doing”と“Being”に重点をおいた新しい教授法に基づく必修科目が導入されることとなった⁴¹。

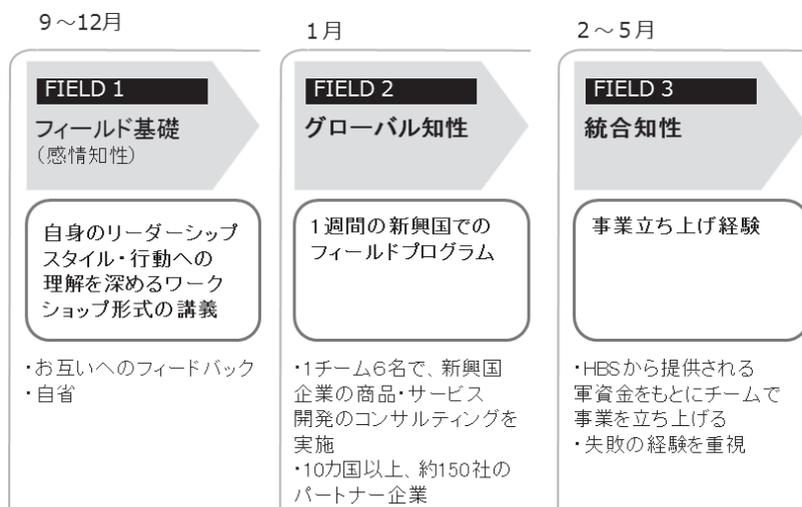
⁴⁰ Srikant M. Datar, David A. Garvin. “The Changing MBA Marketplace and Approaches to MBA Curriculum Redesign” Presentation at AACSB International.

⁴¹ 山崎(2016)27～29ページ

(2) 変革後のプログラム概要

新しい必修科目は「フィールド (FIELD: Field Immersion Experiences in Leadership Development)」と呼ばれる。「フィールド基礎 (感情知性)」、「グローバル知性」、「統合知性」の計3つのモジュールから構成される1年間のプログラムである (図2)。この3つのモジュールからなる教授法は「フィールド・メソッド」と呼ばれ、HBSはケース・メソッドに並ぶ新たな教授法として発展させていく意向である⁴²

図2 「フィールド」の3つのモジュール



出所：山崎繭加 (著)、竹内弘高 (監修) (2016) 31ページ。

「フィールド」の3つのモジュールについて概観する。最初の「フィールド基礎」はワークショップ形式で、自身の考え方や行動の仕方などを鍛え、互いのフィードバックや自省を通じて自分自身のリーダーシップスタイルへ

⁴² 同書30～32ページ。

の理解を深めるものである。

次の「グローバル知性」は1学年全員が世界10か国以上の新興国に行き、1チーム6名である企業の商品・サービス開発のコンサルティングを行うというものだ。自分の日常から離れることで、自己の価値観をより明確にするのである。

3つ目の「統合知性」は1チーム5,000ドルの資金を元に実際の収入を上げるビジネスを立ち上げるのが課題である。成功する場合もあるが、多くのチームは事業化に至らず、失敗するという。しかし、このモジュールではエリートである HBS の学生が失敗を経験することによってそこから学んでもらうという意図もある⁴³。

また、この「フィールド」が始まる前から存在した体験型授業が「IXP: Immersion Experience Program」である。IXP は2年生の選択科目であり、毎年1月の休暇中に開催される。いくつかある候補地の1つが日本の東北地方であり、このプログラムはジャパン IXP と呼ばれる。9月に参加が決定してからボストンで講義を受け、チームプロジェクトを開始する。その後東京と東北で計2週間程度滞在する。帰国後もチーム作業が続き、2月に学校とパートナー企業に最終レポートを提出するという流れである⁴⁴。

IXP は2012年1月に第1回が始まり、2016年1月に第5回を終えている。同プログラムが始まった当初の柱は、復旧に貢献する企業についてのケースを各チームプロジェクトと全員で行うボランティア活動の2本であった。しかし、東北地方の状況が復旧から復興へと変化するにつれて、この柱も変化していった。ケースを書く企業の対象はより長期的な経済活性化にコミットする企業に移行し、2015年からは東北のために事業を行う企業の課題解決に

⁴³ 同書31～32ページ。なお、2016年9月よりこの「統合知性」のモジュールは2年生の選択科目となり、1年生の必修科目としてのフィールドは「フィールド基礎」と「グローバル知性」の2つで構成される。

⁴⁴ 同書38～43ページ。

向けたコンサルティングを行っている⁴⁵。

おわりに

本稿では、リーダー育成に必要な“Knowing（知識）”、“Doing（実践）”、“Being（自分が何者かを知ること）”の中で、より“Being”の重要性が高まっているのではという問題意識に基づいて事例研究を行った。

GEにおいては、“Being”とほぼ同義である「セルフ・アウェアネス（自己認識）」や「自分の価値観を知る」ということが全社的に重要な位置づけにあり、同社のリーダーシップ研修所であるクロトンビルにおいては、こうした前提のもと様々な研修が行われている。

これはGEの企業文化を根付かせるための研修という意味合いもあるが、その前提として「自分が何者かを知る」ことをトップマネジメントのレベルで重視しているということが明らかになった。また、“Being”を深めるために、教室内の座学的な研修のみならず、海外でのインタビューや実際のGEが抱えている課題について実践的に取り組むアクションラーニングスタイルが多く取り入れられている。最近では、マインドフルネスを取り入れる動きも始まっており、様々な角度から“Being”を深める取り組みがなされていることがわかった。

米国のビジネススクールでは、中堅幹部などを含め多くの職業人が学んでいる。そのプログラムは座学を中心とした分析偏重になっており、現場などの経験を通じてリーダーシップを学ぶスタイルになっていないとの批判がなされていた。こうした状況下、大規模な変革を実施したHBSの事例を考察することで、変革の背景や必要性、新プログラムを通じた学生の変化に対する発見があった。

HBSにおいては、全ての授業がケーススタディというプログラム内容を

⁴⁵ 同書48、70、76～78ページ。

大きく変革し、2011年9月入学者から“Doing”と“Being”に重点をおいた新しい教授法に基づく必修科目が導入されている。「フィールド」と呼ばれる新プログラムにおいてもやはり海外でのプロジェクト経験や実際に事業を立ち上げる経験など教室の外において学ぶという方式が積極的に取り入れられている。こうした変革の背景には、社会にとって真の意味で良きリーダーを輩出できていたかという自省が込められており、“Being”をベースとして自分が何をするために生まれてきたのかというようなことをプロジェクトやワークの中で体感するような試みがなされている。

ジャパン IXP にて、東北に行った HBS の学生は、東北で日本の漁業の変革のために活動する一般社団法人フィッシャーマン・ジャパンの事業を学び、提案を考える中で事業における「志と想いの大切さ」を学んだという。ボランティアや事業に対するコンサルティングを東北という未知の地で行うこと（Doing）によって、改めて自分が何のために生まれてきたのか、自分のミッションは何なのか（Being）などについて深く考えることになったということである⁴⁶。

“Being”をベースとした教育の効果や今後いかに人材育成や教育の場で活用されるかについてはまだまだ未知の部分が多い。本稿でも、事例の網羅性や実際のプログラムの教育効果などについてはさらなる研究の余地が見られる。今後の課題としては、より多くの事例を研究するとともに、受講した社員や学生その後の変化などについても研究する必要がある。また、本稿で紹介したような米国のプログラムを日本を含むアジア諸国に導入する際には社会制度や文化差異なども考慮する必要があり、その際にはどのような応用が可能なのかについても研究を深めていきたい。

46 同書190ページ。

参考文献

書籍：

H. ミンツバーグ (2006) 『MBA が会社を減ぼす』 日経 BP 社。

九門崇 (2012) 『アジアで働く』 英治出版。

田口力 (2014) 『世界最高のリーダー育成機関で幹部候補だけに教えられている仕事の基本』 角川書店。

田口力 (2015) 『マインドフル・リーダーシップ "今"に集中するほど、成果が最大化される』 KADOKAWA/中経出版。

デビッド マギー (著), 関 美和 (翻訳) (2009) 『ジェフ・イメルト GE の変わりつづける経営』 英治出版。

チャディー・メン・タン (2016) 『サーチ・インサイド・ユアセルフ』 英治出版。

安淵聖司 (2014) 『GE 世界基準の仕事術』 新潮社。

山崎繭加 (著)、竹内弘高 (監修) (2016) 『ハーバードはなぜ日本の東北で学ぶのか』 ダイヤモンド社。

書籍 (英文)：

John Kabat-Zinn (1994), *Wherever You Go, There you are: Mindfulness Meditation in Everyday Life*, New York Hyperion.

Srikant M. Datar, David A. Garvin, Patrick G. Cullen (2010), *Rethinking The MBA: Business Education at a Crossroads*, Harvard Business Press.

論文：

江原武一「アメリカの大学院教育改革」『立命館高等教育研究』第8号、115ページ、2008年3月、立命館大学大学教育開発・支援センター。

大嶋淳俊「コーポレートユニバーシティによる戦略的人材育成の現状と課題」『経営情報学会全国研究発表大会要旨集』2008年秋季全国研究発表

大会。

慶松勝太郎「大学院教育における経営学教育の問題点」『LEC 会計大学院紀要』(8)、51-71ページ、2011年3月。

平野光俊「組織モードの変容とコア人材のマネジメント」『神戸大学経営学研究科 Discussion paper』19~20ページ、2004年8月、神戸大学大学院経営学研究科。

雑誌：

西頭恒明、山崎良平「リーダーの育て方」『日経ビジネス』2000年1月17日号、日経BP社、28~34ページ。

山川龍雄、伊藤暢人、山崎良平「トヨタとGE」『日経ビジネス』2008年1月7日号、日経BP社、26~29ページ。

山崎良平、田中深一郎「ものづくりの未来を変える GE の破壊力」『日経ビジネス』2014年12月22日号、日経BP社、39~40ページ。

「企業内大学白書：リーダーシップ・バリューの時代」『ダイヤモンドハーバードビジネスレビュー』2002年12月号、ダイヤモンド社、107~114ページ。

ヘンリー・ミンツバーグ、ジョナサン・ゴスリング「真のリーダーは教室では育てられない」『ダイヤモンドハーバードビジネスレビュー』2002年12月号、ダイヤモンド社、172~189ページ。

ジェニーC. マイスター「アメリカ企業内大学：その変容と進化」『ダイヤモンドハーバードビジネスレビュー』2002年12月号、ダイヤモンド社、40~41ページ。

ジョエルM. ボドルニー「ビジネススクールの責任」『ダイヤモンドハーバードビジネスレビュー』2009年9月号、ダイヤモンド社、94~103ページ。

ステイーブン・プロケッシュ「GE LIG プログラム」『ダイヤモンドハーバードビジネスレビュー』2009年3月号、ダイヤモンド社、24~29ページ。

ジ。

資料：

Srikant M. Datar, David A. Garvin. “The Changing MBA Marketplace and Approaches to MBA Curriculum Redesign” Presentation at AACSB International, 2011.

報告書：

「女性リーダーを創出する国際拠点の形成」H22年度成果報告書、お茶の水女子大学リーダーシップ養成教育研究センター。

ウェブサイト：

大竹剛（2016年1月15日）「企業内研修の頂点、GE クロトンビルが変わった」『日経ビジネスオンライン』

オンデマンド出版「Bookpark」https://www.bookpark.ne.jp/harvard/about_case.asp（2016年9月24日アクセス）

GE 社ウェブサイト

https://www.ge.com/sites/default/files/GE_Crotonville_Future_of_Leadership.pdf

GE ジャパンウェブサイト

<http://www.ge.com/jp/careers/why-ge/training-and-development>

MiLI (<http://mindful-leadership.jp/siy/>)（2016年9月19日アクセス）

日本マインドフルネス学会

<http://mindfulness.jp.net/concept.html>（2016年9月19日アクセス）

サーチインサイドユアセルフ・リーダーシップ研究所 (SIYLI)

<http://searchinsideyourself.com.au/>（2016年9月19日アクセス）

新疆ウイグル自治区少数民族教育と人材育成

居来提・色依提
(ジュラエティ・セイテイ)

The analysis on Ethnic Minority Education and talents cultivation of Xinjiang

Seyit JURET

はしがき

中国は多民族国家で、全部で56の民族があり、漢族を除いて55の少数民族が存在する。従って、少数民族教育は我が国の教育の重要な構成部分であり、横方向の発展から56の民族の歴史的背景と発展過程が違うため、少数民族と民族地区の全体の教育水準は、依然として全国の平均教育水準より低いことは事実である。

新疆ウイグル自治区（略称新疆）も多民族地域で、その中で従来からの少数民族の数は13で新疆総人口の60%を占める。ある意味、新疆の発展は少数民族の教育水準に左右される。少数民族の教育水準は新疆の教育の質に依存する。よって新疆の人口構成の特徴からみれば、新疆の教育水準を必ず大きな力で発展させなければならないという事実を示している。これは直接、社会の安定、経済の発展と民族の団結などに関係する。

1. 新疆少数民族教育の発展と変化

1.1 近代新疆少数民族教育の発展過程

清朝末期から民国の時期に新疆近代少数民族教育は芽生え始め、初期発展

と継続発展の三段階を迎えたが、全体的に依然として比較的立ち後れた形であった。

1.1.1 新疆近代少数民族教育の芽生え段階（1878年—1911年）

19世紀年代、左宗棠が新疆を奪回後、新疆の民族問題は主に言葉が通じないため発生すると考えた。新疆社会の長期安定を保つため、教育の発展が必須と考えられ、彼は新疆政務を歴任していた時に沢山の義塾を設立した。1880年まで、すでにトルファン、烏蘇などで37の義塾を創立して、ウイグル族の子供を勉強させた。

1884年、新疆省の設立後、清朝政府がクムル、トルファン、アケス、カシガルなどの地域で77個の義塾を設立した。清朝政府は1905年、現在のウルムチに高等学校を設立し、同時に新疆の各府、庁、州、県などに高等小学校設立した。同時に少数民族向けの新式の学校も出現した。

ムサバエフ族のムサアジはイキサク村で“艾毕布扎德模範クラスを創立して、主にアトシ、カシユガル、ホータンからの学生を受け入れ、卒業した後に主に奇台、呼图壁、クチャへ派遣した。こうして、新疆近代少数民族教育の発展の初期段階で、いくつかの知識人が大きな役割を果たすことになった。

1.1.2 新疆近代少数民族教育の初期发展阶段（1912年—1933年）

民国が創立後、新疆の政権は楊增新に変わり、彼は新式の教育を非常に重視した。1912年11月、ウイグル族民衆が多く漢族民衆が少ない尉犁県に対応して、中国語の学校に対して調整を行った。少数民族に対して母国語で教育を展開すると同時に、知識人の新式学校設立を奨励し、世俗教育を発展させた。

哈木德于は1913年にクチャで初めての世俗学校を設立した。その年の学生数は100人を超えた。1913年トルファンの商人马赫穆德・穆依登はソ連から喀山塔塔尔という教師を招聘し世俗学校設立した。1920年ヤルカンド、迪化、塔城、グルジャ、博乐などでも新式が学校設立された。

1.1.3 新疆近代少数民族の教育継続的な発展段階（1933年—1949年）

1934年、盛世才が新疆の政権を握ってから少数民族教育の発展を更に推進し、主に以下の三つの措置をとった。第一、各民族の文化促進会を創立した。1934年8月、新疆省政府はそれぞれウイグル、カザフ、モンゴルなどの民族文化促進会を創立した。文化促進会は新疆少数民族の近代の学校教育発展の直接動力となった。統計によると、1936年ウイグル文化促進会は全新疆で1,736ヵ所の小学校を運営し、在校生の数は124,174人だった。3つの中学校を運営し、学生数は440人、10ヵ所の師範学校を運営し、その卒業生は535までになった。

第二、各言語で教材を編纂及び出版した。1936年、新疆の副主席がウイグル語教科書の編集部を設立し、中学以下の学年向けのウイグル語応用教科書の出版、販売、またウイグルと中学校、師範学校の建設を提案した。

概算統計によると、1941年新疆で出版された中国語の教科書は189,203冊、ウイグルの教科書は81,910冊、カザフ語の教科書は15,454冊、モンゴル語の教科書は12,421冊に達した。

第三、各レベルの学校の規模を調整した。特に少数民族の学校の数と学級を増やした。1935年12月教育庁は各地域学校が少なくとも一つの少数民族のクラスを設けるように発令した。新疆省教育庁の統計によると、1936年に新疆で公立の少数民族学校が55校、学級147、学生数は4,179人達した。1936年、ウイグル文化促進会が設立した学校は115校、その学生は4,760人に達した。1935年1月1日新疆学院が正式に創立された。1940年秋、新疆の学院教育学部はウイグル族クラスを増設して、それによってウイグル族の高等教育が新疆で本格的に始まった。¹

1.2 建国後新疆少数民族教育政策の歴史的推移

建国後新疆少数民族教育政策の発展は、おおよそ5段階に分けられる。初

¹ 郭宁、王珍「近代少数民族教育の発展に対する試論」、『石河子大学学报』、2006年2月。

期形成期（1949年から1956年）、複雑発展期（1956年から1966年）、動乱衰退期（1966年から1976年）、安定回復期（1978年--1991年）、快速改善期（1992年—至今）。²

1.2.1 初期形成期（1949年--1956年）

この時期、新中国の民族政策はいくつかの方面から民族自治区教育の発展を促進した。1951年9月に開催された初の全国民族会議にて、国が少数民族教育に対しての総方針をはっきりと打ち出した。それには教育が民族的、科学的、大衆的であるべきことが示された。《憲法》第72本規定でそれぞれの上級国家機関はそれぞれの自治区、自治州、自治県の自治を十分に保障し、自治権を行使し、しかもそれぞれの少数民族を政治、経済、文化の面で事業の発展を支持するべきと規定された。

1.2.2 複雑な発展期（1956年--1966年）

1958年は民族教育の中で民族特徴を軽視する傾向が現われ、ともに民族自治区に中国語を普及させて言語統一政策が推進された。この時期の民族教育事業は“左翼的”思想の打撃を受けた。“大躍進”の失敗後、党は“左翼的”間違いを承諾しそれを正した結果、民族教育が再び生きる機会を得た。特に1962年-63年間、少数民族教育は復活を獲得した。しかし、64年以後、融和主義は次第に絶対的に優勢になり、党の民族が政策を決定した。

1.2.3 動乱衰退期（1966年--1976年）

10年間の“文化革命”動乱期に、新疆民族教育事業は厳しい破壊を受けて、民族教育の質、政策方面で民族教育事業は手ひどく挫折した。民族教育の管理体制政策方面で多くの民族作業部門は撤回され、多くの民族学校は閉校された。

1.2.4 安定回復期（1978年--1991年）

1976年自治区共産党委員会は、総合大学と専門学校が新入生を募集する時、

² 吳福環「改革開放以来少数民族の教育発展」、『新疆社会科学』、2008年第二期。

党の民族政策を厳しく実行し、自治区所属大学の少数民族学生募集を60%に、自治区から中国内地所属大学に派遣して学習する少数民族学生は50%以上にするとする政策を打ち出した。77年は大学入試制度が回復し、新疆少数民族は「単独命題試験制度」を実行し、大学の募集最低ラインを特別に設けた。80年10月9日、教育部、国家民族委員会は“比例的に採用”という優遇政策を打ち出し、新疆少数民族学生は50%より低くならないことを規定した。

1.2.5 快速改善期（1992年一至今）

1992年第4回全国民族育英事業会議が開かれ、民族教育発展任務、指導方針、基本原則を制定した。2002年7月国務院は民族育英事業の指導思想、目標となる任務、基本方針と原則、ポリシー施策、幹部管理などを新しい規定を作り出した。03年5月、新疆ウイグル自治区政府は新しい時代の新疆民族育英事業の指導思想、目標任務、基本原則は民族育英事業の一連措置を發展させ、今と将来に渡る長期間の新疆民族教育全体の發展計画と指導方向を作り出した。

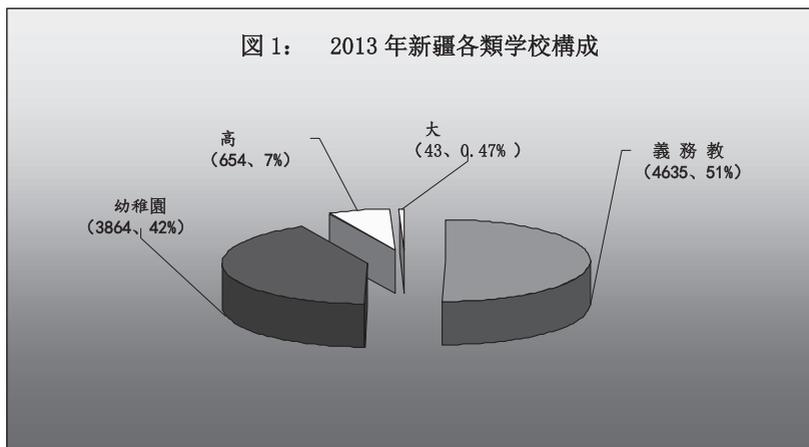
昔から新疆は少数民族教育を最優先的課題と位置づけ、少数民族教育を重視するとともに優遇対策を採ってきた。教育發展計画を制定する際に少数民族教育の發展規模とその速度を保証した。経費とインフラ建設への投資を手配するときに、優先的に少数民族教育の發展を考え、校舎、教員資格者、基本建設を改善する時に、重点的に少数民族教育の基本建設に特に力を入れた。

1.3 現在の少数民族教育の基本状況

共産党が政権を握る前、新疆の教育は非常に遅れていて、全新疆の非識字者率は90%以上だった。新中国が設立以来、特に改革解放後、少数民族の教育の發展は目覚ましいものだった。幼稚教育、基礎教育、専門教育、一般高校教育、成人教育など教育体制を整えた。教育事情の發展は新疆の經濟發展ために大きな土台となった。

30年間の發展を経て、2013年までに、全新疆で各部類の学校は9,124校となり、その中で中学校は3,864校あり、全体の42.34%を占める。義務教育の

性質を持った小学校は3,533校、中学校が1,102校、トータルで4,645校あり、全体の50.80%を占める。高校性質の学校（技術学校含まず）普通高校は355校、中等の技術学校は288校、合計で654校あり、全体の7.16%を占める。一般大学及び成人向け大学が43校あり、全体の0.47%を占める。普通の4年生の大学は13校、職業大学が23校で成人向け大学は7校ある。³

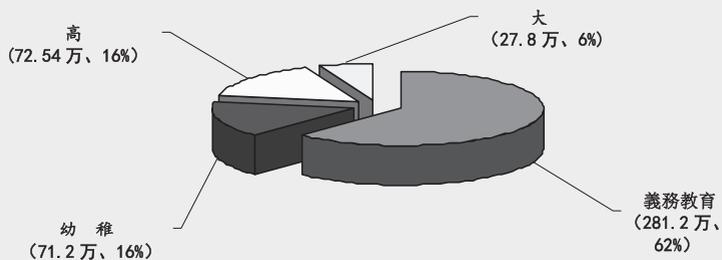


(出典) 新疆ウイグル自治区教育厅「2013年新疆ウイグル自治区教育事業の発展統計官報」

2013年新疆での各種類の学校の在校生は462.18万人である（少数民族は293.33万人の全体の63.49%）。その中で幼稚園の幼児生71.20万人（少数民族49.39万人、68.6%）、全体各種類の就学生の15.41%をを占める。義務教育に就学している小学生は189.44万人（少数民族132.21万人で、69.8%）、中学生は91.85万人（内少数民族59.05万人、64.28%）、合計で281.29万人。義務教育に就学している全体学生の60.89%を占める。高校段階の教育の中で、普通高校の在校生は44.75万人（少数民族17.39万人で、38.19%）、中

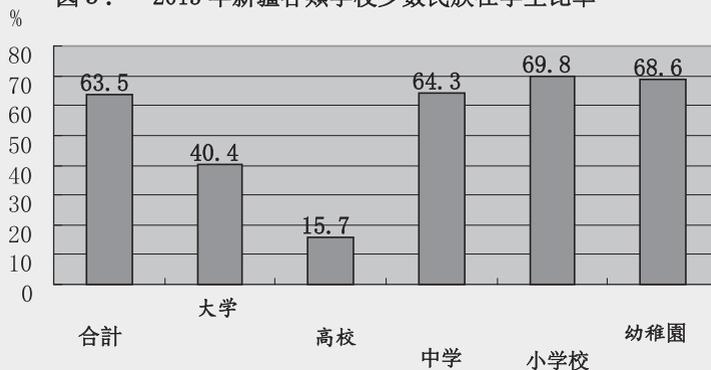
³ 新疆ウイグル自治区教育厅「2013年新疆ウイグル自治区教育事業の発展統計官報」

図 2： 2013 年新疆各類学校在学生構成



(出典) 新疆ウイグル自治区教育厅「2013年新疆ウイグル自治区教育事業の発展統計官報」。

図 3： 2013 年新疆各類学校少数民族在学生比率



(出典) 新疆ウイグル自治区教育厅「2013年新疆ウイグル自治区教育事業の発展統計官報」

等の職業学校の在校生は28.18万人（少数民族17.28万人，61.32%）で合計72.54万人である。

大学など高等教育機関での在校生は全体の15.70%を占め、その数は27.84万人（少数民族11.24万人，40.37%）、各種類教育機関で全体の6.21%に相当する。⁴

全新疆各種類学校での専任の教師は30.5万で、そのうち、普通大学は1.83万人（少数民族の6,020人で32.89%を占める）、中等職業学校は11,047人（少数民族3,402人で、33.98%）、普通の中学は116,523人（少数民族61,757人で、53.41%）、小学校は14.06万人（少数民族8.96万人で、63.57%）。⁵

普通中小学校は教育言語によって全新疆で1,756校あり、うち漢語の中学校は756校、全体の37.75%占め、ウイグル語の中学校は531校で、29.54%を占める。カザフ語学校は119校で、7.13%を占める；モンゴル語学校は10校で、0.65%を占める；錫伯語学校は4校で、0.26%を占める；キルギス語学校は16校で1.09%を占める。

全新疆で小学校の数は3,533校で、中国語学校は1,019校で、全体の21.16%を占める。ウイグル語学校は2,906校で全体の60.35%を占める；カザフ語学校288校で、5.98%を占める、モンゴル語学校は20校で、0.42%を占める。錫伯語学校は4校で0.08%を占める。キルギス語学校は67校で、1.39%を占める。漢語ウイグル語共学は511校で、10.61%占める。

2013年は、全新疆で幼稚園、小中学校（職業高校を含む）で“双語”⁶で教育を受ける（民考漢を含む）学生数は182.61万人に達し、去年より8.79%増加し、幼稚園、小中学校で教育を受ける少数民族と学生の70.93%を占め、

⁴ 同上。

⁵ 同上。

⁶ 新疆の“双語”教育は本民族の言語と文字の基礎を掌握する上に少数民族の学生は中国語を学びことに指摘します。

去年より4.32パーセントを高くなった。そのうち、就学前に“双語”教育を受けた幼稚生の数は47.66万人に達し、少数民族就学前教育幼児の64.61%を占めた。中小学校（職業高中を含む）で“双語”教育を受けた学生（職業高校を含む）は134.95万人に達して、中小学校の少数民族の在校生の64.4%占める。

全新疆で就学前校と小中学校での教師の数は8.6万人で、去年より12.71%増加した。そのうち就学前校で教師の数は1.55万人、少数民族“双語”教師は76.77%を占める。中小学校で“双語”教育の教師の数は7.06万人で、少数

写真1. 少数民族中国語教科書



(出典) <http://image.baidu.com/>

写真2. 内地新疆高校クラス



(出典) <http://image.baidu.com/>

民族“双語”教師は89.66%占める。

中国内地“新疆高校クラス”⁷、自治区内の“中学校クラス”、“高校クラス”⁸の規模は絶えず拡大した。2013年、少数民族の為に高校を開校した中国本土での都市の数は45都市に達し、その学校数は91校で、新規の受け入れ学生数は9,122人、合計で在校生の3.09万人に達した。

自治区内で“双語”中学校クラスを開校した都市は13都市で、学校数は26校、新規に受け入れ学生数は8,700人、合計で在校生は2.23万人に達した。自治区内で“双語”高校クラスを開校した都市は8都市で、新規受け入れ学生数は614人、合計で在校生の0.13万人となった。

表1：2005年—2011年 人口1万人当たりの各教育機関での在校生数
(単位：人)

年	全新疆人口総数 (万人)	普通大学、 専門学校 教育	普通中等 実業学校	普通中学教育		小学教育	就学前 教育
				高校	中学校		
2005	2010.35	90.44	43.15	192.88	596.95	1066.39	145.94
2006	2050.00	97.20	52.75	196.25	570.82	1023.40	171.18
2007	2095.19	103.28	67.37	197.33	532.48	982.67	172.82
2008	2130.81	108.40	70.73	196.50	499.74	944.25	185.49
2009	2158.63	111.94	68.30	193.24	476.09	914.42	227.28
2010	2181.58	115.13	69.78	192.13	459.89	887.34	265.41
2011	2208.71	117.14	73.19	195.92	442.14	869.04	294.79

(出典) 新疆ウイグル自治区統計局「新疆 統計年鑑」, 2012年。

⁷ 2000年9月から、国家は北京、上海などで12の経済の発達している内地都市の13の高校で新疆の学生の勉強する“新疆高校クラス”を創立しました。

⁸ 2004年9月から、自治区政府ははウルムチ、克拉瑪依、石河子など8の経済の発達している都市の16の中学校、高校で未発達している南新疆の学生の勉強する自治区内“中学校クラス”、“高校クラス”を創立しました

2013年、中国内地で新疆中職班を開校した都市は9都市で、設立学校は33校、新規の受け入れ学生数は2,403人で、在校生は0.84万人になった。2011年、人口1万人あたりの就学前幼稚数は295人で、小学校在校生は869人、中学校在校生は442人、普通高校在校生は196人、普通中等専門学校在校生は73人、普通大学在校生に117人だった。

2. 新疆少数民族人材育成状況

2.1 建国前の新疆少数民族の人材状況（1949年まで）

この時期、新疆の少数民族教育は非常に遅れており、規模が小さく、唯一の不完全な高等教育機関——新疆学院があり、教師数が30人前後で（少数民族14名）、学生数は379人、その中で少数民族学生数はたった185名。中等の専門学校は11校で、学生数が1,975名、その中で少数民族学生数は1,266名、教師数は134名（内は少数民族76名）。当時の少数民族の人口から計算すると、一万人あたりの専門学校生は3人で、大学生は0.4名。大多数の青年は入学機会がなく、就学年齢児童の入学率は19.8%だった。非識字者率は90%以上だった。

2.2 建国後の少数民族人材状況（1949年—1966年）

新中国の建国後、少数民族人材育成は議事日程として上げられた。1950年11月、政務院は〈少数民族幹部育成方案〉の実施を承認し、全国少数民族人材育成の幕を開けた。〈方案〉の精神によると、自治区から大量の少数民族を内地の教育機関に派遣し、新疆でも大学、共産党学校、民族師範学校、民族中学校及び職業技術学校を設立し、または内地の大学に新疆班の設立を依頼し、大量の政治、経済、文化などの各分野で活躍する専門技術人材を育成した。

新中国成立後当初、新疆の少数民族幹部はたった3,000人余りだった。全新疆で専門技術分野の少数民族スタッフはたった460人だった。1955年自治区が成立したとき、全新疆の少数民族幹部は4.6万人までに増え、新疆ウイ

グル自治区設立10周年のとき（1965年）、には全新疆で6.7万人の少数民族人材に達した。

2.3 “文化革命”時期の人材育成状況（1966年—1976年）

10年間に渡る“文化革命”期間中、少数民族人材育成事業は激しく破壊され、民族学院、民族幹部学校、民族幹部育成班などの教育機関が停止に追い込まれた。自治区内の新疆大学、新疆医科大学、新疆経済学院が前後にして4年から6年間学生の募集を停止した。結果、少数民族の人材源を失ってしまった。この時期、少数民族の人材が大きな破壊を受けたが、少数民族の政治と携わる幹部が大きく増加し、1975年の自治区設立20周年のころには9.3万人にまで達した。

2.4 改革開放初期の人材育成状況（1977年—1987年）

1978年11回目党大会が開かれ、改革開放が実施され、少数民族幹部の発展が明らかに加速した。センター試験制度が復帰され、全国の民族学院及び少数民族地区の大学が少数民族学生の募集を再開した。1978年、自治区の少数民族幹部は11.42万人で、少数民族の専門技術者2.8万人に達し、当事の少数民族幹部総数の25.27%を占め、開放当事の460人から62.7倍増加した。

1984年になると、全新疆少数民族幹部は19.2万人に達し、自治区幹部総数の44.4%を占めた、一方少数民族の色々な分野で技術に携わる人材が11.5万人に達し、全体の46.58%を占めた。1985年末には、自治区の少数民族幹部は20.1万に達し、自治区幹部総数の44.4%を占め、1949年の開放当事の67倍になった。自治区全体で科学技術と携わる少数民族は11.5万に達し、自治区全体の技術幹部の45.86%をしめ、解放当事の251倍になった。

2.5 改革解放後後期の人材育成状況（1988年—今まで）

自治区党員会、自治区人民政府は新疆の改革解放と現代化建設を出発点とし、少数民族の幹部育成を更に強化すると共に、少数民族幹部の育成計画と段階性目標を制定し、現実的な措置を採用し、共産党学校及び幹部学校、区内派遣訓練、内陸へ派遣交流を通して、少数民族幹部の科学的決断力、市場

経済を牽引する能力、複雑な局面に対応する能力、法に基づき法を実施する能力及び社会全体を管理する能力を高めた。毎年大量の少数民族幹部が中央共産党学校、天津大学、大連理工大学などの大学で研修を受け、論理的資質、事務能力、政権を行使する能力を強化した。⁹

写真3. 少数民族双語教育教師育成(1)



(出典) <http://image.baidu.com/>

写真4. 少数民族双語教育教師育成(2)



(出典) <http://image.baidu.com/>

3. 新疆少数民族教育及び人材養成の方法と経験

3.1 少数民族教育を高度に重視し少数民族教育に投資し続ける

自治区党委員と政府は少数民族教育事業発展を新疆教育の柱とし、重視してきた。自治区教育の発展計画を制定する際、優先的に少数民族教育の発展規模と速度を保障し、優先的に少数民族教育の発展のために予算と経費保障してきた。

3.1.1 無料の義務教育事業を実施した。

9年間義務教育の普及を加速させるため、2013年秋から南新疆の四つの地域（ホータン地区、カシガル地区、キズルキルギス自治州）と県、市他の村に対して、国家及び自治区が貧困をサポートし、56の県で205万の学生に対して、教科書無償、雑費無償の制度を実施した。

⁹ 李慧、李儒忠等「少数民族人材育成発展の歴史的背景、『貴州民族研究』、2008年第三期。

3.1.2 基礎教育特に農村の基礎教育を積極的に改善した。

2007年国が“中西部農村中学校校舎改造プロジェクト”を実施し、重点的に30の県の中学校の学生宿舎、食堂、トイレなど生活施設を改善した。2003－2006年、中央の新疆の教育に投資した投資額は11.1億元、新疆政府の投資額は4.8億元を投資し、新疆の小中学校の校舎ビルの危険、欠陥などの多くの問題を解決した。

3.2 大学教育に対する投資を徐々に増加させる

第一に新疆大学の“2 1 1 プロジェクト”に4億元を投資した。第二に大学の重点専攻を支持し基礎研究の研究施設改善した。第三に危険な学校校舎を改善した。第四に貧困学生に対して補助金を出した。1994年から自治区は貧困学生に1,500万元の補助金支出した。補助基準は三等級あり、一等年間4,800元、二等4,000元、三等3,500元とした。

3.3 教科書を多言語で出版し、各民族が母国語を使用する権限を保障した

新疆の基礎教育はウイグル、漢語、カザフ語、モンゴル語、シボ後、キルギス語、ロシア語など七つの言語で行う。自治区の大学で部分的にウイグル語、モンゴル語、カザフ語使用して研究活動を行う。民族教育のニーズに合わせ、新疆はウイグル語、カザフ語、モンゴル語、キルギス語、シボ語で教科書を出版物することを堅持してきた。

3.4 漢語教育に力を入れ、少数民族教育の質の向上を促進

“双語”教育（少数民族言語と漢語）の強化は、長い間新疆の少数民族教育事業発展の重要な戦略とされてきた。新疆ウイグル自治区が設立されて以来、各地域の中学校はずっと漢語講義を設けてきた。少数民族学生が大学に進学語、1－2年間の中国語を勉強し、その後自分の専攻分野で教育を受けた。2010年10月発行された<新疆ウイグル自治区少数民族学前及び小中学校教育2010から2020年発展規格（意見応募）>で、新疆は各地域の現状に応じて、“双語”教育を前面的に普及すること、2012年には就学前クラスの2年

間の“双語”教育を普及すること、2015年まで基本的に小中学校学生に対して多パターン“双語”教育を普及することを、2015年まで全面的に小中学校学生に対して“双語”教育を普及することが決められている。

3.5 少数民族教師部隊の建設を強化

少数民族教師を育成するため、各種師範学校の建設が強化され、全新疆で少数民族教師を育成する様々な体系とネットワークが形成された。積極的に少数民族教師の研修を高める措置がとられ、特別な措置を採用し学術的に引っぱり役の人たちが育成された。全国の38の大学が新疆の大学向けの教師を育成する任務を負担すると共に新疆の高校向けの教師を育成するために定期的な研修を行った。

2004年には、新疆の小中学校で“双語”で教育を行えない教師たちに対して、全日制の研修を1－2年を行った。同時に国家は新疆の中国語教師を育成するプロジェクトを支援し、内陸で少数民族教師の中国語教育研修をスタートし、少数民族教師を内陸部で研修させ、内陸の大学が新疆の教師を育成を支援するプロジェクトも支援した。

3.6 遊牧地域の教育深刻な問題として、下宿制の小中学校を発展させ、遊牧地域教育遅れを改善する

遊牧地域の小中学校の教育水準を上げるため、自治区政府は1978年遊牧地域で下宿制の学校を発展させることを決めた。遊牧地域は広く、学校が分散されていることを考え、全日制、全下宿制の学校を主体する教育方針を提案した。1995年以降、遊牧下宿制の学校の補助金は毎月一人の学生あたり14元から25元に引き上げられた。2013年年末までに、全新疆で下宿制小学校は（遊牧地域）474校、在校生は36.82万人で、下宿制中学校は539校で、在校生は43.6万人で、下宿制高校は245校で、在校生は19.76万人にまで達した。

もっと幅広く新疆少数民族人材の育成を加速させる

3.7 内陸の大学が新疆協力計画を支援する

国家教育部、国家民族委員会及び新疆ウイグル自治区人民政府は4期に

渡って新疆協力計画支援を実施し、國務院所属の各省、市の70余りの大学（中国語研修学校を含む）がこの任務を負担した。協力計画以外に、内陸の沢山の大学が中国語で受験した少数民族学生（民考漢混在）を採用した。

3.8 内陸新疆高校班を開校

新疆の人材育成を更に加速させるため、國務院が2000年の秋から北京、天津、上海などの12の都市で新疆高校班を開校させ、始めに新疆から1,000人を採用し、25のクラスに分けた。教育部が内陸新疆高校は四年制（一年間の中国語勉強含む）で、学生の募集対象は遊牧地域の少数民族が80%以上、漢族農民出身の学生が10%前後と決めた。

3.9 自治区内で中学校を開校

辺境の貧困地域の教育機会とその水準の差を縮小すると学生募集数が年々増加している内陸の高校のニーズにあった学生源を確保するため、自治区党委員会が2004年9月から内陸の高校の模式を参照し、ウルムチ、カラマイ、石河子、昌吉、奎屯、庫爾勒、アケス及びクムルなど八つの都市で区内中学校を開校した。自治区政府の規定によると、区内中学校の入学者数は2004年1,000人で、2006年は5,000人、その後毎年5,000人規模で採用枠を保持し、今その総数は9,000人に達している。2013年には区内の中学校生数規模が2.23万人に達している¹⁰。

3.10 新疆少数民族特別科学技術特別人材の育成”プロジェクト

1992年以来、国家は“新疆少数民族中核人材特種育成プログラム”を前端的に開始した。この計画は新疆少数民族の専門技術スタッフの素質とレベルを更に上げることと、彼らの総合的な素質と能力を上げるに重要な役割を果たした。このプロジェクトが実施されて以来、新疆少数民族の専門技術スタッフの規模が大きく変化し、その数は8.6万人から34万人に達した。

¹⁰ 新疆ウイグル自治区教育庁「2013年新疆ウイグル自治区教育事業の發展統計官報」。

3.11 大学に新入生を募集する際、少数民族受験者に対して低い採用合格ライン設ける優遇政策

1986年から、新疆の少数民族の大学受験生に関して優遇点数を与える政策がとられ、中国語でセンター試験に参加したウイグル族、カザフ族、モンゴル族、キルギス族、タジク族、シボ族、ウズベック族、タタル族、達斡尔族、チベット族、ロシア族の11の民族の学生に対して大学合格ラインを漢族の受験生より100ポイントも低くし設定した。片方の親が漢族の場合30ポイント低く設定した。回族の受験生に関して10ポイント優遇した。2004年新疆の普通大学の募集制度も調整、両親両方が少数民族の場合50ポイント優遇、一方が少数民族の場合10ポイントを上乗せするようにした。

4. 少数民族教育及び人材育成における問題

4.1 少数民族教育の質が低い

新疆の少数民族教師部隊の質が全体的に低く、教育と改革に追いつかず、“双語”教育の必要要件も満たしていない。大学受験合格ラインが教育質の一つにバロメータでもある。2013年漢語教育を受けて学生と母国語で教育を受けた学生の大学受験合格ラインの差は、一類大学で116ポイント、二類大学では78ポイントにもなっている。これらは少数民族学校の理學面で質が比較的低いことを表している。

4.2 農村地域の義務教育基盤が弱く、児童の入学率も低い

中学校卒業者の高校入学率も全国平均より低く、西部の省区の平均よりも低い。義務教育の発展の度合いは不均衡で、村と村、区と区、学校と学校の間でも相当の差がある。農村地域の基礎教育が希薄で、特に高校進学率が低い。酪農地域の学校が分散し、規模が小さく、学校の効率も悪く、学校の位置がよくないなど地理的なことも変わっていない。

4.3 少数民族小中学校教師、特に南新疆の教師の数が少なく、質も低い

2013年年末まで、南新疆各地区、州で小中学校教師が依然として不足して

いる。小中学校の教師不足と構造的な不均衡問題が顕著であるのも事実である。全新疆の小中学校、特に農村地域の教師の知識、教学能力また全体的な質も教育の要求を満たしていないため、更なる改善が必要。多数小中学校の教師の学歴と実際の教学水準は比較的に低い。

4.4 教育投資は不足し、教育発展妨げの要因に

一方、新疆の経済発展が高くないため、財政的な問題も深刻だ。その一方新疆は多数の民族が存在し、小中学校では6種類の言語を使用して教育活動を（ロシア語学校は2006年閉校）、大学、専門学校は4種類の言語を使用して教育活動を行うため、教育資源が分散されて、教育原価は高くなり、教育基礎も希薄でなってしまう、教育投資は教育発展のニーズを満たしていない。大学だけを例に挙げても、新疆の大学に分配した国家予算は全国のその他の地域より絶対的にも平均的にも低い。

4.5 “双語”を推進するのはもっとも困難

新疆で“双語”教育に従事する教師のレベルが低く、教え方もよくない。これは自治区内で“双語”を推進するのに大きく妨げになっている。規定によると、教師資格獲得する基本要求は以下のとおり。小学校教師がHSKで3級、中学校教師が4級、高校教師が5級に到達することが求められている。然し、40%の教師はこの基準を満たしていないのが現状だ。漢語検定試験で8級、7級、6級の達した教師は非常に少ない。

4.6 新疆の大学生の就職率が低い

近年30%前後の少数民族学生が就職できておらず、南新疆の就職問題は更に深刻である。2003年、全新疆で少数民族大学生の就職率は72.98%で、逆に漢族大学生の就職率は96.91%で、その差は20%もある。2009年の大学生の就職活動で内定が確定した漢族学生は30%未満で、少数民族大学生の内定率は5%未満である。これらから大学、専門学校卒業した少数民族学生の就職問題が深刻であることが分かる¹¹。

¹¹ 居来提・色依提、「新疆における少数民族の大学卒業生に対する雇用政策」、『アジア研究所記要』、2013年12月。

5. 少数民族教育及び人材教育に対する更なる提案

5.1 教育の質を上げることをもっと重要事項と位置づける

自治区党委員、人民政府教育庁、各級教育行政部門、各学校はこの問題の重要性を認識し、農村の（学校）から始め、詳細を見逃さず、それぞれの学校は確実な措置を制定して、それを真剣に実行して現実的な行動を取る。

5.2 少数民族教育に更なる投資を

少数民族教育に対してもっと投資をし、農村地域の小、中学校の校舎を改造、改善する。徐々に、新疆農村の子供たちの高校教育の学費を無料にすると同時に国家が専門的な機関を設け、農村地域の学生に助成金を提供すると同時に学費減免をすることを提案する。少数民族地域で師範学校に対しても教育部直属の師範学校と同じく学費減免政策を適用し、地質、炭鉱、水利、農林業など比較的難度の高い専門に関しても、学費減免、下宿減免と共に生活費を補助する。

5.3 教師育成を最重要課題として捕らえる

新疆の教育の質が低く（特に少数民族教育）、自治区の経済の発展と少数民族自身の発展の妨げとなっている。新疆の教師部隊の質を上げるのに以下の五つの方面のから着手することが必要である。

第一、漢語レベル：近年の自治区の少数民族教師に対する“汉语”研修が大きな成果を上げた。然し研修の量と質からすると、社会のニーズを満足することができない。現実から見ると、内地での研修の効果が大きく、自治区内で研修の効果はそうでもない。したがって新疆は少数民族教師の漢語レベルあげることと、研修のあり方について巨大な投資し、確実に研修の質を上げなければならない。

第二、専門知識。小中学校で大多数の教師が数学、物理、化学、生物学、地理、歴史、政治などの科目を担当し、これらの科目も専門性が非常に高い。少数民族教師が漢語を使って、少数民族の学生にこれら科目を教えるのは簡単なことではない。新疆では熟練されたこれらの教師が不足すると同時に、

自分が担当している科目に自分も合格できないの事実だ。この問題が新疆関係機関の注目を引いている。

第三、教える能力。“教える”こと自体が一つの科学であり、芸術である。“教える”ことは論理的な問題だけではなく、実際の問題でもある。私たちの各地の小、中学校に対する調査によると、先生たちの“教える”能力が低く、科学的に教室を組織することができない、しかも、“教える”方法も遅れている。どのようにして教師の“教える”能力を上げるかということが自治区教師育成内容の重視すべき問題でもある。

5.4 現代のデジタル技術の力の十分に利用する

現在、新疆の大学、専門学校、都市の小学校で教育設備、IT 技術が大きく改善された。しかし、農村と酪農家地域での小学校の設備と都市の差は依然と大きい。国家の支援で先進設備を導入し、この差を小さくする必要がある。主にインターネットなど駆使し、遠隔教育を実現する必要がある。

5.5 “双語”教育を更に発展させる

“双語”教育を幼稚園から始め、小学校から力を入れる必要がある。住民の住んでいる割合と言語環境の違いによって、都市と田舎で暮らす児童の漢語レベルも大きく異なる。近年少数民族の間で漢語教育推進するのに、ある程度の思想的な障害があるのも事実だが、最近、少数民族民衆の間で子供たちが漢語を勉強する積極性も頂点に達した。しかし現実問題として漢語を教える教師の不足に直面している。

写真5. 幼稚園双語教育(1)



(出典) <http://image.baidu.com/>

写真6. 幼稚園双語教育(2)



(出典) <http://image.baidu.com/>

5.6 専門技術教育も力を入れる

長い間新疆の少数民族に対して、大学、専門学校などで学歴教育が行われ、それが学生の就職難という問題を起こすことになった。新疆経済大きく発展させるため、新しい形の工業化や新規の集落発展のため、大学と専門学校では社会のニーズにあった専門技術を押していく必要がある。

5.7 人口が少ない少数民族の教育事業の重視

人口がもっとも少ない縁辺集落の少数民族、例えばタジク族、キルギス族、シボ族、達斡族、タタル族、ウズベック族などの少数民族に対して優遇政策を取り入れる。同時にその地の小学校を支援すると同時に、新疆内の及び内陸の中学校で彼らの為の特別な枠を設ける。大学受験では特別に優遇する。

5.8 大学、専門学校卒の少数民族学生の就職問題

現在、新疆少数民族大学、専門学校卒業生は就職難に晒されている。従って、大学は経済社会のニーズに適応し、選抜された専攻を設け、教育で改革

を行い、人材育成計画を改善して、教育質を高め、経済社会の成長に合った優秀な人材を育成しなければならない。各政府、大学、専門学校が就職指導を強化しなければいけない。

5.9 少数民族教育研究の強化

改革発展の中で新疆少数民族教育が直面した問題は様々で、かつ複雑であり、多くの問題をいっぺんに解決するのは難しい。そのため、少数民族教育に対する調査、研究は急務となっている。自治区教育厅に毎年研究ガイドを組み入れることを提案し、研究テーマ確定、入札募集方式を採用して、研究者と現地のスタッフが念入りに調査研究を展開し、新疆少数民族に対して改革の発展中に現われた新しい見解と問題に対して、解決策と計画を提案し、それを戦略的に行なわなければならない。

参考文献：

1. 郭宁、王珍「近代少数民族教育の発展に対する試論」、『石河子大学学报』、2006年2月。
2. 吴福环、葛丰交等「改革解放後の少数民族教育の発展」、『新疆社会科学』、2008年第二期。
3. 新疆ウイグル自治区教育厅「2013年新疆ウイグル自治区教育事業の発展統計官報」。
4. 新疆ウイグル自治区統計局「新疆 統計年鑑」, 2012年。
5. 李慧、李儒忠等「少数民族人材育成発展の歴史的背景」、『贵州民族研究』、2008年第三期。
6. 居来提・色依提「新疆における少数民族の大学卒業生に対する雇用政策」、『アジア研究所記要』、2013年12月。

履歴：

居来提. 色依提、男、1967年11月生、教授、経済学博士、新疆财经大学。電話：13139872866

Success Factors of Participatory Irrigation Management: Case of the Busao Communal Irrigation System in Bohol, Philippines

Ieko KAKUTA

Faculty of International Relations, Asia University, Tokyo, Japan

Abstract

The National Irrigation Administration (NIA) in the Philippines has promoted participatory irrigation management (PIM) in Communal Irrigation Systems (CISs) since the mid-1970s; however, CIS performance has generally been poor. One exception is the Busao CIS in Bohol Province and its water users association (WUA), the BATS Irrigators' Association (IA). This study examines the factors behind the successful management of the Busao CIS and BATS IA, using the theories of common-pool resources management proposed by Ostrom (1990) and Freeman (1989, 1992). The fundamental reason for the successful performance of the BATS IA is that it uses a distributional share system, which Freeman refers to as the heart of an effective WUA. In the BATS IA, the irrigation service fee (ISF) is set as 10% of the harvested rice, which is considered to be almost equivalent to the volume of water a member receives. Thus, the water volumes received by each member are roughly proportionate to the share of system costs paid by each member. Additionally, the BATS IA conducted canal cementing to ensure that irrigation water can reach downstream, based on external aids from the Embassy of Japan (EOJ) and the NIA. Further,

the IA water tender monitors and cleans the canals every day to avoid a water shortage. Consequently, the BATS IA can attain equal water distribution within the CIS. Moreover, the number of members on the Board of Directors selected from each barangay (village) is proportionate to the number of IA members of each barangay. As such, in the BATS IA, a member's share of cost is proportionate to his/her share of water and share of vote. Therefore, a distributional share system exists in the BATS IA, and the sense of fairness is shared among IA members. In addition, the BATS IA has sophisticated irrigation management systems that fit the theories of Ostrom and Freeman. Therefore, the BATS IA has cooperative IA members that participate in IA activities and follow IA bylaws, leading to equal water distribution across all parts. The irrigation facilities are also successfully operated and maintained by the BATS IA. There are few conflicts, and the IA can attain 100% ISF collection. Further, since the BATS IA has the ability to negotiate with outsiders such as the NIA, local government, and EOJ, the latter can assign the IA with many projects and provide assistance. Consequently, the BATS IA has stable and successful IA management in the long run.

I. Introduction

In irrigation management, irrigation management transfer (IMT) has become popular worldwide. IMT aims to transfer the management of an irrigation system, which was managed by the government until the canals reached their lowest level, to the beneficiary farmers (i.e., water users). To make IMT successful, it is necessary to establish participatory irrigation management (PIM) in which a water users association (WUA) manages the irrigation system. IMT is expected to not only reduce the government's

management costs, but also improve the management efficiency of irrigation systems owing to the intensive management undertaken by beneficiary farmers.

Since the mid-1970s, the National Irrigation Administration (NIA) in the Philippines has promoted the PIM approach for Communal Irrigation Systems (CISs), which irrigate farmer-owned and -managed areas below 1000 ha. In the 1980s, the NIA expanded this approach to National Irrigation Systems (NISs), which are owned and managed by the government and cover more than 1000 ha. The NIA assigns an Institutional Development Officer (IDO) to the irrigated area to organize a WUA, referred to as an Irrigators' Association (IA), before the construction of any CISs and NISs (Bagadion and Korten, 1991).

However, the performance of PIM has generally been poor (Maleza and Nishimura, 2007). The average collection rate of the Irrigation Service Fee (ISF) from 1998 to 2000 was only 38% for NISs, and 80% of NISs were reported to need prompt repair. Moreover, a survey by the NIA of 1674 IAs in 1999 showed that 38% of these IAs were not functional (KRI International Corporation, 2001).

Nonetheless, some successful cases can be found, including the Busao CIS in Bohol Province in the Philippines and its WUA, namely the BATS IA. Thus, this study examines the factors behind the successful management of the Busao CIS and BATS IA, using the theories of common-pool resource (CPR) management proposed by Ostrom (1990) and Freeman (1989, 1992).

The rest of this paper is organized as follows. First, the analytical framework and methodology of the study are presented. Next, the irrigation system and IA are described. Then, the performance of the irrigation system is evaluated. Finally, in the conclusion, the reasons for the

successful management of the system are considered.

II. Analytical Framework and Methodology

1) Theories of CPR Management

Evaluating the management of an irrigation system demands an appropriate analytical framework. Since the irrigation water and system that delivers water to beneficiary farmers are considered to be CPRs, which are commonly managed by local people, the author applies Ostrom's (1990) design principles of long-enduring CPRs and Freeman's (1989, 1992) distributional share system model to assess performance.

Ostrom's (1990) design principles are illustrated by case studies of long-enduring CPR institution, such as the Philippines' Zanjera traditional irrigation system and cattle grazing on the Swiss Alps. According to Ostrom (1990), although there are differences among CPR settings, long-enduring and self-governing CPR institutions share eight design principles. If a CPR institution does not share these eight design principles, it cannot avoid free-riders, who break its rules and appropriate resources unfairly without fulfilling their obligations as members of the institution. As a result, the deterioration and dysfunction of the CPR institution ensues, finally leading to the depletion and destruction of the resources themselves (see Table 1) (Ostrom, 1990)ⁱ.

Freeman's conceptual model is equivalent to Ostrom's design principles; however, it is specially formulated to apply to irrigation systems and WUAs. His conceptual model was drawn from his own case studies in the

ⁱ For a detailed explanation of the eight design principles of long-enduring CPR institutions, see Ostrom (1990, pp.88-102). Ostrom was awarded a Nobel Prize for economics in 2009 because of this research on CPR management.

Table 1. Ostrom's design principles illustrated by long-enduring common-pool resources (CPR) institutions

1.	Clearly defined boundaries Individuals or households who have rights to withdraw resource units from the CPR must be clearly defined, as must the boundaries of the CPR itself.
2.	Congruence between appropriation and provision rules and local conditions Appropriation rules restricting time, place, technology, and/or quantity of resources units are related to local conditions and to provision rules requiring labor, material, and/or money.
3.	Collective-choice arrangements Most individuals affected by the operational rules can participate in modifying the operational rules.
4.	Monitoring Monitors, who actively audit CPR conditions and appropriator behavior, are accountable to the appropriators or are the appropriators.
5.	Graduated sanctions Appropriators who violate operational rules are likely to be assessed graduated sanctions (depending on the seriousness and context of the offense) by other appropriators, by officials accountable to these appropriators, or by both.
6.	Conflict-resolution mechanisms Appropriators and their officials have rapid access to low-cost local arenas to resolve conflicts among appropriators or between appropriators and officials.
7.	Minimal recognition of rights to organize The rights of appropriators to devise their own institutions are not challenged by external governmental authorities.
8.	(For CPRs that are parts of larger systems) Nested enterprises Appropriation, provision, monitoring, enforcement, conflict resolution, and governance activities are organized in multiple layers of nested enterprises.

Source: Ostrom (1990:90).

western United States, Pakistan, and Nepal as well as from other case studies of successful irrigation systems globally. According to Freeman, to manage an irrigation system successfully, a WUA should be sufficiently

Table 2. Freeman's six essential characteristics of an effective WUA

1	Leaders of the local organization should not be cosmopolitan outsiders but irrigators representing the various reaches of the local canal system.
2	Leadership and staff of the local organization are responsible to local members.
3	Water delivery is dependent on the fulfillment of organizational obligations (distributional share system).
4	The water share system should remove head and tail distinctions in service queues (distributional share system).
5	Water resource control of members is high.
6	Propensity of members to support the local organization is high.

Source: Freeman (1989:25).

effective to provide efficient and equitable water control. Indeed, Freeman (1989, 1992) presents six essential characteristics of an effective WUA, as shown in Table 2.

Among these six essential characteristics, Freeman categorizes the third and fourth ones as the “water share distributional system” (i.e., a distributional share system) and points out that this system is at the heart of any effective WUA.

Freeman (2009) states that if the first four attributes, namely local leadership (attribute 1), the leadership responsibility of local members (attribute 2), and the existence of a distributional share system (attributes 3 and 4), are fulfilled, the remaining two (water control ability and the propensity of members to support the local organization) will be realized. Therefore, the last two attributes are outcomes of the first four.

On the contrary, if the irrigation system lacks a distributional share system, upstream farmers have no incentive to invest in activities aimed at improving the condition of the canals in the downstream part. This results in inequitable water distribution between upstream and downstream

farmers (Freeman, 1992), lowering the ability of the WUA to control water as well as the propensity of downstream members to support the WUA (Freeman, 2009).

Indeed, Freeman (1992) points out that a sense of fairness must be shared among WUA members to manage an irrigation system sustainably in the long run. Hence, a distributional share system should be introduced into WUA management, which has the following three aspects: (1) share of water, (2) share of cost, and (3) share of vote.

While water share arrangements may vary considerably from locale to locale, Freeman (1992) points out the three important considerations to making WUAs successful. First, each member's share of water should be equivalent to his/her share of cost; that is, the water volumes received by each member are roughly proportionate to the share of system costs paid by each member. Second, a WUA should remove head and tail distinctions in the service queue; it provides the same volume of water per unit area in the command area of the irrigation system. To do so, it needs to measure the water volume used on each member's farmland. Third, conflicts in a WUA are resolved based on each member's share of vote.

On the above-mentioned second consideration, Freeman (1992) explains,

“The water share system overcomes the problem of distributing inequitable volumes of water to the head and tail location of irrigators
···Head irrigators are uninterested in spending their money on behalf of those less well located. [Therefore,] head-tail problems can hobble WUA's. On the other hand, it is quite possible to organize the head-tail distinction out of the irrigation community and create a common interest of all - head and tail - in the performance of the canals.

Irrigators do this by measuring water volume delivered to the field gate. If water is distributed by volume, or some rough approximation of it, and if a poorly performing canal delivers a given volume only over a longer period of time toward the tails, and if 'head' farmers cannot obtain their next delivery until the tails are served, they will feel the pinch of poorly performing canals and become interested in their improvement. Water lost downstream is also lost to [head farmers]. All irrigators then share a common interest in investing in the best possible canal management." (Freeman, 1992, p. 3)

Freeman's distributional share system means that a member's share of cost for system management is proportionate to his/her share of water and share of vote in the management of a WUA. If a member's share of cost is larger, his/her share of water and share of vote in the WUA will also be larger (Freeman, 1992). This is clearly decided as the WUA's rule and applied in WUA management. In addition, a WUA should have a management rule that if a member receives more benefits (e.g., water in a timely way) than do other members, he/she must pay more management costs (e.g., via an ISF or in labor, materials, etc.). If the member receives less water than others, his/her management cost should be less (Freeman, 2009).

According to Freeman (1992), if a distributional share system is introduced into WUA management and if the equity (i.e., equivalence of each WUA member's share of cost and share of water) is made known among WUA members, any non-payer or free-rider who breaks the equity among beneficiaries will be readily identified and sanctioned. Therefore, each member will be inclined to comply with the rules and members will

be able to resolve conflicts among themselves.

On the contrary, if such free-riders are not sanctioned, other members also tend to act in the same manner. Hence, free-rider behavior becomes prevalent in the irrigation system. This discourages members who are honest and good payers, who may choose to withdraw from WUA management. Then, the activities of the WUA become inactive and the performance of the irrigation system drops (Freeman, 2008).

A sense of fairness must thus be constantly shared among members for a WUA to be successful. To encourage this understanding of fairness, the obligation of each member must be equivalent to his/her benefit and must be known to all members. That is, the volume of water received by each member and organizational obligations (e.g., ISF payment and provision of labor) borne by each member must be clear to all. Therefore, the volume of water delivered to each member's farmland must be measured. In addition, the irrigation system must have suitable irrigation facilities (canals and farm ditches) to provide irrigation water to the farmland of individual member.

On the contrary, if members share common turnouts and, therefore, do not know the exact volume of water used by each member, any members who feel their burden is larger than their benefit will be dissatisfied, possibly leading to withdrawal from the WUA. However, it is difficult for central government agencies or large donors to design detailed plans for irrigation facilities that cover every farm ditch and turnout at the individual farm level because of insufficient labor, budget, and construction periods. Such complicated work should thus be undertaken at the local level (Freeman, 2008).

For this reason, Freeman states the importance of local leaders and

staff being accountable to local members (the first and second essential characteristics). As an outsider, a staff member of the central government agency, even one with deep knowledge of irrigation engineering and highly motivated to do his/her job of managing irrigation systems, cannot attain the specific local knowledge on individual irrigation systems that is needed for the management of an effective distributional share system at the site. Furthermore, an outsider would be unable to create local social capital, which is necessary for resolving the conflicts and problems that occur in irrigation systems among beneficiaries. Such conflicts and problems should be resolved by local people themselves; accordingly, the members of the Board of Directors (BOD) and staff should be composed of local farmers (Freeman, 1992).

In sum, Freeman's distributional share system means that a member's water delivery and voice are dependent on the fulfillment of organizational obligations (a member's share of water and share of vote are proportionate to his/her share of cost), and water is allocated equally from the upstream to the downstream parts in the irrigation system. In this way, the head and tail distinction of water delivery is removed from the irrigation system. Therefore, to introduce a distributional share system, an irrigation system needs to pursue the following six aims:

- (1) To secure sufficient water sources for the irrigation system;
- (2) To have irrigation facilities that can allocate water equally to the whole irrigation system from the head to the tail parts (i.e., allocate the same volume of water per ha);
- (3) To make clear to WUA members the volume of water each member receives and the obligations fulfilled by the member, therefore levying the ISF by volume of water (not by size of farmland), and to measure

the volume of water delivered to each farmland;

- (4) To have a WUA with a monitoring function that can enforce sanctions on the violators of WUA rules and that can resolve conflicts to avoid free-rider behaviors;
- (5) To have a leader with strong leadership skills and support from members, thereby allowing the WUA to enforce the management rules; and
- (6) To have a good relationship between the WUA and government organizations and to ensure that these government organizations have sufficient funds and technical skills so that the WUA has the necessary support at the appropriate time from governments and/or donors.

Case studies of successful irrigation systems that have distributional share systems and Freeman's (1989, 1992) essential characteristics of effective WUAs have been carried out (Freeman, 1992; Maass and Anderson, 1978; Martin and Yoder, 1988; Siy, 1982). This study assesses the successful performance of the Busao CIS in Bohol Province, Philippines, using Freeman's essential characteristics of effective WUAs and Ostrom's design principles. Among Ostrom's eight design principles, the second (congruence between appropriation and provisional rules and local conditions) is considered to be equivalent to Freeman's third essential characteristics, namely that water delivery is dependent on the fulfillment of organizational obligations (i.e., the distributional share system).

2) Research Method

The author uses the field data gathered from surveys of various stakeholders involved in the Busao CIS in Bohol Province in February

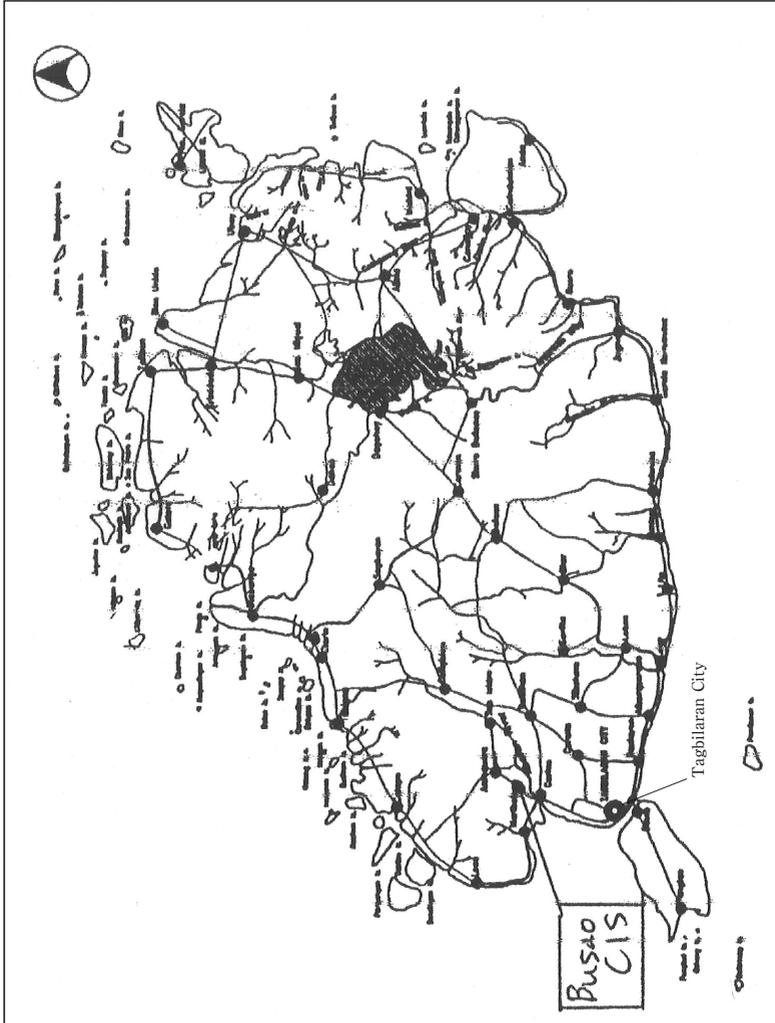
1998, August 1999, and August 2005. Each field survey in 1998 and 1999 lasted two to three weeks, and that in 2005 lasted one day. The survey was conducted by using Rapid Rural Appraisal, especially semi-structured interviews and participatory observations. The interviews asked about respondents' activities in the IA, farm, and social settings as well as their social and family relations. Interviewees consisted of the members of the BOD, employees and ordinary members of the BATS IA of the Busao CIS, officials of the NIA, and staff of the local government of the municipality and villages (barangays) in which the Busao CIS is located.

III. Description of the Busao CIS

The Busao CIS spreads to four barangays: Santo Rosario (including one resident from Bitaugan) in Municipality Antequella and Toril, Busao, and Agahay in Municipality Maribojoc, Bohol Province. The Busao CIS is located 14 kilometers (30 minutes by car) from Tagbilaran, the capital city of Bohol Province. It is located in a rather isolated inland area (see Figure 1). Access to the Busao CIS is insufficient because people have to enter via a terraneous provincial road from a paved national road. In 1998, a public bus travelled to and from Tagbilaran three times a day; another main transportation system was *habal habal* (motorbike taxi). Further, in 1998, three people owned cars in the Busao CIS area, but Mr. M, the IA President, was the only one who drove his car daily.

Farmers in this area are mostly small landowners or small tenant farmers, and thus the economic gap between farmers is small. Landholding size varies from 0.01 to 1.27 ha, and the average size is 0.18 ha. Moreover, farmland is inherited equally by all children. Therefore, landholding size has become smaller from generation to generation. Since a person inherits

Figure 1. Map of Bohol Province. Source: NIA Bohol Provincial Office



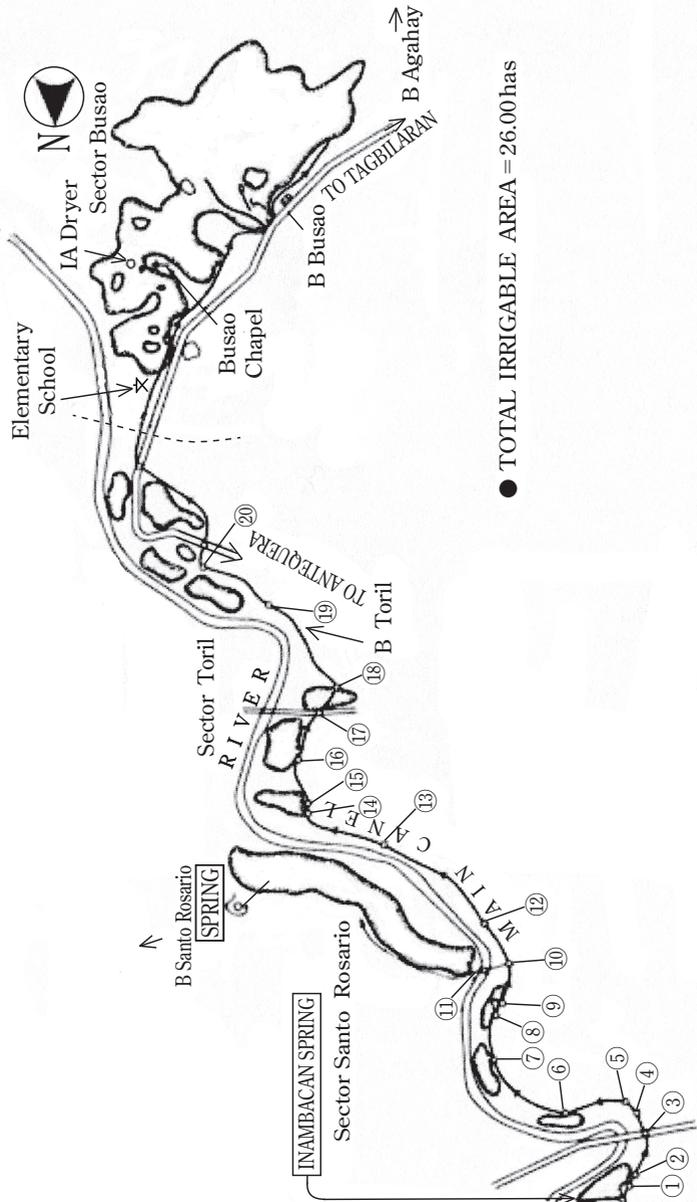
farmland from both the father's and mother's sides of the family, his/her farms are typically dispersed in the area. As such, people produce rice mainly for home consumption, not for sale.

In this area, many formal and informal organizations exist in a barangay, such as those for funerals, weddings, *bayanihan* (mutual assistance), *hog hog* (informal lending), transplanting, and harvesting. Residents in the same barangay have close and multiple social relationships. In the evening, people gather at the waiting shade of their barangay or in front of the *sali sali* store (grocery store), and engage in close information exchanges. Most residents are devoted Catholics, so there is a chapel in each barangay. Among them, only Busao Chapel in Barangay Busao holds mass every Sunday; thus, it plays the role of the central church among the five barangays.

Residents from different barangays are not necessarily as acquainted as those from the same barangay; however, they know each other because of marriages, land dispersions, or the few permanent migrations or immigrations of families in this area. Moreover, they meet each other at Busao Chapel as well as at the Parent-Teacher Association (PTA) meetings of Busao Elementary School and Busao Junior High School, for instance. Hence, the residents in this area are socially, economically, and culturally homogeneous.

The irrigation area of the Busao CIS is rather small, at 26 ha, and it consists of four kilometers of the main canal. Since there is no lateral canal, farmers take water directly from the main canal, which is then delivered to other farms from paddy to paddy. Moreover, the irrigation area is divided into three sectors, from the upper part downward of Sector Santo Rosario, Sector Toril, and Sector Busao (see Figure 2). Since the water source is

Figure 2. Map of Busao CIS. Source: NIA Bohol Provincial Office



a natural spring that provides sufficient water throughout the year, the Busao CIS has sufficient water in both rainy and dry seasons.

The Busao CIS was constructed in 1972 by a Chinese merchant. Based on the agreement with the merchant, beneficiary farmers were requested to pay 10% of their harvested rice as the ISF to the merchant during every cropping season. Since then, farmers have continued this ISF payment system. In 1984, beneficiary farmers requested that the NIA Bohol Provincial Office rehabilitate the irrigation system. Since the NIA requested that farmers organize the IA, as a condition of the rehabilitation work, the beneficiary farmers of the Busao CIS organized the BATS IAⁱⁱ in 1984. By 1998, there were 145 IA members.

The BATS IA is a strong WUA, named the Most Outstanding IA in Region VII in 2003 by the NIA Regional VII Office because of its performance as an IA. The Busao CIS is the only CIS that collects 100% of the ISF among the 32 CISs in Bohol Province. Since it has sufficient water, it provides equal water distribution from the head to tail parts. The irrigation facilities are successfully operated and maintained by the BATS IA. Moreover, the few conflicts in the IA are easily resolved. In addition, since the BATS IA has the ability to negotiate with outsiders, it has received many projects and much assistance from outsiders such as the NIA, local government (municipality, province), congressmen, and the Embassy of Japan (EOJ). For example, the BATS IA received a Grassroots Grant Assistance Project from the EOJ in 1999 to construct the concrete lining of some parts of the earth canal.

ⁱⁱ The name of the BATS IA comes from the first letter of the four barangays, Busao, Agahay, Toril, and Santo Rosario.

IV. Evaluation of the Organizational Performance of the BATS IA

This study proposed that the success of the BATS IA is because its organizational performance fits the abovementioned theories of Ostrom and Freeman, especially in that it has a distributional share system. Freeman's model is first used to assess the BATS IA's organizational performance.

1) Source of Leadership

Freeman points out that WUA leaders should be irrigators representing the various reaches of the local organization. Freeman's model stipulates a "local leader" that can serve and even unite beneficiary farmers and other stakeholders.

One of the success factors of the BATS IA is the contribution of Mr. M, who has strong leadership skills and has successfully built patron client relationships with IA members.

Mr. M has been the IA President since 1984; he lives in Barangay Toril, the middle part of the Busao CIS, and is a Barangay Captain (Village Chief), a political leader of the local area. At the same time, he serves as an informal leader. His grandfather and father were also Barangay Captains of Toril, and he comes from a local elite family in his barangay. Moreover, he is a wealthy person in the community, with a store in Tagbilaran. In addition, he commutes to his store everyday using his own car. People consider him to be honest, fair, and generous; as such, he has many patron client relationships with outside politicians and government officers. By using his network, he can provide much assistance to Barangay Toril and the Busao CIS. Further, he has strong management skills and has solved various problems in CIS management. By using his various positions and

skills, he has provided many benefits to his barangay and IA members. Not only does he allocate water equally among IA members, but he also sometimes brings snacks for the IA General Assembly, using his own money. Once, his car was even used as an “ambulance” that took an emergency patient to a hospital in Tagbilaran. Additionally, he lends money to the barangay people without interestⁱⁱⁱ. Based on such kind manners, people respect him.

Because of the many favors from Mr. M, IA members have become indebted to him; thus, they cooperate with certain IA activities such as the ISF payment and canal cleaning in which Mr. M asks that they participate. In traditional Philippine society, there is a patron client relationship (called *utang-kabubot-on* in Visaya) in which a leader (patron) does favors for his/her followers (client); the followers are then indebted to the leader and must be loyal to the leader to repay the debt. This seems to be the relationship between Mr. M and IA members.

At the monthly BOD meeting of the BATS IA, the BOD presents ideas on various issues as well as discusses and decides the plan. After the meeting, the person who implements the decided plan (e.g., purchase of high yield rice seeds for IA members) is always Mr. M, who has strong relationships with outsiders. As such, Mr. M is very busy, since he simultaneously serves as Barangay Captain of Toril. He always claims that he wants to resign because he is too busy or too old to serve, but the BOD and IA members do not allow him to resign.

As he has stated, “My motto is not how much I can take from the barangay people, but how much I can give to the people.” Therefore, it

ⁱⁱⁱ In Barangay Toril, if one borrows money from a local moneylender, the interest is usually 10% per year.

seems that his interest is not in accumulating financial wealth, but in accumulating social assets from local people (i.e., earning members' loyalty and respect).

2) Staff Responsibility

Freeman notes that the leadership and staff of the WUA are responsible not to the central government, but to local members. To encourage leaders and staff to serve their local members, they should not be appointed by the irrigation agency, but selected by a general election held in the WUA. Moreover, they should be paid not by the government, but by the local members.

The BATS IA had 15 members on the BOD in 1998; some members were elected as IA President, IA Vice President, Secretary, Treasurer, Auditor, and Warehouseman. Their monthly allowance was quite low, at 25 pesos (around \$0.60), making it almost a voluntary service for them. However, they are appreciated by IA members for their "devoted" services. Further, the BATS IA hires a water tender and a bookkeeper as staff members, paid a monthly salary.

The BOD members, including the IA President, are elected at the IA election every two years. Most BOD members have been reelected because IA members want them to continue their duties.

Most BOD members also serve as current or ex-Barangay Captains or Officials (see Table 3). They further serve as leaders of local formal and informal organizations such as the Catholic Church as well as local political and social leaders and, simultaneously, local elites who can manage their own barangay members. Moreover, BOD members have close relationships with each other (e.g., neighbors, relatives, friends, classmates, church

Table 3. The Board of Directors (BOD) of BATS IA in 1998

No	Position at the IA	Barangay	Position at the Barangay	Notes
1	BOD	Santo Rosario	Ex-Barangay Captain	
2	BOD	Bitaugan	Ex-Barangay Official	Including Santo Rosario
3	IA President*	Toril	Barangay Captain	Mr. M. His father and grandfather were ex-Barangay Captains
4	BOD	Toril	Ex-Barangay Official	
5	BOD	Toril	Barangay Official	
6	BOD	Toril	Barangay Official	Mr. M's cousin
7	Warehouseman	Busao	n.a.	1992: Owner of <i>sali sali</i> store. Wife's father was an ex-Barangay Captain
8	BOD	Busao	Barangay Treasurer	Husband is a Barangay Official
9	BOD	Busao	Ex-Barangay Captain	
10	BOD	Busao	Barangay Captain	Husband of Secretary. Father was an ex-Barangay Captain
11	Treasurer	Busao	Ex-Barangay Official	
12	Secretary*	Busao	n.a.	Elementary School Teacher. Husband is a Barangay Captain and BOD member
13	IA Vice President*	Agahay	Barangay Captain	
14	Auditor	Agahay	Ex-Municipality Officer	Father and grandfather were ex-Barangay Captains
15	BOD	Agahay	Ex-Barangay Captain	

Notes: *=BOD since 1984 when the BATS IA was established.

Source: Author's survey.

organization officials) and meet frequently. Since they are close to each other, they become very active BOD members who cooperate with Mr. M.

3) Distributional Share System

Freeman points out that the distributional share system is the core of any effective WUA. This means that water delivery is dependent on the fulfillment of organizational obligations. Moreover, the water share system should remove the head and tail distinction in the service queue. As mentioned above, Freeman says that a member's share of cost for system management is proportionate to his/her share of water and share of vote. It can thus be said that the distributional share system has been introduced into IA management in the BATS IA.

a. Share of Cost at the BATS IA

In the BATS IA, members' organizational obligation is the ISF payment. Since the beginning of the CIS, farmers have agreed that the ISF is set as 10% of the rice harvest. Although many factors influence the size of the rice harvest such as fertility, pests, diseases, and amount of sunshine, people consider the harvest of rice to be larger (smaller) if they receive larger (smaller) amounts of water. Thus, this ISF is considered to be roughly proportionate to the volume of water that each member receives.

Therefore, in the BATS IA, they apply the ISF levied by volume of water; here, the share of cost is equivalent to the share of water. This is very different from the other CISs in the Philippines, which levy the ISF by size of area (e.g., 175 kg (3.5 cavans; 1 cavan=50kg) of rice per ha).

In the BATS IA, the ISF collection system is also unique. One day before the harvest, the water tender of the IA is informed by the *tinakin* (harvester)

that there will be a harvest at a member's farm the next day. Therefore, on the day of the harvest, the water tender and Warehouseman go together to the member's farm. There, the water tender collects 10% of the harvested rice. The collection of ISF rice is overseen by the IA member, *tinakins*, and Warehouseman; as such, nobody can escape this ISF payment on the farm. In this way, the BATS IA can achieve a 100% ISF collection, using this simple yet sophisticated method to avoid free-rider behaviors.

However, there are two exceptional previous cases in which members did not pay their ISF on the farm. In the late 1980s, one IA member tried to secretly take his harvested rice by boat to his house, but he was caught and had to pay the 10% ISF. He made an excuse that because of unexpected rainfall, he had to take the rice to his house to avoid damage and that he did not intend to escape the ISF payment. In the other case, in 1998 on rotation farming land^{iv}, when one farmer from another barangay took his turn at cultivation, he did not pay his ISF at the farm, but brought his harvested rice directly to the water tender's house. The water tender strictly warned the farmer not to do it again. These are the only cases of ISF non-payment on the farm.

b. Share of Water Allocation in the BATS IA

In the BATS IA, before 1999, irrigation water was lost at the earth canal because of canal leakage; moreover, there was a water shortage at the downstream part in the dry season. Therefore, downstream members had to receive water by rotation. In 1999, the BATS IA received a Grassroots

^{iv} In the Busao area, since the size of farmland is very small, farmers who inherit land do not subdivide it, but rather rotate farming during every crop or every year among the inheritors.

Grant Assistance from the EOJ to construct the concrete lining of some parts of the earth canal. After the rehabilitation work, the water shortage downstream was resolved and equal water distribution from upstream to downstream was attained.

Since 1999, the BATS IA has continued to introduce outside resources from the NIA Bohol Office and other donors, and it was finally able to complete the concrete lining of the whole canal of the Busao CIS in 2005. Thus, the BATS IA can supply sufficient water, in a timely manner, to the tail part of the canal.

The water tender is responsible for daily water allocation and canal cleaning. Every day, he opens and closes the intake from the water source (a natural spring) and removes any mud and trashes from the canal to allow the irrigation water to flow smoothly to the tail part. Further, he is responsible for allocating water as well as operating and maintaining irrigation facilities (intake and canal).

In the Busao CIS, since some parts are located on the edge of a cliff, the earth canal has been damaged by landslides caused by typhoons and heavy rain. In this case, the BATS IA has hired laborers from IA members and repaired the canal in a few days. Further, since the BATS IA cemented the whole canal, the repair work needed has become less, which has reduced the IA's maintenance costs. Indeed, because of the concrete lining of the canal and effective daily operation and maintenance, there has been no water shortage downstream since, allowing the BATS IA to attain equal water distribution at the head and tail parts.

c. Share of Vote at the BATS IA

From the BATS IA, in 1998, 15 BOD members were selected from the

four barangays (Santo Rosario, Toril, Busao, and Agahay) (see Table 4). The number (proportion) of BOD members from each barangay is two (13.3%) from Santo Rosario, four (26.7%) from Toril, six (40.0%) from Busao, and three (20.0%) from Agahay. These rates closely reflect the number of IA members in each barangay. Therefore, the share of BOD members (equivalent to the share of vote of each barangay) is equivalent to the share of members in each barangay (equivalent to the share of cost of each barangay). Thus, as Freeman mentions, the share of cost is equivalent to the share of vote. Here, requests from IA members (e.g., repair of facilities) are approved in a BOD meeting related to the share of vote of each barangay. The barangay with the larger number of members (i.e., Barangay Busao) is considered to have the greater influence over decision making at the BOD meeting. Hence, a sense of fairness is attained among IA members.

Hence, since a member's share of water and share of vote is

Table 4. Share of Board of Directors (BOD) per number of members in the BATS IA

Name of Barangay	Number of Members	Share of the Number of Members (%)	Number of BOD Members	Share of the Number of BOD Members (%)
Santo Rosario	16 (1 from Bitaugan)	11.0	2	13.3
Toril	33	22.8	4	26.7
Busao	70	48.3	6	40.0
Agahay	26	17.9	3	20.0
Total	145	100	15	100

Source: Author's survey

proportionate to his/her share of cost, a distributional share system exists in the BATS IA.

4) Water Control Ability of the BATS IA

Freeman states that among the six essential characteristics, if the first four are fulfilled, then the remaining two (water control ability and the propensity of members to support the local organization) will be realized.

The BATS IA has high water control ability; it owns and controls the entire irrigation system from the water source to the downstream part. Since the water source is a natural spring, the volume of water decreases in the dry season. However, it still offers sufficient water to irrigate the whole CIS.

After the Grant Assistance from the EOJ in 1999, the canal was cemented to prevent further leakage in the canal and allow water to reach all the way downstream. This has reduced water shortages in that part, even in the dry season. Furthermore, since there was actually too much water just after the Grant Assistance Project, the BATS IA adopted a water management method to control the volume of water by narrowing the opening of the main gate at the water source. Furthermore, the BATS IA drained the excess water to the river in the middle part of the CIS. The water tender operates this allocation of water daily.

Later, the BATS IA planned the extension of the canal downstream and expansion of the irrigation area to Barangay Agahay to use the excess water, based on the requests of farmers there.

Therefore, the BATS IA provides sufficient water in a timely manner to all IA members; as such, it has high water control ability.

5) Members' Support to the BATS IA

Leading on from the previous section, because the water control ability is high, so is support from members.

As mentioned above, IA President, Mr. M, has strong leadership skills with regard to IA management. Therefore, the BOD and IA members do not allow him to resign, even though he claims that this is his wish. Indeed, he has been reelected every two years at the IA election with strong support from IA members. Members' strong support can also be seen from the fact that the ISF collection rate is 100% in the BATS IA, with only a few cases of water stealing and disputes, which have been easily settled. IA members also cooperate with IA activities and adhere to IA bylaws.

BATS IA members typically have close social, economic, and political relationships of debt of gratitude. Moreover, they are highly homogeneous socially, economically, and culturally. Therefore, it is easy for IA leaders to manage members and organize them into one group.

In the BATS IA, the boundary of the IA covers the whole irrigated area of the Busao CIS. In addition, at the same time, it covers the various human relationships of debt of gratitude among IA members, or between IA members and BOD. Hence, the IA President has an obligation to provide the benefit of equal irrigation to all IA members. As mentioned above, he is capable to give many other variable benefits to IA and BOD members. While Mr. M passes on benefits such as irrigation water to IA members, the cooperative attitude of IA members to Mr. M (and BOD members) continues; as a result, IA members participate in activities such as ISF payment or cooperate to solving conflicts.

Hereafter, Ostrom's model is used to assess the BATS IA's organizational

performance.

6) Clearly Defined Boundaries of the BATS IA

Ostrom states that individuals or households that have the right to withdraw resource units from the CPR must be clearly defined, as must the boundaries of the CPR itself (see Table 1). Freeman (2009) defines “organizational boundaries in terms of water share ownership.” The WUA must clearly define its members who are entitled to receive their water and required to fulfill organizational obligations, such as paying the ISF.

The boundaries of local organizations as well as the membership of the BATS IA are clearly defined. Indeed, all families that cultivate farmland inside the Busao CIS are registered as IA members of the BATS IA, although some families rotate farming duties by season or year among family members. The BATS IA has an IA member list, which it updates every year.

Since BOD members control IA members in their barangay, no free-rider who is a beneficiary of the irrigation system, but does not join the BATS IA, can exist in the Busao CIS. Here, the boundary of the CPR and membership are clear.

7) Collective-Choice Arrangement in the BATS IA

In the third design principle, Ostrom states that most individuals affected by the operational rules can participate in modifying these rules (see Table 1). Freeman (2009) points out that “at the level of the local commands, the collective choice arrangements are in the conceptual models mostly about administering the three-sided share system.” Hence, most WUA members can participate in modifying the rules of the share system such as receipt

of benefits (i.e., water distribution), member obligations such as ISF payments, and members' voting privileges.

All BOD members, except those who are sick or have emergency situations, attend the BATS IA BOD meeting every month. At this meeting, BOD members discuss and amend the operational rules necessary for the management of the CIS. The main issues are the irrigation schedule, collection of ISF rice, rental of the IA tractor, distribution of good rice seeds, repair work on the irrigation canal, and sale of ISF rice; members rarely discuss dispute management or new projects for CIS rehabilitation or expansion.

The issues discussed are presented at the General Assembly, which is held once a year, and approved by IA members. The attendance rate for the General Assembly is only around 40-50 %. However, since many formal and informal information exchanges occur in each barangay between BOD and IA members, the low attendance rate is not a concern. In each barangay, an IA member that is a resident can receive information on irrigation through various social relationships. At the same time, requests from IA members on the repair or construction of irrigation facilities, new projects for the IA, and so on are heard by BOD members at each barangay. BOD members present the requests from each barangay at the monthly BOD meeting, where the requests are discussed and measures are decided. Through such a collective choice arrangement system, each IA member can participate in modifying the operational rules of the IA.

8) Monitoring in the BATS IA

Ostrom states that monitors, who actively audit CPR conditions and appropriator behavior, are accountable to the appropriators or are

themselves the appropriators (see Table 1). If a clear share system arrangement exists, the WUA should be able to monitor whether water is being properly delivered to each member as planned, whether members have paid the ISF and fulfilled their obligations to the WUA, and whether collectors have remitted the ISF to the WUA.

In the BATS IA, water delivery is monitored daily by the water tender. Every day, he opens and closes the intake from the natural spring, monitors the canal from upstream to downstream, and cleans the canal (removing trash and mud) in order to maintain the proper delivery of irrigation water and avoid water shortage.

Monitoring of the ISF payment is also done properly in the BATS IA to avoid free-rider behaviors. As mentioned above, at the time of harvest, the water tender collects 10% of the harvested rice on the farm. The IA member, the *tinakins*, and Warehouseman oversee the ISF collection. Therefore, no IA member can escape the ISF payment, aside from the few aforementioned cases.

The BATS IA also has a proper monitoring system for the ISF collector. Collected ISF rice is stored in an IA warehouse by the water tender and Warehouseman after collection. The Warehouseman oversees the water tender to avoid any misuse. Previously, at the time of the former water tender, there was no position of Warehouseman. The water tender collected ISF rice and stored it in an IA warehouse alone. Mr. M felt that the monitoring of the water tender was insufficient and, at the next election in 1992, he changed the water tender to the present person; at the same time, he established the new position of Warehouseman and assigned a BOD that he trusted. Further, he made the new Warehouseman always monitor the water tender when he collects and stores the ISF rice. By introducing such

a monitoring system, the BATS IA can avoid any misuse by the water tender (ISF collector).

Moreover, in the BATS IA, the Treasurer records ISF payment of each IA member and the expenditure of the IA. In addition, the Auditor makes an audit report at the BOD meeting and General Assembly. The financial management of the BATS IA is appropriate. Further, records of meetings are properly kept. The Secretary keeps the minutes of every BOD meeting and General Assembly. She reads the minutes from the former meeting at the beginning of every meeting.

Hence, in the BATS IA, IA activities are properly monitored, and the IA has effective methods to prevent the occurrence of free-rider behaviors.

9) Graduated Sanctions in the BATS IA

Ostrom states that appropriators who violate the operational rules are likely to be assessed graduated sanctions by other appropriators, by officials accountable to these appropriators, or by both (see Table 1).

In the BATS IA, bylaws detail the graduated sanctions against offenses. At the first offense, the violator receives a warning from the IA. At the second offense, he or she is fined. However, violators never repeat an offense. Indeed, there are few conflicts, and the IA does not need to apply more severe sanctions than a warning.

10) Conflict Resolution Mechanism in the BATS IA

Ostrom points out that appropriators and officials have rapid access to low-cost local arenas for the resolution of conflicts among appropriators or between appropriators and officials (see Table 1).

When conflicts such as water stealing and disputes occur, the IA

summons both parties to the BOD meeting and the IA President explains and arbitrates between the two parties. Mr. M does not scold the violator who steals the water as a child, but explains the problem to him/her saying, “If there is no water, everybody has difficulty getting food. So, you should not steal the water.” He persuades the violator to respect his/her honor and not injure his/her pride. In this case, the BATS IA can make an amicable settlement. Since each IA member is indebted in various ways to Mr. M, he/she is persuaded and does not repeat the offense.

Additionally, in the BATA IA, cases of the non-payment of the ISF on the farm are rare.

As mentioned above, IA members have close and multiple social relationships, especially in the same barangay. For example, many IA members join the PTA of Busao Elementary School, in which the Secretary of the BATS IA serves as a schoolteacher. A PTA meeting is run monthly. Moreover, many IA members in Barangay Busao come to the *sali sali* store run by the Warehouseman of the BATS IA. There, people exchange information on many issues including irrigation management. Therefore, since IA members have close patron client relationships with the IA President, BOD members, and other IA members, these relationships function as the social sanctions to avoid offenses.

Hence, the BATS IA has a high capacity of conflict resolution.

11) Minimal Recognition of Rights to Organize within the BATS IA

Ostrom states that the rights of appropriators to devise their own institutions are not challenged by external governmental authorities (see Table 1).

In the PIM model of the NIA, the IA has clear authority over the

operation and maintenance of hydrologically meaningful units (the entire irrigation system in the CIS). Moreover, the IA holds the legal water rights, which protects its members' water access, and it is registered with the nation's Securities and Exchange Commission, receiving permission to own property, make and receive contracts, collect fees, and impose sanctions. Further, the IA is an autonomous unit not directly belonging to any governmental agency. On the contrary, the NIA helps it maintain its accountability to its members; the legal framework provides an enabling setting in which the IA can potentially play a meaningful role (Korten and Siy, 1989).

In the NIA's PIM, farmers have the right to be involved in key decisions, which gives them the confidence to deal with NIA staff as equals, not as passive recipients of governmental aid. The NIA encourages farmers to take a key role in the development of the irrigation system from the outset of the project. To promote this PIM's idea, the NIA assigns an IDO as a community organizer at the beginning of the project. However, the IDO's role is a supportive one; he/she does not lead the farmers, but rather catalyzes the development of their own leadership capacities (Siy, 1989). In PIM, the NIA promotes the policy that farmers play the central role in irrigation management, while the role of the governmental agency (i.e., the NIA) is to support farmers.

In this sense, the policy of the NIA's PIM legally guarantees the IA's right to organize as well as positively encourages farmers to organize the IA to be self-independent. In PIM, the IA should handle problems by itself, while the NIA can provide indirect support and monitoring. Moreover, the IA should be fully independent from the NIA's control, as provided by its bylaws.

In the BATS IA, one IDO is assigned by the NIA Bohol Provincial Office, and she attends every monthly BOD meeting. However, the IDO only observes the BOD meeting and does not intervene in the management of the IA. Here, the role of the IDO is to monitor the IA management and listen to the needs of the IA.

Additionally, in the model of bylaws presented by the NIA Central Office, the term of BOD members (including the IA President) should not exceed two terms (one term is one to two years), to avoid the intervention of factionalism or local political disputes. At the same time, this bylaw model aims to prevent the dominance or corruption that would be created if the same person were to stay in his/her position as IA leader. Moreover, there is a bylaw model in which the political positions above Barangay Official should not take the position of a BOD member in the IA^v.

However, in the BATS IA, both the IA President and BOD members are the leaders (Barangay Captain or Official) of their own barangay. Moreover, they remain serving in their positions at the IA for many terms, contrary to the bylaw, based on the strong request of IA members. Additionally, BATS IA applies the ISF levied by 10% of harvested rice, that is different from NIA bylaw model which levies the ISF by size of area, such as 3.5 cavans (175kg) of rice per ha. The NIA Bohol Provincial Office does not bring these facts into question or protest against them. On the contrary, the BATS IA was praised as the Most Outstanding IA in Region VII

^v Under the IA bylaw, in Article VII. Board of Directors and Committees, Section 1. *Number of Directors and Qualifications*, 6. "He must not be holding any elective position in the government higher than a barangay councilman nor actively engaged in partisan politics." In Article VII. Section 2. *Election and Term of Office*, "No director shall be elected for more than two consecutive terms" (Republic of the Philippines Securities and Exchange Commission, 1998)

in June 2003 by the NIA Regional Office of Region VII. Thus, the NIA appreciates and respects the unique management system of the BATS IA.

In addition, the BATS IA has healthy financial management, leading to independent IA management. Before 1999, in the dry season, farmers in Sector Busao had to rotate irrigated water which led to a decrease in rice harvested downstream, and thus decreased the amount of ISF collected. However, after the concrete lining of the canal in 1999, the amount of ISF increased.

Collected rice is sold to an intermediary in the provincial capital when its market price is highest. The rice sales are remitted to the bank account of the IA. The BATS IA uses these funds to purchase equipment and facilities, such as a hand tractor, thresher, and IA warehouse. Moreover, the IA purchases good rice seeds and distributes them to IA members. On the contrary, the BATS IA does not lend money to members to avoid jeopardizing the financial management of the IA. In other IAs, there are many cases where the IA has exhausted its funds and been forced to suspend IA activities because it has been unable to get back the money lent to members. The BATS IA prevents such a case.

If the BATS IA cannot deal with a case by itself, it introduces the necessary outside resources by negotiating with outside governmental agencies and donors. As mentioned above, the BATS IA received a Grassroots Grant Assistance Project from the EOJ for the canal cementing and rehabilitation. Moreover, it requested that the NIA Bohol Provincial Office implement a canal extension project, and the National Food Authority construct a new IA warehouse. Additionally, the IA received a mechanical rice drier from the Congressman's fund. Further, the Municipality Agriculture Office provided assistance to construct a model

farm of good rice seeds at Mr. M's rice field, who negotiated with influential external people such as politicians (e.g., Governor and Congressman) and governmental officials (e.g., Director of the NIA Bohol Provincial Office), making full use of his patron client relationships to obtain assistance for the IA. Because of these efforts, the BATS IA has stable management. Thus, the NIA Bohol Provincial Office highly approves of its performance and respects its unique and self-reliant management style.

12) Nested Enterprises

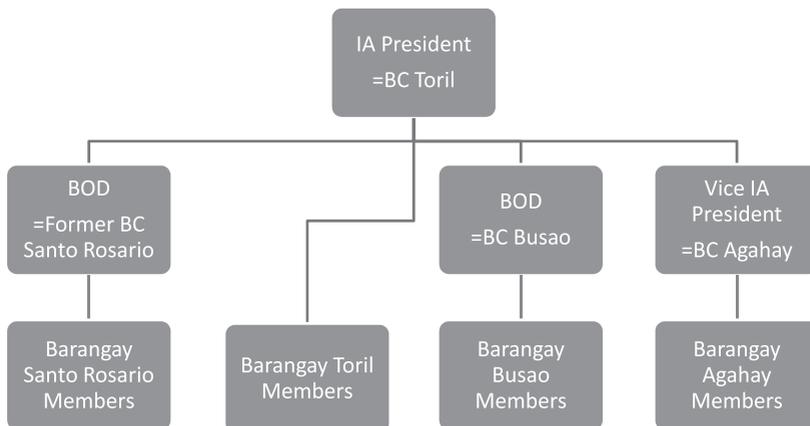
Ostrom states that for CPRs that are part of a larger system, appropriation, provision, monitoring, enforcement, conflict resolution, and governance activities are organized in multiple layers of nested enterprises (see Table 1).

The BATS IA has sufficient structure and function for nested enterprises. It is organizationally divided into three sectors from upstream: Sector Santo Rosario, Sector Toril, and Sector Busao. However, these sectors are just geographical divisions, and there is no activity in each sector.

On the contrary, in the BATS IA, there are four barangays. IA members belong to one of the four barangays, which are controlled by BOD members, who are also current or former Barangay Captains or Officials (see Figure 3). In each barangay, an assembly is held every month; sometimes, irrigation issues are discussed. These four barangays serve as the units under the IA, fulfilling the functions of monitoring, enforcement, and conflict resolution for IA members.

As mentioned above, BOD members also cooperate with Mr. M since they have many relationships of debt of gratitude with one another.

Figure 3: Management system of BATS IA managed by BODs, who are at same times Barangay Captain (BC) & Officials (source: Author's survey)



Therefore, the IA President can manage BOD members and, then, BOD members manage IA members in their barangays. This is the way in which Mr. M gains the cooperation of IA members in other barangays, with regard to IA activities. This is considered to contribute to the high abilities of the BATS IA in monitoring violations, sanction, and conflict resolution.

In summary, based on Freeman and Ostrom's models, the organizational performance of the BATS IA is successful as a WUA (see Table 5).

Table 5. Evaluation of the organizational performance of the BATS IA

Indicator	Evaluation	Notes
Source of leadership	Yes (Local)	Mr. M is simultaneously a Barangay Captain of Toril, local elite, and wealthy person. He has strong leadership and creates patron client relationships

		with his followers (barangay residents and IA BOD members).
Responsibility of leader and staff	Yes	BOD members, who are simultaneously Barangay Captains or Officials, are selected by IA members at the IA election. BOD members serve for IA members “devotedly.”
Share system of water delivery and obligation	Yes	A member’s share of water is equivalent to his/her share of cost and share of vote. Since the ISF is set as 10% of the harvest and the collection rate of the ISF is 100%, a member who receives more water pays a higher ISF. Since the number of BOD members per barangay is proportionate to the number of IA members per barangay, a barangay that pays a greater ISF has a larger voice (existence of the distributional share system).
Head and tail distinction	Yes	Equal water distribution from upstream to downstream is attained. There is no water shortage downstream because of the concrete lining of the canal and daily canal cleaning by a hired water tender (existence of the distributional share system).
Water resources control ability	Yes	The IA owns and manages the entire irrigation system from the water source (a natural spring) to the tail parts, and it lined the earth canal with concrete to resolve the water shortage downstream in the dry season. The water tender operates the allocation of water daily. The IA can deliver sufficient water in a timely manner to members (the IA has high water control ability).
Members’ support	Yes	Members’ support to IA is high. IA members cooperate with IA activities and follow IA bylaws. IA and BOD members do not allow the IA President to resign.
Clearly defined boundaries	Yes	The boundary of the irrigation area is clear. All beneficiaries of irrigation are registered as IA members. The IA updates the IA member list. BOD members control IA members in their barangays. Free-riders do not exist in the CIS.

Collective choice arrangement	Yes	BOD members discuss the modification of the operational rules at the monthly BOD meeting. There are many formal and informal information exchanges at the barangay level between BOD and IA members. Requests from IA members are heard by BOD members at each barangay. BOD members present the requests from each barangay at the monthly BOD meeting, allowing IA members to participate in modifying the operational rules.
Monitoring	Yes	IA activities are monitored and reported to IA members. The water tender monitors the canal every day to attain equal water distribution. The collection of 10% of the harvested rice as ISF is monitored by the IA member, harvesters, water tender, and Warehouseman on the farm to avoid free-riders. Collected ISF rice is stored in the IA warehouse by the water tender together with the Warehouseman, who oversees the water tender to avoid misuse. The IA Treasurer records the ISF collection. The Auditor's report is done at the BOD meeting and General Assembly. The Secretary keeps and reports the minutes of the BOD meeting and General Assembly.
Graduated sanctions	Yes	IA bylaws set a rule of graduated sanctions. At the first offense, violators receive a warning. At the second offense, they are fined. However, there is no case of a second offense.
Conflict resolution mechanisms	Yes	There is no case of ISF non-payment. There are only a few conflicts, such as water stealing and disputes, and these have been easily resolved inside the IA. IA members cooperate to resolve conflicts because they are indebted to the IA President and they have close and multiple patron client relationships, especially in the same barangay, which function as social sanctions to avoid offenses.
Minimal recognition of rights to organize	Yes	The IA manages the CIS independently. The NIA appreciates and respects the unique management system of the BATS IA. The NIA IDO visits

		regularly but does not intervene in IA management. The IA was praised as the Most Outstanding IA in Region VII by the NIA.
Nested enterprises	Yes	The BATS IA consists of four barangays. BOD members simultaneously acting as Barangay Captains or Officials in each barangay control IA members in their barangay. These four barangays serve as the units under the BATS IA and fulfill the function of monitoring, enforcement, and conflict resolution.
Overall performance	Successful	

Source: Author's survey

V. Conclusion

One of the important factors of the successful performance of the BATS IA as a WUA is the competent IA President, Mr. M. However, the fundamental reason that Mr. M tries to distribute irrigation water equally to all IA members and to maintain a 100% ISF collection rate is that the BATS IA has a variation of a distributional share system. In the BATS IA, the ISF is set as 10% of the harvested rice. If an IA member receives more water, he/she will have more harvest; thus, 10% of harvested rice is considered to be almost equivalent to the volume of water that a member receives. As such, the water received by each member is roughly proportionate to the share of system costs paid by each member. Here, each member's share of water is equivalent to his/her share of cost. Therefore, Mr. M tries his best to provide equal water distribution.

If water shortage occurs downstream, this decreases the total ISF paid by members to the IA. If the IA wants to have healthy and sustainable financial management, it is necessary to collect much ISF. Thus, the BATS

IA constructed the concrete lining of the canal to ensure that irrigation water reaches the end of the canal downstream, introducing external aid from the EOJ and NIA. In the daily operation of the CIS, the IA hires a water tender and lets him monitor and clean the canals every day, as the IA watches carefully that a water shortage does not occur in the CIS. Consequently, by removing head and tail distinctions in service queues, the BATS IA can attain equal water distribution within the CIS.

Furthermore, in the BATS IA, the number of BOD members selected from each barangay is proportionate to the number of IA members of each barangay. Therefore, a member's share of water is not only equivalent to his/her share of cost, but also to his/her share of vote. Requests from members are approved according to the respective share of vote of the barangay to which they belong. As a result, a sense of fairness is shared among IA members; those who bear smaller costs (upstream) do not receive more benefits (water).

Therefore, a distributional share system exists in the BATS IA, which Freeman (1989,1992) points out as the heart of any effective WUA, since share of cost, share of water, and share of vote are proportionate.

Furthermore, the four barangays function as subunits of the BATS IA, in which each Barangay Captain and Official serves as a BOD member. Thus, BOD members can control their barangay members, who are also IA members. Hence, the four barangays manage the monitoring, enforcement, and conflict resolution activities of the BATS IA.

Additionally, in the BATS IA, there are only a few cases of the violation of IA bylaws; moreover, even in such cases, violators are prevented from re-offending with just a warning by the IA President or BOD, with no fines needed to be applied. This is because, within each barangay, an IA

member has a close social relationship (patron client relationship) with the IA President, BOD, and other IA members. These close relationships in the barangay serve as a type of social sanction to avoid offenses by members.

Moreover, since the water source of the Busao CIS is a natural spring, the irrigation water is abundant, even in the dry season. The BATS IA owns and manages the entire system of the Busao CIS from the natural spring to the end of the canal. Hence, it can decide the volume and timing of irrigation alone, giving itself the strong ability to control its water resources.

In conclusion, the BATS IA has a sophisticated irrigation management system, which fits Ostrom's design principles of long-enduring CPR, and Freeman's essential characteristics of an effective WUA. As the BATS IA receives cooperation from IA members who join IA activities and follow IA bylaws, there are few conflicts and the IA can attain 100% ISF collection. Consequently, the BATS IA is able to maintain stable and successful IA management in the long-term.

On the contrary, the NIA PIM does not include a distributional share system. The ISF is set as a fixed rate per farm size by the NIA Central Office and is not linked to the volume of irrigation water that each farmer receives (Kakuta, 2014). Since the head and tail distinction remains in the service queue, farmers in the tail part are disadvantaged by water shortages (Freeman, 1992). These farmers have to pay a relatively higher ISF compared with the farmers in the head part. As such, those in the tail part have an increased sense of unfairness toward the management of the IA, and the IA loses their support.

In addition, water delivery is not dependent on members' fulfillment of their obligations to the organization. Even if a member in the tail part

fully pays the ISF, he/she may not receive sufficient water because of a water shortage. Therefore, the incentive of the IA member to pay the ISF remains low (Freeman, 2008).

Further, even if a member does not pay the ISF, or if a farmer is a non-member, he/she can still take water from the canal, since IA members share common turnouts, meaning that the IA cannot apply effective sanctions such as stopping water delivery against the offenders. Hence, free-riders who break rules and continue to receive water cannot be avoided (Freeman, 2008). Therefore, although there is sufficient water, IA management is unsuccessful in the NIA PIM. The lack of a distributional share system in the design principles of NIA's PIM is thought to have led to the unsuccessful management of CISs in the Philippines.

Acknowledgements

The author wishes to thank Dr. David Freeman, Professor Emeritus, Colorado State University, for his valuable comments and suggestions.

REFERENCES

- Bagadion, B. and Korten, F. (1991), "Developing Irrigators' Organization: A Learning Process Approach," in M. Cernea, ed., *Putting People First: Sociological Variables in Rural Development. Second Edition*, New York: Oxford University Press: 73-112.
- Freeman, D. (1989), *Local Organization for Social Development: Concepts and Cases of Irrigation Organization*, Colorado: Westview Press.
- Freeman, D. (1992), *Creating a Supportive Policy Environment for Irrigation System Turnover and Joint Management*, Irrigation Management Project HMG/USAID/Nepal Technical Assistance Team.

- Freeman, D. (2008), *Improvement of the irrigation system management*, Interview by Ieko Kakuta on February 11, 2008.
- Freeman, D. (2009), Personal conversation by e-mail on August 27, 2009.
- Kakuta, I. (2014), "Impact of Participatory Irrigation Management on the Bohol Irrigation Project in the Philippines," in *Journal of the Institute for Asian Studies*. 41: 123-162.
- Korten, F. F. and Siy, Jr., R.Y. (1989), "Summary and Conclusion," in F.F. Korten and R.Y. Siy, Jr. eds., *Transforming a Bureaucracy: The Experience of the Philippine National Irrigation Administration*, Quezon City: Ateneo de Manila University Press: 145-157.
- KRI International Corporation (2001), *The Study on Strengthening of NIA's Management System. First Report Volume I: Main Report*, Tokyo: Japan International Cooperation Agency.
- Maass, A. and Anderson, R. (1978), *...and the Desert Shall Rejoice: Conflict, Growth and Justice in Arid Environments*, Florida: RE Krieger.
- Maleza, M. and Nishimura, Y. (2007), "Participatory processes and outcomes: The case of national irrigation system management in Bohol, Philippines," in *Irrigation and Drainage* 56: 21-28.
- Martin, E. and Yoder, R. (1988), "A comparative description of two farmer-managed irrigation system in Nepal," in *Irrigation and Drainage Systems* 2: 147-172.
- Ostrom, E. (1990), *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, New York: Cambridge University Press.
- Republic of the Philippines Securities and Exchange Commission (1998), *Article of Incorporation and Bylaws of Luna Quirino Irrigators' Association Inc.*, National Irrigation Administration.
- Siy, Jr., R.Y. (1982), *Community Resource Management: Lessons from the*

Zanjera, Quezon City: University of Philippines Press.

Siy, Jr., R.Y. (1989), "A tradition of collective action: farmers and irrigation in the Philippines," in F. F. Korten and R.Y. Siy, Jr. eds., *Transforming a Bureaucracy: The Experience of the Philippine National Irrigation Administration*, Quezon City: Ateneo de Manila University Press: 20-30.

中国における環境保護法の改正

小林 熙 直

～Amendments to the Environmental Protection Law in China～

Hironao KOBAYASHI

はじめに

2015年1月1日、中国で改正環境保護法（以下、改正環境法）が施行された。今回改正の対象となった環境保護法は、1989年12月に公布されたものであるから、実に25年振りの改正であった。それだけに改正環境法では旧法は全面的に改められており、全70条のうち旧法がそのまま残されたのは2条のみであった。

通常の法律は、立法機関である全国人民代表大会常務委員会において3回の審議を経て批准・公布されるのが一般的であるが、改正環境法の場合は、2012年8月、2013年6月、2013年10月、2014年4月の4度の審議と2度の意見公募が実施されている。

環境保護法の改正がこのように慎重に行われた背景には、近年における公害の深刻化と住民の環境意識の高まりやPM_{2.5}に象徴されるような環境汚染の複雑化などがある。このような現実に対応するため、改正環境法には以下のような新しい視点からの条文が盛り込まれている。

第1は、従来の環境法規下では日常化していた“執行不厳、違法不究”（法の執行が厳しくなく、違法しても追究されない）といった状態を改めるため、環境汚染者には“史上最厳”と称されるほど厳しい罰則が科せられたことで

ある。同時に、旧法にはなかった取締り側の職責も明示されている。

第2は、旧法や関連法（民事訴訟法など）では曖昧であった環境汚染に対する公益訴訟の主体を明確化すると同時に、政府や企業による環境情報の公開が制度化されたことである。

また、改正環境法には上述のような内容の充実ばかりでなく、環境関連における最上位の法律として以下のような役割が求められており、それも慎重審議の一因となったとみられる。

第1は、刑法、刑事訴訟法、侵権責任法などにおける環境関連条項との間の整合性を図なければならなかったことである。

第2は、ここ数年来中国では、「大気汚染防治行動計画」「水汚染防治行動計画」や大気汚染防治法^[1]など多数の環境関連法規が立案・改正・施行されてきたが、これら一連の法規に明確な法的根拠を与えることが求められていたことである。

本稿では、上述のような特徴を有する改正環境法の要点をみると同時に、最近における環境関連法規の整備状況や直面する課題を取り上げ、以下のような構成で紹介する。

I 環境保護法の改正と主要課題、1. 草案審議の要点と背景、2. 改正環境法の構成と主要課題 II 環境保護に関する法規制の強化、1. 大気・水・土壌汚染防止関連法規、2. 環境汚染事案と対応例

I 環境保護法の改正と主要課題

1. 草案審議の要点と背景

1989年公布の環境保護法は、前述のとおり全国人民代表大会常務委員会において4度の審議を経て改正案が批准されている。草案の修正は主に環境・資源保護委員会と法制工作委員会を実施されてきたが、常務委員会での草案審議（第3次まで）における主要課題は表-1に示したとおりである。

第3次までの審議における主要課題は、次の5項目にまとめることができ

よう。即ち、(1) 環境政策の位置づけ (2) 地方政府・公務員の職責の明確化 (3) 汚染責任者に対する罰則の強化 (4) 汚染防止対策の強化と環境管理制度の改善 (5) 環境公益訴訟と情報公開制度の確立である。

これらの課題が条文としてどのように具体化されたかについては次節でみることとし、以下では (1)～(3) のテーマに関し、それが審議の焦点となった要因などについて簡単に紹介してみたい。

表－1 改正環境法の審議過程

草案審議年月	草案の主要課題
2012年8月 (第1次審議)	政府の責任の強調、環境を政績（行政成績）審査の対象に、企業の汚染防止と突発事故の責任の明確化、環境管理基本制度の改善、公衆（住民）の環境状況を知る権利と参与権の強化
2013年6月 (第2次審議)	環境保護を基本国策に、地方政府の環境職責と公務員の不作為と引責辞職、汚染企業に対する日割計算による上限のない罰金、企業と責任者の両者を処罰、環境連合会を公益訴訟における唯一の主体に、越境汚染における協力制度の確立、環境アセスメントなしでの着工の禁止、住民による情報公開請求を認める
2013年10月 (第3次審議)	環境公益訴訟主体の拡大、汚染責任者処罰の強化、政府責任のより一層の明確化、環境保護政策への財政支出の増加、環境標準の達成を政績評価の重要な位置に

(出所)『人民日報』2014年3月5日より作成。

(1) 環境政策の位置づけ～基本国策と政績～

基本国策とは、国家の経済建設、社会発展や人民生活などにおいて全面的、長期的かつ決定的な影響を与える基本政策（原則）のことであり^[2] これまでに“土地の合利的利用と耕地の保護”（土地管理法第3条）、“男女平等の

実行”（婦女權益保障法第2条）、“計画生育の実行”（人口與計画生育法第2条）および資源の節約（節約能源法第4条）などが基本国策とされている。

環境保護に関しては、2011年12月に公布された「国家環境保護第12次5カ年規画」の序文で“環境保護は我国の基本国策である”とされているが、法律で基本国策とされるのは改正環境法（第4条）が初めてである。環境保護が基本国策となったこと自体、現在の中国では環境問題が社会的注目を集めていることの証左と言えよう。

政績とは政府や公務員の行政成績のことであるが、2006年頃からはGDP（国内総生産）に偏重した経済成長至上主義を見直す動きが各地で散見されるようになり、2008年には3分の1の省で政府（行政）の成果と公務員の成績を環境保護政策と連結する方向での評価方法を模索する動きがみられるようになってきている^[3]。

政績評価見直しの動きは、地方の政府部門ばかりでなく、2013年には地方の党幹部の評価でも本格化している。2013年12月の党中央組織部の「地方党幹部の政績審査工作进行を改善することに関する通知」（以下、通知）では、持続的経済発展、民生の改善、調和社会、生態文明などを審査の重要な内容とし、資源消費、環境保護、過剰生産の解消および安全生産に関するポイントを引上げる旨の方針が示されている^[4]。

この通知後、各省で地方党幹部の政績評価に占めるGDPの比率（ポイント）を引下げる動きがみられたが、陝西省では2014年から経済成長率が目標値を上回っても加点しないこととし、その分生態環境指標のポイントを従来の12ポイントから25ポイントへと大幅に上げている^[5]。

生態環境をより重視する動きは、環境保護法改正の期間を通じて全国的に拡大しており、貴州省の場合、2014年7月に「貴州省生態文明建設促進条例」を公布し、省の88県全体の政績評価方法を見直すと同時に、国家の貧困救済対象となっている10県では評価指標からGDPを除外し、生態環境や農業へのポイントの配分を高めている^[6]。蘇州市（江蘇省）の場合は、貴州

省以上に生態環境の重視が顕著であり、同市の面積の37.7%を生態保護区に指定し、開発行為を禁止している〔7〕。

これらの事例では、観光産業への投資を増加させるなど、必ずしも経済成長を軽視しているわけではないが、環境保護と経済成長のバランスを如何に保つかは今後の課題であろう。

(2) 地方政府・公務員の職責の明確化

環境保護政策が重視される中で、しばしば課題となるのが汚染を取締る側の姿勢である。2013年6月の第2次審議会では地方政府の環境に関する職責と公務員の不作為に対する引責辞職が中心的課題となったようであるが、この問題の要因を元環境保護部部长（大臣）の周生賢氏は次のように説明している〔8〕。

即ち、改正環境法が公布される以前の宿痾であった“執行不厳”“違法不究”（法の執行が厳しくなく、違法を追究しない）の要因は“三不一乱”現象の長期にわたる累積や環境法規を執行する基層人員の素質の問題に加え、取締り側と違法企業間の癒着などに起因する、ということである。

“三不一乱”とは、“不会查、不能查 不作為 乱作為”（検査できない、検査する能力がない、あえて検査しようしない、いい加減に検査する）のことである。その背景にあるのは、環境部門には比較的高い技術水準が求められているにもかかわらず、実際には技術的知識の乏しい人材が第一線で違法行為の検査にも携わっていることにあるという。

環境保護部門における人材不足をどう解消するかは長期的視点でみる必要があるが、現在より大きな社会的関心を集めているのは地方政府の幹部と違法企業の癒着、即ち、環境汚染をめぐる汚職問題であろう。なかでも監督部門である環境庁や環境局の幹部による“権銭交易”（権力と金銭の取引）や“保護傘”（庇護者）事件は重大な汚染事故を招くだけに注目度も高い。

2010年7月に福建省上杭県で発生した金・銅精錬工場での事故では、9000 m³以上の汚染水が汀江に流入し重大な公害を引き起している。事故の原因は、

県環境局の局長や副局長が精練方法における違法行為を制止するという職責を果たさなかったことによるもので、いわゆる“保護傘”事件であった。2013年に検察が生態環境領域における汚職事件として調査した結果、被害は死亡25人、重傷12人、経済的損失31億元（約465億円）であったという^[9]。

環境監督部門がその職責を十分に果せない要因は、上述のような人材不足や汚職問題などばかりでなく、環境保護法そのものにもある。1989年公布の旧法第39条の前項では、汚染企業・事業単位が期限内に汚染を修復できなかった場合、国家の定める超過標準汚染排出費の徴収以外に、生じた被害に応じた罰金を科すかあるいは職責をもって操業を停止、閉鎖することができると規定している。しかし、後項では罰金は環境保護行政主管部门が決定するとしながら、職責による操業停止、閉鎖、期限内の修復は人民政府が決定し、中央直轄の企業・事業単位の操業停止・閉鎖に関しては国务院が批准すると規定している。

この条文からは、環境部門が出来ることは汚染企業からの超過標準汚染排出に対する罰金の徴収と被害に応じた罰金を科すことに限定されており、操業停止などの処分を科すことは認められていない。改正環境法の第6章（法律責任）ではこの点が大幅に改正されている。

環境部門における、上述のような職責の弱点を補足し、環境保護を刑事罰という側面から強化することを目的に公布されたのが最高人民法院と最高人民検察院による「環境汚染刑事案件処理に関する法律適用の若干の問題の解釈」（以下、解釈）であった。

2013年6月に施行された「解釈」では、刑法338条に規定された重大環境汚染の内容を14項目に分類し、環境犯罰への刑法の適用を容易にしている。

「解釈」の公布以降、重大環境汚染事故犯罪^[10]、特に環境監督管理に関する汚職案件については大きな変化がみられる。

特徴的なのは重大環境汚染事故犯罪と環境監督管理汚職罪（職責）案件の関係の変化である。2008から2010年では重大環境汚染と汚職案件（職責を問

われる犯罰)の件数割合は、11：13、18：23、19：15で平均すればほぼ1：1であったが、2011年から2013年では24：11、32：14、104：12と汚職案件の比率が低下し、更に「解釈」の施行から2014年10月までにおける比率は743：23と汚職の割合が急激に低下している^[10]。

改正環境法では地方各級政府の環境監督管理の職責内容を定めているが(第68条)、職責を全うするためには、「解釈」の例にみられるとおり、環境保護法とそれ以外の法律における環境関連条項との関係を再調整することが必要であろう。また環境政策の実施という側面からは、政府各部門との業務内容の調整も必要であろう(表-2参照)。

表-2 政府各部門の環境関連業務

部門	主な環境関連業務
国家発展改革委員会	省エネ・汚染排出量の総合調整、環境保護経済政策の改善、クリーン生産の指導
国土資源部	土壌災害防止、地下水の監視・測定、鉱山地質環境の修復、遺跡保護
住宅・都市農村建設部	生活ゴミ処理工程管理などを推進
水利部	水資源管理、農村の環境保護
農業部	農業生態環境の保護、外来生物の防止
国家林業局	森林火災・生物災害の防止、野生植物保護
国家海洋局	海洋環境の監視・測定
中国科学院	環境政策の研究、環境汚染の監視・測定と防止の研究

(出所)『環境保護』2016年No.3～4 57頁。

(3) 環境汚染責任者に対する罰則をめぐる問題

旧環境法には、前述のとおり環境部門による法の執行範囲が限定されていたり、職責が明記されていないなどの問題点がみられたが、企業による法の

順守という側面からも次のような課題が指摘されている^[11]。

それは“守法成本高、違法成本低”（法を順守するコストは高く、違法コストは低い）と称される現象である。旧法第28条では、汚染排出量が国や地方政府の定めた基準値を超えた企業・事業単位は、国家の規定に基づいて基準値を超えた部分の汚染排出費を納め、修復の責任を負わなければならないとし、水質汚染の場合は、水污染防治法の規定に基づくこととしている。

2008年6月に改正・施行された水污染防治法の第83条では、汚染事故に対する罰金額は、比較的重大な汚染事故の場合は直接損失額の20%、特別重大な汚染事故の場合は30%となっている。また第74条では汚染排出量が国家あるいは地方政府の基準値を超えた場合は、汚染排出量の2倍以上、5倍以下の罰金が科せられることになっている。2000年9月施行の大気污染防治法では基準を超えた汚染排出の場合、期限内での改善と1万元以上10万元以下の罰金が義務づけられている。

“守法成本高、違法成本低”という表現はこれらの罰金や経済的損失への補償額が少なすぎるということである。負担の軽重は企業規模などによって異なるが、1日の汚染対策費負担が大きな企業にとっては法律を守る方がコストがかかるということである。水污染防治法改正の折には改正環境法の要点の1つである日割計算での罰金刑（汚染改善命令が通達された翌日から汚染が改善されるまでの間、罰金額を日割計算で徴収すること）も検討されたが、法制化は見送られたという^[12]。

2. 改正環境法の構成と主要課題

“史上最厳”と評価される改正環境法は、7章70条で構成される。第1章の総則では環境保護政策を国家の基本政策と位置づけると同時に、環境保護に関する知識を学校教育に組み込む方針も明示されている（第4条、9条）。第2章以下の構成は、第2章監督管理、第3章環境の保護と改善、第4章汚染防止とその他の公害、第5章情報公開と公衆の参加、第6章法律責任、第

7章附則である。

以下では、監督管理制度改革の方行を示した第2章、環境情報の公開と公衆の参与（公益訴訟）という新たな制度を取り入れた第5章および法律責任を明確化かつ厳格化した第6章を中心に改正環境法の要点をみることにしたい。

(1) 監督管理制度の改革

第2章で最も注目される変化は、環境保護目標責任制と審査評価が制度化されたことであろう（第26条）。評価に当っては県レベル以上の政府部門では環境保護目標達成状況の中に環境保護監督管理担当部門とその責任者および下級人民政府（郷、鎮など）の責任者に関する審査内容を入れ、それを審査・評価の重要指標とすることと、結果の公表を義務づけている。

環境保護目標責任制という考え方は、「大気污染防治行動計画」（2013年9月公布）など、ここ数年来相次いで公布された環境関連の政策・法規でも制度化されており、決して新しい考え方ではないが、改正環境法におけるこの規定は、一連の環境関連政策・法規に法的根拠を与えるという点で重要な意味を持つものと言えよう。

次に注目されるのは、行政区画を跨ぐ環境汚染事故への対応であろう。第20条では、行政区画を跨ぐ重点地域・流域での環境汚染や生態環境破壊を防治（防止・処理）するために統一的な規則、標準、監視・測定、防止措置を設けること、またそれ以外の行政区域では上級人民政府が調整するか当該地区の政府間で協議し対処する旨規定されている。

行政区画を跨ぐ環境汚染では、汚染被害者が汚染責任企業所在地の裁判所に訴訟しても受理されなかったり、県境や省境など監視の行き届かない地域では取締まっても直ぐに汚染排出企業が操業を再開してしまうなどの問題が報じられていたが^[13]、第20条はこのような問題の解決に向けて第1歩を踏み出したということであろう。なお、後述するように、環境民事公益訴訟に関する行政区画間の問題にも新たな法規「環境民事公益訴訟案件適用法律に

関する若干の問題に関する解釈」(2015年1月施行)が公布されている。

第2章ではまた、環境汚染を法律で抑制するばかりでなく、経済、産業政策という側面から改善することを目的とした条項も設けられている。第21条には、政府が財税制、価格や政府による購入などの政策によって、環境技術・設備、資源の総合利用などによる環境産業の発展を奨励・支持することが明記され、続く第22条では、企業やその他の経営者が汚染排出標準を遵守したうえで汚染排出量を削減させた場合、財政、税収、価格、政府による購入などの政策・措置を通じてそれを奨励・支持としている。

このように経済、産業政策の側面から汚染を抑制、改善しようという考え方は、前述の「大気汚染防治行動計画」や所得税法(2008年1月施行)にも規定されている。例えば企業所得税法では、条件に適合した環境保護や省エネ・節水を実施した企業に対し免税や減税が実施されるばかりではなく(第27条)、国家の奨励するハイテク産業を実施する企業の所得税(25%)を15%に軽減する規定もある(第28条)。

環境汚染を法律ばかりでなく、経済、産業政策の側面からも抑制しようという考え方は、後述する「水汚染防治行動計画」(2015年4月公布)にも明記されており、このような考え方は定着しつつあるとみるべきであろう。

(2) 情報公開・公衆参与(公益訴訟)の制度化

旧環境法には、個人の被害を補償する規定(第41条)はあったが、個人や法人が情報公開を求める権利や直接の被害者ではない社会組織などが公益訴訟を起す権利に関する規定はなかった。従って、改正環境法で公民、法人や組織が環境情報を享受できる権利や環境保護に参加・監視する権利が認められたことは(第53条)、環境政策における重大な変化と言えよう。

第55条では、重点環境単位(法人、機関、団体)が社会に対して、主要汚染物の名称、排出方式、排出濃度と総量、超過標準排出状況および汚染防止設備の建設と操業状況を公開し、社会の監督を受けることが義務づけられ、第56条では環境影響評価(アセスメント)の作成と影響を受けることが予想さ

れる住民への説明と同時に、評価書の批准部門は国家機密と商業秘密事項を除いて評価書の内容を公開すべき旨規定されている。

このような情報公開の制度化に加え、第58条では、環境汚染や生態破壊など公共の利益を損なう行為に対して、以下の2つの条件に適合する社会組織が人民法院に提訴できることになっている。即ち、①法律に依拠して市（行政区画の単位）レベル以上の人民政府の民政部門に登録していること、②環境保護公益活動に従事し、連続5年以上違法記録のないことである。

これらの条件に適合する社会組織が人民法院に提訴した場合、人民法院はこれを受理しなければならないことになっているが、改正環境法が施行されるまでは、公益訴訟の主体の解釈に関して紆余曲折がみられた。

2012年8月に改正、施行された民事訴訟法（第55条）では、環境汚染や消費者の合法的権益の侵害など社会公共の利益を損害する行為に対し、法律で規定された機関や関連組織は人民法院に提訴することが出来ることになっているが、第119条では、環境汚染とは明示されていないものの、原告は本案件に直接利害関係を有する公民、法人およびその他の組織として訴訟主体が限定されている。

ここで問題となるのは訴訟主体となる“組織”である。自然の友や中華環境連合会などが民事訴訟法が施行される以前に起した公益訴訟では、勝訴案件も少なからずあったという。しかし、改正民事訴訟法の施行後は、中華環境連合会が提訴した8案件のすべてが受理されていない。原因はどのような“組織”が訴訟の主体となるのかを人民法院が判断できなかったことによるという^[14]。

改正環境法の第58条では、前述のとおり公益訴訟の主体は2つの条件を満たす“社会組織”となっており、民事訴訟法に比較し公益訴訟の主体が明確になり、公益訴訟の範囲も民事訴訟法の“直接利害関係を有する”という限定されたものから、“社会公共利益を損害する行為”へと拡大されている。

しかし、それでも訴訟の主体である“社会組織”の定義が完全なものと

なったわけではない。それを補ったのが改正環境法に附随して最高人民法院から公布・施行（2015年1月）された「民事公益訴訟案件適用法律に関する解釈」（以下、公益訴訟解釈）である。その第2条では、改正環境法第58条で公益訴訟の主体とした“社会組織”について次のように具体的に説明している。即ち、法律・法規の規定に依拠して、市レベルの人民政府の民政部門に登録した社会团体、民営非企業および基金会“等”を環境保護法第58条で規定する“社会組織”と認定する。

ここでは改正環境法にはなかった“等”という表現が使用されており、公益訴訟の主体の範囲が拡大されている。この「公益訴訟解釈」の規定でみると、全国の有資格社会組織は700団体を越えるという^[15]。しかし、実際に訴訟できるのは専門知識と資金力のある組織に限定されるため、「公益訴訟解釈」が公布されたからといって、環境公益訴訟が急激に増加することにはならない。

公益訴訟の主体をめぐる問題は、「公益訴訟解釈」の公布によって一段落したかに見えたが実際には、同一の環境汚染事故に対する私益訴訟と公益訴訟をどう取り扱うかといった問題や行政区画を跨いだ環境汚染事故の場合、訴訟案件をどの行政区のどのクラスの人民法院（裁判所）に審査させるかなどという問題もある^[16]。

「公益訴訟解釈」の第6条には、第一審は汚染事故の発生地あるいは被告の居住地の中級以上の法院とされ、また高級人民法院の批准を経て案件を基層人民法院に移すこともできると規定されているが、行政区画を跨ぐ汚染事故の場合、事故の調査をどちらの行政区のどの部門が担当するかによって、審査を担当する人民法院も変わる可能性もあり、関連部門間の連携の調整が必要となろう。

公益訴訟におけるもう1つの課題は、訴訟主体の1つである NGO の活動への規制である。環境保護を目的とした NGO 活動は、人権擁護を目的とした NGO とは異って、現在は特別な規制の対象とはなっていないようである

が、2016年4月に公布された「海外NGOの国内活動管理法」では、海外NGOの国内での活動が規制される方向にある。この影響は国際基金や海外NGOから資金支援を受けている一部のNGOにも及ぶ可能性があり、今後の動向が注目される。

(3) 法律責任の厳格化

第6章は“史上最厳”と称される改正環境法における法律責任を明記したものであり、その内容は次の3点にまとめることができよう。①日割計算による罰金の徴収（第59条）、②環境主管部門の権限の強化と他機関・法規との連携の明確化（第60～64条）、③環境主管部門の職責の強化と職責不履行への罰則（第67、68条）。

第59条は、汚染防止システムを操業する順法コストばかりでなく違法コストも引上げることが目的している。罰金刑の場合、罰金額を汚染防止コストを参考に違法行為による直接的損害額、違法所得や汚染排出量などから確定し、行政命令を拒否した場合、その翌日から確定した罰金額を日割計算で徴収することとしている。罰金額には上限がないため、違法コストは大幅に引上げられることになるという^[17]。

環境監督管理部門の職責について、第60条では、基準を超えた量の汚染排出などに対して、県級（クラス）以上の人民政府の環境主管部門が生産の制限、停止や改善（修復）などの措置を命ずることができ、重大案件の場合は、人民政府の批准を経て操業停止や閉鎖を命じることができると規定し、旧環境法に比較し大幅に職責の強化が図られている。

また、他機関との連携という点では、第63条には次のように定められている。犯罪が未成立の段階でも、環境影響評価完了前の建設、汚染排出許可証なしでの汚染物の排出や暗渠への浸透、数値の改ざんによる汚染物の違法排出などの違法行為をし、かつ停止命令を拒否した場合は、県級以上の人民政府の環境主管部門は、その案件を公安機関に移送できる。

環境主管部門の職責問題に関して、第67条では上級機関の下級機関への監

督の強化が定められ、第68条では地方各級人民政府、県級以上の人民政府の環境保護主管部門、その他環境保護監督管理に責任を負う部門では、違反行為（9項目）にかかわった場合、主管部門の人員は、過失あるいは重大過失が記録されるか降級処分を受け、その度合が重い場合は免職あるいは除名となる。主要な責任者の場合は引責辞職と規定されている。

職責を問う9項目の概要は以下のとおりである。①行政許可に適合しない案件の認可、②環境違法行為の庇護、③操業停止や閉鎖などの行政命令の未執行、④汚染物超過標準排出への監督の不行き届きや生態保護の不履行により環境事故を招く行為および環境事故の発見や報告への不対応、⑤計測数値の改ざんや偽造あるいはそれらの使用の指示、⑥環境保護法に違反する企業設備差押えの不履行、⑦環境情報の非公開、⑧徴収した汚染排出費の占拠、留保あるいは流用、⑨法規で規定されたその他の違法行為。

II 環境保護に関する法規制の強化

1. 大気・水・土壌汚染防止関連法規

2013年秋以降、中国では北京市、天津市、河北省など河北の省・市を中心に微小粒子状物質（PM_{2.5}）などによる大気汚染が深刻化し、各省・市はそれぞれに汚染対策を策定している。このような状況の中で、全国レベルでの「大気污染防治行動計画」（各地方政府が責任を持って執行すべき汚染防止・処理計画）が公布され（2013年9月）、大気に次いで2015年4月には「水污染防治行動計画」が公布されている。

以下では、中国における汚染対策の現状を理解する一助として、各行動計画の概要をみることにする。

(1) 「大気污染防治行動計画」

「大気十条」と略称されるこの行動計画は10条35項で構成される。具体的な目標としては、2017年までにPM₁₀の濃度を10%以上引下げ、北京市・天津市・河北省、長江デルタおよび珠江デルタなどではPM_{2.5}の濃度をそれぞれ

れ25%、20%、15%程度引下げ、北京市では年平均濃度を1立法メートル当たり60マイクログラム前後に引下げることとなっている。目標達成のために2017年までに必要な経費は1兆7500億元（約26兆円）とされ、北京市のみでも200～300億元の財政投入が見込まれている^[18]。

大気十条の各テーマと主要目標は以下のとおりである。

第1条：総合的な防止・修復力の拡大と汚染物排出量の削減。ここでの最大の目標は石炭火力による小型ボイラーの使用と建設を全面的に禁止し、エネルギーを電気やクリーンエネルギーに転換させることにある。同時に石炭火力発電所、製錬所、非鉄金属企業などでは脱硫、脱硝設備などを設置することを奨励している。また、2017年までには2005年以前に登録された“黄車”（排ガス検査基準には合格したものの実際の排ガス濃度が不安定な車輻）を全面的に廃車とする、などの目標も挙げられている。

第2条：産業構造の最適化。エネルギーの消耗と汚染排出量の多い産業（“両高”産業）、特に鉄鋼、セメント、板ガラスなどの淘汰を進め、2015年には製鉄、製鋼、セメントおよび板ガラス産業ではそれぞれ1,500万トン、1,500万トン、1億トン、2,000万箱（重量換算）の削減が目標とされている。これら“両高”産業の淘汰と同時に生産過剰産業についても生産規制や新設を厳しく取締まることが明記されている。

第3条：企業の技術改造、科学技術の革新能力を高める。大気汚染の防止や測定システムなどの革新技術の育成など。

第4条：エネルギー構造を調整し、クリーンエネルギーの供給を増加させる。

第5条：省エネ指標の厳格化と産業構造の最適化。産業分布の調整、省エネ指標の強化などを実施し、汚染排出総量の抑制を実施。全国の47都市では、火力発電、製鉄、石油化学、セメント、非鉄金属などの企業の新設を規制する。

第6条：市場メカニズムによる環境経済政策を推進する。この方針は前述のとおり改正環境法の第21、22条でも明記されていたが、「大気十条」では

その内容がより具体的となっており、生産コストと連動させた段階的な電力小売価格の設定、“両高”産業の輸出還付税の見直し、石炭などに対する資源税の改革^[19]、ハイテク産業に対する企業所得税優遇措置などが挙げられている。

第7条：法規の健全化と法に依拠した厳格な監督管理。違法行為に対する処罰の強化、公益訴訟制度の健全化、環境税法の起草や重点産業における排出標準と自動車の燃料消費量標準の改正などの目標とともに、環境監視管理能力や環境保護法の執行能力の強化などが明記されている。

第8条：地域間での環境管理協力システムの構築。北京市・天津市・河北省や長江デルタなどPM_{2.5}の濃度引下げ目標が定められた重点地区では、地域間協力システムを設けること、また重点地区ではPM_{2.5}、非重点地区ではPM₁₀抑制の目標任務を経済社会発展計画において約束性指標（行政が責任を持って達成すべき指標）して組み込むことが義務づけられている。また職責の欠如などで汚染改善効果がみられなかったり、数値の偽造や年度目標任務が未達成の場合、観察機関が法規に基づいて責任者を追究することとなっている。

2014年4月には、本条項を補則する形で「大気污染防治行動計画実施情況考核（審査）弁法」が公布され、大気の質の改善や大気汚染防止重要任務完成情況の審査の基準値が示されている^[20]。

第9条：監視測定・応急警報システムの確立と重大大気汚染への適切な対応。北京市・天津市・河北省、長江デルタ、珠江デルタ地区では2014年までに、その他の省・市では2015年末までに重大大気汚染に対する測定・警報システムを完成させ、重大大気汚染を地方人民政府の突発事件应急管理体制に組み入れる。

第10条：政府、企業の社会的責任の明確化と全住民の環境保護への参与。地方人民政府は行政区内の大気環境に全責任を負い、重点任務と年度制御指標を確定し、公開する。企業には大気汚染防止・処理の責任主体として社会

的責任を負うと同時に社会から監督を受けることが義務づけられている。

(2) 「水污染防治行動計画」

10条35項で構成される「水十条」が公布されたのは2015年4月であった。この前年の2014年の10大河川流域^[21]における水質を2011年と比較してみると、Ⅰ～Ⅲ類（飲用水源として利用可能な水質）は71.2%で2011年の61.0%よりかなり改善されている。その分Ⅳ～Ⅴ類（Ⅳ類は工業用かプール用を除く娯楽施設用、Ⅴ類は農業灌漑用水以外に利用できない程度の水質）は19.8%で2011年の25.3%より低下している。問題は劣Ⅴ類（Ⅴ類以下、農薬用水にも適さない水質）で、2014年は9.0%と2011年の13.7%よりは改善されたものの、10大河川流域の10%近くが依然としてかなり汚染度の高いままであることがわかる^[22]。

表－3 10大河川流域の劣Ⅴ類の変化（％）

	長江	黄河	珠江	松花江	淮河	海河	遼河	浙江・福建	西北	西南
2012	4.4	18.0	3.7	5.7	17.9	32.8	14.5	0.0	2.0	0.0
2013	3.1	16.1	5.6	5.7	11.7	39.1	5.4	0.0	2.0	0.0
2014	3.1	12.9	3.7	4.6	14.9	37.5	7.3	0.0	2.0	3.2

（出所）2012、2013年は自然之友編『中国環境発展報告』社会科学文献出版社、2014年版282頁、2015年版212頁。

2014年は『中国環境年鑑』2015年版241～243頁。

10大河川流域の劣Ⅴ類の変化の状況は表－3に示したとおりであるが、全体としては水質は改善されつつはあるものの、天津市を流れる海河に限っては30%以上が劣Ⅴ類のままである。水質汚染は三大湖と称され太湖、巢湖、滇湖でもみられ、2014年における劣Ⅴ類の割合はそれぞれ8.8%、27.3%、18.8%と高い。

「水十条」はこのような水質汚染の現状に対応するために2014年年初から環境保護部で審議が開始され、1年以上の時を経て公布されたもので、単に地表水の水質改善ばかりでなく、地下水の超過汲み上げの規制や近海の水質

改善をも目標としている。2020年までの主要目標としては、①7大河川流域のⅠ～Ⅲ類の割合を70%以上とし、都市飲用水水源のⅢ類以上の割合を93%以上に上げる。②都市部の異臭を放つ汚水の割合を10%以内に抑える。③全国の地下水の水質格差を15%以内に抑え、沿海岸域の70%前後をⅠ、Ⅱ類とする、など具体的な数値が示されている。

第1条：汚染物の排出を全面的に抑制する。2016年末までに、製紙、製靴、捺染、製油、砒素精錬、農薬製造、電気メッキなど10種類の小規模企業における重大な水質汚染生産を取締まると同時に、2017年末までに製紙、製鉄、製薬産業などの産業で技術改造を通じて排出汚染物の質的転換を図る。2017年末までに工業地区では汚染水の集中処理施設と自動計測装置の設置を行う。

都市の汚水処理施設の建設・改造によって生活水汚染を防止する。2020年までに県庁所在地やその他の地方都市での集中汚水処理能力を85%、90%前後まで上げる。農村では2016年から畜舎における雨水と汚染水の分流と資源化利用を実施する。

第2条：経済構造転換と高付加価値化。2015年からは水質改善と産業発展状況を勘案して、年度別の淘汰方案を制定する。開発区では水質資源に配慮し、7大河川の流域では石油化学、化学原料、製薬、化学繊維などの環境リスクを厳しく規制する。工業用水の循環利用を促進し、2020年までに水不足地域での水再生利用率を20%以上とする。

第3条：節水による水資源保護。総用水量を抑制し、2020年における全国の用水総量を6,700億 m^3 以内とする（2014年は6,094億 m^3 ）。都市の節水を強化し、節水基準に適合しない設備の生産を禁止とする。50年を超える水道管を更新し、2017年には公共配水管の漏水率を12%以内に抑え、2020年には10%以内とする。

第4条：科学的支援の強化。技術改善の成果を飲用水の浄化、節水、汚水の処理と循環利用、城市雨水の集中利用などに活用する。

第5条：市場メカニズムを十分に発揮させる。県級以上の都市では2015年

末までに住民の水道料金を全面的に累進価格制度とし、農業用水価格も全面的に改革する^[23]。都市の汚水処理量、汚染排出費および水資源費の徴収管理方法を改正する。省エネ・節水、資源の総合利用などに対し税制面で優遇措置を採ると同時に、国の奨励する大型環境設備の生産、設備製造に不可欠な部品・原材料の輸入は免税とする。環境税の立法化と資源税の改革を早急に進める。

環境設備生産に多元的な融資を実施し、政府の環境保護事業への財政支出を拡大する。

第6章：監督管理を厳格化する。注目すべきは汚染排出製造業に対する厳しい措置であろう。基準や総量規制を超過して汚染を排出した企業に対しては“黄牌”（イエローカード）が出され、一律に生産規制あるいは生産停止とされ、汚染の著しい“紅牌”（レッドカード）企業は一律に操業を停止とされる。

第7章：水環境管理の強化。汚染物排出総量の規制強化や汚染排出許可証の審査発給制を推進する。

第8条：水資源生態環境保護の保障。飲用水の水源の安全、重点流域の汚染防止、沿岸海域の環境保護と同時に都市における異臭水源の改善などが目標とされている。

第9条：職責の明確化。地方政府の水資源環境保護における責任の強化が主要目標となっている。

第10条：公衆の参与と社会監督の強化。法規に基づいて環境情報の公開、社会的監視の強化が主課題。

(3) 「土壤污染防治行動計画」

環境保護部と国土資源部が2005年4月から2013年12月の期間、中国で初めてとなる全国規模での土壤汚染状況調査を実施したが、その結果、調査地点の16.1%の汚染度が基準値を超えており、耕地の場合その割合は19.4%と高くなることが判明している。地域別では長江デルタ、珠江デルタおよび東北

3省の旧工業地区の汚染度が高く、西南、中南地区ではカドミウム、水銀、砒素、鉛などによる重金属汚染が広範囲で確認されている^[24]。

このような状況の中で、「土壤污染防治行動計画」（「土十条」）も2014年3月には草案の審議が始まっていたが、公布されたのは2016年5月であった。前述の「土壤汚染調査」も8年もの歳月を費やしているが、土壤汚染は大気や水汚染に比較し、汚染要因が複雑で、調査対象地点の選択も難しいなど様々な要因があり、「行動計画」の作成もそれだけ容易ではなかったということであろう。

「土十条」も「大気十条」や「水十条」と同じく、10条35項で構成されるが、その主要目的は2020年までに、汚染土壤と耕地それぞれの“安全利用率”を90%まで引上げ、2030年までには95%まで引上げることにある。

第1条：土壤汚染状況の調査。農業用地と重点産業の企業用地を中心に土壤の汚染状況を調査し、2018年までに汚染面積、農産物への影響を、2020年までには企業用地汚染の分布とリスク度を把握する。2017年までに土壤汚染測定地点を設定し、2020年までには全県に測定拠点を設ける。

第2条：土壤汚染防止の法制化と基準の確立。「土壤污染防治法」を起草し、2016年までに農薬管理条例を改正し、2017年末までには農薬包装物回収処理などの規定を公布する。また2017年末までには農業用地と建設用地の環境標準を公布する。カドミウム、水銀、砒素、鉛、クロムなどの重金属や石油化学汚染物などの管理を強化する。

第3条：農業用地の分類管理の実施と生産環境の保障。農業用地を汚染度によって3分類し、重度汚染地の管理を強化する。農業用地集中地区における非鉄金属の精錬、石油加工、電気メッキ、製靴などの産業を規制する。

第4条：建設用地の使用を許可制とし、居住地の環境リスクを防ぐ。2016年末までに、建設用地の土壤評価技術・規定を確立する。

第5条：未汚染土壤の保護と新規汚染の抑制。未利用地の環境管理強化し、建設用地の新規汚染を防止する。

第6条：汚染の監視・管理を強化し、土壌汚染の予防を実行する。各地で工鉱業企業の分布と汚染物排出状況に基づいて、重点監視・管理企業の名簿を作成し、公開する。鉱山資源開発と重金属産業の汚染防止を強化する。

第7条：汚染の防止・修復の推進と土壌の改善。汚染防止・処理と修復の主体と責任を明確にする。

第8条：科学技術、研究開発を強化し、環境保護産業の発展を推進する。2017年末までに奨励すべき土壌汚染防止・処理技術、設備の目録を交付する。

第9条：政府が主導力を発揮し、土壌環境の管理システムを構築する。国家が統一して計画を策定し、省が総責任を負い、市・県が実施するという原則に基づいて、土壌環境の管理体制と土壌汚染防止・処理の責任体制を確立する。

第10条：審査の強化と責任追求の厳格化。地方政府を本行政計画の責任主体として、2016年末までに、それぞれの土壌汚染防止・処理方案を策定する。企業は土壌汚染防止・処理を環境リスク体系に組み入れ、法規に基づいた建設や汚染処理施設の操業を行う。

「土十条」の概要は以上であるが、「大気十条」や「水十条」の条文に比較し、具体性に欠けるが、それは次の2つの理由によるものであろう。第1は「大気十条」や「水十条」にはすでに依拠すべき法規、即ち大気污染防治法（1995年8月公布、2000年4月改正、2016年1月改正・施行）や水污染防治法（1986年5月公布、1996年5月改正、2008年6月改正・施行）があったことによる。第2は土壌汚染は大気からの汚染物の沈降や汚染水の排出による部分が大きく、単独での汚染防止策の策定には限界があるからであろう。

2. 環境汚染事案と対応例

改正環境法の第6章に“法律責任”が明記されたことによって、環境汚染に対する環境保護部門の対応は、公安機関や検察院などとの連携の強化もあってより厳しくなりつつある、以下では、実際の汚染事案に対し、どのよ

うな対応が採られてきたのか、改正環境法の施行によってどのような変化が生じつつあるのかを若干の事例からみてみたい。

(1) 危険物の不法投棄をめぐる公益訴訟^[25]

江蘇省の公益団体である泰州市環保連合会（以下、連合会）が2014年9月に同市の6企業を相手に訴訟を起こしている。起訴された6企業はいずれも化学工業会社で、2012年1月から2013年2月の期間、塩酸や硫酸などの副産物である危険廃棄物をトン当たり20～100円で危険物処理資格を取得していない企業へと売り渡し、その企業が泰州市を流れる2本の河川に不法投棄（約2万トン）を繰り返していたことが起訴の原因であった。

2014年8月には泰州市人民檢察院^[26]が被告6企業と責任者14名に、それぞれ2～5年の懲役刑と16～41万円の罰金刑を科していたが、9月に入って同檢察院の支援の下に、連合会が泰州市中級人民法院（裁判所）に民事賠償を求めて起訴している。

一審（中級人民法院）の判決では、6企業に汚染修復費用として1億6,000万元（24億円相当）の賠償金を科しているが、これは環境領域における賠償金額としては過去に例を見ない高額なもので、社会的な注目を集めることとなった。

この判決を不服として被告側は江蘇省高級人民法院に控訴したが、二審の判決は一審の判決における賠償の履行期間や方式などには関連法規との関係で若干の修正箇所はあるとしたものの、基本的に合法とし控訴を却下するものであった^[27]。2014年12月に下された高級人民法院の判決は、6企業に1億6,066万6,745元の賠償を命じるものであった。その法的根拠は「環境汚染損害鑑定評価工作に関する若干の意見」（2011年公布）などによるものであった。また被告側の責任や汚染行動と損害の因果関係に関しては、水污染防治法の第29条第一項、侵權責任法の第65、66条および民事訴訟法の第170条第一項など^[28]の法的根拠により一審判決を合法としている。

また被告側からは原告の資格が民事訴訟法第55条や改正環境法第58条の規

定する“社会組織”に適合しないという訴えもあったが、連合会は2013年12月に環境保護関連組織として泰州市に登録されていたため、この点も被告側の主張は退けられている。ただ民事訴訟法第119条の“原告は本案件と直接利害関係を有する公民、法人およびその他の組織”とする規定がどう解釈されたかは定かではない。

その他若干の疑問点としては、連合会への支払いを命じられた多額の賠償金の用途が明示されていないこと、検察機関がどこまで公益訴訟に介入できるかということである。前者に関しては賠償金の用途に関する規定が必要であろうし、後者の場合は憲法（第129条）で“国家の法律監督機関”と定められた検察機関が公益訴訟にどこまで関与できるのかという点である。

(2) 検察機関主導による汚染事案の解決^[29]

この汚染事案は、内モンゴル自治区、寧夏回族自治区と甘肅省に跨る騰格里砂漠で発覚したものである。砂漠に隣接する3省・自治区のそれぞれに工業団地があり、そこの化学工業企業が工業廃水を私設の暗渠など通じて砂漠に排出していたもので、表面の草木が枯れたばかりでなく、異臭が牧畜を営む人々に重大な影響を与えつつにあった。

1998年から最高検察院が主導して調査を開始した2014年9月までの間における排出汚染物の量は、寧夏の工業団地の1企業だけで硫酸や硝酸の処理液が350万トン以上、危険廃棄物が19万トンに及んだとされる。

2014年9月から最高検察院は公安部、環境保護部と共同で監督組織を立ち上げ、同時に3省・自治区の検察機関に調査、立件への介入を指示している。これにより公安機関が寧夏工業団地の3企業の犯罪案件を検察機関に移送・起訴する一方、検察機関は汚染事件背後の“保護傘”を捜査し、公務員4名を汚職罪で起訴することとなった。2015年10月には起訴案件の一部で環境汚染罪、汚職罪の一审判决が下されているが、このような広範囲に及ぶ汚染事故が長年放置されてきた要因は、地域の環境監督管理部門の監督能力不足や地方政府の“不作為”、“保護傘”にあるとされる。

騰格里砂漠の汚染事故に関しては、2010年には製紙工場による砂漠への汚染物違法投棄が発覚しており、2012年には中央電視台（中央テレビ局）も工業団地企業の汚染行為を暴露し、周辺住民による関連部門への報告もあった。環境保護部門は工業団地へ改善を通達したものの、監督が不十分で問題の解決には至らず、“砂漠汚染の背後には監視・管理の砂漠がある”という状況であったという。地方政府が企業の違法行為に“不作為”“保護傘”を決め込む最大の要因はGDPによる政績評価にあったが、大型工業団地の場合は、税収、雇用など地域経済に与える影響も大きく、環境政策重視への転換は容易ではなさそうである。

(3) 汚染排出企業における測定数値の偽造^[30]

政府が環境政策を重視し、環境監視・測定システムへの財政支出を増加させている一方で、企業では新たな形での違法汚染排出が増加しているという。それは汚染排出企業による測定数値の偽造である。山東省の場合、2014年に数度にわたって企業の汚染物違法排出を取り締まったが、その中で15企業の汚染排出数値に偽造がみられた。

山東省では2007年から全省で汚染源自動監視・制御装置などの設置を義務化し、廃気、廃水の多い企業での装備を推進してきたが、汚染排出の末端である自動監視・制御装置に手を加え汚染物の排出量を少なくみせる現象が増加している。監視・制御システムの数値を偽造する方法は、システムのソフトに手を加えるものとハードを改造するものに大別されるという。前者では実際の排出濃度が $1,000\text{mg}/1\text{m}^3$ の場合、ソフトの計算式に $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ という助変数を加えることで排出濃度を10分の1にすることができ、後者ではシステムそのものに濃度希釈装置などを付けることで実際より低い排出濃度（量）が得られることになる。

企業がこのように、ソフトやハードシステムを改造し、排出汚染の数値を偽造するのは、汚染処理コストが高いためである。例えば汚水の場合、排出前の処理コストは一般に $5\text{元}/\text{m}^3$ 強であるが、成分の複雑な汚水になると十

数元から数十元になり、廃気の場合には1日当りの処理費が数万元から十数万元になるとされる。

数値の偽造には、経済的負担の重さに加え、それを可能にする監視・制御システム運営上の問題もある。汚染排出を監視・制御するシステムの設置は汚染排出企業の負担で行われるが、日常の運営・維持は専門の会社に委託され、監視施設を開けられるのは環境保護部門と運営専門会社の関係者に限定されている。しかし、汚染排出数値の偽造が見つかった15企業の一部では、業務提携の解消などを理由に運営専門会社を強迫して、施設の暗証番号を入手した例もあったという。

数値の偽造にはこの他に“違法成本低”の問題もある。偽造行為に対する罰金は一日の汚染処理費用より低く、企業に対する懲戒の意味がほとんどないのが現状である。改正環境法では測定数値の偽造案件は公安機関に移送するなど刑事罰の対象となっているが（第63条）、罰金額を被害額を基礎に算出するなど、より厳しいものにする必要がある。

今後の課題

改正環境法の公布・施行を契機に、環境汚染事故への対応において、環境保護部門と検察や公安機関との業務連携が密接となり、法律の適用面でも行政法、民法、刑法間の接続が図られつつある。しかし、実際の汚染事故処理面では“不作為”などの人的要因ばかりでなく、法規の整備や執行面からの問題もみられる。

環境保護に関する法律の中で、最も公布の待たれているのが「土壤汚染防治法」であろう。環境関連の法規数は、法律30本、行政法規90本と充実しているものの「基礎的な法律面で空白があるとされるのが「土壤汚染防治法」と「核安全法」である^[31]。このうち「土壤汚染防治法」については、2014年4月の時点で“草案は初歩的に作成済み”^[32]とされていたが、2016年10月現在、未公布のままである。「土十条」の執行や汚染の修復責任などを示す

基本法だけに、公布時期への社会的関心も高い。

2015年秋の党第18期5中全会では、環境管理制度に関する重点政策として、省以下の環境保護機構を垂直的に管理する制度が提起されていたが、その目的は“責任が履行されない、法に従わない、法執行が厳格でない、違法が追究されない”といった下部機構の法律執行上の問題を改めることにあった^[33]。垂直的な機構の確立と法執行の強化のためには新たな制度と依拠する法律が必要となろう。

2015年6月、「環境保護税法」に関する意見公募草稿が公布された。環境保護税は、2013年11月の党第18期3中全会において“環境保護費改税”（環境保護における費用徴収を税の徴収に改める）としてその導入が決定されていたもので、2年後にようやく草案が審議に入ったことになる。

2015年1月施行の改正環境法では、前述のとおり、第21条、第22条で財政、税制、価格、政府購入などの経済手段による環境産業の育成と企業の汚染排出削減支持を規定している。この2条に加え第43条では“法律規定によって環境保護税を徴収する場合は、汚染排出費（基準を超えた排出量に対して徴収される費用）を徴収しない”と定めており、いずれの条項もその前提に環境保護税の導入がある。

課税対象の範囲・税率をどうするかなど難しい問題もあるが、環境保護税法の施行は、改正環境法ばかりでなく、「大気十条」や「水十条」の目指す市場メカニズムの導入による省エネ政策へのプラスの影響も大きいだけに早期の公布が望まれる。（追記：2016年12月26日、全人代常務委員会は、2018年1月1日から「環境保護税法」を施行する旨の法案を可決している。）

〔注〕

〔1〕 防治とは予防と治療（修復）の意。

〔2〕 最高人民法院環境資源審判庭編著『中華人民共和國環境保護法～条文理解與適用』人民法院出版社 2014年11月、25頁。

- [3] 『人民日報』 2008年6月11日。
- [4] 新華社通信 2013年12月9日。
- [5] 『人民日報』 2014年8月26日。
- [6] 『人民日報』 2015年1月12日。
- [7] 『人民日報』 2015年1月17日。
- [8] 自然之友編『中国環境発展報告2015』社会科学文献出版社 67～68頁。
- [9] 『人民日報』 2014年6月13日。
- [10] 環境汚染事故は、特別重大環境事件（死亡30人以上、中毒100人以上）、重大環境事件（死亡30人以下、中毒100人以下）、較大環境事件（死亡10人以下、中毒50人以下）、一般環境事件（被害者3人以下）などに分類されている。
- [11] 『人民日報』 2013年7月11日など。
- [12] 『人民日報』 2013年5月18日。
- [13] 『人民日報』 2011年11月10日など。
- [14] 注〔8〕に同じ、64頁。
- [15] 注〔7〕に同じ。
- [16] 司法機関（裁判所）は、最高人民法院、高級人民法院（省クラス）、中級人民法院（地区、自治州クラス）および、基層人民法院（県クラス）で構成される。
- [17] 「人民日報」 2014年4月29日。
- [18] 『日本経済新聞』 2013年10月15日。
- [19] 2011年11月施行の「資源税暫行条例」では石油・天然ガスへの課税は従量税から従価格税へと改められたが、石炭、コークスなどは従量税のままであった。
- [20] 審査の対象は、質の改善ではPM₁₀とPM_{2.5}の年平均濃度低下率のみ（100ポイント）であり重点任務完成状況では審査の対象が産業構造の最適化（10ポイント）、工業汚染処理（15ポイント）、大気環境等々

は（16ポイント）など10項目に分けられ合計が100ポイントとなっている。

- [21] 7大流域とは長江、黄河、珠江、松花江、淮河、海河および遼河を示し、2011年からは浙江省と福建省を流れる河川と西北諸省、西南諸省を流れる河川が加えられ10大流域として水質状況が発表されるようになった。
- [22] 2012、2014年の数値は、『中国環境年鑑』2012年版302頁、2015年版240頁。
- [23] 2014年4月2日に北京市では意見公募用に3段階（1段階2案）の水価格案を公表している。(1) 使用量145m³以下、1 m³当り4.95元、180 m³以下、5.0元、(2) 146～200 m³、7.0元、181～200 m³、7.0元、(3) 260m³以上、9.0元（『人民日報』2014年4月3日）。
- [24] 『人民日報』2014年4月18日。
- [25] 「泰州市環境保護連合会訴江蘇常隆農化有限公司等六公司重大環境汚染評析『環境保護』2016年No.10 47-49頁。
- [26] 検察機関は最高人民検察院、地方各級（省、自治区、県）人民検察院と専門人民検察院から構成される。
- [27] 中国は二審制でありここでの判決が結審となる。
- [28] 「水污染防治法」（2008年6月施行）第29条：水への油類、酸液、塩液あるいは劇毒廃液の排出を禁止する。「侵權責任法」（2010年7月施行）第65条：環境汚染を引き起した汚染者は權益侵害に対する責任を負わなければならない。第66条：環境汚染による紛争では、汚染者は法律に基づいて、責任を負わないかあるいは軽減する理由ならびに行為と損害に因果関係のないことについて証拠を示す責任がある。「民事訴訟法」（2012年8月施行）第170条：原判決（一審判決）が事実を正確に認定し、法律の適用が正確である場合は、控訴を却下し、原判決、裁定を維持する。

- [29] 「論環境行政執行法與刑事司法啣接中檢察監督之完善」『環境保護』
2016年No.7. 54～56頁。
- [30] 『人民日報』2015年1月21日。
- [31] 注〔8〕に同じ、69頁。
- [32] 『人民日報』2014年4月18日。
- [33] 「中共中央の國民經濟・社會發展第13次5ヵ年規畫建議」に関する説明。

アジア研究所紀要 投稿要領

1. 投稿内容

アジアに関する研究論文とする。

2. 投稿資格

本学の専任、名誉教授、客員・嘱託研究員および編集委員会が認めた者。

3. 執筆要領

- 1 論文は日本語の場合、400字詰め原稿用紙40～60枚（注：文献リストを含む）相当とし、英文の場合はダブル・スペース（25行）20枚相当とする。日本語論文には英文タイトルを付する。
- 2 書評論文、研究ノート、研究動向も適宜採用する。これらの原稿は400字詰め原稿用紙15枚前後とする。英文の場合はダブル・スペース（25行）5枚相当とする。
- 3 原稿は横書き、縦書きのいずれでも可とし、コピーを含め2部提出する。ワープロ印刷の場合は、フロッピーも提出する。

4. 原稿審査

レフリー制度を適用する。

5. 編集委員会の設置

アジア研究所内に『アジア研究所紀要』刊行のため編集委員会を設置する。

- 1 委員会の委員長は、アジア研究所所長とし、委員は委員長の指名する同研究所運営委員会委員をもって構成する。

2 業務は本誌の編集方針決定、レフリーの選任、原稿の採否とする。

6. 著作権

1 本紀要に掲載された論文等の著作権は、著作者本人に帰属する。

2 第1項に関わらず、アジア研究所は本紀要に掲載された論文を電子化しそれを公表する権利を有し、著作者はこれを許諾するものとする。

以 上

この投稿要領は、平成16年4月28日から施行する。

『アジア研究所紀要』 投稿規程

1. 投稿資格

- (1) 本紀要への投稿者は、亜細亜大学専任教員またはアジア研究所嘱託研究員であること。
- (2) 共著論文を投稿する場合には、前項に定める者が第一著者であること。

2. 紀要論文の掲載要件

- (1) 本紀要に掲載する論文は、アジアに関する研究論文であること。
- (2) 投稿論文に対して匿名審査員による審査を行い、掲載の可否を決定する。

3. 原稿の形式

- (1) 原稿は横書きとする。
- (2) 原稿はワープロまたはパソコン入力したものを電子ファイルで1部提出する。

(論文は、400字詰原稿用紙40～60枚相当とし、英文はダブルスペースで25行20枚相当とします。書評、研究ノート、研究動向は、400字詰原稿用紙で15枚相当とし、英文の場合は、ダブル・スペースで25行5枚相当とします。)

- (3) 第1節の前に必ず1ページ程度の「はしがき」を付け、各章の問題意識、目的、主な論点などを述べる。「おわりに」や「結び」は設けなくてよい。
- (4) 各章の構成は原則として節、項までとし、それ以下の見出しは付けない。

はしがき

第1節

1.

1)

①

参考文献

(5) 参考文献は注に含めず独立させ、各章末に載せる。

(6) 注は、脚注とする。

(7) 文献表記は、以下のように統一する。

木村福成 (2000), 『国際経済学入門』日本評論社。

馬田啓一 (2005), 「重層の通商政策の意義と問題点」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本の新通商戦略－WTOとFTAへの対応』文眞堂。

浦田秀次郎 (2009), 「APEC 20年の課題と日本の役割」『国際問題』No.585, 日本国際問題研究所。

Gray, L (1999), *False Dawn: The Delusions of Global Capitalism*, Granta Publications, London. [石塚雅彦訳, (1999) 『グローバリズムという妄想』日本経済新聞社。]

Ando, M. and Kimura, F. (2005), "The Formation of International Production and Distribution Networks in East Asia," in T. Ito and A.K. Rose, eds., *International Trade in East Asia*, Chicago: The University of Chicago Press.

(8) 引用または参照した文献を注に表す場合は、以下のとおりとする。

浦田 (2009) 2 ページ

Ando and Kimura (2005) pp.177-178

(9) 図表には番号を付し図表の上に見出しを付ける。

第1図 各地域の貿易依存度の推移

第1表 世界の実質 GDP 成長率の推移

- (10) 図表の下の(資料)と(出所)の表記を区別する。前者は図表を自ら作成し、後者は他の文献の図表を引用した場合とする。

(資料) 世界銀行「WDI」から作成。

(出所)「通商白書2011」p.182.

- (11) 西暦を原則とする。ただし、必要に応じ、元号を括弧付きで記してもよい。

2011年(平成23年)

- (12) 略語を用いる場合には、最初に正式名を付記する。

世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)

- (13) 文体は「である」調、表現など「読みやすい」ものにする。

- (14) 執筆者名をタイトル右下に付す。

- (15) 英文タイトルを付ける。

執筆者名の英文表記は「Taro ASIA」とし、タイトルの右下に付す。

- (16) 要旨(300字程度)を別ファイルにて提出する。

- (17) 校正は2校までとする。

4. 著作権

- (1) 本紀要に掲載された論文等の著作権は、著作者本人に帰属する。

- (2) 第1項に関わらず、アジア研究所は本紀要に掲載された論文等を電子化し、それを公表する権利を有し、著作者はこれを許諾するものとする。

5. 別刷り

採用された原稿には、別刷り50部を無料で進呈する。

6. その他

その他の場合は、必要に応じてアジア研究所紀要編集委員会が指示する。

附則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

アジア研究所 彙報

平成27年度 2015年度 活動報告

公開講座について

○第35回公開講座

1. テーマ：『中国との距離に悩む周縁』
2. 期 日：平成27年6月6日～7月4日 毎週土曜日 午後2時～3時30分
3. 会 場：亜細亜大学 5号館1階 512教室
4. 講師及びテーマ：
 - 第1週 6月6日 遊川 和郎（亜細亜大学アジア研究所教授）
「香港：民主化運動と中国統治の今後」
 - 第2週 6月13日 平井 久志（共同通信社客員論説委員）
「中朝関係の現状を探る」
 - 第3週 6月20日 廣瀬 陽子（慶應義塾大学総合政策学部准教授）
「シルクロード経済圏構想と中露の利害対立」
 - 第4週 6月27日 鈴木有理佳（アジア経済研究所地域研究センター
動向分析研究グループ長代理）
「南シナ海領有権問題で対立する中比関係」
 - 第5週 7月4日 松田 康博（東京大学東洋文化研究所教授）
「中国の影響強まる台湾：馬英九路線の成果と挫折」

セミナー「アジア・ウォッチャー」について

講師及びテーマは次のとおりである。

○平成27年5月9日(土)

青山弘之氏(東京外国語大学大学院 総合国際学研究院 教授)

「[イスラーム国]はなぜ台頭したのか：中東における[民主化]と
[テロとの戦い]の矛盾」

○平成27年12月5日(土)

工藤年博氏(政策研究大学院大学 教授)

「2015年ミャンマー総選挙結果を読む－国民はなにを選択したのか
－」

○平成28年1月23日(土)

奥田 聡(亜細亜大学アジア研究所 教授)

「中韓FTAの日本への影響」

一般公開シンポジウム

1. テーマ：「西洋からみた19世紀東アジアの相貌」－エリゼ・ルクリュ
(柴田匡平訳)『東アジア(清帝国、朝鮮、日本)』刊行記念－
 2. 期 日：日時：平成27年12月6日(日)14時～16時
 3. 会 場：亜細亜大学 2号館1階 200教室
 4. 基調講演：柴田 匡平 信州大学経営大学院 教授(同書訳者・経営学)
コメント：今津 敏晃 亜細亜大学法学部 准教授(日本近代史)
青山 治世 亜細亜大学国際関係学部 講師(中国・東アジ
ア近代史)
- ディスカッション：柴田 匡平 教授・今津 敏晃 准教授・青山 治
世 講師
- モデレーター：石川 幸一 亜細亜大学アジア研究所所長・教授(現代
東南アジア)

平成27年度研究プロジェクトの編成(研究期間：平成27年度から平成28年度)

1. 経済共同体創設後の ASEAN の課題 (10名)

(代表) 石川幸一 アジア研究所教授

小黒啓一	嘱託研究員	藤村 学	嘱託研究員
助川成也	嘱託研究員	春日尚雄	嘱託研究員
南原 真	嘱託研究員	野澤勝美	嘱託研究員
藤森浩樹	嘱託研究員	赤羽 裕	嘱託研究員
玉村千治	嘱託研究員		

2. 次期政権下での朝鮮半島情勢の展望 (8名)

(代表) 奥田 聡 アジア研究所教授

野副伸一	嘱託研究員	花房征夫	嘱託研究員(平成27年度のみ)
石田 賢	嘱託研究員	藤田 徹	嘱託研究員
田中俊光	嘱託研究員	前川恵司	嘱託研究員
松尾修二	嘱託研究員		

3. アジア地域における環境問題 -現状と課題、今後の展望 (8名)

(代表) 田部井圭子 経営学部教授

范 云涛	経営学部教授		
大江 宏	嘱託研究員	小林熙直	嘱託研究員
関上 哲	嘱託研究員	鈴木亨尚	嘱託研究員
張 維納	嘱託研究員 (平成27年度のみ)		
ジヤムスランジャワ	ハーフ-メンバー		嘱託研究員

4. サービスの商品化がもたらす日比関係の変容に関する学際的分析(3名)

(代表) 小張 順弘 国際関係学部講師

坂井 誠 嘱託研究員

森元 晶文 嘱託研究員

平成26年度研究プロジェクトの編成(研究期間：平成26年度から平成27年度)

1. アジアのグローバル化と日本企業のアジア投資（8名）

代表者 石川幸一 アジア研究所教授

九門 崇 亜細亜大学特任教授 藤原 弘 嘱託研究員

佐々木秀 嘱託研究員 春日尚雄 嘱託研究員

神前泰策 嘱託研究員 根橋玲子 嘱託研究員

仲 伯維 嘱託研究員（平成27年度から）

2. 北東アジアの経済・社会の変容と日本Ⅲ（8名）

代表者 西澤正樹 アジア研究所教授

ハリダバ イムハット 嘱託研究員 ネフザルガル 嘱託研究員

宋 成華 嘱託研究員 アハマトニヤス 嘱託研究員

真田幸光 嘱託研究員 岡田基幸 嘱託研究員

須賀 努 嘱託研究員

3. 新段階を迎えた東アジアⅣ（7名）

代表者 遊川和郎 アジア研究所教授

石川幸一 アジア研究所教授 奥田 聡 アジア研究所教授

野副伸一 嘱託研究員 小林熙直 嘱託研究員

木村哲三郎 嘱託研究員 阿部純一 嘱託研究員

4. 東アジア地域における環境エネルギー政策共同体の可能性に関する考察
（4名）

代表者 范 云涛 経営学部教授

大島正克 経営学部教授 古屋 力 嘱託研究員
久留島守宏 嘱託研究員

平成27年度海外実地調査

「アジアのグローバル化と日本企業のアジア投資」

調査者 佐々木 秀
調査国 中国、香港
期 間 平成27年7月3日～7月11日

「アジア地域における環境問題」

調査者 大江 宏、ジャムスランジャワ バーサンフー
調査国 モンゴル
期 間 平成27年7月13日～7月22日

「北東アジアの経済・社会の変容と日本Ⅲ」

調査者 西澤正樹、パリーダ バイムハット
調査国 中国
期 間 平成27年7月26日～8月8日

「東アジア地域における環境エネルギー政策共同体の可能性に関する考察」

調査者 范 云涛
調査国 中国
期 間 平成27年8月8日～8月21日

「新段階を迎えた東アジアⅣ」

調査者 遊川和郎

調査国 中国

期 間 平成27年 8月17日～8月23日

「アジアのグローバル化と日本企業のアジア投資」

調査者 根橋玲子

調査国 台湾

期 間 平成27年 9月6日～9月9日

「サービスの商品化がもたらす日比関係の変容に関する学際的分析」

調査者 小張順弘、坂井 誠、森元晶文

調査国 フィリピン

期 間 平成28年 2月29日～3月5日

研究会

1. 「経済共同体創設後の ASEAN の課題」研究プロジェクト

5月23日：「メガ FTA の潮流と WTO の新たな役割」

発表者：馬田啓一（杏林大学客員教授）

10月24日：「マレーシアは2020年に先進国入りできるか？」

発表者：小野澤純（元拓殖大学教授）

2. 「次期政権下での朝鮮半島情勢の展望」研究プロジェクト

5月23日：「韓国の人口ボーナスと社会保障制度の限界—日本、中国、ASEANなどと比較して」

発表者：大泉啓一郎（日本総合研究所調査部上席主任
研究員）

7月6日：「朴槿恵政権の米中等距離外交」

発表者：鈴置高史（日本経済新聞社編集委員）

12月7日：「北朝鮮経済研究者の平壤、元山、金剛山訪問」

発表者：藤田 徹（嘱託研究員）

2月1日：「朴槿恵政権の経済政策：任期後半期に向けての中間評価」

発表者：奥田 聡（アジア研究所教授）

3. 「アジア地域における環境問題—現状と課題、今後の展望」研究プロジェクト

4月23日：「中国：最近における環境政策の推移」

発表者：小林熙直（嘱託研究員）

7月2日：「住宅の省エネ化とパッシブハウス」

発表者：森 みわ（キアーアーキテクツ(株)代表取締役）

10月15日：「世界自然遺産およびジオパーク」

発表者：有馬貴之（帝京大学経済学部観光経営学科講師）

12月10日：「2015年夏 モンゴル西部地域調査旅行報告」

発表者：大江 宏（嘱託研究員）

2月25日：「モンゴルの森林を考える～MSUAでの講義を終えて～」

発表者：関上 哲（嘱託研究員）

4. 「アジアのグローバル化と日本企業のアジア投資」研究プロジェクト

5月16日：「ヤマハ発動機のアジア戦略」

発表者：尾崎幸宏（ヤマハ発動機株式会社 MC 事業本部第1事業部営業部長）

7月11日：「中国杭州の日系企業」

発表者：藤原 弘（嘱託研究員）

根橋玲子（嘱託研究員）

10月3日：「コスモテックの海外事業展開」

発表者：高見澤友伸（コスモテック社社長）

12月12日：「中国現地調査報告 日本が見落とす中国の実像」

発表者：佐々木秀（嘱託研究員）

5. 「新段階迎えた東アジアⅣ」研究プロジェクト

5月14日：「中国の一带一路発展戦略」

発表者：江原規由（日本国際貿易研究所チーフエコノ
ミスト）

11月19日：「TPP 大筋合意の概要と意義」

発表者：石川幸一（アジア研究所所長）

研究プロジェクト 成果報告書

○アジア研究シリーズ No. 88

・研究プロジェクト：新政権下での朝鮮半島情勢

・表題：『韓国新政権の中間評価と朝鮮半島情勢』

まえがき・・・・・・・・・・・・・・・・研究プロジェクト代表者 奥田 聡

朴槿恵政権の経済政策—公約と現実とのはざままで—・・・・・・・・奥田 聡

中韓協定の成立——朴槿恵は敵方に回った・・・・・・・・・・鈴置 高史

大きな亀裂が生じた日韓関係・・・・・・・・・・・・・・・・野副 伸一

サムスン減益と韓国経済・・・・・・・・・・・・・・・・石田 賢

韓国における日本商社のステータス変遷・・・・・・・・・・藤田 徹

国家元首に対する名誉毀損の刑事責任

～韓国における産経新聞事件を中心に～・・・・・・・・・・田中 俊光

○アジア研究シリーズ No.89

- ・研究プロジェクト：東南アジアのグローバル化とリージョナル化IV
- ・表題：『東南アジアのグローバル化とリージョナル化IV』
- まえがき・・・・・・・・・・・・・・・・研究プロジェクト代表者 石川 幸一
- 東アジア経済の新局面と展望・・・・・・・・・・・・・・・・小黒 啓一
- シンガポール重点製造業の投入産出構造の特徴と課題
 - 外需と輸入投入に依存した高付加価値—・・・・・・・・玉村 千治
 - タイのFTA 戦略と近年の動向・・・・・・・・・・・・・・・・助川 成也
 - シンガポールにおける「1993年イギリス法適用法」について・木原 浩之
 - フィリピンのコーヒー生産—生産農家の自立に向けて—・・・野沢 勝美
- 日本領事報告掲載の仏領インドシナ関係記事の概要と特徴
 - 1928年から1943年—・・・・・・・・・・・・・・・・南原 真
- メコン地域の産業集積と分散
 - 交通・輸送インフラに改善と企業立地—・・・・・・・・春日 尚雄
- 大メコン圏における経済回廊と日系企業の動向・・・・・・・・藤村 学
- アジアのエネルギーを巡る諸問題・・・・・・・・・・・・・・・・藤森 浩樹
- ASEAN+3「地域通貨単位」に関する一考察・・・・・・・・赤羽 裕
- アジア太平洋の地域統合：展開と展望・・・・・・・・石川 幸一

○アジア研究シリーズ No.90

- ・研究プロジェクト：アジア諸国におけるデカップリングの可能性
 - ～地下資源、水資源、循環資源を中心として～
- ・表題『中国およびモンゴルにおける経済発展と環境問題の諸相』
- まえがき・・・・・・・・・・・・・・・・研究プロジェクト代表者 大江 宏
- 中国のアジア資源エネルギー戦略—習近平政権の
 - 「シルクロード」構想とアジアエネルギー共同体—・・・范 云涛
- 中国の食品汚染に関する一考察・・・・・・・・・・・・・・・・張 維納

気候変動をめぐる政治

—小島嶼国連合（AOSIS）に注目して—・・・鈴木 亨尚
モンゴル 資源開発と経済成長問題のデカップリング的可能性

～経済理論的推論分析～・・・関上 哲
モンゴル社会に根を下ろす日系企業のビジネスモデル：

ケーススタディ・・・大江 宏
モンゴル国における自由地帯について

・・・ジャムスランジャワ バーサンフー
「2014年夏 モンゴル調査旅行日誌：

エルデネト鉱山とフブスグル湖を中心に」・河合 伸泰・大江 宏

『アジア研究所 所報』発行（第158号～161号）

第158号（平成27年4月25日）

悪化の一途をたどる中緬関係

～少数民族武装グループとの大規模戦闘勃発の背景と行方～

・・・江橋 正彦

中国「工場から市場へ」が意味するもの・・・遊川 和郎

日本サーモスタットの海外戦略

—ベトナムの生産拠点を中心に—・・・藤原 弘

ピークを過ぎた長期滞在先、マレーシア・・・三木 敏夫

韓学韓用克韓観光立志譚・・・前川 恵司

『アジアの窓』2015年末は通過点

～A S E A N 経済共同体～・・・石川 幸一

第159号（平成27年7月20日）

日韓貿易の変容

—韓国の日本離れと日本にとっての対韓貿易の重要性

・・・・・・・・・・・・・・・・・・	奥田	聡
現代モンゴルの農牧業経営の現場（1）	西澤	正樹
フィリピンのコーヒー生産と農民	野沢	勝美
台湾企業とのビジネスアライアンスを活用		
一杭州友嘉高松機械有限公司	藤原	弘
日本を知り始めた中国人 中国が分からなくなる日本人	須賀	努
『アジアの窓』ASEANは遅々として進む	石川	幸一

第160号（平成27年10月20日）

カザフ族の専業牧家の夏

～新疆維吾爾自治區阿勒泰地區	西澤	正樹
光復70年反日疲勞困憊再見明洞譚	前川	恵司
書評論文：宮脇淳子『悲しい歴史の国の韓国人』	野副	伸一
来料加工廃止後も中国市場・アジア市場を狙う第一電材	藤原	弘
台湾の葬儀（上）	岡崎	幸司
『アジアの窓』権力を可視化する儀式	遊川	和郎

第161号（平成27年12月15日）

ASEAN経済共同体の創設	石川	幸一
大統領選挙後のスリランカ	荒井	悦代
TPP合意とメガFTAの潮流	馬田	啓一
ASEAN経済共同体の成立と日本の4本柱国際協力	朽木	昭文
台湾の葬儀（下）	岡崎	幸司
『アジアの窓』単品ですか？それともセットですか？	奥田	聡

アジア研究所 叢書 30（平成28年1月1日）

叢書『中国との距離に悩む周縁』

「香港：民主化運動と中国統治の今後」・・・・・・・・遊川 和郎
「中朝関係の現状を探る」・・・・・・・・平井 久志
「シルクロード経済圏構想と中露の利害対立」・・・・廣瀬 陽子
「南シナ海領有権問題で対立する中比関係」・・・・鈴木有理佳
「中国の影響強まる台湾—馬英九路線の成果と挫折—」
・・・・・・・・松田 康博

アジア研究所紀要 第42号 (2015年) (平成28年3月15日)

ベトナム戦争の起源・・・・・・・・木村哲三郎
日共の武装闘争と在日朝鮮人・・・・・・・・安部 桂司
地域資源利用の変化と牧畜民の参加
-内モンゴル自治区オランハダ火山を事例に-
・・・・・・・・ネメフジャルガル
大統領の多選制限をめぐる政治—アフリカを中心として—鈴木 亨尚
“Japanese-American-Chinese Cross-culture Contacts
in 1870s-1880s New Haven”・・・・Ying-yue YUNG (容 應莫)
社会的費用の内部化に関する一考察・・・・・・・・大島 正克
中韓FTAの歩みと影響推計・・・・・・・・奥田 聡

紀要第43号 (2016年度)

執筆者紹介 (掲載順)

小森 正彦 (経営学部准教授)

高橋 知也 (経済学部教授)

鈴木 亨尚 (アジア研究所嘱託研究員)

九門 大士 (国際関係学部特任教授)

居来提・色依提 (ジュラエティ・セイテイ)

(アジア研究所嘱託研究員・新疆财经大学経済学部教授)

角田 宇子 (国際関係学部教授)

小林 熙直 (アジア研究所嘱託研究員)

紀要編集委員 (順不同)

石川 幸一 (アジア研究所所長)

遊川 和郎 (アジア研究所教授)

小張 順弘 (国際関係学部講師)

アジア研究所紀要（第42号）

目 次

ベトナム戦争の起源	木 村 哲三郎
日共の武装闘争と在日朝鮮人	安 部 桂 司
地域資源利用の変化と牧畜民の参加	
- 内モンゴル自治区オランハダ火山を事例に -	ネメフジャルガル
大統領の多選制限をめぐる政治	
- アフリカを中心として -	鈴 木 亨 尚
“Japanese-American-Chinese Cross-cultural Contacts in 1870s-1880s New Haven”	Ying-yue YUNG (容 應 萸)
社会的費用の内部化に関する一考察	大 島 正 克
中韓 FTA の歩みと影響推計	奥 田 宏

アジア研究所紀要 第43号

2017年 2月25日 発行

編集兼
発行者

亜細亜大学アジア研究所

東京都武蔵野市境5丁目24番10号

電話 0422 (36) 3415

e-mail : ajiken@asia-u.ac.jp

印刷所

(株)松井ピ・テ・オ・印刷

栃木県宇都宮市陽東五丁目9番21号

電話 028 (662) 2511

Journal
of
The Institute for Asian Studies

No. 43

2016

CONTENTS

- A Study of Global Value Chain Development by Japanese Firms through
South Asia toward the Middle East and Africa Masahiko KOMORI
International Cross-Ownership and Mixed Oligopoly ... Tomoya TAKAHASHI
Politics of Vice President: Focusing on Africa Yukihiisa SUZUKI
“The Education of “Being” in Corporate Universities
and Business Schools in the U.S.
–An Analysis of the Leadership Program
in GE Crotonville and Harvard Business School–” Takashi KUMON
The analysis on Ethnic Minority Education
and talents cultivation of Xinjiang Seyit JURET
Success Factors of Participatory Irrigation Management:
Case of the Busao Communal Irrigation System
in Bohol, Philippines Ieko KAKUTA
~Amendments to the Enviromental
Protection Law in China~ Hironao KOBAYASHI
-

The Institute for Asian Studies
ASIA UNIVERSITY
TOKYO JAPAN